

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (9 月 2 日) (月曜日)

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 .....	9
日程第 4 行政報告 .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 報告第 5 号 平成 3 0 年度日置市土地開発公社決算の報告について .....	9
日程第 6 報告第 6 号 公益社団法人日置市農業公社平成 3 0 年度決算及び平成 3 1 年度事業計画の報告について .....	1 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 0
日程第 7 報告第 7 号 平成 3 0 年度日置市継続費精算報告書の報告について .....	1 0
日程第 8 報告第 8 号 平成 3 0 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について .....	1 0
日程第 9 報告第 9 号 平成 3 0 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について .....	1 1
宮路市長提案理由説明 .....	1 1
日程第 1 0 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	1 1
日程第 1 1 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	1 1
日程第 1 2 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて .....	1 1
宮路市長提案理由説明 .....	1 2
日程第 1 3 議案第 5 1 号 市有財産の譲与について .....	1 3
宮路市長提案理由説明 .....	1 3
満留市民福祉部長兼市民生活課長 .....	1 3
日程第 1 4 議案第 5 2 号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について .....	1 4
宮路市長提案理由説明 .....	1 4
日程第 1 5 議案第 5 3 号 日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結について .....	1 4

宮路市長提案理由説明	14
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	14
日程第16 議案第54号 日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について	16
宮路市長提案理由説明	16
堂下総務企画部長兼総務課長	16
日程第17 議案第55号 日置市地区公民館条例の一部改正について	17
宮路市長提案理由説明	17
堂下総務企画部長兼総務課長	17
日程第18 議案第56号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	18
宮路市長提案理由説明	18
満留市民福祉部長兼市民生活課長	18
日程第19 議案第57号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	19
宮路市長提案理由説明	19
満留市民福祉部長兼市民生活課長	19
日程第20 議案第58号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉 老人福祉センター条例の一部改正について	21
宮路市長提案理由説明	21
満留市民福祉部長兼市民生活課長	22
日程第21 議案第59号 日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	22
宮路市長提案理由説明	22
満留市民福祉部長兼市民生活課長	23
休 憩	23
日程第22 議案第60号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	24
日程第23 議案第61号 日置市給水条例の一部改正について	24
宮路市長提案理由説明	24
宮下産業建設部長兼建設課長	24
日程第24 議案第62号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について	25
宮路市長提案理由説明	25
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	25
日程第25 議案第63号 日置市手数料徴収条例の一部改正について	26
宮路市長提案理由説明	26

上原消防本部消防長	26
日程第26 議案第64号 令和元年度日置市一般会計補正予算(第4号)	27
日程第27 議案第65号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	27
日程第28 議案第66号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	27
日程第29 議案第67号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第30 議案第68号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第31 議案第69号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第32 議案第70号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	27
日程第33 議案第71号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	27
日程第34 議案第72号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	27
日程第35 議案第73号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算(第2号)	27
宮路市長提案理由説明	27
池満 渉君	30
宮下産業建設部長兼建設課長	31
堂下総務企画部長兼総務課長	31
田畑純二君	31
上財政管財課長	31
田畑純二君	32
日程第36 認定第1号 平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	32
日程第37 認定第2号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第38 認定第3号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第39 認定第4号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第40 認定第5号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第41 認定第6号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第42 認定第7号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	32

日程第43	認定第8号	平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第44	認定第9号	平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	32
日程第45	認定第10号	平成30年度日置市水道事業会計決算認定について	32
		宮路市長提案理由説明	33
休	憩		36
		山口初美さん	37
		城ヶ崎農林水産課長	37
		山口初美さん	38
		城ヶ崎農林水産課長	39
散	会		39

第2号（9月19日）（木曜日）

開	議		44
日程第1	一般質問		44
		坂口洋之君	44
		宮路市長	45
		奥教育長	45
		坂口洋之君	46
		瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	46
		坂口洋之君	46
		瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	47
		坂口洋之君	47
		宮下産業建設部長兼建設課長	48
		坂口洋之君	48
		宮路市長	48
		坂口洋之君	48
		有村福祉課長	48
		坂口洋之君	48
		宮下産業建設部長兼建設課長	49
		坂口洋之君	49
		堂下総務企画部長兼総務課長	49

坂口洋之君	4 9
宮路市長	4 9
坂口洋之君	5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 0
坂口洋之君	5 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 1
坂口洋之君	5 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	5 1
坂口洋之君	5 1
宮路市長	5 1
坂口洋之君	5 2
宮下産業建設部長兼建設課長	5 2
坂口洋之君	5 2
奥教育長	5 3
坂口洋之君	5 3
奥教育長	5 3
坂口洋之君	5 3
梅北社会教育課長	5 4
坂口洋之君	5 4
梅北社会教育課長	5 4
坂口洋之君	5 4
梅北社会教育課長	5 4
坂口洋之君	5 4
梅北社会教育課長	5 4
坂口洋之君	5 4
梅北社会教育課長	5 4
坂口洋之君	5 5
梅北社会教育課長	5 5
坂口洋之君	5 5
梅北社会教育課長	5 5
山口初美さん	5 5
休 憩	5 7

宮路市長	57
山口初美さん	58
宮路市長	58
山口初美さん	58
宮路市長	59
山口初美さん	59
松元税務課長	59
山口初美さん	59
宮路市長	59
山口初美さん	59
有村福祉課長	59
山口初美さん	60
有村福祉課長	60
山口初美さん	60
有村福祉課長	60
山口初美さん	60
福山介護保険課長	60
山口初美さん	60
福山介護保険課長	60
山口初美さん	60
宮路市長	61
山口初美さん	61
堂下総務企画部長兼総務課長	61
山口初美さん	61
堂下総務企画部長兼総務課長	61
山口初美さん	61
堂下総務企画部長兼総務課長	61
山口初美さん	61
宮路市長	62
山口初美さん	62
宮路市長	62
山口初美さん	62

	宮路市長	6 2
	山口初美さん	6 3
	宮路市長	6 3
	山口初美さん	6 3
	宮路市長	6 3
	山口初美さん	6 3
	宮路市長	6 4
	山口初美さん	6 4
	有村福祉課長	6 4
	山口初美さん	6 4
	宮路市長	6 4
	黒田澄子さん	6 5
休	憩	6 6
	宮路市長	6 6
	奥教育長	6 7
	黒田澄子さん	6 8
	有村福祉課長	6 8
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 8
	黒田澄子さん	6 8
	有村福祉課長	6 8
	黒田澄子さん	6 8
	有村福祉課長	6 9
	黒田澄子さん	6 9
	有村福祉課長	6 9
	黒田澄子さん	6 9
	有村福祉課長	6 9
	黒田澄子さん	6 9
	松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 9
	黒田澄子さん	7 0
	有村福祉課長	7 0
	黒田澄子さん	7 0
	有村福祉課長	7 0

黒田澄子さん	70
有村福祉課長	70
黒田澄子さん	70
有村福祉課長	70
黒田澄子さん	70
宮路市長	71
黒田澄子さん	71
有村福祉課長	71
黒田澄子さん	71
有村福祉課長	71
黒田澄子さん	71
有村福祉課長	71
黒田澄子さん	71
有村福祉課長	71
黒田澄子さん	71
有村福祉課長	71
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	72
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	72
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	72
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	72
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	72
黒田澄子さん	72
有村福祉課長	73
黒田澄子さん	73
宮路市長	73
黒田澄子さん	73
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	73
黒田澄子さん	73
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	74
黒田澄子さん	74
松田教育委員会事務局長兼教育総務課長	74
黒田澄子さん	74
満留市民福祉部長兼市民生活課長	74



黒田澄子さん	7 4
満留市民福祉部長兼市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	7 5
黒田澄子さん	7 5
宮路市長	7 5
黒田澄子さん	7 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 6
黒田澄子さん	7 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
黒田澄子さん	7 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 7
黒田澄子さん	7 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 8
黒田澄子さん	7 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	7 8
黒田澄子さん	7 8
宮路市長	7 8
黒田澄子さん	7 8
奥教育長	7 9
黒田澄子さん	7 9
奥教育長	7 9
黒田澄子さん	7 9
宮路市長	7 9
休 憩	8 0
福元 悟君	8 0

宮路市長	8 1
福元 悟君	8 2
城ヶ崎農林水産課長	8 2
福元 悟君	8 2
城ヶ崎農林水産課長	8 2
福元 悟君	8 2
城ヶ崎農林水産課長	8 3
福元 悟君	8 3
城ヶ崎農林水産課長	8 3
福元 悟君	8 3
城ヶ崎農林水産課長	8 3
福元 悟君	8 4
城ヶ崎農林水産課長	8 4
福元 悟君	8 4
宮路市長	8 4
福元 悟君	8 5
城ヶ崎農林水産課長	8 5
福元 悟君	8 5
城ヶ崎農林水産課長	8 6
福元 悟君	8 6
宮路市長	8 6
福元 悟君	8 6
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 7
福元 悟君	8 7
宮路市長	8 8
福元 悟君	8 8
宮路市長	8 8
福元 悟君	8 8
宮路市長	8 9
福元 悟君	8 9
休 憩	9 0
佐多申至君	9 0

宮路市長	9 0
佐多申至君	9 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 1
佐多申至君	9 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 1
佐多申至君	9 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 1
佐多申至君	9 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
佐多申至君	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
佐多申至君	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
佐多申至君	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
佐多申至君	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 2
佐多申至君	9 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
佐多申至君	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
佐多申至君	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
佐多申至君	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
佐多申至君	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 3
佐多申至君	9 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
佐多申至君	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
佐多申至君	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
佐多申至君	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
佐多申至君	9 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 4
佐多申至君	9 5

瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 5
佐多申至君	9 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 5
佐多申至君	9 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 5
佐多申至君	9 5
宮路市長	9 5
佐多申至君	9 5
宮路市長	9 6
佐多申至君	9 6
宮路市長	9 7
佐多申至君	9 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 7
佐多申至君	9 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 7
佐多申至君	9 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 8
佐多申至君	9 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 8
佐多申至君	9 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	9 8
佐多申至君	9 8
宮路市長	9 8
散 会	9 9

---

第3号（9月20日）（金曜日）

開 議	1 0 4
日程第1 一般質問	1 0 4
山口政夫君	1 0 4
宮路市長	1 0 4
山口政夫君	1 0 5
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7

山口政夫君	1 0 7
宮路市長	1 0 7
山口政夫君	1 0 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
山口政夫君	1 0 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 0 7
山口政夫君	1 0 8
宮路市長	1 0 8
山口政夫君	1 0 8
宮路市長	1 0 9
山口政夫君	1 0 9
田畑純二君	1 0 9
宮路市長	1 1 1
田畑純二君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
田畑純二君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
田畑純二君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
田畑純二君	1 1 3
宮路市長	1 1 3
田畑純二君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
田畑純二君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
田畑純二君	1 1 4
宮路市長	1 1 4
田畑純二君	1 1 4
宮路市長	1 1 5
休 憩	1 1 5
田畑純二君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
田畑純二君	1 1 5
宮路市長	1 1 5
田畑純二君	1 1 5
宮路市長	1 1 6

田畑純二君	1 1 6
上之原農業委員会事務局長	1 1 6
田畑純二君	1 1 6
城ヶ崎農林水産課長	1 1 6
田畑純二君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
田畑純二君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
田畑純二君	1 1 7
宮路市長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
城ヶ崎農林水産課長	1 1 8
田畑純二君	1 1 8
城ヶ崎農林水産課長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
城ヶ崎農林水産課長	1 1 9
是枝みゆきさん	1 1 9
宮路市長	1 2 0
奥教育長	1 2 1
是枝みゆきさん	1 2 2
梅北社会教育課長	1 2 2
是枝みゆきさん	1 2 2
宮路市長	1 2 2
是枝みゆきさん	1 2 3
梅北社会教育課長	1 2 3
是枝みゆきさん	1 2 3
梅北社会教育課長	1 2 3
是枝みゆきさん	1 2 3

	梅北社会教育課長 .....	1 2 4
	是枝みゆきさん .....	1 2 4
	梅北社会教育課長 .....	1 2 4
	是枝みゆきさん .....	1 2 4
	梅北社会教育課長 .....	1 2 4
	是枝みゆきさん .....	1 2 4
	梅北社会教育課長 .....	1 2 4
	是枝みゆきさん .....	1 2 5
	梅北社会教育課長 .....	1 2 5
休	憩 .....	1 2 5
	是枝みゆきさん .....	1 2 5
	梅北社会教育課長 .....	1 2 5
	是枝みゆきさん .....	1 2 6
	梅北社会教育課長 .....	1 2 6
	是枝みゆきさん .....	1 2 6
	梅北社会教育課長 .....	1 2 6
	是枝みゆきさん .....	1 2 6
	宮路市長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 7
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 7
	是枝みゆきさん .....	1 2 8
	瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長 .....	1 2 8
	是枝みゆきさん .....	1 2 8
	奥教育長 .....	1 2 8

是枝みゆきさん	1 2 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 9
是枝みゆきさん	1 2 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 9
是枝みゆきさん	1 2 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 9
是枝みゆきさん	1 2 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 2 9
是枝みゆきさん	1 2 9
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 0
是枝みゆきさん	1 3 0
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 1
是枝みゆきさん	1 3 1
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 1
是枝みゆきさん	1 3 1
堂下総務企画部長兼総務課長	1 3 1
是枝みゆきさん	1 3 2
宮路市長	1 3 2
桃北勇一君	1 3 2
宮路市長	1 3 3
桃北勇一君	1 3 4
久木崎商工観光課長	1 3 4
桃北勇一君	1 3 4
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 5
桃北勇一君	1 3 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 5



桃北勇一君	1 3 5
宮路市長	1 3 5
桃北勇一君	1 3 5
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 5
桃北勇一君	1 3 5
久木崎商工観光課長	1 3 6
桃北勇一君	1 3 6
有村福祉課長	1 3 6
桃北勇一君	1 3 6
有村福祉課長	1 3 6
桃北勇一君	1 3 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 7
桃北勇一君	1 3 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 7
桃北勇一君	1 3 7
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 8
桃北勇一君	1 3 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 8
休 憩	1 3 8
桃北勇一君	1 3 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 8
桃北勇一君	1 3 8
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
桃北勇一君	1 3 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
桃北勇一君	1 3 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
桃北勇一君	1 3 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
桃北勇一君	1 3 9
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 0
桃北勇一君	1 4 0

満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 0
桃北勇一君	1 4 0
久木崎商工観光課長	1 4 0
桃北勇一君	1 4 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 0
桃北勇一君	1 4 0
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
桃北勇一君	1 4 1
満留市民福祉部長兼市民生活課長	1 4 1
桃北勇一君	1 4 1
橋口地域づくり課長	1 4 1
有村福祉課長	1 4 1
桃北勇一君	1 4 1
橋口地域づくり課長	1 4 1
桃北勇一君	1 4 2
橋口地域づくり課長	1 4 2
桃北勇一君	1 4 2
橋口地域づくり課長	1 4 2
桃北勇一君	1 4 2
橋口地域づくり課長	1 4 2
桃北勇一君	1 4 2
橋口地域づくり課長	1 4 2
桃北勇一君	1 4 3
橋口地域づくり課長	1 4 3
桃北勇一君	1 4 3
橋口地域づくり課長	1 4 3
桃北勇一君	1 4 3
橋口地域づくり課長	1 4 3
桃北勇一君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 4
桃北勇一君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 4

桃北勇一君	1 4 4
橋口地域づくり課長	1 4 4
桃北勇一君	1 4 5
橋口地域づくり課長	1 4 5
桃北勇一君	1 4 6
宮路市長	1 4 6
散 会	1 4 6

---

第4号（10月2日）（水曜日）

開 議	1 5 1
日程第1 議案第51号 市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）	1 5 1
佐多文教厚生常任委員長報告	1 5 1
山口初美さん	1 5 2
池満 渉君	1 5 2
日程第2 議案第52号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）	1 5 3
西菌総務企画常任委員長報告	1 5 3
日程第3 議案第58号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）	1 5 4
佐多文教厚生常任委員長報告	1 5 5
山口初美さん	1 5 5
池満 渉君	1 5 6
日程第4 議案第64号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	1 5 6
西菌総務企画常任委員長報告	1 5 6
佐多文教厚生常任委員長報告	1 5 8
休 憩	1 6 1
黒田産業建設常任委員長報告	1 6 1
日程第5 議案第65号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 4
日程第6 議案第70号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 6 4

日程第 7	議案第 7 1 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生 常任委員長報告）	1 6 4
日程第 8	議案第 7 2 号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（文 教厚生常任委員長報告）	1 6 4
	佐多文教厚生常任委員長報告	1 6 4
日程第 9	議案第 6 6 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産 業建設常任委員長報告）	1 6 6
日程第 1 0	議案第 6 7 号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） （産業建設常任委員長報告）	1 6 6
日程第 1 1	議案第 7 3 号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）（産業建設常 任委員長報告）	1 6 6
	黒田産業建設常任委員長報告	1 6 7
日程第 1 2	議案第 6 8 号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総 務企画常任委員長報告）	1 6 9
日程第 1 3	議案第 6 9 号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号） （総務企画常任委員長報告）	1 6 9
	西菌総務企画常任委員長報告	1 6 9
日程第 1 4	認定第 1 号 平成 3 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（各常任委 員長報告）	1 7 0
	西菌総務企画常任委員長報告	1 7 1
休 憩		1 7 4
	佐多文教厚生常任委員長報告	1 7 4
	黒田産業建設常任委員長報告	1 7 6
	山口初美さん	1 7 9
	並松安文君	1 8 0
日程第 1 5	認定第 2 号 平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい て（文教厚生常任委員長報告）	1 8 1
日程第 1 6	認定第 7 号 平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定につい て（文教厚生常任委員長報告）	1 8 1
日程第 1 7	認定第 8 号 平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について （文教厚生常任委員長報告）	1 8 1
日程第 1 8	認定第 9 号 平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ	

	いて（文教厚生常任委員長報告）	181
	佐多文教厚生常任委員長報告	181
	山口初美さん	183
	是枝みゆきさん	184
休	憩	185
	山口初美さん	185
	下御領昭博君	186
	山口初美さん	187
	田畑純二君	187
日程第19	認定第3号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）	188
日程第20	認定第4号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）	188
日程第21	認定第10号 平成30年度日置市水道事業会計決算認定について（産業建設常任委員長報告）	188
	黒田産業建設常任委員長報告	188
日程第22	認定第5号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）	191
日程第23	認定第6号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）	191
	西菌総務企画常任委員長報告	191
日程第24	意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書	193
	並松議会運営委員長趣旨説明	193
日程第25	閉会中の継続調査申し出について	194
日程第26	議員派遣の件について	194
日程第27	所管事務調査結果報告について	194
日程第28	行政視察結果報告について	194
閉	会	194
	宮路市長	194



令和元第4回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 2日	月	本 会 議	予算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 3日	火	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月 4日	水	委 員 会	委員会審査（条例・補正予算関係他）
9月 5日	木	委 員 会	予備日
9月 6日	金	委 員 会	委員会審査（決算）
9月 7日	土	休 会	
9月 8日	日	休 会	
9月 9日	月	委 員 会	委員会審査（決算）
9月10日	火	委 員 会	委員会審査（決算）
9月11日	水	休 会	
9月12日	木	休 会	
9月13日	金	休 会	
9月14日	土	休 会	
9月15日	日	休 会	
9月16日	月	休 会	
9月17日	火	休 会	
9月18日	水	休 会	
9月19日	木	本 会 議	一般質問
9月20日	金	本 会 議	一般質問（本会議終了後定例全員協議会）
9月21日	土	休 会	
9月22日	日	休 会	
9月23日	月	休 会	
9月24日	火	休 会	
9月25日	水	休 会	
9月26日	木	休 会	発言通告（討論、質疑）提出期限（正午まで）
9月27日	金	休 会	議会運営委員会午前10時から（最終本会議日程） 議運結果報告等配布（午後）
9月28日	土	休 会	

9月29日	日	休	会	
9月30日	月	休	会	
10月1日	火	休	会	
10月2日	水	本	会	議 付託事件等審査結果報告・質疑・表決 追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 5号	平成30年度日置市土地開発公社決算の報告について		
報告第 6号	公益社団法人日置市農業公社平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告について		
報告第 7号	平成30年度日置市継続費精算報告書の報告について		
報告第 8号	平成30年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について		
報告第 9号	平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について		
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて		
議案第51号	市有財産の譲与について		
議案第52号	日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について		
議案第53号	日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結について		
議案第54号	日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について		
議案第55号	日置市地区公民館条例の一部改正について		
議案第56号	日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		
議案第57号	日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第58号	日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について		
議案第59号	日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について		
議案第60号	日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について		
議案第61号	日置市給水条例の一部改正について		
議案第62号	日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について		
議案第63号	日置市手数料徴収条例の一部改正について		



- 議案第 6 4 号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 6 5 号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 6 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 7 号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 8 号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 9 号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 0 号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 2 号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 3 号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 認定第 1 号 平成 3 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 3 0 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 3 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 3 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 3 0 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 意見書案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書



第 1 号 ( 9 月 2 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成30年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 平成30年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成30年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第13	議案第51号 市有財産の譲与について
日程第14	議案第52号 日置市宮伊集院駅西側駐車場及び日置市宮伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第53号 日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結について
日程第16	議案第54号 日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第17	議案第55号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第18	議案第56号 日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第57号 日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第20	議案第58号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について
日程第21	議案第59号 日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第60号 日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第61号 日置市給水条例の一部改正について
日程第24	議案第62号 日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について
日程第25	議案第63号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第26	議案第64号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）

- 日程第 2 7 議案第 6 5 号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 6 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 6 7 号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 6 8 号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 1 議案第 6 9 号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 7 0 号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 3 議案第 7 1 号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 7 2 号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 5 議案第 7 3 号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 認定第 1 号 平成 3 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 7 認定第 2 号 平成 3 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 8 認定第 3 号 平成 3 0 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 9 認定第 4 号 平成 3 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 0 認定第 5 号 平成 3 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 1 認定第 6 号 平成 3 0 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 2 認定第 7 号 平成 3 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 3 認定第 8 号 平成 3 0 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 4 認定第 9 号 平成 3 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 5 認定第 1 0 号 平成 3 0 年度日置市水道事業会計決算認定について

本会議（9月2日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君  
代表監査委員 櫻井健一君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君



午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから令和元年第4回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、重留健朗君、福元悟君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの31日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月2日までの31日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。令和元年5月分から令和元年7月分までの例月現金出納検査結果について報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上、ご報告します。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月19日から主な行政執行についてご報告申し上げます。

6月2日の恒例の「せつとべ」が行われ、今年度の豊作を祈願するとともに、棒踊り等の郷土芸能も奉納され、活気あふれた行事となりました。

次に、6月3日に日置市と日置警察署が連携し、市民等の権利及び利益の保護に配慮し、犯罪の捜査、行方不明事案の捜査並びに交通事故の原因究明において、相互に協力することを目的として、見守りカメラの画像の管理等に関する協定の調印を行いました。

次に、6月27日から7月26日にかけて地域づくりに係る市長との意見交換を4地域で開催し、現状と課題など意見交換を行いました。

次に、7月25日に第1回日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討委員会を開催し、総合戦略に掲げる事業の検証・評価を行いました。

次に、8月4日に兄弟都市親善使節団として滋賀県多賀町を訪問し、親交を深めました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載してありますので、ご確認をお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号平成30年度日

置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告について

○議長（漆島政人君）

日程第5、報告第5号平成30年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告について、2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第5号は、平成30年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月7日に理事会が開催され、平成30年度日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成30年度の事業報告の概況といたしまして、昨年に引き続き土地造成事業を8地区で取り組み、販売促進や管理等を行いました。なお、大内田住宅団地及び剣壇塚住宅団地が完売となりました。

また、パナソニック跡地については、10月に工業団地としての用地を取得し、徳重工業団地造成事業を開始しました。2区画を事業用地として賃貸し、ほかの区画につきましては既存の建物の解体工事等の完了後、工業用地として販売を行ってまいります。

農村地域工業団地につきましては、5区画を事業用地として賃貸し、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸となりました。

収支につきましては、収益総額9,739万8,003円、損失総額5,956万3,444円となり、差し引き3,783万4,559円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、公益社団法人日置市農業公社平成30年度決算及び平成31年度事業計画の報告についてであります。

去る6月14日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成30年度決算報告書及び平成31年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

平成30年度の実績につきましては、研修等事業、農地貸借幹旋事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

平成30年度日置市農業公社の収支状況につきましては、平成30年度正味財産増減計算書の表により、全体収入合計額で8,029万6,405円、全体支出合計が7,934万9,175円で、次期繰り越し収支差額はプラス94万7,230円となりました。

また、平成31年度事業計画につきましては、これまでと同様に、研修等事業、農地貸借幹旋等事業、農作業受委託事業の3本の柱として充実強化を図ります。

なお、引き続き、生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上、2件報告いたします。

○議長（漆島政人君）

これから2件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告を終わります。

---

△日程第7 報告第7号平成30年度日置市継続費精算報告書の報告について

△日程第8 報告第8号平成30年度決算に基づく日置市の健全化

判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（漆島政人君）

日程第7、報告第7号平成30年度日置市継続費精算報告書の報告についてから日程第9、報告第9号平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、平成30年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

平成30年度日置市継続費精算報告書の教育費の伊集院北小学校校舎改築事業、吹上浜公園園体育館空調設備設置事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号は、平成30年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25%に対しまして5.5%、将来負担比率については、早期健全化基準が350%に対しまして18.2%と基準値を大きく下回っている状況でございます。

次に、報告第9号は、平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により平成30年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計及び水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上、3件報告いたします。

○議長（漆島政人君）

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号から報告第9号までの3件についての報告を終わります。

△日程第10 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第11 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第12 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第10、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてから日程第12、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

3件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和元年6月30日をもって任期満了となるため、前委員の後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

御領原和門氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和元年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

佐多秋男氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和元年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

林美代子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりでございます。

以上、3件ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから3件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号から諮問第3号までの3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件について、御領原和門氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、御領原和門氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件について、佐多秋男氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、佐多秋男氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号を採決します。

お諮りします。本件について、林美代子氏

を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、林美代子氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第13 議案第51号市有財産の譲与について

**○議長（漆島政人君）**

日程第13、議案第51号市有財産の譲与についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第51号は、市有財産の譲与についてであります。

日置市特別養護老人ホームの青松園を民間に移管するに当たり、当該建物を譲与したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第51号市有財産の譲与について補足説明を申し上げます。

日置市特別養護老人ホーム青松園の民間移管につきましては、本年4月に日置市特別養護老人ホーム青松園民間移管選定委員会から答申を受け、5月に市としまして決定をしております。

また、6月議会定例会におきまして、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止についての議案を上程し、原案のとおり可決していただきました。

このことを受けまして、令和2年4月1日

の民間移管に向けまして、移管先法人に建物を譲与するため、今回提案するものであります。

今回、譲与しようとする物件は、1、種類、建物。

2、名称、日置市特別養護老人ホーム青松園。

3、所在地、日置市日吉町日置1193番地1。

4、建築年月、構造、床面積及び評価額につきまして、まず、本館、昭和61年5月建築で、鉄筋コンクリート造2階建て2,190.49m<sup>2</sup>、評価額1億315万4,215円であります。

次に、車庫、昭和61年5月建築で、鉄筋コンクリート造平屋建て26.60m<sup>2</sup>、評価額47万1,723円であります。

次に、物干し場、昭和61年5月建築で、鉄骨造平屋建て67.50m<sup>2</sup>、評価額74万5,825円あります。

次に、物品倉庫、平成6年2月建築で、木造2階建て36.10m<sup>2</sup>、評価額20万1,568円あります。

次に、相談室棟、平成10年7月建築で、鉄筋コンクリート造平屋建て134.18m<sup>2</sup>、評価額769万6,114円あります。

次に、ショートステイ棟、平成11年2月建築で、鉄筋コンクリート造平屋建て237.45m<sup>2</sup>、評価額1,381万7,926円あります。

合計で2,692.32m<sup>2</sup>、評価額1億2,608万7,371円あります。

また、備考としまして、附属設備を含むとしております。

5、譲与の相手方、社会福祉法人恵里会。

6、譲与の時期、令和2年4月1日。

7、譲与の条件、当該財産を老人福祉施設である特別養護老人ホームとして使用することとしております。

次のページをお開きください。

資料としまして、社会福祉法人恵里会の概

要を記載しております。

1、主たる事務所の所在地、日置市市来町伊作田7,078番地1。

2、代表者名、理事長、前原くるみ。

3、設立年月日、平成11年3月23日。

4、職員数、60人。

5、目的、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、第1種及び第2種社会福祉事業等の活動を行っている法人であります。

次のページに特別養護老人ホーム青松園の位置図、下のほうに配置図を、また次のページに1階、2階の平面図を添付しております。ご確認をお願いします。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第14 議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第14、議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第52号は、日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてであります。

日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場の指定管理を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第15 議案第53号日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結について

○議長（漆島政人君）

日程第15、議案第53号日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第53号は、日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結についてであります。

日吉学園校舎増築建設工事を施工するため、工事請負仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田

龍次君)

それでは、議案第53号日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

目的は、日吉学園校舎増築建築工事、入札の方法は、公募型指名競争入札であります。契約金額は3億9,160万円で、契約の相手方は、日置市伊集院町郡二丁目56番地、株式会社久保工務店伊集院支店、支店長久保廣之進でございます。

次のページに工事請負契約書を添付してございます。

工事名が、日吉学園校舎建築増築工事、工事場所は、日置市日吉町日置地内、現在の日吉中学校の敷地内でございます。工期は、議決の日から令和2年7月15日までを予定しております。請負代金額は3億9,160万円で、うち消費税及び地方消費税の額は3,560万円、契約保証金は3,916万円でございます。

6の解体工事に要する費用等は、別紙のとおりとして省略しておりますが、この解体は、新たに増築する校舎から既存校舎へ渡り廊下を渡すための既存校舎の一部解体によるものでございます。

この工事について、発注者と受注者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

なお、契約書の第54条で、「この契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき、本契約として効力を生じるものとする」となっております。

仮契約締結の日は、令和元年8月14日でございます。

入札の結果につきましては、次のページをごらんください。

入札執行日は、令和元年8月8日で、予定価格は消費税を抜いた金額が3億6,913万7,000円でございます。落札金額は3億9,160万円です。

入札の参加者につきましては、日置市内3社と日置市内の業者と共同企業体を組んで参加された2社の計5社から応募があり、入札の結果、久保工務店伊集院支店が落札となりました。

予定価格に対する落札率は、96.44%になります。

次のページが落札者の主な工事経歴でございます。ご確認をお願いいたします。

次に、図面につきまして説明を申し上げます。

A3の図面をお開きください。まず建物位置図で、工事箇所は網掛け表示をしております、方角としましては既存校舎の南側に建設となります。

続きまして、2枚目が1階の平面図、3枚目が2階の平面図、4枚目が屋根伏せ図、5枚目が立面図となっております。

建物は、鉄筋コンクリート造2階建てで、延べ床面積が1,455.82m<sup>2</sup>、1階に1年生から4年生までの普通教室、特別支援教室が2教室、多目的教室、教材庫、男女別のトイレ、エレベーターを配置いたしております。

2階には、5年生から9年生までの普通教室、多目的交流スペース、教材庫、男女別トイレ等を配置しております。

増築する校舎から既存校舎への移動は、1・2階とも渡り廊下がつなぎます。

以上で図面による説明を終わります。

なお、この建築工事以外に電気設備工事や機械設備工事等がございますが、屋内工事、屋外工事など全体を5つに分けて別途発注い

たしております。

以上、ご審議くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号日吉学園校舎増築建築工事請負契約の締結については原案どおり可決されました。

---

△日程第16 議案第54号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第16、議案第54号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第54号は、日置市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

議案第54号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、欠格条項を原則として廃止する、いわゆる成年後見制度適正化法が施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、影響を受ける条例を改正するものです。

改正する条例は4件でございます。

それでは、別紙をごらんください。

まず、第1条日置市職員の給与に関する条例の改正は、期末手当と勤勉手当の支給について定めた条文中、地方公務員法第16条第1号に規定する「成年被後見人又は被保佐人」が欠格事由から削られることに伴い、該当する文言を削除し、条文の整理を行うものです。

次に、第2条、日置市職員等の旅費に関する条例の改正は、旅費の支給を定めた第3条中、地方公務員法の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」の欠格事由が削られたことに伴う号ずれの整理を行うものです。

次に、第3条日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正は、消防団員の欠格条項を定めた第4条中、「成年被後



見人又は被保佐人」の号を削り、号ずれなど条文の整理を行うものです。

次に、第4条日置市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正は、家庭的保育事業に従事する職員を定めた第23条中、児童福祉法を引用した条文の号ずれの整理を行うものでございます。

附則第1項としまして、この条例は令和元年12月14日から施行し、ただし第4条は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項では、施行日前の期末手当及び勤勉手当の支給に関する取り扱いは、従前の例によるという経過措置を定めています。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第

54号日置市職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第17 議案第55号日置市地区  
公民館条例の一部改正に  
ついて

**○議長（漆島政人君）**

日程第17、議案第55号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第55号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市高山地区公民館の宿泊・研修室の冷暖房の使用料を設定するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

議案第55号日置市地区公民館条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、日置市高山地区公民館の宿泊・研修室に冷暖房設備を整備したことから、使用料を定めた別表を改正するものでございます。

それでは、別紙をごらんください。

別表第2の高山地区公民館の宿泊・研修室の項に、表の右端の欄になりますが、1時間当たりの冷暖房料として100円を加えます。

附則第1条は、この条例は公布の日から施行するとし、附則第2条では、消費税率及び地方消費税率の改正による使用料等の額の改定に伴い、関係条例の整理を図るため制定した条例の別表使用料の宿泊・研修室の項に、

1時間当たりの冷暖房料として110円を加える改正を行うものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第55号日置市地区公民館条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第56号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第18、議案第56号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第56号は、日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第56号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の住民基本台帳法施行令が改正され、本年11月5日に施行されることになっておりますが、この改正により住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、今回改正するものであります。

印鑑の登録証明事務につきましては、国の事務処理要領に基づき、市町村の条例で定めることになっております。

それでは、別紙をお開きください。

日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

現行条例では、第5条は登録印鑑の内容を、第6条は登録事項の内容を、第13条は登録抹消の内容をそれぞれ規定しておりますが、これまで氏名、氏、名、通称等の一部を組み合わせたものであらわしているものを登録印鑑とすること等となっておりますが、この要件に今回新たに旧氏を加える改正であります。

そのほかにつきましては、政令の引用条項の移動による改正及び文言修正となっております。

附則としまして、この条例は、令和元年11月5日から施行するものです。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第56号日置市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

関する基準を定める条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第19、議案第57号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第57号は日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第57号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、幼児教育・保育の無償化が主な内容であります。

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

また、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

---

△日程第19 議案第57号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条につきましては、定義としまして、この条例における用語の意義を規定しております。

第12号以下を5号ずつ繰り下げまして、第11号の次に新たに5号を追加し、それぞれ新たな用語の意義を規定したものでございます。

次に、右側のページの中ほどになりますが、13条第1項及び第2項を次のように改める。

第13条は、利用者負担金額等の受領について規定しております。

第1項は、これまで、就学前の子どもたちについて、認定保護者の所得状況に応じた利用料の支払いを受けることを規定しておりますが、今回、ゼロ歳から2歳までの子どもたちについてのみの規定となります。

第2項は、特別利用保育に通常要する費用の額について、法の改正があったことに伴い、その関係規定を削除する改正となります。

次に、下から3行目の第4項第3号は、食事の提供に要する費用であります。次のページにかけまして規定しております。

ア号では、世帯に属するものの市町村民税所得割合算額が次の金額未満の場合は、副食——おかずとおやつのこととございますが——の提供に係る費用を徴収しないものとするものであります。

(ア)号で、法第19条第1項第1号に規定する1号認定者で3歳から5歳までの子どもは7万7,101円、(イ)号で、法第19条第1項第2号に規定する2号認定者で3歳から5歳までの保育の必要な子どもは5万7,700円、また、ひとり親等にあつては7万7,101円となっています。

イ号では、第3子に当たる基準をそれぞれ(ア)号で上記の1号認定者を、(イ)号で2号認定者に係る内容を、ウ号は、3歳未満

保育認定の子どもに対する食事提供の費用は保育料に含んでいることから徴収しないことなどをそれぞれ規定しています。

次に、ページをめくっていただきまして、右側の中ほど、第42条になります。

第42条は、特定教育・保育施設等の連携を規定しております。

特定地域型保育事業者は、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、認定こども園、幼稚園または保育園との連携を確保しなければならないとしております。

今回、第42条は、項の繰り下げによる移動を行っております。

まず、第8項は、特例保育所型事業所内保育事業者は、連携施設の確保を要しない旨の規定をしております。

次に、第2項は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保を規定しておりますが、次の2号に該当する場合は、代替保育の提供を行わないこととすることができるとしております。

まず、第1号は、連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

第2号は、連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第3項は、特定地域型保育事業による代替保育の提供に係る連携施設の確保について、第1号において、事業実施場所以外の場所または事業所内において代替保育が提供される場合において、その事業者が小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業を行う者である場合、第2号で、市が小規模保育事業A型もしくはB型または事業所内保育事業を行う者と同等の能力と認める場合は、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないと規定しております。

第4項は、市長は、特定地域型保育事業者

による保育の提供の終了に際して、連携施設の確保が著しく困難と認めるときは、連携施設において受け入れ、教育・保育の提供を行わないこととすることができる。

第5項は、第4項において連携施設の確保を行わないとすることができる中で、第1号及び第2号に規定する国・県・市から助成を受けている特定地域型保育事業者にあつては、提供の終了に際して、新たに受け入れ、教育・保育の提供を行う連携協力者を適切に確保しなければならないと規定しております。

なお、本市におきまして、特例保育所型事業所内保育事業者、特定地域型保育事業者、小規模保育事業A型・B型を行う事業者は存在しておりません。

そのほかにつきましては、文言の修正及び法の条項移動によります改正となっております。

ページをめくっていただきまして、右側下になります。附則としまして、この条例は令和元年10月1日から施行する。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第57号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第57号日置市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

△日程第20 議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第20、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第58号は、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正についてであります。

日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センターの浴場使用に係る使用料の額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいた

します。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」と日吉老人福祉センターの浴場使用料を見直すものです。

主な内容は、高齢者等に係る浴場使用料を令和3年4月1日までに両施設の金額が同じになるように改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部を改正する条例。

第1条及び第2条につきましては、日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例の一部改正であります。

第1条は、別表に規定する本館棟、一般浴場に係る使用者カードの交付を受けた者、この対象者は高齢者等となりますが、この方々の浴場使用料、1回110円を130円に、1日210円を310円に、11回分の割引回数券1,050円を1,300円に改めるものです。

第2条は、第1条に規定する使用料、1回130円を150円に、割引回数券1,300円を1,500円に改めるものです。

第3条及び第4条につきましては、日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正であります。

第3条は、別表に規定する浴場に係る高齢者等の使用料、1回180円を150円に、連続回数券10枚つづりを11枚つづりに改め、回数券に係る高齢者等使用料1,540円を1,500円に、児童使用料1,210円を1,300円に、一般使用料1,760円を1,980円に改めるものです。

第4条は、第3条に規定する回数券に係る一般使用料1,980円を2,200円に改めるものです。

附則としまして、第1項で、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。

第2項から第5項までは、使用の許可の時期に係る使用料の経過措置を規定しております。

第6項は、指定管理者による施設管理における文言の読みかえを規定しております。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第21 議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第21、議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第59号は、日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により

提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

それでは、議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の災害弔慰金の支給等に関する法律第10条に規定する災害援護資金の貸付利率を年3%から年3%以内において、その率を市町村の条例で定める旨の改正が行われたことにより今回改正するものであります。

それでは、別紙をお開きください。

日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条を1条ずつ繰り下げ、新たに12条を規定するものであります。

第12条の見出しとして、保証人及び利率を規定しています。

第1項は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができる」と規定しています。

第2項は、保証人を立てる場合の貸付利率は無利子とし、保証人を立てない場合は、据え置き期間中は無利子、据え置き期間経過後は年1%とするものです。

第3項は、第1項に規定する保証人は貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第9条の違約金を包含するものと規定しています。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害

援護資金の貸し付けについて適用する。

最後に、現在のところ、市民への災害援護資金の貸し付けの実績はない状況でございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第59号日置市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の会議は11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第22 議案第60号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

△日程第23 議案第61号日置市給水条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第22、議案第60号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び日程第23、議案第61号日置市給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第60号は日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市上水道事業の給水区域、給水人口及び給水量の変更に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第61号は、日置市給水条例の一部改正についてであります。

水道法及び水道施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上、2件の内容につきましては産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

議案第60号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別紙により補足説明を申し上げます。

平成31年3月、県知事宛てに申請しておりました給水区域の拡張が認可されたことに伴い、別紙に規定する給水人口及び1日最大給水量を改める必要が生じたため、提案する

ものでございます。

新たに給水区域が拡張された区域は、伊集院町麦生田地区の一部で、区域拡張により、全体の給水人口を4万6,900人から500人増の4万7,400人に、1日最大給水量を2万1,500m<sup>3</sup>から188m<sup>3</sup>増の2万1,688m<sup>3</sup>に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定を、水道法第10条第1項の認可があった平成31年3月19日から適用するものでございます。

続きまして、議案第61号日置市給水条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定の更新制の導入が図られたことに伴い、関係条例を整備するものでございます。

更新の期間につきましては、事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図る観点から、改正法で5年と規定され、更新手数料につきましては、同条例第29条第1項第1号に規定してございます新規申請時と同額の1万円を規定するものでございます。

附則としまして、この条例の施行日を改正法の施行日と同日の令和元年10月1日とするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号及び議案第61号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひ



ます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号及び議案第61号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号日置市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号日置市給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第24 議案第62号日置市幼稚園保育料徴収条例の廃止について

○議長（漆島政人君）

日程第24、議案第62号日置市立幼稚園

保育料徴収条例の廃止についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第62号は、日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしく願います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

それでは、議案第62号日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止について、補足説明を申し上げます。

今回の条例の廃止につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、令和元年法律第7号の施行に伴い、幼児教育・保育の無償化が10月1日から実施されることから、月額5,700円の保育料を上限として定めていたこの条例を廃止するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市立幼稚園保育料徴収条例（平成27年日置市条例第17号）は廃止するものでございます。

附則の第1項としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとし、附則第2項では、この条例の廃止前の日置市立幼稚園保育料徴収条例の規定により徴収した保育料及び徴収すべき保育料の取り扱いについては、従前の例によることとするものでございます。

なお現在、日置市内公立幼稚園4園に入園している園児は61名であり、全員の保育料

が無償となります。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第25 議案第63号日置市手数料徴収条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第25、議案第63号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第63号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（上原孝一君）

日置市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、平成31年3月29日付総務省自治財務局調整課から発出されました地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令についての事務連絡を受けて改正するものでございます。

危険物施設の設置許可申請に関する手数料でありまして、浮き屋根式特定屋外タンク及び浮きふた付特定屋外タンク貯蔵所のうち、危険物貯蔵最大数量が1万kℓ以上5万kℓ未満のものにつきまして、158万円を159万円に、（エ）危険物貯蔵最大数量が5万kℓ以上10kℓ未満のものにつきまして、194万円を195万円に、（オ）危険物貯蔵最大数量が10kℓ以上20kℓ未満のものにつきまして、226万円を227万円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号日置市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第26 議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）

△日程第27 議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第28 議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第29 議案第67号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第30 議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第31 議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第32 議案第70号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第33 議案第71号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第34 議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第35 議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第26、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）から、日程第35、議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの10件を一括議題とします。

10件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第64号は、令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億6,047万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ299億353万5,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度の繰越金の確定、臨時財政対策債の確定、車体課税の見直しや幼児教育・保育の無償化等に伴う予算措置と、児童扶養手当支給事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まずは、歳入の主なものでは、市税で軽自動車の環境性能割を147万4,000円増額計上いたしました。

自動車取得交付金では1,841万5,000円

を減額計上いたしました。

環境性能割交付金では、585万3,000円を増額計上いたしました。

地方税特例交付金では、子ども・子育て支援臨時交付金の増額など、4,575万円増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税の額の決定により3億7,386万2,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、子育てのための施設等利用給付交付金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額など、3億4,039万5,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、経営体育成支援事業費県補助金、現年補助農地農業用施設災害復旧費県補助金の増額など、1億7,472万円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額など、3億935万4,000円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度の繰越金の確定により、2億2,856万3,000円を増額計上いたしました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧債、現年補助公共土木施設災害復旧債の増額など、2億610万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費では、市営駐車場管理費の工事請負費の増額、将来の施設整備のための施設整備基金積立金の増額など、2億1,520万円を増額計上いたしました。

民生費では、児童扶養手当支給事業費や子育てのための施設等利用給付事業費の扶助費の増額など、1億3,308万1,000円を増額計上いたしました。

衛生費では、母子保健事業費のシステム改修委託料の増額、後期高齢者医療広域連合市町村負担金の増額など、85万円を増額計上

いたしました。

農林水産業では、経営体育成支援事業費の補助金の増額、農用水資源開発調査事業費の負担金の増額など、1,739万1,000円を増額計上いたしました。

商工費では、個人番号カード利用環境整備事業費の委託料の増額など、261万9,000円を増額計上いたしました。

土木費では、公共土木事業費への繰出金の減額など、2,375万9,000円を減額計上いたしました。

消防費では、消防団員のヘッドライト購入に伴う消耗品費の増額など、291万3,000円を増額計上いたしました。

教育費では、伊集院中学校教室増設に伴う工事請負費の増額など、743万円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助農地農業用施設災害復旧費、現年補助公共土木施設災害復旧費の増額など、7億475万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第65号は、令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,031万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,170万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越額の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第66号は、令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,448万

4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金の減額、前年度繰越額の確定に伴う繰越額の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、マンホールのふたの取りかえ工事等の工事請負費の増額を計上いたしました。

次に、議案第67号は、令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,868万6,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の増額、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、処理場の水中攪拌機分解整備に伴う工事請負費の増額を計上いたしました。

次に、議案第68号は、令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,505万3,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の増額、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出では、厨房改修に伴う設計業務委託料を増額計上いたしました。

次に、議案第69号は、令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,942万7,000円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金の確定に伴う繰越

金と一般会計繰入金の増額計上いたしました。

歳出では、施設維持修繕料の増額を計上いたしました。

次に、議案第70号は、令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ585万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額など計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第71号は、令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億278万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億2,133万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額など計上いたしました。

歳出の主なものでは、前年度精算に伴う償還金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第72号は、令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,777万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、収入見込みに伴う後期高齢者医療保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第73号は、令和元年度日置市

水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を8億6,814万4,000円に、収益的支出は、総額に218万円を追加し、総額を8億6,377万4,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、検定満期メーター取りかえの委託料の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を1億9,400万円に、資本的支出では、総額に313万円を追加し、総額を5億1,494万9,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、企業会計システム開発業務委託料の増額などを計上いたしました。

以上10件、ご審議をよろしく願いいたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから議案第64号から議案第73号までの10件について質疑を行います。

まず、議案第64号について、発言通告がありますので、池満渉君の発言を許可します。

#### ○21番（池満 渉君）

ただいま市長から提案理由の説明がありました。一般会計については、予算の大方は繰り越しの確定、それから、さっきの災害の復旧関連費が主であります。その他もろもろございますけれども、まず初めに、6月末から7月にかけての災害復旧について、特に災害復旧の担当の職員の方々、それから、避難所の開設を初めそれらの運営にかかわった多くの職員の方々、市民の安全確保のために尽力をされた職員各位関係の方々から敬意を表したいと思っております。

この9月議会の予算の上程とあわせて、決算の上程も認定を上程されておりますが、その中で、監査委員の審査意見書に働き方改革関連法案についての取り組みについてもしっかりやってほしいということが言及をされております。そのことも勘案をしながら、次の2つについて質疑をいたします。

まずは、一時的な業務量の増大についての対応であります。

今回、先ほど申し上げました豪雨災害によって、担当部署の方々の時間外勤務手当が出されております。これはもう当然のことですけれども、それでは、その対応については、技能系の職員だけで、果たして対応できただろうかという気がしております。ほかの部署や外部からの応援体制などというのは、どういったもんだったんだろうかと思えます。もちろん技能系の方でないといけないというのはあるわけですが、もう少し手分けをしてやることも必要だろうと。それはなぜかといいますと、今後、災害の発生頻度というのは非常に高くなってくるだろうと思えます。これから、いろんなことについて、一時的な業務量の増大というのは想定されますので、そこ辺について、どのような対応を今回されて、それを教訓として、今後どのようになさっていくのか。そのことを一つお伺いをいたします。

次に、人件費の関連で、職員の退職あるいは休職によるということで補正が計上されております。職員の健康保持と働きやすい職場環境の構築が果たしてできているのかということでもあります。しっかりと安心して働いて、そういう環境があつて、初めて市民の方々の負託にこたえられるわけでありますので、どうなのかと。この退職と休職の理由、今回提案されたこのことについて可能な範囲でご説明をいただきたいと思っております。

#### ○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

1 件目のご質問でございますが、今回の豪雨災害につきましては、公共土木施設、それから、農地農業用施設など多くの災害が発生しております。災害箇所の把握、調査等につきましては、各自治会担当として配置されております職員による現地調査や自治会長からの聞き取りをもとに、被災箇所の情報収集などを全課を上げて対応したところでございます。

それに基づきまして、担当課が現地調査を行いまして、被災額の算定、それから、今後の災害査定、それから復旧工事を進めていくこととなります。

通常事業の執行に今回の災害対応となりますので、今回の補正予算には、時間外勤務手当、それから、臨時職員の人件費等を計上させていただいているところでございます。

また、外部からの応援につきましては、大規模災害時における支援協力協定に基づきまして、被害状況調査を日置市測量協会に、応急対策につきましては建設業協会日置支部に要請し、支援をいただいたところでございます。

以上でございます。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今回の補正予算では、退職と休職の期間延長に係る人件費の減額が計上されているところでございます。理由としましては、病気や体調が悪化したことによる本人からの申し出によるものでございます。

職員の健康保持と働きやすい職場環境の構築に向けては、人間ドック受診に向けた支援、人間ドック受診者以外を対象にした健康診断のほか、28年度からは個々のストレスレベルの認識や、対処支援、職場環境改善等を目的としたストレスチェックに毎年取り組んでいるところでございます。

また、毎月勤務時間外の在庁時間確認調査を実施しまして、職員個々の健康状態の把握

のほか、業務の平準化や事務改善と職場経営マネジメントの向上に向けた取り組みも行っているところでございます。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、田畑純二君の発言を許可します。

#### ○20番（田畑純二君）

私は、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）について質疑させていただきます。

私は、私の所属する文教厚生常任委員会に属する以外の案件について1点ほど質疑をさせていただきます。答弁する担当部課長は、できるだけ細かく、具体的にわかりやすく、誠意をもって答弁してください。

予算説明書の9ページ、2款1項5目25節財産管理費積立金、施設整備基金積立金2億490万8,000円引く490万8,000円イコール2億円。補正として、将来の施設整備への積み立てに伴う補正2億円とありますが、この補正額の具体的内容と金額の算出根拠を伺います。

さらに詳しく言いますと、将来の施設整備としては、具体的には整備していくことが現時点考えられるのか。あるいは、現時点では考えられず、老朽化などに伴う予想される単なる積立金なのかなど、そこら辺を施設整備等も含めて、具体的にわかりやすく教えてください。

以上。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

施設整備基金の積立金の積算基礎につきましては、今回補正予算で計上しています前年度繰越金の確定額、それが3億7,856万3,000円でございます。そのうち、2億円を施設整備基金のほうに積み立てるものでございます。

将来の施設整備についてということでございますけれども、今後新クリーンセンターの施設整備など多額の財源を要するため、積み

立てを行うものでございます。

また、老朽化の関係でございますけれども、老朽化の施設整備が見込まれるのは、本庁舎あるいは東市来支所の庁舎の屋上外壁防水、あるいは、機械設備の改修、また、公営住宅等の建てかえも見込まれているところでございます。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

田畑議員、いいですか。

○20番（田畑純二君）

はい。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第65号から議案第73号までについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第64号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第65号、議案第70号、議案第71号、議案第72号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第66号、議案第67号、議案第73号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、議案第68号、議案第69号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第36 認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第37 認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

△日程第38 認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第39 認定第4号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第40 認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第41 認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第42 認定第7号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第43 認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第44 認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第45 認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（漆島政人君）

日程第36、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第45、認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

10件について、一括して市長の説明を求



めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第9号までは、平成30年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

一般会計の決算規模では、平成29年度決算と比較して歳入が1.8%増、歳出が1.5%増となりました。

歳入では、寄附金、繰入金、地方債などの増、歳出では、普通建設事業費、物件費、積立金などが増となったことによるものであります。

一般会計の決算収支は、歳入総額280億4,488万3,000円、歳出総額270億5,238万7,000円で、実質収支は7億5,756万4,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金の取り崩し額が多かったため、2億7,870万円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、固定資産税で基準評価がえによる標準宅地の下落傾向の影響による減、個人市民税では納税義務者数の増及び退職所得や配当所得の税額の増加による増などにより、2,080万6,000円の増となりました。

地方譲与税については、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の増により、650万2,000円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税の減な

どにより、1億4,109万7,000円の減となりました。

国庫支出金については、保育所運営費国庫負担金や小学校施設環境改善交付金などの増、経済対策臨時納付金国庫負担金や街路事業の社会資本整備総合交付金などの減により、1億8,879万4,000円の減となりました。

県支出金については、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や農地耕作条件改善事業費県補助金などの増、保育所等整備交付金の現年補助、農地農業用施設災害復旧費県補助金などの減により、1億4,269万6,000円の減となりました。

寄附金については、ふるさと納税の返礼割合の見直しによる駆け込み等による、1億3,736万円の増となりました。

地方債については、防災行政無線整備事業債や東市来バリアフリー化整備事業債などの減、支所整備に係る庁舎整備事業債や市道整備事業債などの増による7億7,180万円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の28.2%を占める民生費が76億4,137万8,000円、次に総務費が16.5%を占め、44億7,124万8,000円、衛生費が12.4%を占め、33億4,857万8,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が2,013万9,000円の増、投資的経費が9,511万5,000円の増、そのほかの経費が2億7,988万6,000円の増となりました。

義務的経費の内訳にしまして、人件費については、一般職非常勤職の職員数の増等による報酬の増、常勤職員の職員数の減等による職員給与や退職手当負担金などの減により6,343万4,000円の減となりました。

扶助費については、経済対策臨時福祉給付

金事業費の減、障害児通所給付費や保育所運営などの増により、7,694万3,000円の増となりました。

公債費については、地方道路整備事業債や公営住宅建設事業債などの減、合併特例事業債や臨時財政対策債などの増により元利償還金が663万円の増となりました。

投資的経費の内訳として、普通建設については、1億2,643万2,000円の増、災害復旧事業費については、3,131万7,000円の減となりました。

普通建設事業の補助事業では、小学校建設事業費や湯之元第一区画に係る土地区画整理事業費などの増、保育所等整備事業費や公営住宅建設事業費などの減により4億8,947万円の減となりました。

単独事業では、防災行政無線や東市来駅バリアフリー化整備事業などの減、吹上公園体育館空調設備設置事業や吹上浜公園サッカー場整備事業費などの増により6億1,590万2,000円の増となりました。

そのほかの経費の内訳といたしましては、物件費については、市長・市議会議員選挙に係る委託料や需用費などの減、ふるさと納税に係る委託料や手数料等の増などにより1億1,716万5,000円の増となりました。

補助費等については、生活保護費国庫負担金の精算返納金に係る生活保護総務管理費などの減、ふるさと納税に係る報償費などの増により3,950万2,000円の増となりました。

積立金については、ふるさと納税によるまちづくり応援基金や減債基金への積立金の増などにより1億3,652万円の増となりました。

繰出金については、介護保険事業費や公共下水道事業費などへの繰出金の減などにより2,045万4,000円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支

比率は、前年度より0.3ポイント増加し、5.3%となりました。

経常収支比率については、前年度より0.3ポイント増加し89.6%となりました。

市債残高については、平成30年度末で306億3,556万3,000円で、平成29年度末と比較いたしまして6億7,582万2,000円増加しました。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3カ年平均で算出され、前年度と比べて0.2ポイント減少し、5.5%となりました。

今後も引き続き、財政計画や第3次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度より国保制度改革のより財政運営の主体が市町村から県へ移行したことにより、国保予算が大きく変更され、国庫支出金や支払基金とのやりとりは県が行うことになりました。

また、保険給付費に相当する分は県から交付金として交付されるかわりに、世帯数や医療費等の指数をもとに計算された事業費納付金を県へ納めることになりました。歳入総額は63億487万3,000円、歳出総額は61億4,066万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1億6,420万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億4,829万8,000円、県支出金45億5,354万円、繰入金5億6,491万9,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費で44億437万2,000円、国民健康保険事業納付金13億9,935万2,000円などとなりました。

次に、認定第3号は平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額5億5,031万8,000円、歳出総額5億3,155万6,000円で、歳入歳出差し引き額は1,876万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料や手数料2億7,882万2,000円、国庫支出金4,550万円、繰入金7,911万9,000円、事業債1億800万円などとなりました。

歳出では、総務費の維持管理費で1億5,312万円、事業費の下水道整備費で、委託料など1億5,242万2,000円、公債費で2億2,601万3,000円となりました。

次に、認定第4号は、平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,651万8,000円、歳出総額3,558万4,000円で、歳入歳出差し引き額は93万4,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料1,157万3,000円、繰入金2,305万2,000円、繰越金175万2,000円などとなりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で、888万4,000円、公債費で2,670万円となりました。

次に、認定第5号は、平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度の利用状況は、宿泊人員が1万2,883人、休憩人員が1万8,828人の、合わせて3万1,711人の利用となり、前年度比宿泊898人増、休憩2,648人増の合計3,547人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額は1億9,207万

2,000円、歳出総額は1億9,205万2,000円で、歳入歳出差し引き額は2万円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億6,856万8,000円、繰入金2,295万8,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億9,205万2,000円などとなりました。

次に、認定第6号は、平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

平成30年度の利用状況は、宿泊人員2,315人、入浴人員4万1,742人、プール及び温泉共通人員2万292人、飲食利用人員2万8,568人の、合わせて9万2,916人の利用となり、前年度比宿泊47人減、入浴1,622人の減、プール及び温泉共通利用人員3,036人増、飲食利用8,024人減の合計6,657人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額1億2,901万円、歳出総額1億2,896万3,000円、歳入歳出差し引き額は4万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入9,190万5,000円、繰入金の3,710万円などとなりました。

歳出では、経営費1億2,896万3,000円となりました。

次に、認定第7号は、平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてあります。

歳入歳出総額619万5,000円、歳出総額532万8,000円で、歳入歳出差し引き額は86万7,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料279万3,000円、繰入金213万7,000円、前年度繰越金126万5,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で532万8,000円となりました。

次に、認定第8号は、平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額57億1,073万8,000円、歳出総額55億392万7,000円、歳入歳出差し引き額は2億681万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料11億580万3,000円、国庫支出金14億6,197万5,000円、支払基金交付金14億2,422万8,000円、県支出金7億9,038万8,000円、繰入金7億6,265万8,000円、繰越金1億6,380万6,000円などとなりました。

歳出では、総務費の6,479万1,000円、保険給付費で51億46万6,000円、基金積立金2,737万1,000円、地域支援事業費1億6,238万9,000円、諸支出金1億4,901万円となりました。

次に、認定第9号は、平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億7,193万2,000円、歳出総額6億7,055万6,000円で、歳入歳出差し引き額は137万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料4億2,660万8,000円、一般会計繰入金2億2,845万2,000円、諸収入1,507万1,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,212万9,000円、保健事業費2,068万1,000円などとなりました。

次に、認定第10号は、平成30年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条2項に規定する監査委員の審査を完了しましたので、同条第4項及び第6号の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収入については、給水人口の減少により、使用水量の減少などの影響を受けて、水道料金は375万5,000円の減となりました。

全体では、水道事業収益8億346万5,000円、水道事業費用7億3,197万7,000円で7,148万8,000円の当該年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額1億5,533万1,000円、支出額5億1,049万8,000円で差し引き不足額3億5,516万7,000円は、消費税及び地方消費税資本的収入調整額から516万7,000円、過年度分損益勘定留保資金から3億5,000万円補填をしました。

以上、10件ご審議をよろしくお願いたします。

済みません。ちょっと1点だけ、介護保険のほうで、歳出の基金積み立てを「2,727万1,000円」でございましたが、私は「2,737万」と言いました。訂正をお願いします。

○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから認定第1号から認定第10号までの10件について質疑を行います。

まず、認定第1号について、発言通告があ

りますので、山口初美さんの発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、一般会計決算につきまして、総括的に伺いたいと思います。本市の基幹産業である農業振興策について質疑をいたします。

30年度の決算に農業振興政策の成果がどのようにあらわれているか、非常に大きな問題だと思います。担い手の急速な減少、また高齢化で存続が危ぶまれる集落のことなどは、農業振興とも直結する問題です。

本市の農業を営んでいる方たちも機械代ローンの支払いなどで、農業をやめるにも簡単にはやめられない、破産手続きなどをして生活困窮者となっている方もある状況があります。それでもまだ、農業を続けようと頑張っておられます。安心・安全な農作物の生産、これは本当に本市でもきちんと、やはり市民の食料を守るという点でも頑張っていかなければならない施策だと思います。

外国産の小麦粉でつくった学校給食用のパンなどから、除草剤などが検出されるというようなことも、鹿児島県内ではありませんでしたけれども、そういうこともあったりして本当に安全な食料は、本当にこの日本の台地からというようなことが本当に大切になってきていると思います。

農業振興策、本市でもいろいろとやられておまして、幾つか伺いたいと思いますが、中山間地域等直接支払交付金事業、これを活用して農業経営の結果はどうだったのか。また、農業次世代人財投資事業の給付対象者、それぞれ何をつくり、今後の見通しなどはどうなっているのか伺います。

また、新規就農後継者育成事業補助金の給付対象者はそれぞれ何をつくっておられて、今後の見通しはどのようなのか。

また、スクミリンゴガイ広域駆除対策支援事業、これはジャンボタニシのことござい

ますが、この事業によって防除意識が向上して効果があったというふうに説明があつておりますが、米の出来高、できぐあいなど、また、その農家の経営としてはどうだったのか、その点も伺います。

また、新産業創出支援事業のオリーブによる6次産業化の成果、この説明がありまして、今、市民の中でも100人を超える方々が市に協力してと伺いますか、市が力を入れておりますので、市民も頑張ろうというようなことで100人を超える方たちがオリーブ栽培にも取り組んでおられますが、それぞれの地域などでは成果、見通し、今後の課題など、どういう状況なのかを伺います。

また、都市農村交流対策事業の受け入れ世帯の状況、新しく受け入れてくださる世帯を募集しているようですが、こういう受け入れ世帯をふやすための具体的な対策というか、そこら辺について伺いたいと思います。

以上、6点について質疑をいたします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、最初の中山間地域等直接支払制度の件でございますが、当該事業につきましては、一定以上の傾斜のある条件の不利な農地での営農継続や、維持管理をすることで農地の多面的機能を維持していくということを大きな目的としております。

成果といたしましては、交付金の活用で営農継続者への個人配分による経営の安定、そのほかに、共同作業による農道・用排水路等の維持管理経費にも充てられております。協定地内の営農基盤と災害防止などの多面的機能が維持されているというふうに認識しているところでございます。

次に、農業次世代人財投資事業の関係でございますが、この事業の給付対象者の営農品目につきましては、露地野菜が最も多く13件で、次に、水稻やカンショ類で5件、イチゴが4件、果樹類が2件、花卉類が1件

となっております。

今後の見通しとしましては、露地野菜の方々に一部規模拡大のための農地集積がなかなか進まないというような課題がございますが、その他の方につきましては、現在のところほぼ順調に継続して営農を続けておられます。

次に、新規就農後継者育成事業の関係でございます。

この方々の品目につきましては、ソリダゴという花卉が1名と、ミニトマトでの夫婦の方が1組、後継者の方につきましては、肉用牛が1名、露地野菜と甘しょの組み合わせによる方が1名という状況でございます。

今後の見通しとしましては、新規の方々は今現在、就農準備ということで、農業公社のほうでこのソリダゴ、ミニトマトの対象品目で研修中でございます。一方、後継者の方々は既に営農を開始され、順調に経過しているところでございます。

次に、スクミリンゴガイの広域駆除対策支援事業でございますけれども、平成30年産の水稻の作況につきましては、総体的には作柄は平年並みというようなことでありました。経営的には、価格がほぼ据え置きという状況の中で、この支援事業によりまして、ジャンボタニシからの被害の効果のあった農家につきましては、被害軽減によります増収と補助金による農薬代のコスト低減が図られたというふうに認識しております。

次に、新産業創出支援事業、オリーブ事業でございますけれども、平成30年度のオリーブ事業の成果としましては、実の収穫量といたしまして、市民分を含め930kgを鹿児島オリーブへ出荷し、日置市産オリーブのブレンドオイルを4,200本販売いたしております。また、実の新漬け（漬物）も商品化いたしております、300本を販売いたしました。

それから現在まで植栽をされた市民は、議員もおしゃいましたように104名でございます。市内全体で6,600本、面積で16haという面積になってございます。本年は、木の成長に伴い出荷される市民も増加し、昨年の上の2倍以上の出荷を見込んでいるところでございます。課題といたしましては、我々の指導に基づいた栽培管理が十分でない市民の方々がいらっしゃるという事案が考えられようかと思っております。

最後に、都市農村交流対策事業でございますが、現在の市内の受け入れ世帯は合計で38世帯となっております。地域別には、伊集院4、東市来14、日吉4、吹上16世帯という状況でございます。新たな受け入れ世帯の推進につきましては、市の広報紙を活用したこともありましたけれども、現実的には既存の受け入れ世帯の方々の口コミやお誘いというのが最も効果的でございます、実際、修学旅行生を受け入れるときに一緒に参加していただくと、お声をかけて参加していただいて、受け入れ側として体験をしていただくということなどをお勧めしているところでございます。

以上です。

#### ○14番（山口初美さん）

大体、今の御説明では、順調な感じに受け取れます。30年度の成果としては、このいろいろな農業振興策が、ある程度実を結んでいるというようなふうに受け取りましたけれども、私は、本当にこの農家が再生産を意欲的に行えるようにするためには、やはり農作物の価格保証だとか、そして農家への直接その所得の補償だとか、そういうことがこれから先は本当に必要になってくるのかなと思っています。

高齢化によって担い手が急速に減少するというような状況が、これから先はもっともっとはっきりとあらわれてくると思いますので、

若い人たちが本当に農業にどんどん参入してくれるような、そういう条件づくりが必要なのではとまっているところです。

この農業振興策、とても大切な事業ですし、本市としても今後ともしっかりとこの方たちが農業を続けていけるように、つくりたいものをつくって、そしてそれによって食べていけるように、そういう希望を持って農業を続けていけるように、しっかりとした支援が必要だと思いますが、このオリーブの6次産業化ですね、本市だけではなくて、鹿児島県内でもやっぱり取り組んでいる自治体があるようですが、そういうところとの情報交換とかそういう点は、30年度は情報交換だけではなくて交流というか、協力をしてやっていくとか、そういうことは取り組みはなかったのか、伺いたいと思います。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

本市のオリーブ事業につきましては非常に注目度が高くて、県内外からの視察もかなり受け入れをしているところでございますが、県内の中では、特に隣の南さつま市さんも管理栽培が徐々に進んできておりまして、昨年は幾分か収穫があつて、当初、日置市にある鹿児島オリーブで搾油をという話もあつたわけでございますが、量的にまだまだということで、全部新漬けで処理をするので、ことはいいけど、来年はひよっとするとということで、今年のものにつきましては、市町村を越えて県内のものを搾油するということも出てくるかと思っております。

個人的なものでいきますと、日置市外からの方も数件、昨年度受け入れて、搾油をしている状況もございます。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第10号までについて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております認定第1号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、認定第2号、認定第7号、認定第8号、認定第9号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第3号、認定第4号、認定第10号の3件は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第5号、認定第6号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△散 会

**○議長（漆島政人君）**

以上で、本日の日程は終了しました。

9月19日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時14分散会





第 2 号 ( 9 月 1 9 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、14番、12番、6番、2番）
-------	-------------------------

本会議（9月19日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。9月議会一般質問、今回は1番目の質問となります。私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らしを守り、平和と働く者の雇用を守る立場から、社民党の自治体議員として、58回目の一般質問を2点質問いたします。

まず、全国各地で台風・集中豪雨が発生した、先週も首都圏において台風15号が上陸し、神奈川、千葉など首都圏では大きな被害が発生しました。

近年、地球温暖化による短期間の集中豪雨は、雨雲レーダーなどが充実し、ピンポイントの予測がつきやすいですが、ことしも西日本各地、とりわけ九州では佐賀、長崎、熊本、福岡、そして鹿児島でも大きな被害が発生しました。

昨年、私は9月議会において、西日本豪雨の教訓をどう生かすか、一般質問しました。そういう意味で、台風・集中豪雨の防災対策について、6項目質問いたします。

1つ目です。

6月末から7月3日にかけての大雨被害による本市の被害の状況はどうか。復旧状況を伺います。

2つ目です。

今回、大雨による警報発令、避難所設置・

運営、職員配置等の状況と考え方、住民の危機意識等の状況と課題は何か伺います。

3つ目です。

今回、修正しまして、避難所については27カ所と掲載しておりますけれども、今回28カ所ということで、28カ所の避難所が設置されましたが、法律に基づく適正な収容人員は各避難所何名か。超過し、混乱するケースはなかったのか伺います。

4つ目です。

鹿児島市が避難情報の出し方、避難所の場所、運営等の課題が指摘され、改善に向けて取り組んでいます。連携中枢都市として、災害時や防災対策を4市と連携して強化すべきではないか、市の考えを伺います。

5つ目です。

現在、2級河川の神之川流域の河川工事が行われています。工事の進捗状況と予算の現状、今後の見通しはどうか伺います。

6つ目です。

今回の大雨による災害を踏まえ、河川の寄洲除去を求めている自治体が数多くあります。県に今後、寄洲除去についても求めていくべきではないでしょうか。

2点目の質問いたします。

図書館、高齢者・障がい者が利用しやすい公立図書館について5項目質問いたします。

1つ目です。

本市4図書館・図書室の高齢者、障がいのある方の利用の状況はどうか。

2つ目です。

バリアフリー、障がい者トイレ、エレベーター等の設置状況と施設面の課題は何か。

3つ目です。

図書館運営協議会に障がいのある方も入るべきであると考えますが、市の考えを伺います。

4つ目です。

点字・音声図書等の書籍の蔵書の状況と、

要望等はないのか伺います。

最後に5つ目です。

車の運転免許証返納者が増加する中、高齢者、障がい者の利用者の読書をする機会をふやすため、移動図書館等の充実を図るべきではないか。

以上2点について、市長、教育長に伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の台風・集中豪雨等の防災対策について。

その1でございます。

6月末から7月初めにかけての大雨により、住宅損壊、道路・河川・農地の被災等592件の通報等がありました。最終的な住家の被害報告として、全壊が3棟、半壊が4棟、床上浸水が2棟、床下浸水が5棟と鹿児島県へ報告したところでございます。

復旧については、7月専決で修繕、委託料を主に903件の3億3,794万6,000円、9月補正で工事請負を主に263件、7億475万4,000円を計上し、速やかな復旧に努めているところでございます。

2番目でございます。

今回の大雨は、未明から明け方にかけて複数の警報が発令され、短時間で積算雨量が急激にふえたことから、市の体制の引き上げや避難勧告等の発令、それに伴う避難所開設職員の参集など、非常に緊迫した状況でありました。

住民の危機意識について、住家の全壊があったものの、未然に避難がなされ人的被害がなかったことは住民の危機意識のあらわれだと考えております。しかしながら、改正されたレベル表示や発令に対する避難行動などの周知や理解が十分進んでいないと考えております。

3番目でございます。

災害対策基本法に収容人員の具体的な基準は設けられていないところでもあります。日置市では、避難室の床面積を2m<sup>2</sup>で除した数を収容人員としています。今回の開設について、人員が超過する避難所はなかったものの、狭さを訴えられるケースがありました。

4番目でございます。

鹿児島市と締結した連携中枢都市圏形成に係る連携協約に基づき、圏域全体の生活関連機能サービスが向上する災害対策の具体的な取り組みがあれば、協議してまいりたいと考えております。

5番目でございます。

神之川の河川整備は、平成14年度から基幹河川改修事業を県が実施中であり、平成30年度末の工事の進捗率は57%となっております。現在、大田地区の用地の取得が終了し、本年度から徳重地区の測量設計に着手しています。

今後も厳しい財政状況が予想されますが、早期の完成に向けて必要な予算が確保されるよう、県とも連携を図りながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

6番目でございます。

2級河川の寄州除去につきましては、管理者である県に対しまして、適時、要望活動を実施しており、本年度も昨年度に要望した16カ所の寄州除去が実施される見込みと聞いております。

市といたしましても、引き続き、2級河川の適正な維持管理が行われるよう、県と連携してまいりたいと考えております。

2問目については、教育長のほうが答弁いたします。

すいません。

床下浸水を5といいましたが、実際は9です。すいません、訂正します。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねの2番目の高齢者・障がい者が利用しやすい公立図書館についてお答えをいたします。

まず、1番目でございます。

本市にあります4館とも、高齢者や障がい者の方が利用されています。しかし、入館者の実数については把握をできておりません。

2番目です。

高齢者や障がい者の方々が利用できるように、入館に際しての段差や館内での書架間の通り抜けができるように配置をしておりますが、東市来図書館の絵本コーナーは段差があり、利用の際は職員が対応している状況です。

障がい者トイレは、4館とも多目的トイレとなっております。

エレベーターの配置につきましては、4館ともございません。中央図書館が2階建てとなっておりますが、2階の利用については図書館員が対応している状況にあります。

その3でございます。

図書館協議会委員についてでございます。

日置市立図書館条例により、図書館協議会委員の任命規定がありますが、障がい者の方の任命についての規定は特にありません。運営面において広く意見をいただけるように、一般公募枠を設けているところでございます。

4番目です。

点字図書はひよし図書館を除く3つの図書館に、音声図書については中央図書館のみ、大活字図書は全ての図書館が所蔵しています。

問い合わせについては、平成30年度にふきあげ図書館に音声図書、これは落語についての図書でございましたけれども、問い合わせがありました。

その5です。

市内では、平成8年に旧日吉町で購入をした移動図書館車を1台有しています。平成28年度までは、日吉地域内の学校、地区公民館だけでの巡回でしたが、平成29年度か

ら、デイサービス事業所と生活介護事業所を巡回をしています。平成30年度の実績としましては、2つの事業所で21回、デイサービス事業所は9回、生活介護事業所が12回となっておりますけれども、巡回配本を行っております。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長より、1回目のご答弁をいただいたところでございます。

まず、質問に当たりまして、今回被災された方々にお見舞い申し上げまして、また、市の職員や消防団員、民生委員、自治会長、その他事業者の方々に、今回の災害の復興も含めてご支援いただいたことにおきまして、敬意を表したいと思っております。

まず、最初の質問をいたします。

今回、防災も含めて5名の議員が一般質問をしております。昨年9月議会においても、私は大雨防災に関する質問をいたしました。市長は、答弁で防災計画の見直しの必要性、危険箇所・備蓄等の点検の必要性があると述べられております。福祉避難所の各施設の一览も市民に公開されて、評価しております。

その後、これまでの防災計画の見直し、発令のあり方、避難機能の充実、西日本豪雨の教訓を受けて、この1年間、本市としてどのような取り組みがなされたのか、現状を伺いたしたいと思います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

地域防災計画の具体的な見直しといたしまして、災害警戒本部の体制の立ち上げの時期、避難勧告の発令基準、災害対策支部の簡素化など、組織体制といたしましては、総務課総括監の職の設置、また現時点では十分とは言えませんが、備蓄品の分散配備を行ったところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

本市におきましても、限られた予算の中と



あわせて職員体制の中で、防災強化にこの1年間一生懸命取り組んだことについては評価をしたいと思います。

あわせて、今回の大雨、6月末から7月3日にかけて、大雨の警報、避難所運営、災害対策と避難や情報伝達、避難所設置、多くの課題があったと思います。私も今回、夜間に大雨が降ったということで、河川が上がりまして、夜間に避難にすることについても非常に多くの課題があったと感じておりますけれども、今回の災害は、新聞等でも、特に鹿児島市では8月の10日に検証作業をされております。鹿児島市も、避難のあり方、避難所の設置、職員体制、いろんな課題が出てきておりますけれども、今回の災害、各地域で河川が氾濫、夜間の避難勧告と対策本部の設置等、まずどのような形で検証されたのか。鹿児島市などでは、やっぱり大きな課題があったということで、8月の10日に検証作業がなされておりますけれども、本市において検証作業をどういった形でされたのか、まず伺います。

また、避難指示、避難勧告の根拠と今回段階的に避難所が設置されてきておりますけれども、そのことについての市の考え方を伺いたいと思います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

検証会議のような会議は設けておりませんが、災害対策本部の設置等、結果の振り返りを行ったところでございます。避難所の開設・運営、野田川の現況の把握など、見直しの必要性があるというふうに考えております。

避難勧告、避難指示の根拠につきましては、市の地域防災計画の発令基準及び降雨等の状況を勘案し発令したところでございます。

避難所について、各地区に優先して開設される指定避難所26カ所、神之川の氾濫に備えた左岸側の伊集院地区公民館、大里川の護岸の損壊、アンダーパスの冠水により湯田小

学校を開設したところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回、5名の議員が一般質問しますので、これからまたいろんな課題について市としての考え方を述べられると思いますので、検証についても、今後ともやっぱり来年以降の防災計画に向けても十分検討していただきたいと思っております。

次に、災害状況とその後の復興状況について再度伺いたいと思います。

先ほどのご答弁の中で、住宅の全壊が3棟、半壊が4棟、床上浸水が2棟、床下浸水が9棟ということであると、合わせて、被害の状況を見ますと、7月の専決処分、9月の補正で10億円を超える被害が出たということで、非常に大きな被害であったのではなかったかということを感じております。

そういった中で、本市におきましては592件の電話による通報があったそうでございます。家屋の全壊が3件、半壊が4件、特に住宅を失った方々には大きな痛手と考えております。

近年、各地の状況を見ましても、特に長崎県などの対馬地方、100mmを超える豪雨がここ何年か続いているという、そういった状況もあります。地球温暖化による災害リスクが高まる中で、やはり災害を受けた方々の市としての支援についても考える必要があると私は感じております。

まず、大規模な災害が発生した場合には、国の被害者生活支援法に基づき、全壊の場合は最大で300万円が支給されます。今回、全壊、半壊された方々が3棟、4棟あります。その後、家屋を失った方々が実際どのような生活をされているのか、市として実態把握をされているのか、伺います。

また、被災された方々の市営住宅の申請状況や、住宅再建に向けた貸付制度の相談などが市のほうに寄せられなかったのか、その辺

の状況を伺いたいと思います。

**○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）**

今回の災害で、住宅や宅地が被災された4名の方より、市営住宅への入居に関するお問い合わせをいただいております。そのうち、1名の方が市営住宅に入居されております。

その他の3名の方につきましては、現在の居住地から離れていることや利便性が悪いなどの理由から、また子どもさんのところに同居するなどのことから、入居はされておられません。

また、貸付制度の相談ではございませんが、被災住宅の住人の方より補助事業の相談がございまして、がけ地近接等危険住宅移転事業について説明させていただいております。現在のところ、まだ申請は上がってきていない状況でございます。

**○17番（坂口洋之君）**

全壊の方々が、4件の方は市営住宅に入居されたということでございます。当然ながら、やはり市としても、被災された方々の経済的な支援も含めた形の支援体制が必要だと思いますけれども、現在、災害に見舞われた方々、公営住宅の優先入居等の支援策があると私も理解しておりますけれども、国・県・市、見舞金、貸付制度、税金の猶予制度、具体的にどのような支援策がまずあるのか。

また、災害の全壊、半壊の住宅の自治体独自の支援制度があります。昨年、西日本豪雨で、西日本の岡山、広島などではかなり多くの家屋が全壊、半壊しておりました。そういった中で、岡山県津山市では、家屋の全壊10万円、半壊5万円、大雨災害の多い福岡県朝倉市では、住居が全壊、半壊された方々へ一律10万円の市独自の見舞金制度がございまして。本市も、こういった地球温暖化の中で、台風災害、大雨災害等がふえる中で、家屋を失った方々のお見舞金制度などを市として検討できないのか、そこら辺について、市

長の考えを伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの金額については各市町村とも十分検討させていただいて、ここにある、基準の中身と今後の問題については検討させていただきたいと思います。

**○17番（坂口洋之君）**

質問の中で、国・県・市からの具体的な支援制度はどういった内容があるのかということも一般質問でしておりますけれども、そこについての答弁がなかったんですけども、再度伺いたいと思います。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

福祉関係の見舞金といたしましては、全壊、半壊、床上浸水に対しまして、本市の災害見舞金のほか、共同募金や日置市社会福祉協議会から見舞金が支給をされています。

また、全壊には、日本赤十字社から災害救援物資が届くことになっております。

なお、全壊で鹿児島県住家災害見舞金の規定が適用される場合は、市の災害見舞金にかえて県からの支給となっております。今回の全壊世帯につきましては県から支給対象となって、そちらのほうから10万円ずつ見舞金が支給をされるという形になりました。

**○17番（坂口洋之君）**

今回の住宅災害だけではなくて、また道路、崖、そして場合によっては市民の中で、補助制度はないんですけども、住宅の庭なども崩れたケースがありますので、そういった災害もかなり多かったということも私も認識しております。

そういった中で、市も今回、専決事項及び9月の補正予算で予算を計上しまして、復旧に向けて取り組んでいることをまず評価したいと思いますけれども、あわせて、今回の災害においては国の激甚災害の指定を受ける見通しがあるとお聞きしておりますけれども、この激甚災害の指定を受けますと、国の補助

率が10%程度引き上げられます。災害発生から、建設課、農地整備課、農林水産課と、災害場所の調査に朝から夕方まで訪問し、そして被害の状況を把握し報告書を作成してご尽力をされております。また、大規模災害においても、支援協定の中で測量協会、建設業協会の方々にご協力をいただき、一刻も早い復旧を願う一方、補助率増高申請は、補助率が上がることにより手間がかかり、職員の負担が大きいとされておりまして、今、特に建設部局につきましても、これまでも指摘されておりますけれども、日常的な業務の負担ということで長時間労働も指摘しておりますけれども、今回、そういった中で、職員の方もかなり疲弊していると感じておりますけれども、早急な復旧・復興にこの状況が影響はないのか伺いたいと思います。

#### ○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

通常業務に加えまして多くの災害復旧業務になりますので、ある程度の影響はあると考えております。しかしながら、災害復旧を最優先して進めてまいりたいと考えております。

また、災害査定が12月初旬まで続くことや、災害箇所が非常に多いことなどから、来年度までかけての復旧工事となると考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

あわせて、当然、建設部局につきましても日常的な業務の多忙化の中で、現状の職員体制では通常業務も重なり、職員体制にかなり私は負担が来ているなということを感じております。災害は時期的な問題かもしれませんが、特に今回は、農地整備課、建設課はかなり無理をされているのではないかと私は感じております。市も、時間外手当の補正等も組まれておりますけれども、通常業務をしながらの今回の新たな激甚災害法による国の補助率アップの申請書の作成、何かあった場合が想定されます。当然ながら、この何かあった場合

のフォローできる職員体制を今後どういうふうにつくっていくのか、伺いたいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

今回は被災の件数も多く、災害査定の対応だったり、あと補助金申請の手続など、通常業務に加えまして相当量の業務が発生していると承知しているところではございます。

職員の負担軽減になるように、業務の委託や臨時職員の任用に加えまして、本年度行いました民間職務経験者採用試験の合格者を前倒しで任用することができないか、現在検討しているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後とも、いざ災害があった場合のときの職員体制の充実についても、しっかりと市として充実させていただきたいと思っております。

次に、今回の大雨による警報発令、避難所設置・運営、職員配置等の状況と考え方、住民の意識等の状況について、再度伺いたいと思っております。

鹿児島市では、今回の大雨の検証の中で、災害レベル4、避難勧告、避難指示が市民にとって十分理解されていなかったという検証がありました。

8月20日、鹿児島県市長会において、鹿児島市、森市長の提案で、国に対して警戒レベル4、避難勧告、避難指示の2つの避難情報があるため住民にはわかりにくい、住民の避難行動への混乱を招く要因になったことがあり、国に改善を求める要望案を県市長会に出され、国に対して要望書が出されました。当然、市長もこのことについて賛同されてきていると思っておりますけれども、提出に当たって、鹿児島市からの提案理由、そしてこの2つの警報の情報について本市はどうであったのか、市長の考え方を伺いたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、県の市長会があったとき、

森市長から、このことについて国のほうに要望していこうと。今、ご指摘のとおり、災害レベル4の避難勧告、避難指示、これが区別がつかないと。そういうことで、しっかりした形で、わかりやすい形で国として体制をつくってほしいという要望書を県の市長会として上げさせていただいております。

私ども本市におきましても、ここあたりのほうに困惑している部分もございますので、県の市長会と一緒に国のほうに要望していきたいと思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

この問題につきましては全国誌でも、鹿児島市のこの取り組みの情報、警報のあり方が非常に大きくクローズアップされておりますので、今後改善に向けて市も具体的な動きがあると思っておりますので、市民にわかりやすい警報の出し方を今後とも求めていただくことを要望したいと思います。

今回の長時間にわたる大雨、台風以外では初めのケースだと推測しております。避難所に700人を超える方々が避難をされております。

まず、今回の災害の時間の経過を述べさせていただきますと、6月30日の午前3時20分に情報連絡体制が敷かれました。

7月の1日深夜、午前3時10分、災害警戒本部が設置、市民が寝静まる午前3時10分、伊集院地区5,137世帯、1万1,817人が避難準備・高齢者等避難開始、午前3時30分、日置市災害対策本部が設置、3時30分、伊集院地区5,137人が避難勧告、午前6時、東市来全域5,299世帯、1万1,239人、6時55分、日吉地域が2,346世帯、4,651人、合計で1万8,702世帯、4万854人、吹上を除いた数だと理解しておりますけれども、これまで、台風が近づいた場合は早目の避難所設置、そして住民も非常に高い危機意識を持って避難に向けるんで

すけれども、こういった夜間に大雨が降るとい、そういったケースはこれまで私が議員になってから一度もなかったような気がするんですけども、そういった中で、夜間に避難本部を設置し、市民を避難させるという夜間の避難所開設、職員配置、そして連絡体制につきましても、防災無線や防災メールも鳴りますけれども、そういった夜間に対してのこのような開設、職員配置、連絡体制、多くの課題が私あったと感じておりますけれども、そこら辺の状況について、再度、市の考えを伺いたいと思います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

今回の災害に伴いましては、警報発令に伴う情報連絡体制から災害警戒本部、災害対策本部に、未明から明け方の時間帯にかけて20分余りで引き上げなければならなかったことから、職員の参集に課題があったというふうに考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

ちょうど私も、実は7月の1日の夜間、私ちょっと夜の仕事をしておまして、夜間、車に乗る機会がありました。深夜の1時から2時が非常に大雨でした。これまでにないぐらいの大雨でした。そして、夜の4時ごろ、伊集院町の御門前橋を通りましたら、ちょうど消防車も待機しておりました。かなり雨量が上がりました、御門前橋の高いところまで水量が増したということを実感しております。

そういった中で、私は伊集院の中心地だけを見ていたんですけども、伊集院北小校区のあたりも冠水し、また東市来の上市来、田代あたりも冠水し、そして湯之元の大里川も、市来あたりはかなりあふれたんですけども、東市来の大里川あたりもかなり水が上がりました非常に危機的な状況で、まさかこんなに大雨が降るとは私も思っておりませんでした。

そういう意味でも、住民の今回の災害における危機意識が非常に低かったのではないかと

ということをちょっと認識しておりますけれども、そこら辺の考え方についてちょっと伺いたいと思います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

夜間に関する雨の備えという部分では、住民が意識するというところでも、なかなか寝ているというような状況が多い時間帯でございますので、そこら辺の意識の啓発につきましては今後の課題であるというふうには思っております。

**○17番（坂口洋之君）**

やっぱり台風と異なりまして、大雨の集中豪雨についてはなかなか情報がわかりにくいという点もありまして、住民の危機意識も非常に低かったのかなと思っております。

そういった中で、再度質問しております。今回、28カ所に避難所が設置されました。そういった中で、私は伊集院町の上神殿の方と話をする機会がありました。上神殿は、避難所が伊集院北の地区公民館でした。場所的には、やっぱり上神殿から伊集院北の地区公民館まで距離的には遠いところは七、八kmということで、まず夜間にそこまで避難することについて非常にちょっと心配の声もありましたし、結果として、伊集院北小学校のあたりが冠水しました。周辺部もかなり大雨があったということで、少なくともこの時間帯に上神殿から伊集院北地区公民館まで行くには非常に危険性が高かったのではないかとということで、自治公民館長の判断で、上神殿の自治公民館をあけて、そこを避難所にしたということでございますけれども、そういった中で、各地区でも同様なケースがあったのではないかと思っております。そういう状況があったと思いますけれども、そういった各地区の実態について、市としてどういった把握をなされたのか、そこら辺について伺いたいと思います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

上神殿公民館のように、自主的に避難所を開設していただいたところがあると認識はしておりますが、その詳細については把握していないところでございます。

避難を希望される方が避難所に避難していただけるように、立ち退き避難だけではなくて屋内退避等についても呼びかけを行って、避難を呼びかけたところでございます。

**○17番（坂口洋之君）**

今回は、各地区で同じようなケースはかなりあったと思います。当然ながら、私はたまたま上神殿に被害の状況について調査をしましたから把握しましたけれども、上市来だとかもかなり山間部が多くて避難すること自体が非常に危険性の高いようなケースもありますし、場合によっては避難所が河川の近くで、その避難所に向かう途中の中で大雨の災害のリスクがある可能性が高いという、そういった状況も日置市内全体を見ますとかなりあるのではないかと思います。

そういった意味で、今回の災害を教訓として、各自治公民館長に避難所まで安全に実際に行けるのか、行けないのか、そこら辺の状況も踏まえた形で、各自治公民館長とか避難所となり得る地区公民館長などにそういった状況についてのアンケート調査等が市としてできないのか、そのことが今回の災害の一番重要な情報把握ではないかと私は理解しておりますけれども、そこら辺の考え方について、市の考え方を伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今、自治会長の研修を、それぞれ4地域、熊本のほうのところにさせていただいて、今、伊集院と吹上、2カ所終わりました。私も夜行きまして、一緒にその交流もさせていただき、まだ今から日吉と東市来をやります。特に、東市来の場合は、研修は1番だったんですけど、ちょうど雨の翌週ぐらいに当たりまして延期させていただきました。

そのときもお話が出てきたのが、今言ったように避難所の場所でございます。特に今、私も、自治会長としての自主防災組織という組織をきちんと最初つくっていただきたい。まず、つくる中において、それぞれの公民館、最寄りの公民館をやはり避難所と市として指定もしていきたいし、また自治会長とも連絡をしていきたい。こういうものを新しい一つの今回の教訓におきまして見直しをしながらやっていくと、そういうことも今、自治会長とも意見交換をしておりますので、集約して、防災計画の見直しもやっていきたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

今後、避難所につきましては同僚議員からも質問がありますので、次の質問を伺いたいと思っております。

連携中枢都市につきましては、まだ、今後協議をしたいということでございます。特に隣接する鹿児島市、南さつま市、いちき串木野市などとの災害時の連携協定についても今後充実させていただきたいと思っております。このことについても、同僚議員が具体的な中身について質問いたしますので、次にまいりたいと思っております。

神之川の改修について、再度伺いたいと思っております。

現在、30年度末で工事の進捗状況が57%でございます。特に今回の災害を見まして、伊集院町の徳重の御門前橋あたりはかなり水が上がりまして、もう川に水が流れませんので、逆流することによって浸水等も発生しておりました。

そういう意味でも、早期の完成を私たち議会としてもやはり求めてまいりたいと思っておりますけれども、工事の進捗率は現在57%でございます。この神之川につきましては、東市来町の伊作田近辺のところはかなり完成しております。現在、大田のところで新しい橋の

かけかえ等や工事等も進められておりますけれども、具体的な事業の場所ごとの進捗率の状況というのはどうなのか、伺いたいと思っております。

#### ○産業建設部長兼建設課長（宮下章一君）

神之川改修は3工区で今整備工事を行っております。まず最下流部の神之川の河口地区でございますが、南神之川地区でございます。市道神之川橋のかけかえが終了しまして、河口付近の流下能力の向上を図ったところでございます。

2番目の大田地区でございます。

計画区間600mの用地取得が完了しております。現在、流下能力の向上を図るため、河道の拡幅を実施しているところでございます。

3番目に、伊集院の市街地でございます。

荒瀬橋下流につきましては、8割程度の用地取得が完了しております。今後も用地買収を進めるとともに、新たに荒瀬橋から朝日橋間につきましては、現在、測量設計に着手したところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

この神之川の改修事業につきましては、多額のやっぱり費用もかかりますので、今後とも十分国、県と連携をしながら、早急な改修のほうを求めてまいりたいと思っております。

寄洲につきましても同様でございます。県議の方にちょっと調べていただいたんですけども、県の寄洲の除去につきましては、29年度が7億4,000万円、30年度が9億円ということで、30年度は少し予算が増額されてきておりますので、この寄洲につきましても、先ほど述べたとおり16カ所が今回されるということでございますけれども、少しでも改修に向けて市として努力をしていただきたいと思っております。

2つ目の、次は図書館のことについて再度質問をさせていただきたいと思っております。

私も、公立図書館にはよく足を運ばせていただきます。図書館で新聞を読んで、いろいろな関心があるところを、場合によってはコピーをとったりとか、帰ってからネットで再度調べていただきまして、議員活動として新聞を読むことが非常に勉強になります。そういった中で、少しでも高齢者、障がいの方々が利用しやすい、そういった図書館を目指して再度質問いたします。

近年、書籍離れ、新聞離れが叫ばれております。パソコン、携帯電話の普及で、知りたい情報がいつでもどこでも見られる時代となりまして、かつては図書館は公立の貸し本屋的な役割がありましたが、市民に役立つ図書館に最近の特化しております。先進的な事例は、宮崎県の都城市の図書館が、非常に地域コミュニティの核になっていると言われております。

そういった中で、本市の図書館が果たす役割、考え方を教育長の考え方を伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

議員ご指摘のように、公立図書館の役割というのは、大きく言いますと、生涯学習の拠点でなければならないと思いますし、それから私どもは教育行政の中で取り組んでおります「夢をもち あしたをひらく 心豊かな人づくり」、これを達成するための教育施設としても十分機能を果たしていかなければいけないというふうに思っております。そのような、市民に愛されて、そして市民の役に立つ、利用される図書館づくりを目指していきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回、図書館のことを質問するに当たりまして、いろいろ調べてみますと、国が具体的な指針も示されてきております。文部科学省、図書館法第7条の2の規定に基づき公立図書

館の運営上の望ましい基準が示されております。図書館のサービスの提供に努めなければと具体的に示されております。

基本的な内容は、図書館設置の基本、運営の基本、連携・協力、著作権等の権利の保持、危機管理。

望ましい具体的な内容としまして、今回質問します高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、来所困難者の宅配サービス等が図書館法第7条の2の規定に具体的に示されております。

図書館法第7条の2の規定、国の望ましい運営基準についての市の考え方を伺いたいと思います。

#### ○教育長（奥 善一君）

社会のさまざまな変化、それから課題に応じて、図書館を利用する方々のニーズというのも多様になっているというふうに考えております。

今、議員がご指摘をされたような図書館法に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準というのが定められておりますので、私どももこれに基づいて、利用する方々全てが利用に当たって十分にサービスを受けられるような配慮というようなものやしていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

この法律に基づいて、具体的に各自治体で図書館運営方針が示されております。全ての自治体ではないんですけれども、隣接する鹿児島市は、こういった運営指針が示されております。鹿児島市ほど大きい自治体じゃなくて、日置市より小さな自治体でも、具体的な運営指針が示される自治体が全国でかなりあります。これはあくまでも努力義務でございますので、強制ではありませんけれども、今後、市としてこういった基本方針を示されることを検討されないのか、そこら辺の考え方だけ伺いたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

本市の図書館においても、図書館協議会等で説明を行いまして、内容について協議を行い、この基本的運営方針というのは定めておりますが、これについてまだホームページ等では公表はしておりませんので、今後そちらのほうを公表しながら図書館の利用者にも呼びかけたいと思っております。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

確認なんですけれども、私もちょっとネットを見ましたけれども、運営指針については市として作成されているということで理解しているのか、再度伺いたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

鹿児島市の市立図書館の基本的運営方針という冊子ができているんですが、ここまでの詳細な基本的方針ではございませんが、日置市立図書館の基本的な運営方針というのは示しております。

○17番（坂口洋之君）

再度、質問いたします。

私も今回、日置市内は4つの図書館、図書室がありまして、利用者の方からさまざまなご意見をいただきました。無料で本を借りられるので本当にありがたい、中央図書館は2階建てであるがエレベーターがない、乳児を抱える方から、日置市の図書館には授乳室がない、場所によりますけれども、ふきあげ、日吉に比べて、中央、東市来の照明が暗いのではないかと、先ほどは職員が対応するというところでございますけれども、車椅子の方が、通路が狭く近くの図書館には行きにくい、男子トイレに洋式トイレがない、靴を脱いで図書館に入るが、自分の車椅子では直接図書館に入れない等、地域を回りましたらいろんな声がありました。

限られた中で全てを解決するのは非常に難しいと思っておりますけれども、利用者の声がどの

ような形で届いているのか、現状についての市の認識を伺いたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

今、議員がおっしゃられましたように、さまざまな課題は把握しているところでございますが、それぞれの意見等については施設改修に伴うものが多くございまして、年次的計画としまして総合計画に反映させるなどして今後対応していきたいと思っております。

○17番（坂口洋之君）

私も図書館をよく利用してきておりますけれども、当然、全てを解決するのは非常に難しいというのは私も十分理解しております。

そういった中で、やはり市民の声が少しでも図書館運営に反映できるように、利用者等のアンケート調査等ができないのか、市の考えを伺いたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

お答えいたします。

開館時間や休館日等については、利用者へのアンケートを行いまして、現在の開館時間等に変更した経緯もございます。市民が利用しやすい図書館を目指して、アンケート等を今後実施する方向で考えております。

○17番（坂口洋之君）

今後アンケート等実施したいということで、非常に前向きなご答弁をいただきました。

そういった中で、再度伺いたいと思います。図書館運営協議会に障がいのある方を入れるべきではについて再度行きます。

平成30年度、日置市図書館運営協議会が2月5日に開催されております。今回の協議目的と、高齢者、障がい者の方々が利用しやすい図書館について協議がなされたのか。参加された方からどういった意見があったのか。その状況を伺いたいと思います。

○社会教育課長（梅北浩一君）

ご質問のときの図書館運営協議会につきましては、高齢者とか障がい者等の利用者に対



しての意見等はございませんでした。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

そういった意味でも、今後、アンケート等でありますので、そういったところで少しでも反映していただきたいと思います。

高齢者社会、障がいのある方、子育て世代、公立図書館においても、大活字本やLLブック、録音図書等もあります。購入の本市の目的と、そして鹿児島市とは連携中枢都市の中で図書館の共同実施をしておりますけれども、その辺の情報提供を今後すべきではないかということ伺いたいと思いますけれども、その状況を伺いたいと思います。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

録音図書や大活字本などの資料につきましては、限られた予算の中ではありますが、少しずつ整備を進めているところでございます。現在、4図書館で所有する件数が690件というものを所有しております。

また、相互貸借で借りられるものにつきましては、広報紙等での案内や図書館のホームページを活用して、市民の方々にも周知していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

残り32秒です。

**○17番（坂口洋之君）**

最後の質問にいたします。

そういう意味でも、LLブックや録音図書なども幅広く啓発をしていただきたいと思っております。

それにあわせて、移動図書館のやっぱり充実についても再度伺います。

ことしで移動図書館24年目になります。かなり老朽化しております。そういう意味でも、車を運転しない高齢者の方もふえてきておりますので、移動図書館の面で、今後、高齢者施設にも充実させていただきたいと思

ますけれども、その考え方を聞いて終わります。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

移動図書館につきましては、活用につきましては移動図書館協議会の中でも話題となっております。移動図書館車は交通弱者の方々にとって図書館としての役割を果たし、大変喜ばれるものであると思っております。

当初、日吉地域だけの活用でございましたが、現在はほかの地域にも広げて、学校以外にも、先ほど教育長が申しましたとおり、施設も巡回しております。可能な限り今後も要望等に応じて、移動図書館車を利用していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

**○14番（山口初美さん）**

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。私に寄せられた市民の皆さんの切実な声を市政に届け、その願いが一つでも多く実現するように、今回も、大きな項目で5つの点について一般質問させていただきます。

さて、この間、次から次に起こる災害の全ての被災地の皆さんに心からのお見舞いを申し上げます。災害の復興もできていないのに、10月からの消費税10%への増税は、被災者をさらに苦しめることになるのではないのでしょうか。今からでも増税は中止すべきだという声が私のところにはたくさん寄せられています。

消費税は、低所得者ほど負担が重い、逆進的な弱い者いじめの最悪な悪魔の税金です。今、実質賃金は低下し続け、駆け込み需要さえ起きないような消費不況が続いています。消費税を上げる前に、年金や給料を上げるべきです。今、いろんなものが値上げされ、生

活はますます苦しくなるばかりです。

10月からは、同じ商品でも、買う店や買い方によって複数の税率、10%、8%、6%、5%、3%と混乱を招くことは目に見えています。インボイスの導入は、免税業者を泣かせることとなります。また、ポイント還元などするくらいなら、増税などやめるべきです。

大体、消費税を増税しなくても、優遇されている富裕層と大企業の応分の負担を求め、大株主優遇をただし、また米軍への思いやり予算を廃止すれば、これらの財源を活用すれば、安心して暮らせる社会をつくることのできるのです。

私は、このような国の悪政から住民の命と暮らしを守る地方自治体としての役割をきちんと果たし、市民の願いがかなう地方自治を実現するために、今回も一般質問に立たせていただきました。

まず1問目は、高過ぎる国民健康保険税の引き下げについてです。

今、高過ぎる国保税を払いたくても払えない滞納者の状況はどうなっているのか、伺います。そして、その滞納者への資格証明書や短期保険証の発行はどのような状況か伺います。

さて、国民健康保険は、収入のない子どもに対して、その数に応じて均等割が課税されますが、鹿児島県内では鹿屋市で第3子以降の18歳以下に対して減免をしています。本市でも子どもの均等割をなくすなど、多子世帯などへの子育て支援策として減免を検討すべきではないでしょうか。そして、収入のない子どもに対して、人数に応じて均等割が課税されるのは、子育て支援にも、また社会保障の観点とも逆行するのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

2問目は、要介護認定者の障害者控除対象者認定制度について伺います。

この制度は、障害者手帳のない人でも介護保険の要介護認定を受けている人の中で一定の基準を満たす人は障がい者に準ずるとして、市から障害者控除対象者認定証の交付を受ける制度です。この認定証を税務署または市役所税務課に提出すれば障害者控除の対象となり、所得税や住民税、介護保険料などが少なくなります。また、非課税世帯になると、医療や介護の自己負担を減らすことができます。

本市ではこの制度をまだ知らない対象者がいるのではないかと考えますが、対象者への周知など、取り組みをどうか伺います。

3問目は、会計年度任用職員制度についてです。

新しく始まるこの会計年度任用職員制度の取り決めなど、職員組合との協議や対象となる非正規職員からの聞き取り調査など、取り組みの状況を伺います。

また、この会計年度任用職員制度によって非正規雇用や民間委託がふえ、住民サービス低下につながるのではないかと心配する市民の声がありますが、いかがでしょうか。

4問目は、脱原発についてです。

川内原発から30km圏内に住民の約2万7,000人が住む日置市は、原発の過酷事故が起これば、放射能汚染の危険にさらされるだけでなく、薩摩川内市やいちき串木野市などからの避難者の通り道になったり、避難受け入れを迫られることも予想されます。

原発事故を想定した避難訓練も行っていますが、実効性のある避難計画とはとても言えない状況です。市民を原発の危険から守るためには、川内原発3号機は絶対につくらないこと。また、老朽化した川内原発1号機と2号機を延長運転させない、このことが重要だと思います。

市長には、ほかの30km圏内の首長の皆さんと協力し九州電力へ働きかける、この仕事をぜひやっていただきたいと思いますが、い

かがでしょうか。

5問目は、子ども医療費の高校卒業までの無料化についてです。

このことも一貫して、私は繰り返し取り上げてまいりました。全国全ての自治体が実施している子どもの医療費助成制度の拡充が年々進んでいます。厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで助成している市区町村は、通院と入院ともに全体の3割を突破しました。中学校卒業までと合わせると、通院も入院も約9割に達します。

今、日置市は中学校卒業まで無料ですが、さらに高校卒業まで無料にすることはできないか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時03分休憩

午前11時15分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の高過ぎる国民健康保険税の引き下げについて、その1でございます。

税務課には、市税及び国民健康保険税、払いたくても払えないと納税相談に来庁されますが、生活の収支状況を調べて、少額でも納めていただくよう納付契約をし、平成30年度の実績は866件でした。大半が、失業等により収支のバランスが崩れて納付できなくなったという理由でございます。

2番目でございます。

令和元年8月の保険証更新時における資格証明書の発行件数は、48世帯、63名であります。うち18歳以下の子どもがいる4世帯、6名には、6カ月有効の短期被保険者証

を発行しております。短期被保険者証の発行件数は388世帯、745人であります。

なお、18歳以下の子どもについては82世帯、154人となっており、有効期間を6カ月以上とする短期被保険者証を発行しております。

3番目でございます。

本市では、地方税法に基づく低所得者に対する軽減、条例に基づく減免を行っております。現在、国保特別会計の基金に余裕があるとは言えず、平成23年度から一般会計からの法定外繰入金により財政支援を行っている状況ですので、これ以上、減免についても考えてはおりません。

4番目でございます。

均等割課税につきましては、国保加入者に一定の費用負担を求める趣旨のもとで、地方税法により、一律に課税しています。

全国知事会や全国市長会議の提言についても、子どもに係る均等割を軽減する支援制度の創設を提言しておりますので、今後の国の見解を注視していきたいと考えております。

2番目の要介護認定者の障害者控除対象者認定制度についてのご質問でございます。

寝たきり度が一定以上であれば、障害手帳の有無にかかわらず住民税等の申告の際に障害者控除を受けることができ、保険料の負担軽減につながる制度です。1月のお知らせ版で周知を図っていますが、介護支援専門員等にも啓発を図る必要があると考えております。

3番目の会計年度任用職員制度についてでございます。

その1でございます。

現在、他市の状況も参考にしながら条例制定に向けての準備を進めております。その中におきまして、職員組合との協議につきましても実施しているところでございます。

2番目でございます。

会計年度任用制度は、非常勤職員の適正な

任用等の確保を目的としておりますので、制度の導入に伴いまして、非正規雇用や民間委託がふえることは考えておりません。

また、非正規雇用や民間委託によって、住民サービスの低下につながることはないものと考えております。

4番目の脱原発について。

原子力のないエネルギー政策をきちっとつくっていくべきというふうに考えております。また、施設の今後の運転については、原子力規制委員会が専門的な知見を踏まえ、その可否について判断されるものと考えております。

5番目の子ども医療費の高校卒業までの無料化について。

子ども医療費の助成につきましては、平成28年10月に中学まで対象を拡大し、丸3年を迎えるところでございます。また、鹿児島県では、昨年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に助成が開始され、その幅を高校生まで拡大する意向が表明されましたので、その動向を注視してまいりたいと思っております。

以上で終わります。

#### ○14番（山口初美さん）

一通り答弁いただきましたので、1問ずつ、また伺っていきませんが、滞納の状況をお示しいただきました。この866件という実績、相談に見えて納付の誓約をしていただいた方が866件ということでございますが、この大もとには、やはり少ない人でも所得の1割の負担を超えるような国保税の負担、また多い人は所得の2割強、そういう高過ぎる国民健康保険税というのが元凶なわけです。みんな、払っている人も苦勞して払っております。そういう払っている人たちとの整合性といえますか。まじめに払っている人と、やはりどうしても払えない人との差ということで、資格証明書というのは保険証のかわりに発行されるんですが、病院の窓口では医療費を全額

負担しなければならない。短期保険証は期限があつて、期限が来るたびにやはり役所に向いて切りかえをしてもらわないといけないというような、そういうことで、私は、こういう世帯の中の子どもさんがいる世帯、子どもさんの分は必ず正規の保険証を発行すべきだというふうに考えているんですが、ここに今、ご答弁いただきましたように、6カ月有効の短期保険証が発行されているということなんですが、正規の保険証を子どもの分は何としても発行するべきだというふうに考えるんですが、市長はその点はどのようにお考えでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど答弁いたしましたとおり、6カ月有効の短期保険証を発行しておりますので、これで医療を受けられないということはございませんので、手続を踏んでいただきたいというふうには思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

市長の考え、わかりました。

こういう滞納世帯を生まないためにも、今回、私が提案しております、子どもの数だけ均等割が課税されているのをぜひ見直すべきだというふうに考えます。社会保障というのは、子どもがたくさんいる家庭にはやはりそれなりの支援が必要だろうということで、そういう考えで社会保障ということだと思っておりますが、全国の市長会、知事会からも、子育て世帯の負担軽減を図るために、子どもに係る均等割、国保税を軽減する支援を国に求め要望しておられます。このことは、先ほどの答弁の中にもありましたけれども。

しかし、このことを国がきちんと、県や自治体任せにせずに国の責任でやっていくことが一番よいのはわかり切ったことなんですけれども、国がやらないのなら、住民の一番身近な地方自治体がしっかりとやっていかなければならないと考えますが、その点は市長は

どのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

さきも答弁いたしましたとおり、国保については県のほうでそれぞれ責任者としてなっております、さきも申し上げましたとおり、一般会計からの法定外繰入金を、もう1億円をずっとやっております。それもまた二重になるという部分の中で、やはりそれぞれ、このことについては賛否両論があるのは十分わかっております。そういう中におきまして、国のほうのお力をかりて、このことについては対処していかなければならない。私ども日置市としては、1億円の繰入金で、この国保運営というのを十分長期的に運営をしていきたいというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

18歳以下で鹿屋市のように免除をすると、日置市でしたらどれぐらいの財源が一体必要なのか、その辺を伺いたいと思います。

**○税務課長（松元基浩君）**

18歳未満でございますが、792人被保険者数になります。均等割の合計額としましては、1,463万4,950円になると試算しております。

**○14番（山口初美さん）**

今、ご答弁いただきましたけれども、市長がその気になれば、何とかならない金額ではないというふうに思うんですが、ぜひ、本市でも、せめて鹿屋市のように減免制度が実現することを私は期待したいと思います。

もう一度、市長、本当に子どもが多い世帯というのは支援が必要なんではないでしょうか。子どもの多い世帯に均等割、人数分税金がかかっているというのは、先ほどはご答弁いただきましたけれども、市長の本当の気持ちとしてはどのようにお考えなのか、そこら辺をもう一度伺って次の質問に移りたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

鹿屋市で第3子以降の子どもたちという部分で、私どもも、今言ったように、約、子どもをのければ1,000万円程度ということでございますので、また他市の状況等も十分そこあたりを調査しながら考えていかなきゃならないというふうには思っております。

**○14番（山口初美さん）**

要介護認定者の障害者控除対象者認定制度について、先ほどのご答弁では、この対象者が寝たきり度が一定以上であれば障害手帳の有無にかかわらずというご答弁でございましたけれども、ちょっと狭過ぎるのかな。認知症の方でも対象になる方がございます。そこら辺をもう一度きちんと、どういう人が対象になるのかということももう一遍ちょっとお調べいただきたいと思うんですが、その辺、どうでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

先ほどの補足になりますけれども、まず障がいの高齢者の方の日常生活自立度といたしまして、いわゆる寝たきり度という判定になります。準寝たきりという方、ランクAというふうに区分をされますけれども、この方々に対してが3級から6級になるというふうに区分をいたしまして、それ以上の方、寝たきりのランクB、ランクCという方々が障害認定でいうところの1級、2級の特別障害に該当するという区分になります。

そして、先ほどご指摘がございました認知症の方につきましては、一般的に痴呆度というふうに言われますけれども、そちらにつきましても、知的障がい者の軽度、中度に区分をされるのが2から3という方、そして4から5の方については知的障がいの重度に準ずるというところで特別障がい者の区分になるということでそれぞれ認定をしているところでございますが、その認定につきましては、介護保険におきます要介護認定調査書に基づいて判定をするということになります。

○14番（山口初美さん）

そうしますと、本市で今の時点をつかんでおられる対象者というのは何人になるのでしょうか。

そして、その中で、実際この障害者控除の認定証を受けておられる方はどれぐらいいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○福祉課長（有村弘貴君）

平成30年度の実績でいいますと、要介護認定を受けられた方が全部で3,042件ございます。その中で、福祉事務所として認定証を発行いたしました件数は22件でございます。

○14番（山口初美さん）

3,042名のうち22名ということは何%になりますか。この3,042名が対象者と、そういうふうに考えてよろしいですか。

○福祉課長（有村弘貴君）

基本的にはそのようになるとは思います、中には身体障害者手帳を既にお持ちの方がいらっしゃると思われまので、全てではないかと思えます。

先ほど言われた、率に計算いたしますと0.7%という数字になります。

○14番（山口初美さん）

0.7%ということは、やはりちょっと周知が不足しているような気もいたしますが、現在、1月のお知らせ版でお知らせをしているというようなことなんですけれども、介護支援専門員などにも啓発を図る必要があるというふうに考えておられるということなんです、要介護認定の結果を通知する際に障害者認定制度を説明するチラシなどを同封するような、そういうことはできないのか伺います。

○介護保険課長（福山祥子さん）

これらの制度の周知につきましては、現在、議員が言われたように、お知らせ版で毎年お知らせをしているところではございますが、

介護認定結果の通知書を発送いたしますときに同封するかというふうなことになろうかと思いますが、ここにつきましては、説明のチラシ等を発行するに当たり、関係する課とも協議をいたしまして、その結果でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

お知らせ版は不特定多数の一般の市民の方に向けたもので、私はやはり、その対象者にこういう制度があるんですよということを同封するということがとにかく大事なんじゃないかなというふうに考えております。

また、今後、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などを通じた広報なども検討していかれたらというふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○介護保険課長（福山祥子さん）

介護認定をお受けになりますと、必ず介護支援専門員が支援をするということになっておりますので、居宅介護支援事業所、そして地域包括支援センターの介護支援専門員それぞれに、研修会等を通じまして周知をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○14番（山口初美さん）

わかりました。そのように進めていかれることを期待しておきます。

薩摩川内市では、介護保険課と福祉課と税務課とで情報を共有して連携して、66%の対象者が障害者控除を既に受けているそうです。霧島市でも、対象者の61%が受けておられるそうです。このように、既にこの制度を本市よりはずっと活用されている、そういう自治体もございますので、本市でもぜひ早く活用されるようになることを期待しておきたいと思います。この点についても、市長に総括的に今後の進め方などご見解を伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

それぞれ担当課長が述べたとおり、横の連携をしながら、多くの方がこのような制度を利用していただきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

3問目の会計年度任用職員制度についてですが、このことにつきましては、同僚議員が3月議会でも取り上げておられます。9月議会に条例などが提案されるのかなというふうに思っておりました。ほかの自治体では9月議会でも提案されたところも多いようなのですが、本市がちょっと遅れたんですかね。その理由について、少しご説明をいただきたいと思っております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この制度の導入に向けましては、昨年来、職員組合とも制度設計につきまして協議、交渉を継続してきているところでございます。基本的な考え方、処遇内容など共通理解して、合意してきている部分もあるんですけれども、今ありましたように、今議会に導入に関係する条例議案を上程する予定でおりましたけれども、細部について、もう少し時間をかけて詰めた部分がございます、12月に先送りしたところでございます。

○14番（山口初美さん）

今回の法改正の趣旨と制度の目的といえますのは、公務で働く非正規職員の処遇改善であるわけなんです、今、検討されている中身は、この趣旨と目的に沿った内容となっているとお考えなのか、市長に伺いたいと思っております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

この制度は、今ございましたように、非常勤職員の適正な任用や勤務条件等を確保するために制度が導入されたということで、非正規職員の処遇改善にもつながるものと考えております。

今、具体的に申しますと、通勤手当は正規の職員と同じように考えているところがございます。あとは、また、それぞれの働くところの、同一労働同一賃金、職務級の原則ということがあるんですけれども、単にパートタイムの職員をふやすとかそういった考え方ではなく、業務量や働き方の状況を踏まえまして、適切にこの制度の移行を図っていきたいというところで検討しているところでございます。

○14番（山口初美さん）

日置市で今働いておられる職員の数、正規と非正規、それぞれどういう状況なのかをここで改めて伺いたいと思っております。

○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）

職員の数で申しますと、9月現在、非常勤の職員数が485人、正規の職員数が470ということで、ほぼ半分半分というところでございます。

○14番（山口初美さん）

今、大体同じぐらいかなというふうに部長はおっしゃいましたけれども、正規職員の少なくなっているんですね。

先ほどの答弁の中で、非正規雇用や民間委託がふえて住民サービス低下につながるのではないかと私の質問に対しては、そういうことはないとお答えになった上で、非正規雇用や民間委託によって住民サービスの低下につながることはないものと考えておりますということがつけ加えられておまして、私はその考え方がそもそもやはり問題だというふうに考えております。公共の場で働く人の身分はきちんと保障されるべきであり、同じ仕事をしていて賃金や待遇が違うのはやはりおかしい。それが、やはり住民サービスの低下につながっていくというふうに考えておりますし、民間委託というのは、やはり市が直接責任を持ってやらないわけですから、その分やはり何らかの形でのサービスの低下が必

ずあるというふうに、私は考えております。

具体的には12月議会で提案をされるわけですので、その中身をまたきちんと精査していきたいと思いますが。同制度の導入を機に、非正規から正規への道が切り開かれるということがあるのかなのか。ここら辺は大事なことだと思うんですが、市長の見解を伺いたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

何人かの方は受験して正規で働いている方もおりまして、また、その年齢的なチャンスの中でございますので、非正規の方が正規の職員になる可能性はあるというふうには思っております。

**○14番（山口初美さん）**

非正規から正規へのそういうことも可能性としてはゼロではないと、私としては大変そこに期待をしたいところでございますが。いつまでも非正規雇用、いつまでも雇いどめが可能だというような、そういう劣悪な、不安定な状態が続くようなことがないように、やはり、みんな、市の職員として働いていただける方は希望を持って、本当に住民のサービスのために働いていただきたいわけです。現在まで積み上げられてきました給与水準や労働条件の維持と改善を私は求めて、このことについての市長の見解を再度総括的に伺って、次の質問に移りたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

総務部長も述べましたとおり、組合との交渉もしながら、それぞれの賃金の確保ということをしながらか、一つは行革といいますか、行革の中で今ございましたとおり、合併当初からしますと、もう百数名少なくなっているのも事実でございます。そういう中におきましてサービス低下という部分の中で、民間がしていただいておりますのでも、特に保育所とかいろいろしている中においては、大変好評であるというふうに私は認識しております。そ

ういうサービス低下だけという問題じゃなく、また逆に、民間に委託して、また向上した部分もございますので、そこらあたりを総括してやっていかなきゃならないというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

次の質問は原発の問題ですが、福島で原発事故が起きましてから、原発は絶対に安全だというようなことは、もう誰も言いませんね。言えないんですね。原発は安全性を幾ら高めようとしても、コストにはね返ります。そして、安全性を幾ら対策をしても、絶対に安全だということは誰にも言うことはできない。それが今の福島の現状から、みんなが学んだことだと思います。

九州電力の川内原発は、テロ対策施設の特定重大事故等対処施設の完成がおくれておまして、定められた期限を約1年から3年超過すると発表をされているんですが。しかし、テロ対策も終わっていないのに、川内原発は動いているわけです。テロ対策施設が完成していないのですから、原発は本当はまだ動かせないはずなんですね。そして、テロは完成するまで待つてくれるはずはありません。わかり切ったことだと思うんですが、それでも動いていると。それが現実なんですが。

川内原発3号機の増設や、1号機、2号機の延長運転は絶対にさせない。これは市民の安全を守り、安心して暮らせる日置市にするためにはとても重要なことだと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、この3号機の新設というのは私自身も反対していこうと思っておりますけど。1号機、2号機、この再稼働については、さっきもございましたとおり、原子力規制委員会といいますかこういうところが判断して、今、再稼働しておりますので、十分その30kmの圏内の連携も大事なことでございま



すので、その首長の皆様方と十分今後とも連携していきたいと思っております。

○14番（山口初美さん）

本当に市長がそのようなご見解でおられることを、私は本当に頼りに思っております。事故が起きてからでは遅いのですね。福島ではまだ原発事故は続いています。私たちは原発の危険と後何十年も隣り合わせで暮らすなんて、真っ平ごめんです。市長がこれからも住民の安全第一に堂々と発言して行動していかれることを期待します。30km圏内の首長の皆さんの中でもリーダーシップを発揮していただけることを期待しております。この点について、市長の総括的な見解を再度伺って、次の質問に移りたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に先ほど述べたとおりでございます。自分自身も原子力に頼らない、また、再生エネルギー、こういうところにも日置市として力を入れておりますので、それにかわる代替エネルギーということも大事なことであるというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

ぜひ頑張ってくださいと思います。

5問目は、子ども医療費の高校卒業までの無料化についてですが、子どもが病気のときは、病気のことだけ心配すればいいようになればいいなと思います。病気の心配とお金の心配と同時に心配するのは、何とも言いようのない惨めな気持ちになります。お金の心配をせず、すぐ病院に駆け込むことができるように、病院の窓口で無料になるようにと願っています。これは多くのお母さんやお父さんの願いであり、祖父母や地域の方々、みんなの願いだと思います。

さて、鹿児島県内の母親や医師などをつくる市民団体、3つの安心をつくる会は、今月12日、三反園訓県知事宛てに、全ての子どもを対象に医療費を窓口負担ゼロにするとの

公約の早期実現を求めて、ことしの6月から集めた署名を1万594人分を県の担当者に手渡しました。

鹿児島県は、病院の窓口で医療費を一旦支払った後で助成する還付方式を採用しています。昨年10月から、住民税の非課税世帯の未就学児に限り窓口無料化を開始しました。三反園知事は今月10日の県議会で、窓口無料化の対象を、非課税世帯の高校生まで拡大することを表明しましたが、これでは対象者の全体の13%にとどまります。非課税世帯に限るのではなく、全ての子どもの医療費を病院の窓口で無料にすることは、国や県の責任ですぐにでも実現すべきです。全国の市長会でも全国の知事会でも、このことは国に要求していますし、国が全国一律の子ども医療費助成制度をつくるように再三提起しています。確認の意味で市長、このことも間違いありませんよね。

○市長（宮路高光君）

市長会といたしましても、このことについてはいろいろ項目の中で、国の要望事項の中に入っております。今回また新たに、県のほうが高校まで非課税世帯のところに入るといふことにご報告いただいておりますので、市といたしまして、中学校まで、今やってみましたが、高校の場合について県と同じレベルの中でやっていけるかどうか、また担当課とも十分打ち合わせ、試算をしていきたいというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

全国の市長会や知事会も国にそういう要望を上げているんですが、しかし、国は逆に、小学生以上の窓口無料化を行う自治体へのペナルティー、罰則ですね、国民健康保険への国庫負担減額措置を続けています。国民の願いとはかけ離れたことを国はやっています。全国知事会も市長会も、そのペナルティーの廃止を求めています。

県内で、高校卒業まで無料にしている自治体は、阿久根市、出水市、西之表市、薩摩川内市、曾於市、志布志市、そして、南さつま市がことしの10月から高校卒業までということなのですが。あと、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、南大隅町、中種子町、南種子町、大和村、喜界町。この10年間ぐらいで見ても、助成制度は大きく前進をしました。お金の心配なく子どもが必要な医療を受けられるようにという、粘り強い保護者らの住民運動や議会での論戦の成果、加えて自治体の努力の成果だと言えらると思います。

ここで、高校卒業までの無料化、ほかのまちにできてどうして日置市にできないのでしょうか。ましてや隣のまち、南さつま市では医療費は高校卒業まで無料で、おまけに学校の給食費も無料です。そうなれば、若い子育て世代は日置市と南さつま市とどっちのまちに住みたいと思うのでしょうか。現に、特に吹上地域では、子育てをするのなら南さつまがいいよねという声がありますし、家をつくるのなら、吹上より金峰が若い人たちにはお勧めですよという話も聞いております。市長はそんなことを聞かれたことはないのでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、今、ありましたとおり、その各市町村でこういう無料化の合戦と申しますか、住みやすいからそういう部分にする、そういう居住、人口をふやす、これ一つの施策かもしれませんが、やはりある程度財政的なものも考えていかなければ、ただこれだけに偏ったものじゃなく、ほかのものにもいろいろとやっていかなければ、まちづくりというのはできません。そういうような中で、私どもも年次的に今まで中学校まで上げてまいりました。これを高校までするに至ってもまた、ある程度の財政負担というのが伴いますので、ここあたりは十分検討していかなきゃならん。全市がまだ、鹿児島県の半分ぐらいの市町村

が今、高校まで上がっておりますので、市としてもそこあたりも十分配慮しながら、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○14番（山口初美さん）

この高校卒業までの無料化を実現するために、今、日置市ではどれぐらいの財源が必要になるのかを、ここで改めて伺いたと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

現在の令和元年度の実績で、高校生の受診率その他がちょっと把握ができない状況での試算になりますが、未就学児から高校生までを平均的に1年間幾ら使うかという計算をして、1人当たり2万8,000円程度の数字が出ておりますので、それで計算をした場合に、全体として高校生まで入った場合が全部で、非課税も含めて全ての歳出ベースで見ますと、1億9,000万円程度の試算というふうになっております。

#### ○14番（山口初美さん）

全体で1億9,000万円ということですので、このうちの高校生だけというのは、どれぐらいなんでしょうかね。3,000万円ぐらいですかね。そこら辺をまたぜひ計算をして、財源は、本当に市長がその気になれば、本当にできない数字ではないというふうに私は思います。

もう最後の質問にしますが、若者の定住促進のためにも、この日置市の子育て世代の人たちが本当に安心して子育てができるようにするためにも、やはり高校までの無料化、ほかのまちに負けない施策として今後考え、検討していかれるべきときではないのでしょうか。再度、総括的な市長の見解を伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほども答弁いたしましたとおり、県のほうが非課税世帯をやるということですので、

来年の中において、市としてもその段階的に非課税世帯をして、その後どれぐらいの財源が必要なのか、ここあたりも十分配慮した中で、非課税世帯の場合は県から2分の1来ますので、少しでも財源が浮きますので、そういうものを対象にして、またその次の段階にどれぐらい必要なのか、ここあたりも十分試算して、次の決定をやっていきたいというふうに思っております。

**○議長（漆島政人君）**

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

**○12番（黒田澄子さん）**

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。近年では例を見ないほど国交悪化の日本と韓国ではありますが、本市では韓国の交流員も長年配置し、交流を続けています。また、日置市名誉市民の故第14第沈寿官氏も日本と韓国との友好に尽力され、今月26日にはその栄誉をたたえて、日置市葬もとり行われます。今月末には、日韓交流事業に参加の韓国の大学生4人が日置市にホームステイを行う予定であり、我が家もホストファミリーとして受け入れますが、政治の関係はどこ吹く風で、心のきずながつながる民間の力の強さとおおらかさを、今後も引き続きつないでまいりたいと思っております。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、いよいよ始まる待望の幼児教育無償化のスタートに向けてお尋ねします。

1点目に、準備体制及び対象者への周知等の状況についてお尋ねします。

次に、種類の多い幼児教育・保育施設の無償化の内容の詳細をお尋ねします。

2番目に、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律における本市の取り組みについてお尋ねします。親の経済状況によって子ども

の幸福が左右されない社会を目指す上で、重要な計画だと私は認識しています。

1点目に、今回の改正での、市町村による貧困対策計画策定への本市のお考えをお尋ねします。

次に、生活保護世帯に属する子どもの大学進学率へのお考えをお尋ねします。

3番目に、学校給食費の公会計化に取り組みないかと提案をいたします。

1点目に、給食費の集金形態の現状をお尋ねします。

次に、学校給食費は公会計化すべきですが、市の考えをお尋ねします。

4番目に、高齢者や障がい者等が暮らしやすい持続可能な日置市を目指して。

1点目に、各種のごみの回収における、市民からの相談等の有無と内容の詳細をお尋ねします。

次に、超高齢化社会が進む中、ごみ出しが困難な高齢者や障がい者等を対象に戸別収集に取り組む考えはないのかお尋ねをいたします。

最後に、防災・減災及び発災時の支援等について、8点についてお尋ねをいたします。

1点目、先月実施された日置市防災訓練において、視覚障がい者、聴覚障がい者及び車椅子利用者の参加状況及び支援の訓練強化をすべきであります、市の考えをお尋ねします。

2点目、避難所での文字や言葉での意思伝達の困難者に有効なコミュニケーションボード、いわゆる指で指して伝える指さしボードの設置を考えませんか。

3点目、「手話ができます」「英語が話せます」また例えば、「聴覚障がいがあります」など、避難所等において支援を求める人と支援できる人が一目でわかるためのビブス、いわゆるサッカーなどでチーム分けをするときに着用する上着のようなものですが、そう

いったものを避難所に設置しませんでしょうか。

4点目、食料、水、段ボールベッド等の備蓄品の活用は、避難所開設のどの時期に、どのような状況下で活用されるのかお尋ねします。

5点目、共生協働の視点で地域住民の協力を鑑み、地域住民でも避難所運営ができるよう、住民を対象にした避難所運営マニュアルを作成すべきと考えますが、市の考えをお尋ねします。

6点目、子どもたちを含む市民の防災意識の向上のために、防災士、県地域防災推進員等の活用や、避難所運営ゲーム（HUG）、災害図上訓練（DIG）の出前講座はできないのかお尋ねします。

7点目、災害発生による学校等の休校の判断基準及びマニュアルがあるのかお尋ねをいたします。

最後に、防災士育成のために、連携中枢都市の鹿児島市が実施している安心安全アカデミーでの防災士資格取得の講座の共有ができないのかお尋ねしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、幼児教育無償化スタートに向けて。

その1でございます。市といたしましては、無償化を初めとする子育てのニーズの高まりを反映して設置する子育て世代包括支援セン

ターを見込んだ職員を配置しています。また、8月初旬には保育所等への事務説明会を、中旬には未就学児童のいる全世帯に対して無償化の資料をお送りしたところでございます。

2番目でございます。認可施設以外の多様な教育・保育サービスも含めて幅広く無償化することにより、子育て世代の負担軽減を図る少子化対策であると認識しております。基本的には、3歳から5歳児全員と、0歳から2歳児の市民税非課税世帯の利用料のほか、幼稚園の預かり保育の利用料が無償化されるものでございます。

2番目の、改正子どもの貧困対策の推進に関する法律における本市の取り組みについてということにつきまして、その1でございます。

今回の改正は、将来的な貧困の連鎖を断ち切るだけでなく、現状を改善することがうたわれ、そこに市町村の貧困対策計画策定が努力義務として加えられたものでございます。県内自治体の動向や計画の有用性などを加味しながら検討してまいります。

2番目でございます。生活保護世帯における子どもの大学進学率は、全世帯と比較して大きな差があると認識しております。原因は、大学進学に伴い負担しなければならない学費を初め、家賃や生活費等経済的な問題が影響している一方、子どもが世帯の状況を見て進学を諦めている側面もあると考えております。

3番目については、教育長のほうに答弁させます。

4番目でございます。高齢者や障がい者等が暮らしやすい持続可能な日置市を目指してというご質問でございます。

その1でございます。市民から、ごみの種類と分別方法についてのお尋ねが最も多い状況でございます。また、これまで数件、戸別収集についてのお尋ねもありました。

2番目でございます。個別収集のお尋ねに

については、いずれも介護保険のサービスを利用されている方でしたので、その旨説明し、サービス内において対応していただいているものと考えております。

地域においては、民生委員、在宅福祉アドバイザー、また、元気度アップ・ポイント事業参加者等の協力により、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者の見守り、助け合い活動を実践していただいております。今後もこの地域活動を大切にしていきたいので、現在のところ日々のごみ収集を戸別に行う考えはありません。

5番目の、防災・減災及び発災時の支援等について。

その1でございます。これまで総合防災訓練において、要配慮者を想定した訓練は実施していますが、視覚・聴覚障がい者や車椅子利用者に参加を依頼したことはありません。要配慮者に応じた対応は必要でありますので、どのような訓練を行っていけばよいか、研究してまいりたいと考えております。

2番目でございます。ご指摘のコミュニケーション支援ボードも意思伝達の有効な手段でありますので、ほかの支援策と優先度を考慮しながら、進めてまいりたいと考えております。

3番目です。避難所等で要配慮者に寄り添って支援することは大切であります。また、役割や係の識別表示は避難所運営の効率化のためにも重要であることから、ビブスも含めた表示のあり方について、研究してまいりたいと思っております。

4番目でございます。災害対策基本法に基づき、原則的には食料や飲料水は災害が発生した後に活用されることとなりますが、段ボールベッド等の繰り返し使える備蓄品については、訓練時や自主避難時にも活用できると考えております。

5番目でございます。日置市避難所運営マ

ニュアルには、避難所で暮らす避難者の協力が不可欠であることから、平時から避難者である住民代表のメンバーが集まり、話し合うように定めていますが、個別マニュアルの作成に至っておりませんので、その視点を周知し、進めてまいりたいと考えております。

6番目でございます。鹿児島県の地域防災アドバイザー制度を活用し、DIGの出前講座を行うことも可能であります。HUGについては、職員での対応のほか、ひおき防災リーダーネットと協議をしてまいりたいと考えております。

6番目、7番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

8番目でございます。鹿児島市に講座の応募状況を伺ったところ、年によりばらつきがあるものの、近年は防災に対する意識の高まりもあり、定員を上回る状況であるとのことでした。日置市単独で鹿児島市のように防災士養成講座を開催することは現状難しいことから、近隣県が行っている県主催の講座が開催できないか、鹿児島県に協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは1番目の、幼児教育無償化スタートに向けてを、教育委員会の関係についてご答弁をいたします。

その1でございます。9月議会に議案といたしまして、幼稚園保育料徴収条例の廃止を提案をし、議決をいただきましたので、保護者の方には園を通じて9月上旬にお知らせをいたしました。

来年度の入園募集につきましては、9月末に発行されるお知らせ版や、自治会の班回覧、ホームページ等での募集要項の中に、無償化のお知らせを加えて周知いたします。

その2でございます。公立幼稚園では、保

育料は全て無償となります。給食費や学級費、遠足代などは、これまでどおり保護者負担です。

なお、給食費については原則実費負担ですが、世帯収入360万円未満の世帯の園児については、副食費——おかず、牛乳等でございますけれども——これは免除になります。

続きまして、3番目の、学校の給食費の公会計化についてでございます。

給食費の集金形態について。その1でございますけれども、東市来学校給食センターと日置南センターでは、自治会単位で育成会が集金し納付されています。伊集院給食センターでは、学校が保護者の口座から引き落としした後、学校からセンターに振り込まれております。

その2です。市の一般会計予算となりますので、納付書での納入か口座からの引き落としをすることとなります。新たな徴収管理システムを導入することとなりますので、メリット、デメリットを含め、研究していく必要がございます。

次は、5番目の、防災・減災及び発災時の支援等についてでございます。

6番目の、HUG及びDIGの活用につきましては、市長のご答弁のとおりでございます。

7番目です。災害が予想される台風接近の場合などは、天候や通学路の状況などから原則として各学校長が判断をいたしますが、場合によっては中学校区単位で検討し、休校や登校時間等を決定しています。

予想が困難な災害や大規模災害の発生の際は、市の災害警戒本部、災害対策本部の方針を受けて、教育対策部として教育委員会が学校へ指示をいたします。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今、市長、教育長から丁寧なご答弁をいた

いただきました。続きまして、2回目以降の質問をさせていただきます。

幼児教育無償化に向けて、ほぼほぼ周知のほうは一生懸命していただいているというふうに答弁をいただきました。その中で、市民からの問い合わせ等はなかったのか、また、それはどんなものだったのかお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

先ほど市長が答弁いたしましたように、8月の中旬に、対象の1,565世帯に対しましてパンフレットの送付をいたしております。その後、問い合わせが幾つか来ておりますが、主なものといたしましては、教育と保育で異なる3歳児の取り扱いのことでございますとか、預かり保育の内容に関すること、それから、「無償化に伴う手続きが特に必要でしょうか」というようなお問い合わせをいただいているところでございます。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）

公立幼稚園では、現在入園しております児童の保護者から、無償化となる保育料につきまして、各幼稚園に問い合わせがあったと報告を受けております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

市民の関心も非常に強いものだと思います。無償化に向けて、ほとんどの保護者は手続きがないと思われましても、保護者側が手続きを要するのはどのような場合かお尋ねをいたします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

主なものといたしましては、先ほどの答弁でも言いましたけれども、幼稚園における預かりを受ける際に、保育認定をできるような就労証明等の手続きで認定が必要になってまいります。

#### ○12番（黒田澄子さん）

けさのテレビで、認可外保育所の場合はそ

の申請とか、例えば、今まで支払っている領収書等も提出しましょうというのをNHKさんが大々的におっしゃっていたんですけど。そこら辺の手続、本市では要らないのでしょうか。お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

現在、認可外保育所につきましては、県と一緒に各施設を回りまして、これまで市として接してこなかった施設でございますので、まずその認可外保育所が、通常の保育所等の水準にあるということが条件で無償化の対応にしないといけませんので、その手続を現在進めておりますので、今、議員がお尋ねの件については、今後、時間のない中で進めていく必要があるかと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

県はやはり、日置市単位で待機児童いないと言っていますが、特に伊集院などでは入る場所がなくて、特に3歳未満児の子どもたちで、働くために預けられないとってという部分で、申請自体を出していない隠れ待機の子どもを持つ保護者などが認可外等をお願いをするケースもあると思いますので、その点はまた丁寧に、周知や手続の支援をしていただきたいと思っております。いろいろ未就学の子どもには周知をされております。今後、婚姻を予定されているとか、また、婚姻しているけど、今後、出産の予定である、そういった市民への情報提供は、今後どのように行っていくのかお尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

これから子育てを迎える方々につきましては、婚姻や出産等それぞれの手続の際に、窓口においてパンフレットを配布していきたいと考えております。

また今後、10月のお知らせ版や、市のホームページ等で掲載を行ったり、子育て支援センターや保健センター等お母さま方が利用するような施設に常備をいたしまして、啓

発も図ってまいりたいと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

しっかりと、またその辺は今後のことですので、頑張ってくださいと思います。また、認可外の施設など市外の施設利用者で、日置市内でない場合の市外のそういった施設利用者で、特に気をつけるような点はないのかお尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

先ほども少し触れましたけれども、認可外の施設につきましては、市内外を問わず、その施設が無償化対象の施設として公示をされているかどうかということをご確認をいただきたいと考えております。また、それらの施設の利用者につきましても、保育の必要性に関する申請書を福祉課のほうにお出しいただくという手続がございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

ご答弁の中で、副食費について、公立幼稚園ですかね、おかず、牛乳等は免除になります。副食費というのは、主食がパンとかごはんとか麺類とかっていうものになるかと思うんですけど、具体的な副食費というのは、例えばおやつとか牛乳等と書いてありますけれども、そういったものまで含まれるのか。また、給食費はまとめて徴収されているわけですが、1カ月分の、米飯以外のこの副食費というのは、どんな感じで無償化になっていくのか。イメージとしてちょっとわかりづらいな、今月はこんだけだけど、来月はこんな感じ。それでも構わないんでしょうけれども、その辺はどのような形で通知をされていくのかお尋ねをします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

主食費のほうでございますが、国から示された割合は、主食が13%、副食費が87%ということで指示を受けております。それによって、毎月これを固定しまして徴収してま

いますが、現在、幼稚園の給食費が3,700円ということでございまして、500円が主食費、3,200円が副食費といった割合で徴収をしております。

**○12番（黒田澄子さん）**

公立はそうですけど、私立の場合の幼稚園、保育園等はどのようになるのでしょうか。お尋ねをします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

副食費につきましては、これまで無償化の前につきましては、保育費に含まれるという考え方でございましたけれども、そこは副食費については無償化の対象ではないということで、原則実費ということになります。その金額につきましては、その施設ごとの副食費の取り扱いによって、保護者のほうにお知らせをするという形になっていくことになります。

**○12番（黒田澄子さん）**

今、何か副食費は無償化にならないと言われたように聞こえましたが、副食費は無償化の対象になるということなので、それぞれの施設で給食費とかバス代とかいろいろな形で取られていると思うんですけど、本当にそこは無償化になるので、その内容について、何か国のパーセントでこのとおりなのでしょうかとこの部分なんですけど、その辺お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

副食費は原則徴収という形ですけども、世帯の年収が360万円未満の世帯、それから第3子の方については、免除という扱いになるということになります。

**○12番（黒田澄子さん）**

その給食費という徴収の中の、パン、米、麺類以外のここが副食費になるんですけど、今、公立の場合はそういうお話だったんですね。パーセントで分けるって。そのほかのそういう幼児教育にかかわるところは、その辺

はどうなるんですかという、聞き方が悪かったんですけども、その辺をお尋ねしております。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

基準的には、教育委員会のほうがお話しになられたような基準になるかと思っておりますけれども、金額的な部分につきましては、先ほど申し上げましたように、施設の運営とか定数の規模によってもかなりコストがかかり方が違うと思われまして、そこは各施設ごとにばらつきが出てくるものと思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

一度、やはり無償化がスタートした後に、その辺のところも各施設どのように徴収のぐあいがよくなっているのか、無償化の部分がこうなっているという部分も、まずチェックをされるのはどのように考えていますかね。チェックされるべきじゃないかな。公立の場合はそうでもないと思っておりますけれども。市としてもその辺はどんなふうにお考えでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

副食費の内容につきましては、「直接、金額等について、行政側から施設側に対して、決め込んだ形でのお話は避けていただくように」ということで、国のほうからも指示を受けておりますので、施設の裁量にお任せをしていきたいと思っております。

ただ、その内容について、やはりその保育サービスというところで、日置市内の同じ年齢の児童が食についてサービスの増減があるというのは好ましくないと思われまして、そこらにつきましては、施設長さんを通じて会議でまた話はさせていただきたいと思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

この無償化スタートについて、市長は本市の体制が万全であるというふうに捉えておられるのか、また、本当にいいことが始まるわけですけども、市の意気込みをお尋ねしたい



と思います。

**○市長（宮路高光君）**

課長が答弁いたしましたとおり、今から無償化ということで、まだ手探りの部分がございます。また、周知の部分については、まだおこなっている部分もございますので、そのとき随時対応していかなきゃならないというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

それでは、子どもの貧困対策について。今後、研究をしていくというような答弁をいただいております。国は、子どもの貧困をこのまま放置した場合の社会的損失を危惧して、何らかの手だてを早急に打っていかねばならないという部分で、今回、市町村にまで、義務ではありませんけれども、努力義務として改正まで行っているということは、本市としても大きく感じていただきたいなと思っております。この答弁の中に、「県内自治体の動向や計画の有用性なども加味しながら、検討してまいります」というふうに書いてございますが、他県の策定状況などはお調べになっているのか、その点をお尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

鹿児島県の、まず、子ども子育て関係の調査をもとに調べさせていただきまして、その後、先進的な各県の市町村の取り組み状況も調査をしているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

国連が進めるSDGsの中でも一番目に頑張らなくてはならないのが、この貧困対策ということでもあります。市は、本市の子どもの貧困世帯の現状をどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

来年度策定をいたします子ども子育て支援計画の基礎調査の一環で、今年度の調査項目に指標を追加をして、調査をしておりますが、まだその結果は出ておりませんが、先ほど申

上げました鹿児島県の事例結果によりまして、いわゆる相対的貧困の割合というのが鹿児島県の場合は12.9%と出ておりまして、その半分がひとり親世帯というような実態があるようでございます。

本市におきましては、児童扶養手当の受給対象世帯が486世帯ございまして、また、生活保護世帯の1割が母子世帯であるというような状況もございまして、ほぼその県の実況に近いような形になっているのではないかと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

子どもの貧困対策の中で一番改善が急がれる点を、どのように市は捉えておられるのかお尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

子どもの貧困は保護者の収入状況に大きく左右されてくるのではないかと考えております。保護者が非正規雇用であったり、ひとり親であったりすることで、なかなか家庭の経済力を安定させられない実態にあるのではないかと考えております。そのことが子どもの生活や学習にも影響しがちになることを危惧しております。

**○12番（黒田澄子さん）**

大学進学率、その前に高校の中退率というのは、この貧困家庭と言われる生保の家庭とか、児童養護施設等はよくわからないと思いますが、ひとり親家庭の、特に母親ひとり家庭などを見たときに、パーセントではなくていいんですけれども、実態的にはどのような感じで市は捉えておられるのかお尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

高校生の生活保護世帯の実況ですけれども、30年度の実績といたしましては、高校生が全体で29人おられましたが、お1人中退をされておりますので、中退の率といたしましては3.4%になります。全国的な生活保護

世帯の率が4.1%となっておりますので、若干低めの数字にはなっているかと思えます。

**○12番（黒田澄子さん）**

中退の内容とかその時点で相談ができ得たのかな、どうだったかなということも心配な点ではございますけれども、それは非貧困と言われる子どもたちとも、余り日置市、変わらないのかなというふうに思っております。

それでは、この生活保護世帯に属する子どもたちの大学進学率はどのような状況でしょうか。お尋ねします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

平成30年4月現在の、生活保護世帯の子どもたちの大学の進学率ですけれども、日置市は対象の高校3年生が6人おられまして、そのうちおふたりが県外の大学のほうへ進学をしておりますので、率といたしましては33%でございますので、全国平均の36%より若干下回っているという状況でございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

先ほどの答弁でも、「子どもたちが我が家の状況を見て進学を諦めているような側面もある」というような答弁をいただいておりますが、その進学の意欲をそぐ、そういう経済的な問題だけではないという答弁いただいておりますけれども、個々に対して、いろいろな情報を提供してあげないと、子どもは我が家のこの家計の中でしか世の中を見られていないのではないかと。いろんな補助金の制度や能力によっては特待生で大学にも行けたりいろんな機会がありますし、民間でもそういう奨学金制度を設立しているものもあります。そういったものが、高校生になってからの、この貧困世帯と言われるところに属する子どもには、現状、日置市では提供をされているのでしょうか。その点をお尋ねいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

現在、生活保護世帯の中学生に対しましては、学習支援事業というものに取り組んでお

りますけれども、ここの支援をしていただく、教えていただく方々につきまして、元教員の方々を初めといたしまして、大学生や市の若手の職員、それから今年は、一般の社会の方も加わってくださいます、多様な職種で子どもの学習活動を支援をしておりますが、学習だけではなくて、その中で、それぞれの支援員の方々がこれまで歩んできた道も、勉強の相中で話をさせていただくようにしておりますので、そういったところで、かなり中学生の皆さんも刺激を受けて、将来に向けて自分の夢を語り始めているという状況にあるように感じております。

**○12番（黒田澄子さん）**

いい大人たちが一生懸命そうやってかかわってくださることは、さらに頑張ってくださいとすべきところかなと思えます。私が申し上げるのは、それプラスアルファいろんな奨学金制度とかそういったものをどんどん情報としてとれていけば、安心して進学を望めるけれども、高校に入った時点で、もう我が家は無理よって、就職しかないのよってというような気持ちになっている子どもが多分多くいるだろうということで、答弁をされたと思っておりますので、そういったことも行政として提供ができる時間なり資料なりを、高校に入った子どもたちには提供できないのかお尋ねをいたします。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

現在、学習支援事業に通っているお子様方から始めたいと思いますが、委託をしている事業者のほうとも連携をしながら、そういった情報を集めて提供をできるように取り組んでまいりたいと思えます。

**○12番（黒田澄子さん）**

この貧困計画、ぜひ立てていただきたいと思えます。実は、これは鹿児島県がつくられたもので、たった4ページなんです。県は、全部義務があつてつくっております。福岡県

とか九州の他県におきましても、50ページから60ページになる冊子になって、この計画を策定され、それをもとに市町村が、福岡あたりでも、もうこの春ぐらいから、今年度から策定しているところがたくさんございます。

その文言を見ますと、県の計画をしっかりと調査した上で、自分のまちもつくりましたよってというのが市長さんの言葉で挨拶文の中に書いてあるんですけど、たったこのぺらぺらの状態のものを、研究していただいてもいかなかなということ、この間、県議会でも代表質問の中で指摘をされておりました。本市が計画策定するときには、ぜひ他県のものもしっかりと調査していただきたいと思っておりますけど、その点いかがでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

ぜひ他県のものもいろいろ見させていただいて、今後について検討させていただきたいと思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

市長、最後に、この貧困対策の計画策定というのは、やはり国が社会的損失ということのを危惧しているということが一番大きいと思っております。その中で、いろいろな形で大学進学までが望める、そういった状況をつくっていく計画でございます。市としてもぜひ頑張りたいと考えていると思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に、貧困対策の計画を策定いたしますので、今さっきも課長が言いましたように、幅広い資料収集をしながらつくっていききたいというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

3番目の学校給食の公会計化というところでお尋ねをいたします。

答弁の中で、まずはメリット、デメリットという部分が出ております。これを研究して

いくとあります。デメリットとは、一体どういったものを想定されておられますか。お尋ねいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

給食費以外の学校徴収金等でございます、学級費、生徒会費、修学旅行代、こういったものを学校では徴収いたしております。ですので、給食費を公会計化にしても、学校としてはこういった徴収金が残るとということでございますので、そういったことと、それから、公会計化に進めていくのに際しまして、新たな徴収管理システム、こういったものも導入しなければならないということで考えているところであります。

**○12番（黒田澄子さん）**

わかりました。文科省はことし7月31日に、学校給食費等の徴収に関する公会計化等について推進していただきたいという旨の通知をしております。今、言われた学級費だったり修学旅行費なども含まれております。今回は、そこまでは私とも思いまして、まずは公会計化、給食費からかなということでお尋ねをしたわけでございますけれども、既に、伊集院は相当前から口座引き落としを始めておりますよね。今回、答弁の中で、東市来や日置南は、まだいまだに自治会単位の育成会での徴収になっていると。その結果、市が公会計化になると、納付書での納入化、口座からの引き落としをするという手間がかかるような答弁になっておりますけど、既に伊集院は、もうどれぐらい前でしょうか、もうそのようになっていますよね。

これの平準化というのをされなかったのはなぜなのか。私は伊集院におりまして、以前、自治会の育成会長をしているときに、やはり集金をずっと班ですると、私の自治会小さいんですけども、猪鹿倉とか朝日ヶ丘とかはすごく多くて、もう何百万円ものお金を1人の

人が預からないといけないということが昔はあったんですね。それを金庫もない、普通の一般の主婦がおうちで預かって持ち続けることの怖さ。それが解消されてよかったと私は思っていたのですが、いまだに日置市内では伊集院以外は、全部そういう形をとっておられる。なぜ今まで平準化ができなかったのかお尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

東市来につきましては、旧町時代からの引き継ぎという形でその方法をとっております。日置南につきましては、この給食費の徴収につきましては、運営委員会の審議事項の一つとなっております給食費の徴収及び給食費改定につきましては、運営委員会の審議事項だということをございまして、その運営委員会の中で決まったものと考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

伊集院のようにやっていけば、今回、公会計化にするのも口座振替とか全然そのままなので、何ら問題ないと思っていたのですが、この辺、教育委員会ももうちょっと本腰を入れて、市民の立場に立って検討をされたいと強く思っております。

全国的にもこれはどんどん実施をされておられて、先進地の神奈川県藤沢市では、平成26年の9月議会には、もう議案が上程されております。結局、10月にパブコメをとって、11月に教育委員会の定例会で条例案を上程して、そして12月議会、もう、たんたんたんとして、27年4月から運用開始をされていて。やはりそのベースには、銀行振り込みとかがあったのかなというふうに思っておりますけれども、そんなに時間がかかることでもないですので、働き方改革の一面から見ても、学校がこういったことをするべきではないという中央教育審議会の答申も出ていての、この公会計化の国の推進でござ

いますので、その点、もう一度お尋ねをいたしたいと思います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（松田龍次君）**

ただいまおっしゃったとおり、中央教育審議会が答申したことの中に、公会計化イコール働き方改革といったような考え方がございます。先ほども申し上げましたけれども、給食費のみを公会計化しても、あと、学校徴収金等が残るといった課題が残ってまいりますので、全てがその働き方改革につながるというわけではないというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

それでは、ごみの回収についてお尋ねをいたします。

今、地域で在宅福祉アドバイザーや民生委員さん、いろんな方たちが助け合い活動をしているということで、戸別の収集の考えはないということをございしますが、これで今は全てが、困っている人のごみ出しは網羅されていると市はお考えなのかお尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

この地域活動のほうで完全にうまくごみ出しがされているというふうには思っておりませんが、特に市民の方々からのご依頼とかいうのが、今の状況ではない状況にございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

多分、アンケートをとったら、いっぱい出てくるかなと思います。高齢者の方たちは、なるべく人に迷惑をかけない。そういったことが、しんから入っておられますので、もう自分が倒れるぐらいまでやることはやる。実は、私のおばが以前、おじが亡くなったらもう何が一番大変かって、ごみ出しが大変だと。それが若干坂のあるところを下って持って行く、そういう地域でしたので、日置市民ではございせんけれども。男性のほうが早く亡くなる確率が高いですので、夫が年をとると、車でごみを出してくれていた方も、結構私の

地域にもおられます。その夫が亡くなった途端、本当にごみ出しは大変だ。以前、私はごみ収集所までの距離のこともお尋ねいたしました。結構遠い距離を運んでおられる方もおられるようでございます。

そこでまず、粗大ごみを家から出すときに困っている人たちは、市としてはどのような対応になっているのかお尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

粗大ごみにつきましては、現在、クリーン・リサイクルセンターにおきまして、電話でのお申し込みによりまして、有料になりますけれども、戸別収集を実施しているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

この戸別収集は、もう全国に今、ふれあい収集とか、鹿児島市さんも今年度から、まごころ収集とか始めておられて、高齢者が長くこのまちに住んで、暮らすためには、私は大事な政策なのかなというふうに思って、今回、提案をしました。

平成15年から、もう全国では行っているところもありまして、平成29年に国立環境研究所が、ごみ出し支援というのをまとめた報告書も出しておられます。もちろん私が言っているのは、自治体を実施する直接支援型です。今、部長がおっしゃったのは、地域コミュニティーなどが支援するコミュニティー支援型です。

そこで、県内ではこういったことがどういったところで実施されているのか、県内の状況をお尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

県内19市を確認しております。まず、市が直接支援します直接支援型につきましては、2市ございます。鹿児島市、志布志市が実施しております。そのほかの17市につきましては、自治会等何らかの形で支援しております地域コミュニティー型というふうになって

おります。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

市長、「まだ完全にこれが網羅されてはいない」という部長の答弁がございました。確かに、ご近所のことを一生懸命、ご近所力でやっているとありますけど、日置市内よく見ると、坂の上の上のほうに1軒、高齢者が住んでおられるとか、坂の下の下の方に住んでおられるとかいうところも、回っているとありますよね。せめて、そういったところで困難をきたしている人には、直接支援型とかいろいろな基準を設けてでもいいので実施されたいと思うところですが、市長のご見解をお尋ねをいたします。

**○市長（宮路高光君）**

いろいろと限りのないことであるというふうに思っております。そういう高齢者の皆様方に、民生委員の皆様方と福祉の形の中でご支援、どうできていくのか。さっきも言った介護保険、そういうものも使いながらでもできるのかどうか。そういうところまで、全部、市が直接収集するということは大変難しゅうございます。また特に今、ごみの場合についても、簡易に毎日生ごみは捨てられるようになっております。そういう部分も含めて、また今後、ごみの出し方というのを十分検討していくべきであるというふうに思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

防災・減災についてお尋ねをいたします。

今回、私は視覚障がい者や聴覚障がい者、車椅子利用の方の支援の強化をすべきというふうに言っておりますが、なぜこういうことを言ったかという、防災訓練に参加をされていないなというのがよくわかりました。自分が参加をしてですね。

なぜこれを言ったかという、そういった方々が避難をしたり、災害が起きたときに、

一番困る人ではないかなと。その一番困る人が、こういった訓練に参加をすることで、市町村行政やいろいろなボランティアの方々がどういったことを気をつけなくてはならないのか、どういったところに不具合があるのか、そういう問題提起をしていただけるのではないかな。今後、健常者を中心とした避難訓練よりも、そういった方たちの声をしっかりと聞いていく。そして、この防災訓練の中でまとめ上げたものが避難所のいろんな配置だったり、そういう支援の中につながっていくのではないのかという視点で、ちょっとお尋ねをしたところでございます。

このような方の参加を依頼はしていないということですが、来年度の防災訓練では、ぜひそういった方々を参加していただける手だてを打っていただきたいとお尋ねしますが、いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

実際に参加していただくことで、どのような点に課題があるか見えてくることかと思えます。今後の避難訓練の参加については、障害者協会とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

議長の許可をいただいて、コミュニケーション支援ボードをちょっと持ってまいりました。これは、その中の一部でございますが、実際の支援ボードはこんなものでございます。これは、めくるとこのように、「おなかがすいていますか」とかって。例えば、発達障がいの子もたちもパニックったり、高齢者ももうどきどきしたらしゃべれないとかそういうことがあるわけですけど、こうやって出すと、「これ」とかですね、次、またあけて「これ」とかって。これは、英語とか中国語とか韓国語でも入っております。

これがいいのは、ここがかかっているんですけど、サインペンで、こう筆記ができ

るんですね。だから、例えばこれで、「おなかがすいている」「食べる」で、「あなたは、例えば何かのアレルギーはないですか」とか、持って来ているもののおにぎりの中に、例えばシャケが入っていたら、「シャケアレルギーはないですか」とかって尋ねたりすることもできたりする、簡単なものでございます。これ、財団法人のほうがこういったのを協力されていて、荒川区がつくっておりますけど、これは鹿児島市バージョンですけれども、600円ぐらいで提供ができるということでした。

このようにちょっと大きくしましたけれども、まず食べること。体の状態が悪いこと、「熱があるんです」とか、「雨の中、避難して」とか。こういったことがコミュニケーションボードで、指さしボードと言われます。ぜひこういったものを検討されないか。

また、Wi-Fi設置がどんどん進んでいくと、タブレット等でもできると私も思っておりますが、今回、千葉のあの停電を見たときに、ああ、もう電気はだめだと思いましたので、アナログではありますがこういう紙バージョンのものもあり、また、Wi-Fiが可能な地域では、タブレット等でも指さしで。非常に困っている人たちが伝えられない、また、助けてあげたいのにわからないというのは一番大変なので、そのように提案しましたが、市のお考えはいかがでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

多様な手段でコミュニケーションをとっていくということは大切なことであります。市長も先ほど答弁しましたように、コミュニケーションボードも有効な手段というふうに考えておりますので、優先度等を考慮しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

これを利用されているところは、いろいろなところで利用されています。また、平成25年6月に、障害者差別解消法を制定して、内閣府でもコミュニケーション支援ボードを推進しているものがございます。国が一生懸命推進していますので、安心してつくっていただきたいと思います。障がい児や障がい者のほか、外国人、高齢者、幼児にも活用され、地域、お店、駅、交番などにも設置してありますが、県内でコミュニケーション支援ボードを使っている行政は、どれくらいあるのかお尋ねをいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

県内の自治体で、コミュニケーション支援ボードの保有状況を確認しましたところ、避難所での活用を想定しまして配置しているのは鹿児島市のみでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

ビブスについては今後検討したいということで、ビブスはここに差し込みができるものが多くございますので、1つのものを、印刷をしなくとも——例えば、私は何ができるかな。私は「ヘルパー2級を持っています」とかですね、何か「保育士の資格を持っています」とかそういうの書けるんですけど、皆さんの中にも「韓国語がしゃべれます」とかっというのを自分で書いて入れられるものなので、本当に困っている人たちが寄って来てもらえるためにも、ぜひ、これを避難所に設置していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

数に限りがございますので、現状において避難所に配置することは、ちょっと考えておりませんが、まずは防災訓練において活用していきたいというふうに考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

この備蓄品の活用についてなんですけれど

も、今回、日置市始まって以来、長く避難所が開設されたと思います。ほとんど、一日開設したらもう閉じるようなことは何回かあってはいますが、続けてあっているのです、これが長く続くということも避難する方も想定していなかったりして。だから、ごはんなんかこの日の夜の分だけ持って行けばいいかなと思って、次の日の朝ぐらいかなと思っていたら、いやいや、まだまだ雨が降っていて、もう3日もここにいななくちゃならなかった。それで、おうちに帰ってごはんを持って来ないと、近所にコンビニもないし、何もないという人たちがいたのではないかと考えます。そういった食料などの支援は、どういったときに出してくださるのか、実際、今回どうだったのかお尋ねをします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

今回の7月の1日の避難につきましては、夜中の緊急な避難でございましたので、食べ物も持たず、避難所のほうにお越しになられた方もいらっしゃいました。市のほうでは、水と備蓄品の食料を提供したところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

段ボールベッドも市は備蓄しています。高齢者の方が一度避難をされたときに、なかなか膝が悪かったり腰が悪かったりすると、板間に寝てから立ち上がれないという人がいっぱいおられて、「ベッドがないので、私は次からは避難ができない」という声も届いております。ぜひ段ボールベッドも使っていただきたいと思うのですけれども、段ボールベッドはどういった事態で出されるのかお尋ねをします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

国の避難所運営ガイドラインによれば、避難所はあくまでも災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場所と位置づけられ、避難者の健康が維持されることを目標に、

その生活の質の向上を目指すものであります。

避難所の寝床を例に挙げれば、初動期は備蓄毛布、3日目までの応急期はエアマットや段ボール、4日目以降の復旧期は簡易ベッド等の確保が期待されているところがございます。

しかしながら、できるだけ早期に質の向上を目指すことは市の責務であると考えておりますので、現在、集中備蓄倉庫に備蓄している段ボールベッドを各避難所へ分散配備するなど、調整してまいりたいというふうに考えております。また、質の向上に向け、段ボールベッドに限らず、折り畳み式のマットなど代替品についても検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ぜひ、その帰る人たちに対して、なぜ帰るのかというのを聞いていただきたいと思えます。「私はごはんを持って来ていないから、帰らないといけない」という人はぜひ泊めていただいて、備蓄品を出していただきたいと思えますが、その点いかがでしょうか。帰っていくことで、帰れなくなったり、災害に遭ったり、二次被害になることも。せっかく避難してきたのにということもあるので、その点をお尋ねします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在、避難所を出られる際に、どのような理由で帰られるのかという詳細な理由は何っていないところがございます。これまで災害が長引くということが想定されていない中で、避難所を後にするというような状況でしたので、今後は避難勧告が出ているような状況の中では、今後の状況についても確認をするような体制が必要かというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

そうですね、ぜひそのようにしていただきたいと思えます。それも、例えばHUGゲ-

ムを、避難所運営をされる職員がみんな受けていけば気がつく点だと思うんですけども、現在、市の職員でHUGゲームはどれくらいの方が取り組まれたのでしょうか。お尋ねします。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

本年2月に、職員に向けた研修会を行いました。そのときに70名ほど参加をしているというふうに思います。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ぜひそういったことも、どんどんやらない人には勧めていただきたいと思えます。そして、その共生協働というか、もう今回、市長が先ほどの17番議員にも「自治公民館あたりも避難所等をお願いしていかなくちゃ」ということも言っておられましたので、個別のマニュアルはつくっていないということですが、おおまかな、自治会の人たちが使える避難所運営マニュアルを作成していただきたいし、安心して避難所運営ができるように、DIGだのHUGだのも、そういった自主防災組織などを使って、どんどん進めたいと思えます。市長、その辺、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、今、避難所の職員を配置をしておりますけど、最寄りの避難所といいますか、それぞれの自治体において避難できない自治会、公民館もございまして、ここあたりも私どもも実態をきちっと把握しながら、自治会長とも今後十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

子どもたちも、意識がある子たちはどんどんこういったことができるようになりますね。東日本のときにも、リーダー核は中学生だった。そういったことも実証されています。徳島県では高校生が防災クラブをつくって、も



ちろん市が助成する中で、高校生の防災資格の取得者がおりまして、その人たちが今度は小学生に対して防災教育をどんどん出前で行っている。全国にはいろんなケースがございます。

子どもたちも学ぶことで判断ができたり、地域においてリーダーとして務められる。そういう子どもたちもたくさんいると思います。教育委員会ではその点いかがお考えか、お尋ねをいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

学校では防災教育の一環として避難訓練を実施をしたり、あるいは具体的な避難の仕方でありましてかそういう学習を、やはりやっております。そういう中で、先ほど議員のほうからご提案もありましたけれども、DIGとかHUG、そういったようなものも、今後やっぱり学校教育の中でも取り入れていけるような工夫をしていくことは、とても重要なことだというふうに思います。

#### ○12番（黒田澄子さん）

それでは、災害発生の際の休校についてなんです。今回、防災については本当に大きな災害があったので、初めての経験で、この部門も私たちもいろいろ課題が見えてきたので、これは別に指摘をするというよりは、今後のためにしっかりこの課題を次に生かしていただきたいという思いで提案をしていることを、まず了解いただきたいと思います。

鹿児島市は、早く休校をされました。前日にはもうテレビで報道されましたね。鹿児島市に聞くと、校長会でまず話し合いをされると言われました。今回は大きな災害なので、もう前日のうちに教育委員会で、教育委員の会を開いて決めたというふうに言っておられます。やっぱりそういった対応、なぜ朝じゃいけなかったのかって。いけなかったというよりも、前日にわかっていないと、親はお休みもとらないといけない。子どもが休校だった

ら休まないといけない。休める理由にもなるわけですね。それと、朝だと既に歩いて行っていた子もいたと聞いております。その点、教育委員会いかがお考えなのか。今後の課題として精査していただきたいと思っておりますが、朝の休校通知は余りよくないというふうに、よろしくないのではないかと思っております。いかがでしょうか。

#### ○教育長（奥 善一君）

今回の場合は、大規模な想定を超えるような災害だったわけですので、私どもといたしましても、今回の教訓を今後の災害に備えるために生かしていきたいと思っております。

なお、今回の場合は朝の判断でしたけれども、前日に学校は予告をして、自宅待機をかける、あるいは朝もう一回連絡をしますというような、あらかじめ流した上でやっておりますので、必ずしも朝の判断で十分ではないということではないというふうに考えておりますし。ただ、間違っただけで登校した子どもがいたということがございますと、危険が予想される中で大事な連絡が行き届かないというのは、これは重大なことにつながりますので、今後しっかり検証をして、そういうことがないように努めていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

30秒です。

#### ○12番（黒田澄子さん）

最後に、防災士の養成講座。もう鹿児島市は満杯だったようでございますけれども、ぜひ答弁がありましたように、県の主催の講座を開催できないか。市長会でもぜひ、市長、言っていただきたいと思います。本来、県がやるべきことだと私も思っておりますので、この点最後に市長にお尋ねをいたしまして、一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

さっきも答弁したとおり、やはり県がして、

人員の確保の問題、県がすべきであるというふうに思っておりますので、市長会を含めてまた、知事とまた懇談する席上も含めて、そういうご意見を言っていきたいというふうに思っています。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時59分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

質問に入ります前に、さきの坂口議員の発言もありましたけれども、7月上旬にかけて記録的な豪雨に見舞われ、以来、事業課におかれましては、災害査定や復旧工事への諸手続に、さらに補助金の増高申請等に懸命に取り組んでおられますことに、まず敬意を表したいと思います。災害により、水田や畑などの生産基盤や、市道、里道などの生活基盤を失うことは、市民生活に大きな支障を来してまいります。これからの早急な復旧を願うものであります。

さて、私のほうからは2項目につきまして、市長に質問をいたします。

1問目は、市内直売所の最近の販売状況等について伺います。

まず1番目に、近年の販売状況の推移について伺います。

2番目は、最近の生産者からの出荷状況はどうか現状をお知らせください。

3番目に、仕入れ品目の割合が増加していないか伺うものです。

4番目は、出荷者協議会等で生産者側の意見や課題、また、要望などはどのようなもの

があるのか伺います。

いよいよ10月から消費税が引き上げられます。食堂部門や工芸品販売などあります。対策は十分にとったのかお伺いいたします。

6番目は、以前の一般質問でも提案をいたしました。高齡化等により直売所まで出荷できない生産者のために、指定管理者みずからも集荷に積極的に回って、集荷体制の充実を提案をいたしておりました。経営体であります指定管理者側が取り組む対策でもありますが、中山間地域の高齡者にとっては直売所が身近で、技術的にもたくさんの品目が生産されています。ベテランの農家もたくさんいます。所得につながっていくよう対策をとるべきではないか、市長の見解を伺います。

次に、2問目は、第5期に向けた地区振興計画策定方針をどう考えていくか伺うものがあります。まだ第4期振興計画の実施中でありますので、気の早いことだと一蹴されそうですが、合併特例債からの充当期限がいつまでなのか、積立金への運用がいつまで可能となるのか伺ってまいります。

まず1番目は、第4期計画は、事業の配分比率を見直して臨まれたわけですが、その成果はあらわれてきているのか、見解を伺います。

2番目としまして、高齡者の見守りや健康づくり拠点としての役割は果たされているのか伺います。

次に、3番目としまして、実績や反省も踏まえて、次の計画に対する市長の方針はどう考えているのか伺います。

4番目は、項目の最初で申し上げましたが、令和2年度以降の積立基金からの充当財源はどう変化していくのかお伺いするものであります。

以上で、1回目の質問とし、市長の答弁を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1 番目の、市内直売所の最近の状況ということで、その1でございます。市で把握しております市内8店舗の過去3年間の販売額の合計では、平成28年度が17億8,000万円、平成29年度が18億2,000万円で、順調に推移しては、平成30年度におきましては、冬野菜を中心に全国的な野菜類の価格低迷により、16億1,000万円、前年度比88%となっております。

2 番目でございます。気象条件に左右されやすい露地野菜におきまして、一時的に不足する時期や、逆に同一品目が競合する場合がありますが、総体的におおむね順調な出荷状況で推移していると認識しております。

3 番目でございます。市内において時期的に生産されていない作物が、お客様の需要が高い品目において、一部、仕入れ商品を販売している店舗もありますが、目立って増加している状況ではありません。

4 番目でございます。出荷者協議会等において、各店舗に共通して対応を要するような意見や要望は、特に報告されておられません。

5 番目でございます。対象の店舗につきましては、消費税8%の軽減税率商品と10%への引き上げ商品に対応する準備を進めており、既にレジの更新を行った店舗もございます。

6 番目でございます。江口蓬菜館においては、高山地区のNPO法人による出荷体制が整っており、継続した取り組みが実施されております。ほかの直売所におきましても、チェスト館が検討を始めており、高山地区などの先進事例を調査研究している状況でございます。

2 番目の、第5期に向けた地区振興計画策定方針についての、その1でございます。ハード事業につきましては、第1期から現在まで、10年の長きにわたり実施してまいり

ました。また、第3期から健康づくりや環境美化等のソフト事業なども推進してきております。

このような経緯を踏まえ、第4期は、ハード、ソフトの事業に対する割合を、地区の裁量により、7対3の範囲内で計画できることとしております。

平成30年度は、ハード事業が54%、ソフト事業が46%という実績になっており、各地区においても、ソフト事業に軸足を移した、魅力的な事業が定着しているものと考えております。

2 番目でございます。少子高齢化、過疎化の進展により、自治会単独での各種事業や取り組みが継続しにくい状況になりつつある中、見守りや健康づくりの活動拠点としての地区公民館の役割は、徐々に醸成されつつあると感じております。

今後においても、医療や福祉など、地域にあったさまざまな機関と連携し合い、支え合いの体制づくりが重要になると考えております。

3 番目でございます。

ハード事業による生活に直結した身近なインフラ整備は、ある程度、役割を果たしたと感じております。第5期からのハード事業については、地区への配分方式を行わず、本庁・支所の各事業課が自治会からの要望等により、優先順位によって、直接執行する方式へ移行する考えであります。ソフト事業につきましては、事業の取り組み自体を大きく変えるのはございませんが、ある程度、事業費の削減は必要であると認識しております。今後においても、課題解決に向けた取り組みが持続可能なものとなるよう、地区公民館とも、十分協議してまいります。

4 番目です。

合併特例債を財源とした地域づくり推進基金につきましては、地区振興計画のソフト事

業や、自治会等交付金事業、定住促進対策事業、民俗芸能等伝承活動支援事業等に充当しており、今年度1億5,750万円の繰入金を予算計上しております。ソフト事業分としては、6,870万円でございます。

今年度と同規模の事業費を継続的に確保できる期間は、令和2年以降10年間と見込んでおり、今後も地域づくりを長期的に推進するために、事業規模や事業内容の見直しを含めて検討していく必要があると考えております。

以上で終わります。

#### ○6番（福元 悟君）

それでは、1項目めから再質問をさせていただきます。

市長のほうから、過去3カ年の状況について回答をいただきました。28年度が17億8,000万円、29年度が18億2,000万円、それから、昨年度が16億1,000万円で、前年度比が88%と落ち込んでいるということで、この原因は、気象条件によって、野菜確保の低迷という報告で、答弁でございましたが、現在の状況についてお伺いしますが、この非常に88%大きく落ち込んだ、この流れというのは、どのような状況で推移しているか、お伺いします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

昨年度の野菜につきましては、秋冬野菜が非常に豊作の中で、暖冬傾向の中で、なかなか鍋物需要が出ないということで、全国的に非常に安うございました。野菜類が安い場合には、どうしても直売所は苦慮する傾向がございます。高騰する場合には、皆さん直売所のほうに買いにいらっしゃるんですけども、なかなかお客様がいらっしゃらないということで、落ち込んでという状況でございますが、本年4月以降、年度が変わりまして、春夏野菜のほうに移行しましてからは、各店舗、前年度額、もしくは、それ以上の100%を超

える販売額で、現在8月までは推移しているところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

6番。全体的な傾向について、担当のほうから説明いただきましたが、私のほうも、チェスト館の出荷協議会といたしますか、全体会議の資料等が手に入っておりますので、課長の答弁の方向と変わらないんだと思うんですが、昨年度の88%と落ち込んだ、その昨年度と同時期の比較で言いますと、やっぱり、売上額で102.7%、4月から7月の結果でございましたが、それから来館者数では、121.7%と19万7,956名、チェスト館でも、そのような来館者があるところでございまして、非常に回復しているなということで、この件については安心をいたしておりますが、一方で、この辺からが危惧するところでございますが、生産者が高齢化しております。会員登録はあっても、言葉は悪いですが、幽霊会員となるような、長年出荷されない方々の割合というのはどのようにつかんでいらっしゃるでしょうか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほどの8店舗の出荷者の登録会員というものが、平成30年度で1,780名ございます。その中で、平成30年度1回でも出荷をされた、出荷実績のあった方が1,550ということで、87%。逆に申し上げますと、13%の方が会員ではあるにもかかわらず、1年間出荷がなかったというような状況でございます。これに対しまして、各店舗2年もしくは3年間登録の中で出荷がなかった会員の方につきましては、今後の登録についての継続の有無について確認をしている状況、もしくは、するように、こちらからも指導しているところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

そういった意味での落ち込みが13%というような報告ですが、少し実を言いますと、

この進展します高齢化、地方のほうちゅうか、地域のほうは直売所に絡む高齢者の方多いわけですが、出荷できない状況が年々続くのかなど、厳しくなるのかなというふうな想定もしておりましたが、13%が減少率だということで、ぜひとも、担当課には、新規の掘り起こしが課題になってくるだろうと思いますので、この点については、後ほど、また触れたいと思っております。

そういったところで、新鮮で安心安全な農産物を提供することが消費者側の要求でございます。また、一方で、直売所の利点でもございます。生産者が出荷している野菜に残留農薬などの問題点は発生していないのか、まず、お伺いいたします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

例年、毎年のようにでございますが、保健所の無差別の作物からの、無差別の抜き取り検査というのが例年行われております。前年度も数点実施されたようでございますが、今のところ、残留農薬の検出というのは、ここ近年、一切聞いてない状況でございます。

#### ○6番（福元 悟君）

今、こうして、ほかの民間のほうでも、生産者履歴というようなところで、厳しく管理されているようですので、ひとつ、ここも直売所、身近な直売所です。また、高齢者等も利用されますが、ひとつ、指導する行政のほうでも、また、的確な指導をお願いしたいところでございます。

あわせまして、なかなか、うまいこと受けとめてくれればいいんですが、この辺の適正な指導といいますか、農薬使用基準に対する適正な指導というのは、何か機会を設けてらっしゃるのか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

各店舗の出荷者協議会、それから、栽培講習研修、出荷農家の栽培研修会というのが随時行われるわけですが、その際に、登

録農薬の使用ということはもちろんですが、登録農薬の中でも希釈倍数、それから使用回数の制限、それから収穫前、何日までの使用期限というようなところまで、口酸っぱく講習会を重ねているところでございます。

また、各直売所におきましては、新たな品目の出荷が始まる時は、必ず、その品目の栽培履歴を提出してから出荷をするようにというような指導を徹底しているところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

ぜひ、ここは徹底していただいて、風評被害というところが1番致命傷でございますので、そういう案件がないように、クレームがつかないように、これは指定管理者側という形態でも大事なところなんです、これ行政がしっかりと気を緩めることなく、今、課長の答弁でもありましたが、口を酸っぱく、徹底していただければと思っております。

4番目のほうに移らせていただきますが、4番目が出荷協議会等での生産者側からの意見とか、要望とか、課題について、特に、各店舗に共通して対応を要するようない意見は出ていないということで、今、答弁もあったところですが、露地野菜等については、どこでも、同じような品ぞろえでありまして、量的にも極端に集中していますので、これが価格を押し下げるといような要因だろうと思います。何とか、市として生産者への新規品目の提案等はなかったのか。また、一方で、作物だけじゃなくて、支援体制といいますか、行政からの支援体制というような状況に変化というか、進展がなされているのか。そこについて、お伺いします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ここ近年につきましては、生産出荷者の方々へ、新たな品目の提案というのは最近ございませんけれども、常にご提案申し上げていることとしましては、少量多品目の品ぞろ

えをお願いしたいということと、栽培技術指導の一環としまして、作期をずらすための技術の指導、それから、そのための品種の選定であったり、さらには、従来、導入を支援しております小規模ハウスを活用した、時期を早進化させるようなつくり方というところで、対応を支援しているところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

少量多品目、これはもう方向性でございましたので、ぜひとも、やっぱり、直売所が、一つのそれぞれがブランドになるというか、いろいろな客層が方々直売所を市内外訪ねて利用されているんだろうと思うんですが、ぜひとも、直売所ごとに何かブランドといえますか、というようなものがつくり上げられれば、非常に注目も上がっていくんだろうなと思っておりますので、ここは、一つ、また、技術のほうでも模索を続けていただきたいと思いますが、課長のほうからありました小規模ハウスのことですが、この辺、私も以前このことを取り上げて、予算計上が少し見えなかったということも、課題を以前申し上げたこともあったんですが、最近の動きで、このハウス関係は動きがあるんですか。予算の執行があるんですか。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

本年度も前年同様の予算を確保してございますが、それに加えて、チェスト館のほう、市の補助が小規模ハウスに対しまして、半額補助で、上限15万円、補助金上限15万円という条件がございますけれども、チェスト館のほうでは、館としても、この小規模ハウスの導入を支援するというので、それにチェスト館のほうから、プラス5万円の補助をつけて、この種の小規模ハウスに、毎年五、六名ずつ参加をしていらっしゃるというような状況でございます。

#### ○6番（福元 悟君）

ここは制度の利用もまた、チェスト館からの支援体制も組まれて、導入しやすいようになっているということで、こういうものが近代化されますと、もっと品目も多様になってくるだろうと思いますので、ひとつ、ここを充実、さらに引き続きとっていただきたいと思っておりますが、私のほうからの1つの提案になりますが、こうして、高齢者が非常に直売所まで運んでおります。きょうの本来の目的は集荷体制を申し上げる予定ですが、1つの視点として、最近、高齢者の交通事故が多くなって社会問題となっている状況です。市のほうも恐らく免許証の返納への特典を充実させていくということで、いろいろ検討もあるかと思うんですが、集荷を、そういう返納者は集荷も検討してみても考えているところです。経営体の指定管理者がサービス支援に踏み込むことに多少、それぞれの直売所は、無理は感じますけれども、高齢の生産者が事故に遭ったり、出荷が難しくなることは地域の宝を失うような気がいたします。市長、いかがでしょうか。そういう、こういう社会情勢、高齢者事故、それを踏まえて、ただ、そういう地域に、そのような生産できても、出荷持っていけないという方への、そういった意味で、例えばの例で、そういう集荷に回るという一つの例を申し上げましたけど、何かこういう社会実証を捉えて、方策を検討してみたらいかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今後、高齢化になっていく中で、1番大きなのは車の返納者。返納者あっても、しかし、野菜はつくれる。その出荷体制をどうするのか。今、高山の場合うまくNPO法人という形でやっておりますけど、今、チェスト館とも、このことを十分、今検討をしておるところでございます。どの地域をどうしていくのか。実態とまたそこあたりも、そういうの、大きなチェスト館、蓬莱館、そういうところ

が1番ポイントになろうかというふうに思っております。まだ、小さい小規模の特産品の直売所もあるわけなんですけど、そこまでは、まだ、直売所も考えておりませんが、今のところ、 chests 館をどういう体制に持っていくのか。これが一つのモデル的なケースになるというふうに思っておりますので、十分ここあたり検討させていただきたいと思っております。

#### ○6番（福元 悟君）

思いつきで突然に申し上げました一例でしたけれども、そういった意味で、要は高齢者の元気づくりを直売所が一つかかわっているんだということの視点で申し上げたところで、あらゆる活躍の場を行政も、直売所も一緒になって、検討をしていただければと思っております。

次に、5番目でございますが、消費税の改正がなされますが、軽減税率の対応、10%に対する対応は、準備中も含めて体制はとれているということで、答弁でございました。このことにつきましては、クレームが生じないように、いろんな内容に準備を進めていただきたいと思います。

さて、テレビなどでも盛んに今報じられております。カード決済の準備が、例えば、スマホ決済とか、Pay Payとか、いろいろテレビも盛んにやっております。この辺についての状況といいますか、そのような取り組みがあるのかどうか、お伺いします。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

一部の店舗というか、1店舗なんですけれども、現在手数料が無料ということもございまして、試行的に導入をいたしております。ただ、今後、その手数料の関係も踏まえまして、今後も継続していくかどうかというのは、まだ、未定というようなことで聞いております。

#### ○6番（福元 悟君）

けさの南日本新聞の1面のところに、「増税秒読み、鹿児島現場」という欄に、キャッシュレス決済、ポイント関連のことが掲載もされておりました。カードによる利用の場合は5%還元ということで、魅力が消費者にとってはあると思います。また、そういうものが十分に充実している店舗には、客層もふえたり、影響は高いだろうなと思っております。そういったところで、最後の新聞のほうにも書いてありますが、今、一部の直売所には、そういう取り組みを試験的にということですか。このことがどう動いていくかは、これからのことでしょうけれども、また、その手続といいますか、その事業所になるには、相当またいろんな手間もあるのかもしれませんが、要は消費者動向です。やっぱり、直売所も経営体でございますので、お客さんはたくさん利用していただいたほうがいいわけですから、それはお客様の数だろうと思っておりますので、試験的に取り組まれた、その方法を十分周知していただいて、その結果がほかの店舗にも波及するように展開ができればというふうに思っております。これからのことですので、見守っていきたく思っております。

6番目に移りますが、先ほど少し市長のほうも、高山地区の集荷体制を述べられておりました。このことは一般質問でも前回いたしておりますが、このすばらしい高山地区の集荷体制。これについては、もう先進事例として、前回も、この答弁だったと思っております。指定管理者は販売手数料を財源に運営しているため、利用者の不便を来さないよう仕入れも必要でやむを得ないところでもございまして、しかしながら、このこと以上に中山間地域では、農業所得をいかに確保していくかということが大事な視点でもありますので、このことについて、もう1回、市長、集荷について、また、先進事例の江口蓬莱館、また、先ほどの答弁では、 chests 館が一部導入した、検

討を始めたということで、もっと加速して、こういう高齢化の時代を捉えて、司令塔として、行政がどのように考えて向き合っていくかをご答弁いただければと思います。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員がおっしゃいますように、直売所の基本ということにつきましては、地元産の農産物もしくは加工品を販売していくということで、地域の活性化はもちろんですけれども、高齢農家を含む農家の方々の所得向上と、それから、生きがいくくりということが基本であるというふうに認識しておりますので、そのことを基本原則に置きながら、今後も、各物産館の支援なり指導に努めてまいりたいと思います。

#### ○6番（福元 悟君）

今、ご答弁がありましたとおり、直売所の活動も行政として支援をしていきたいということで、そのような方向でお願いしたいところですが、地域は直売所を通じて、高齢者や退職後の暮らし方に働ける喜びや所得を上げる楽しみが必要でございます。また、そのような地域は活気をもたらしております。市内外から、また、県外の直売所でも、あらゆる品ぞろえがあります。加工品も充実しています。多くの方が直売所めぐりが楽しみにしておられるような現状もあります。それぞれ訪問しますと、加工品等については、アイデア合戦のもようで、年々取り組みも工夫がなされております。ライバル店というか、競っているということでもないんですが、やっぱり、負けられないような工夫を1年1年積み上げてこそ、変化させてこそ、生き残れるのではないかと考えております。直売所の存立、あわせて地域の元気づくりという拠点に直売所は必要な施設ですので、行政支援のほうも、よろしくお願いを申し上げます。

次に進めてまいります。

市長の先ほどの答弁で、振興計画のところ

になりますが、ハード面、ハード事業で、54%、ソフト事業で46%の執行率ということで報告があったところです。7対3の割合を限度として、地域の自治会長等を含めた地域の話し合いで推進された結果でございます。地区館は地域の交流が促進され、地域を担える組織づくりや人材を育てていくことが目的だと考えてもおりますが、まず、この点について、ソフト事業の46%を捉えて、もう少し上げたかったのか。ハード事業は、まだまだ必要だったのか。その辺の感想について、市長、この46%と54%のご答弁の感想をお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に、もう約10年ぐらい、この地域づくりをやってまいりました。その中で、当初からいたしますと、やはり、主体的にはハードの部分で、身近な生活関連事業という中でやらせていただきましたけど、10年の中において、ある程度、そういう細かいものについては、もう終わった、終わったというのをおかしいんですけど、ある程度、整備が進んだというふうに認識しております。やはり、地区館の1番大きなのは、地域を盛り上げていく。盛り上げていくには、やはり、人の力です。人の力を活用するには、こういうソフト事業をうまく使いながら、地域のご協力をいただいて、一緒に共生・協働をやっていく。こういう部分が大事なことであるというふうに思っております。特に、この4期目におきましては、どこの地区館におきましても、ソフト事業のほうにウエイトを置いてきたというふうに認識しております。

#### ○6番（福元 悟君）

市長の答弁で、地域を担える人づくりが方向性というふうには伺えたところですが、それでよろしかったでしょうか。

そういった中で、今度の決算でも、30年度の決算審査も終えたところですが、自治会



要望とは言いましても、防犯灯、道路反射鏡もかなりの数で整備されているようでありませす。今後の維持管理等を考えたとき、電気料はLED化されて自治会負担となつてまいりました。また、ロードミラーも10年間程度の耐用年数なのかもしれませんが、今後の更新とか、維持管理を考えていくときに、このことも市の負担となつてまいります。これまでも、長年ハード事業も取り組んだわけですが、どうしても自治会長等が変わるたびに、また、振興計画の見直しのたびに、このような身近な、もちろん、安心安全な町、地域づくりを進める上で、大事な整備だろうとは思いますが、このことが逆に自治会負担なり、市の負担に長引くのではないかというようなことが危惧されております。この点について、ハード事業の現在の状況について、どのようにお考えか、整理すべきか、お答えいただきたいと思ひます。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

議員ご指摘のとおり、設置数がふえれば、当然に後年度の自治会や市の負担がふえるのは当然でございます。そこで、道路反射鏡につきましては、日置市道路反射鏡設置基準を定めまして、本年4月1日から運用開始しまして、今後の更新、あるいは、新設については、その基準に基づき設置をしたいというふうに考えております。

**○6番（福元 悟君）**

担当課のほうから説明があつて、今後設置基準を定めるということで、これは優先順位の地区館からの要望の結果で、これまで整備してきたわけですが、基準を定めるということで、ご答弁いただきました。ぜひ、非常に積極的な自治会とか、地域とか、また、そうでもない、ソフトだけをやるどころとかで、実を言うと設置基数がバランスを欠いているような状況も見受けるわけです。さっきも申し上げましたが、安全にこしたことはな

いわけですけれども、一方で、そういう問題も発生しますので、財政運営はこれからも非常に重要な課題でございます。市長のほうも、先ほど来から、ハード事業については、第5期では少し方向を変えて、事業課が直接行うということで、その中で、地域地域のバランスとか、優先順位とか、大きく、また、改良せないかんとか、これも行政サイドで主体的に進みますので、これまでの懸案はとれていくのかなと思ひて、そこは期待するところでございます。何を申し上げたいかといひますと、やはり、均衡ある、バランスのとれた地域づくりも必要ですので、要望だけをまとめていくという方向よりも、優先順位をしっかりと定めるという基準づくりで、ひとつ、お願いをしたいと思ひます。

ソフト事業への期待も、市長のほうからもあつたように、期待があるようでございますが、第5期はソフト事業がさらに充実されて、地域づくりへの機運が住民も一緒になつて、活性化が一段階上がるような、そのような取り組みが一緒になつてできればというふうにも考えるところではす。

それから、2番目のほうに移ります。

先日、それぞれの地域で敬老会等の集いが盛大に行われたところでございますが、福祉課のほうから配布された資料では、本市の65歳以上の高齢者の数が1万6,436名、34%と配布されました。日吉地域、吹上地域では、43%を65歳以上の方が超えております。高齢化の進展により、将来的には地区館を支える数も減少して、大切なソフト事業等も継続できないではないかと考えられますので、第5期計画では、各地区館相互の交流を促進するようなモデル事業といひますか、仕組みをぜひ検討してはどうかということで提案するものですが、市長、地区館が非常に大小あるわけですが、なかなか、そういう高齢化で小規模のところは十分な活動がで

いのかもしれませんので、これを相互に、地区館相互に取り組むというようなメニューと  
いますか、そのようなことを取り組むお気  
持ちはございませんか。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘いただきましたとおり、地区館  
も大変大小あります。100世帯がない地区  
館から、伊集院地区みたいに何千戸という地  
区館もございます。そういう中におきまして、  
基本的に地元のご意見というのを集約してい  
く。今、ソフト事業は地区館ごとに配分して  
おります。ですけど、今後、小さい隣接する  
地区館同士の中で、何かそういうソフト事業  
はできないのか。今後、第5期目においては、  
そういうものもメニュー化していかなければ  
ならないのか。今までどおり、どれだけ予算  
を配分したから、それだけ使い切るとい  
う、そういう考え方じゃなく、必要なものは必要  
なものとしてやりますけど、また、隣接する  
地区館同士が一緒になって、小さいところは  
何か志を持って共通してやっていく。そう  
いうものにも、今後、ソフト事業の全体的な考  
え方の中で、メニュー方式の中で、そういう  
ところは、そういう配分もやっていくべきで  
あるというふうに思っております。

#### ○6番（福元 悟君）

第4期までは4つぐらいの必須メニューと  
いますか、花火大会初め見守り活動あった  
ようでございますが、ぜひ、次の計画の中に  
検討していただきたいところは、そのように  
相互に盛り上げていくというようなものも、  
メニューに入れていただければというよう  
にも考えるところでございます。それは高齢化  
で、なかなか難しくなってくるからというこ  
とが前提でございまして、次に、質問いたし  
ますが、市長のほうは、全ての地区館を対象  
とした地域別の意見交換会を各地域で開催さ  
れたというふうに聞いております。次期方針  
にも触れて、地区振興計画の方針にも触れて、

見直しについて説明があったというふうに聞  
いておりますが、どのような内容だったのか、  
お伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に第4期が来年まで、令和2年まで  
が次の4期の年度で、令和3年から、また  
3年間という、なりますので、どうしても、  
来年度中におきまして、次の次期の5期はつ  
くらなきやならない。そういう中において、  
基本的な考え方を地区館の交流会の中におい  
て、基本的には、今後は、ハード事業につ  
いては、それぞれの旧町、旧町ごとの配分を考  
えて、それぞれの支所、また本館もなんです  
けど、そこに自治会長さんが要望して、旧町  
ごとに優先順位を決めながら、どこのところ  
をやっていくと、そういう決め方。今までは、  
ある程度、地区に配分して、それで、地区内  
で配分して優先順位を決めておりましたけど、  
今後、第5期目については、基本的には、旧  
町ごとを含め、また市全体を含めた基準をし  
ながら進めていかなきゃならない。こうい  
う話もさせていただきました。そういう部分  
の中で、意見交換の中でも、また、来年もし  
ますけど、そういう方向で、次の次期の5期  
をつくっていただきたいという考え方で話を  
させてもらっておりますので、納得している  
のか、十分わかりませんが、市の考え方だけ  
は述べさせていただきました。

#### ○6番（福元 悟君）

まだ、第4期3カ年の中間ですので、まだ  
来年もあって、まだまだ市長の骨子も、これ  
からだろうと思うわけですが、今のご答弁で  
も、予算配分額を旧町ごとにとという具体論も  
出ました。この辺は、市長の裁量でありまし  
て、少しおきまして、私のほうは、ぜひとも、  
先ほども、縷々要望も申し上げましたけれど  
も、地区館の活用の仕方というところで申し  
上げてみたいと思うんですが、地区館は行政  
館でもございます。講座等があったり、いろ

んな部屋も行政的に使われておりますが、現在の現状は、休日は閉館しております。市民のこれからの主体的な活動を支援していくことが重要な役割もあるわけですが、今、申し上げましたとおり、休館というような時間制約もあって、なかなか、ここも改善できないかというのが要望でございます。

一方で、中央公民館とか、図書館は、休日は開館しております。1番大事な地域を盛り上げていく、地域の担い手、組織をつくり上げていくという期待のある地区館が、どうも開放されてないというのが現実でございます。なかなか、若い人たちを取り込んだ活動もしたいところですが、日中は仕事にみんなやっております。せめて、休日にはあいていて、そこのロビーでも使わせていただいて、また、オープンスペース的に活用できれば、いろんな盛り上がりができていくのかなと思っております。全館とは申し上げませんが、可能などころについては、若い人が活発に集えるような、出会いができるような場所を提案してみたいと思っております。それについて、市長、いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

条例で、ある程度、制約をしている部分がございます。これを人の問題、やはり、休日に出られるか。また、それだけの人件費をそれじゃあ、費やしていくのか。やはり、そういうふうにして、土日にあける場合についてのそれだけのまた経費もかさんでくる。ここあたりの投資と効果の問題を含めて、いろいろと検討する必要があるというふうには思っておりますので、基本的には、土日、昼間仕事をして、土日のどっかの中で、みんな集まって集っていく。こういうことも、しているところもあります。それは、もう、それぞれ館長も含めた中で、寄り合いとか、そういうような、それぞれの地区館に集まって、寄り合いしているところもございますので、夜

でも、また、土日もしているところもございます。ここあたりも、十分、また、私どものほうも、みんなが活用できる方策というのを探っていきたいというふうにも思っております。

#### ○6番（福元 悟君）

具体的な活動も承知しているというような言葉も、今あったようですが、多分、この目線は一緒かもしれませんが、一例を申し上げますと、市民の自主的な活動として、伊集院地区館でも、一つの婚活イベントと申しますか、若い人たちが主体的に取り組んで、地区館としても、長い間バックアップして、婚活事業があったそうです。成果を上げたと聞いておりますが、80名程度が参加して、10組程度が交際が始まったというふうにも伝わっております。その結果は、どういうふうになったかというのは、そこまでは把握していませんが、そういったところで、若い人がかつての公民館、今で言う身近な地区館が非常にオープンになっていますと、また、いつでも気軽に利用できますと、盛り上がり上がるんだというふうにも感じますので、ぜひとも、その辺も市長の検討の中に入れていただければありがたいです。先ほどの最初の答弁で、縮減という、ソフト事業も、少しは縮減しながらというような表現が入っていましたが、その縮減をこういう当直のパート化というんですか、時間的にオープンしてあげて、その鍵の開閉ぐらいはそういうパート的な人に委託して、できるだけ地区館がオープンな中で、地域の交流が、出会いの場が広がるように検討していただければと思っております。

最後の4番目ですが、積立基金のことで説明を求めました。令和2年以降10年間運用ができるということで、答弁もいただきました。合併特例債の活用が少しずつ広がってきて、また、取り崩しが伸びていくということで、積立金ができたといいふうにも理解もい

たします。それでも、最後10年後は、なくなるわけですが、なるだけ財源的に持続できるように、事業の精査、精選を行っていただき、できるだけ地区館のこれからの動きはソフト事業に転換していただければ、私の希望するところがございます。

これで質問を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時10分といたします。

午後3時00分休憩

---

午後3時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

**○2番（佐多申至君）**

6月、7月の大雨により被災された方々にお見舞い申し上げるとともに、市民の皆さんのために災害の対応に努めた市職員の方々に心から感謝申し上げます。

本日最後の一般質問となりました。あと、しばらくの時間、耳を傾けておいていただきたいと思います。

通告に従い、防災・減災について、5点ほど一般質問いたします。

ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て、聞いて、わかりやすい答弁がいただければと思います。

その1点目は、昨年度、防災リーダーネットワーク協議会が設立されましたが、協議会の活動方針とその取り組み状況はどうか。

2点目は、協議会設立後、昨年度から現在までの自主防災組織の実績及びその動きはどのような状況か。

3点目は、本市は、届出避難所設置に取り組もうとしているが、どのような考えをもっ

て進めていくのか。

4点目は、7月3日に本市は大雨と土砂災害警戒のため、市内全域に警戒レベル4の避難勧告及び避難指示を発令しましたが、その判断基準は何か。

5点目は、その避難指示、いわゆる全員避難の発令をした際、危険の切迫度状況の違う地域、そして、市民の避難行動に対して、今後の対応も含めて、どう捉え、どう考えたのかを、以上のことについて、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1番目の防災・減災について、その1でございます。

結成された昨年度は、会員の防災に関する理解を深める勉強会を、今年度は、自主防災組織の結成支援を年間活動目標に掲げ活動していただいております。

2番目でございます。

昨年度から現在までの自主防災組織の結成実績はないところでありますが、防災アンケートを行い、興味を示していただいた2自治会に対して、支援の申し出を行い、結成に向けて進めているところでございます。

3番目でございます。

避難したいけど、開設された避難所まで遠いなど、市民の声を伺っております。そこで、市が指定する避難所とは別に、設置者が自主的に開設し、災害の発生前に自主的に避難する場所の確保を目的とした届出避難所を設けられないか、研究をしているところでございます。

4番目でございます。

避難勧告及び避難指示については、災害対策基本法に基づき日置市地域防災計画災害の種類別ごとに発令基準を定めているところでございます。

5番目でございます。

避難勧告ガイドラインによれば、発令対象区域は受け取った居住者・施設管理者等が危機感を持つことができるように、適切な範囲に絞りこむことが望ましいとされています。今回、旧町を単位として発令したことについて、再検討していく必要があると考えております。

以上で終わります。

**○ 2 番（佐多申至君）**

先ほどの組織名を訂正させていただき、日置防災リーダーネットのメンバーは、どのような構成になっているのか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

平成30年4月に、市内在住の防災士12人で結成されました。防災士のほか、防災推進委員の加入を想定していますが、現在14人の防災士で構成されているところであります。

**○ 2 番（佐多申至君）**

私の質問の中に、自主防災組織の実績を最初にお聞きしておりますが、自主防災組織の数字が上がってこなくても、今回の災害で防災・減災に機能する組織や実働できるチームをつくりたい。しかし、何から、どう始めたらいいのか。理由はさまざまで、腕組みしている、困っている自治会や地域がたくさんあると思いますが、どうでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

日置市の自治会で自主防災組織が結成されていない自治会にアンケートを実施したところ、回答を得た多くの自治会長からは、自主防災組織の必要性を感じているものの、高齢化、リーダーの不在、自治会長の負担が大きいなどの理由が上げられているところであります。これらに必要な支援をしていくことが必要というふうに考えております。

**○ 2 番（佐多申至君）**

局地的な大雨や地震、原発などの緊急な災

害に対しては、各自治会、地域ごとが防災・減災の共通認識、共通理解を図り、身の危険を感じたら、その地域民、自分たちが過去の安全神話に惑わされず、被害を受けないように生きるためには、安全な対策、居場所を自分たちで考えなければなりません。高齢化している過疎地域自治会、子育て世代が集まる団地、市街地、それぞれ取り巻く環境や形態は違ってきています。防災組織をつくることだけではなく、地域自治会が寄り添い、地域を知り、身近に起こり得る災害を考える場所、会合を、皆で対話する機会をつくることを推進し、総務課の防災関係の出前講座と連携して、ワークショップ形式に防災組織をつくる意義などの助言や、手助けなどを基本的なことから、こつこつとやっていく必要があると考えてますが、どうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

組織の結成にとどまらず、結成後も地域を知り、身近に起こり得る災害を想定して、対話する機会を設けていただくことは、非常に重要であるというふうに考えております。その活動が円滑に進むように、出前講座や自主防災組織の活動事業費の交付金を交付していただき、支援しているところでございます。また、先ほどのアンケートにおいて、結成に向けて助言を希望された2つの自治会に対しましては、具体的な支援内容を伺い、日置防災リーダーネットとともに支援をしているところでございます。

**○ 2 番（佐多申至君）**

その日置防災リーダーネットの今後の活動を期待し、私も惜しまず積極的に協力していきたいと思いますが、当組織の存在及び活動内容を市民はもちろん、地域自治会は単発ではなく、今後もしっかりと周知・広報を継続的にしていただきたい。意義を唱えながら、一つずつ、実績を重ねながら、日置市全域を防災・減災の意識が高い環境づくりに努め、

自治会、地域ごとに、現実的に機動できる自主防災組織がふえていくよう、根気強く支援・助言を推進していきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

地域の防災力を高めていくには、防災リーダーの存在が不可欠でございます。日置市内の自主防災組織、地区公民館及び自治会の防災事業に対して、防災リーダーネットワークづくりに関する事業を行い、防災まちづくりに寄与することを目的とした日置防災リーダーネットの存在は非常に心強く感じているところでございます。その存在について、市民へ十分周知できておりませんので、日置防災リーダーネットのご意向も伺いながら、活動内容の周知を行いまして、地域の防災力向上につなげてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

先ほどの1問目の質問で、届出避難所設置の話が出ましたが、現在研究しているという話でありましたが、市民向けに、どのような手順で進めていくのか。また、方向性をお尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

避難したいけれども、避難所までの距離が遠い。身近に堅牢な自治公民館がある。避難所に行くまでに危険な場所があるなど、市民の声を伺っているところでございます。届出避難所の設置について研究しておりますが、具体的なスケジュール等については、今のところ決まっていません。準備が整い次第、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

**○2番（佐多申至君）**

届出避難所設置について、地域や自治会が避難所として要望している場所などが適切かどうかなど調査する必要もあると思いますが、現在要望が出ている地域自治会、団体等があ

りますか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

現時点におきまして、地域自治会、団体からの具体的な要望は出ていないところでございます。届出避難所について研究しているわけですが、指定緊急避難場所の指定基準である地震以外の異常な現象を対象としまして、管理の要件かつ立地の条件、または、管理の条件かつ構造条件により、安全性を担保していく必要があるというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

届出避難所設置は、現在、岡山県総社市や群馬県高崎市などが制度化して進めていますが、届出避難所は、市民が緊急避難するために、主体的に、自主的に、開設運営するものと私は理解しています。その設置、開設運営基準については、町内会、自治会であったり、防災会、自主防災組織であったりと、各自治会でさまざまなようです。自主防災組織結成が基本となると、まずは防災組織をつくらないうと届出避難所も申請できないということにもなりますが、実際に設置するからには、少なくとも共通理解され、緊急時に実働できる住民、そして、組織力、判断能力なども必要となります。取り組んでいく中で、自治会で共通理解のもと、総会での住民総意も必要と考えられますが、どうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

届出避難所の市に対する登録申請については、民間企業の施設も有効であるというふうに考えておりますので、まず、施設管理者の了解は必要というふうに考えております。

開設運営基準につきましては、自主的に開設運営されるものでありますので、地域の実情等に応じて、定めていただきたいというふうに考えておりますが、自主防災組織が関与することが望ましいというふうに考えているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

届出避難所設置制度が共生・協働、行政と市民の総意のもとで、安心安全に、実働的に、かつ機能的に確立されていくことを期待して、次の質問に入ります。

警戒レベル4、避難勧告、避難指示が出るまでの流れを、前回の7月3日の例でもって、市民にわかりやすく説明していただけますか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

6月末から7月初めの避難の状況等について申し上げます。

6月30日の午前3時20分に大雨警報が発令されましたことから、市は、情報連絡体制をとりました。7月1日午前1時36分に洪水警報、45分に土砂災害警報が出されております。午前3時に神之川荒瀬橋で避難判断水位を超過し、さらに増水が見込まれるということから、午前3時10分に災害警戒本部を設置するとともに、伊集院地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令、午前3時20分に氾濫危険水位を超えたことから、30分に伊集院地区に避難勧告を発令しました。

その後、東市来、伊集院、日吉地域において、引き続き雨量を観測しまして、土砂災害の危険度が高まったことから、午前6時に東市来地域、15分に伊集院地域、55分に日吉地域に避難勧告を発令したところでございます。

3日は、それまで連続雨量の少なかった吹上地域で、相当の雨量が観測されたことから、午前11時40分に吹上地域に避難勧告を発令。その後、連続雨量から土砂災害等の危険が目前に切迫したと判断しまして、午後2時35分、市内全域に避難指示緊急を発令したところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

同じく、ひおき情報メールでも、そういった内容が情報発信されていまして。1日から

の避難所開設も、3日2時半過ぎには、46カ所指定避難所のうち、4地域合わせて28カ所の避難所が開設されました。その間に、避難判断水位の超過した河川や、氾濫しそうな河川、市道の冠水、土砂崩れによる通行止めなどの情報も同時に随時発信されておりました。その後、エリアメールを初め、ひおき情報メールで、避難指示緊急発令が情報発信され、並行して水位が超過した河川や冠水、土砂崩れに通行止めの情報も発信されました。そんな情報発信の中、日置市全域の市民へ避難指示発令をして、結果として、東市来に8カ所、伊集院に6カ所、日吉5カ所、吹上9カ所、計28カ所の避難開設は適切だったでしょうか。問題はなかったでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

地域防災計画に優先して開設することが定められております、各地区1カ所と神之川の氾濫に備えました避難所、東市来のアンダーパスやアンダーパスの浸水、大里川の護岸の損壊に備えた2カ所を追加で開設し、28カ所の開設につきましては、適切だったというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

先ほど述べました28カ所の避難所には、合計何人の方が避難されましたか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

最も避難者が多かった7月3日の午後10時で353世帯、726人の方が避難されております。

**○2番（佐多申至君）**

28カ所の収容人数は何人ですか、お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

26カ所は、済みません、ちょっと把握しておりませんが、46カ所の人員は1万1,657人となっております。

○2番（佐多申至君）

市民向けの情報として、ホームページは、指定避難所は、現在東市来に12カ所、伊集院に16カ所、日吉に7カ所、吹上に11カ所、合計46カ所掲載されています。今回は4地域、広範囲であります。28カ所分の避難所が開設されました。当然、大雨や地震、津波、原発により避難所開設のあり方も変わってくると思いますが、今回のように、日置市全域に避難勧告、避難指示、緊急発令の場合は、46カ所全ての避難所が開設されるのではないのでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難所につきましては、指定避難所が46カ所ございますが、地区内に複数の避難所が指定されている場合は、各地区優先して1カ所、26カ所を優先して開設することとしております。そのほかの避難所の開設につきましては、既に開設している避難所への経路が断たれる可能性がある場合や、収容人員を超えることが想定される場合などが考えられるところでございます。

○2番（佐多申至君）

46カ所の避難所を全て開設となると、現実的に人員体制に限界があるのは確かでございます。現在の状況では、最大限の人員と知力と能力で、その限界までの体制や施設管理者との開設時の連絡や地域ごとに住民の災害時の動向など、課題や問題に取り組んで、届出避難所設置整備も並行しながら、行政と市民が防災・減災に努めていかなければならないと私は思いますが、どうでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難所の運営には多くのマンパワーを要し、避難所で過ごす避難者の協力が不可欠であります。特に大規模な災害の場合には、行政による支援がすぐには行き届かないことも考えられます。それらの認識を市職員も住民の

方々にも認識していただき、平時から備えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○2番（佐多申至君）

当市が6月に始めた、ひおき情報メールが、市民向けにかなりの貴重な情報発信となったと考えるが、その効果をどう捉えているか。また、現在、ひおき情報メールの利用者の数を把握していたら教えてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

これまでの情報伝達手段に新たな手段が加えられたこと、また、常時携帯することが期待されるスマートフォン等に情報を発信できるようになったことにつきましては、情報伝達において大きな効果があるというふうに考えております。現在の市民向けの登録者は、583人でございます。

○2番（佐多申至君）

まだまだだと思います。これから、まだまだ、この、ひおき情報メールについての発信を積極的に続けていただきたいと考えます。

大雨による河川水位状況や冠水、土砂崩れなどの情報は、市民を初め市内にいる多くの方々にできるだけ多く発信したほうがよいと私は考えています。ひおき情報メールについては、今後も引き続き利用者をふやす周知活動に努めていただきたいと思いますが、上記に述べてきたさまざまな情報、または、その流れは、地域担当職員初め市職員、防災関係者では、全員情報共有しているのでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

日置市役所の発信するメールは、現在、消防団向け、市職員向け、市民向けに発信をしているところでございます。情報の内容によっては、必要に応じて、その三者に対して横断的に流しているところでございますが、全職員の登録にまでは至っていないところでございます。



○2番（佐多申至君）

ぜひ、100%登録していただきたいと思っています。

地域や地区ごとに危険の切迫度の違いにより、避難のあり方は違います。また、避難準備の段階では、避難に時間を要する方、高齢者や障がい者、乳幼児、その支援者、避難勧告、避難指示となると全員が対象になります。身の危険を感じ、逃げる判断は本人次第ですが、高齢者や障がい者、要配慮者の方々へ、情報や状況が伝達されて、どの段階で避難しようと呼びかける体制は、まだまだ曖昧で不十分だと考えますが、どうお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示緊急の発令に当たって、1つの基準を地域防災計画の中に盛り込んでいるところがございますが、現在のところ、その基準を単純に当てはめるだけでは、市民の信頼を得られる基準になっていないというふうに考えておりますので、基準については、引き続き見直していく必要があるというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

本日の一般質問でも、市長のほうから、このいろいろ避難に対する体制については、県も一緒になって考えていかなければならないという話もありました。災害体制において、以前、市長が、総務課全体での機動力を重視しているという話が、以前、私の質問に対してありました。近年の状況を見ると、深夜の災害等を考えますと、最初の段階で機動する要員、いわゆる今現在、防災係に携わっている職員の方々では少ないのではないかと思います。しっかりとした危機管理防災課をつくり、最初の段階で機動できる人員をふやす考えはないでしょうか。お尋ねします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

職員の数には限りがございますので、連携

を深めることで、災害に対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（佐多申至君）

市長は、前回、機動力を総務課でとおっしゃっていましたが、何度も申し上げますが、実際に深夜の段階で、ひおきメール、いろいろ、混乱、情報、市民に対する発信を何人の方でされていらっしゃるのでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

初動は、情報連絡体制で待機しておりました2人、その後、防災係が駆けつけて、その後、総務課のメンバーが駆けつけてくれました。初動は2人。3時過ぎまでは、5、6人で対応しております。

○2番（佐多申至君）

市長、今の人員体制で、それで大丈夫だと思いますか。今後の近年のいろいろ災害状況を見ると、私はどう見ても、その人数では、深夜の庁舎内の走り回っている職員の姿が目には浮かびますが、市長は今の考えはどうか。

○市長（宮路高光君）

緊急な場合と常時そういう体制は、基本的には人員に限りがございます。さっきも、いつも言っておるように、総務課全体でやっていかなきゃならないというふうには思っております。また、緊急時、今言ったように、今回は夜中という大変予期しない形の中で起こった、この大雨でございました。地震もそのような状況で起こるというふうには思っておりますけど、常時、それだけの人員を確保していくのは大変難しい状況でございますので、いつもお話しているとおり、いかにして連携をし、また即、それが集中的に出動できる、そういう体制といいますか、そういうものは、きちっと、今後ともマニュアル化していく必要があるというふうには思っております。

○2番（佐多申至君）

市長、ぜひ、職員の体制、そして、市民の

命を守る。本部が曖昧では、曖昧というか、体制が整う整備、体制をしっかりと検討して確立していただきたいと思います。

さきの12月議会や前回の6月議会でも、1人の同僚議員が西日本豪雨災害の教訓で、避難伝達訓練や防災用語の習得不足での逃げおくれケース、市内要配慮者6,494人のための福祉避難所との連絡の必要性、そして、もう1人の議員は、大雨による避難所の判断基準となる雨量計の増設の必要性が議論となりました。先ほどから申しますように、市民の命を守る策として、また、市民も自分の命を守るためにも、災害の教訓を生かして、市民に必要なことは積極的に建設的に進めるべきと考えますが、どうでしょうか、お尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

議員がおっしゃるとおりだと思っております。今回も緊急な夜の中でございましたけど、基本的に総務課が入り、また、道路建設、また、基本的に今回1番私お願いしたのは、道路建設業者でした。この方々にもう命令じゃないですけど、お願いという部分の中で、緊急に夜中一晩中、道路の土砂の除去をしていただきました。そういう部分の中で、かねても、そういう連絡をきちっとやっておるから、今回の対応も、私、できたというふうに思っております。ただ、人員だけを確保しておく。それで安心という部分じゃありませんので、つね日ごろ、やはり、そういう業者とも、また、いろんな方々とも連携し、いかなきゃならない。おかげさまで、私も体験してない1週間とか、10日と、この避難所を開設したことはございません。長くても1日、3日で終わっております。これが長くなったときのいろんな訓練というの、今後必要であろうかというふうには思っております。特に河川の改修を含めた中で、やはり、環境的な整備というのは、8・6水害で、20数年前起

こった、その後におきまして、ある程度、ハード的な部分は強くなったというふうに認識しております。まだまだ、それ以上のものは出てくるというふうには思っております。あしたは、特に20日ということで、日吉町の毘沙門の、一応、朝からまた訓練も行います。そういう教訓を大事にしながら、今後、この防災にみんなで考えていかなきゃ、今回、おかげさまで、自治会の研修を熊本のほうで研修をさせていただき、また、そのことで、大変いろいろと自治会長さんも勉強になられたということでございますので、今後、この防災・減災という分については、十分、私も行政もですけど、市民の皆様方もいろいろと自覚していただく必要が出てきたというふうに感じております。

#### ○2番（佐多申至君）

市長がおっしゃるとおり、当日7月3日、4日、その災害に対して、メールで、あらゆる場所の通行止めや、いろいろ災害が報告される中、朝になると、ブルドーザーや、職員、建設土木関係の方が一所懸命除去されている作業を見ていると、ありがたいという気持ちと感謝の気持ちには至りました。これにつきましては、市長がおっしゃる、まずは市民のライフライン、そういったものに重視しておかれるということについては、重々承知しておるところでございます。引き続き、そういった連絡体制については、しっかりと今後もやっていただきたいと思っております。

私は、本日同僚議員から、17番議員からも質問がありましたが、地区によっては、近隣の自治体との連携が必要な場所があるのではないかと。私はさきに、先日1番議員と吹上の笠口地区を訪ねてみました。笠口地区の避難所は近いところで、（発言する者あり）笠口ですね、ごめんなさい。笠口地区自治会の避難所は和田小学校でしょうか。車で走ったら大体5kmほどありました。そして、平鹿

倉のほうにも走ってみましたが、平鹿倉のほうには9 kmほど距離がございました。和田小学校と反対方向に走りますと、もう数百m先には、閉校になった元大坂小学校がもう目の前に見えておりました。私が言いたいのは、わざわざ危険な道路を避難するより近くに開けた町があるのであれば、そちらのほうに避難し、地区の住民たちを安全確保するのがという頭がひらめいたわけですが、これに関しては、先ほどから隣接が大坂の場合は南さつま市になります。当然、地区の住民との話し合い、地区住民の意見を尊重して、近隣市とのいわゆる南さつま市との何らかの方法で連携して、市民の安全策を考慮すべきと考えますが、どうでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、近接する市町村、そういうところとは、十分今後とも話をしていく必要があるというふうに感じておりますので、また、担当レベルを含めまして、事務的な話し合いというのをしていきたいというふうに思っております。

**○2番（佐多申至君）**

当自治会だけではなく、東市来、いろんな、日吉にも、そういった自治会はたくさん、たくさんというか、あると思います。そういったところを考えると、今後も、今、市長がおっしゃるように、隣の市との連携、当然いろんな指示の仕方、いろいろ体制のとり方は自治体によって変わってくると思うんですけど、やっぱり、市民の安全を考えるとそういったことも言っておられない状況でございます。ぜひ、安全策を考慮していただきたい。

地域状況に詳しく、地域の信頼もあり、避難を促すこともできる地区公民館長や自治会長、地域担当職員、地域防災員やSNSによる大雨の情報や土砂・河川危険度状況の収集、ひおき情報メールの把握など含めて、確実な避難への情報伝達手段体制づくりに定期的な

講習など行うなど、少なくとも考えるべきだと思います。また、そうすることで、自治会と福祉課で進めている要配慮者への避難支援にも早急な対応が期待できると考えます。空振りすることも、皆で共有認識していれば、避難を呼びかける人の負担も少しは軽くなります。前で述べた地域の主たる人物に確実な情報伝達の手段体制づくりに定期的講習などの提案をしたいのですが、どうでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

自分の身の回りにどのような危機が迫っているのか、どのような被害が発生しているのか、発生しそうなのか、情報の有無により行動が変わってくるというふうに考えております。信頼できる発信元の情報を得るための手段につきましては、周知の必要があるというふうに考えているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

改めてお聞きしますが、危険の切迫度の違う地域や自治会において、それぞれの状況に応じて、その主たる人物が情報収集し、状況を認識して、危険を判断した場合には、その地域民と情報を共有して、要配慮者に早目の避難、その他地域民への避難の呼びかけが独自に、迅速に、実働的に行われるようになることが、今後の地域自治会の姿だと私は考えておりますが、どうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

災害が切迫している状況において、市が危機の切迫度を細やかに把握することは難しいというふうに考えておりますので、自主防災組織等を通じて、危険に対する呼びかけが行われ、みずからの判断で避難や、みずからの命を守る行動につなげていけるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

これまで、大雨による地域ごとの避難のあ

り方など、今後の対応策として、難しいという事はわかっていますが、本当に私の意見は難しいことでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

防災に対する住民の意識を高めていければ、みずからの命はみずからが守る行動につながって、市民の安全が確保されるというふうに考えております。市民が情報を得る手段等のさらなる多様化、そして、周知等を進めてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

現在の日置市職員の皆様の能力と知力であれば、私は必ずできると思います。

現在の日置市防災ハザードマップも、平成24年3月に作成されたものでございます。国土交通省の取りまとめによると、時間雨量50mmの発生件数が、約30年前の約1.4倍に増加しているそうです。しかし、残念ながら、当市はもちろん我が国においてさえも、いまだ適応策が進んでいないのが現実です。しかし、ハザードマップも、集中豪雨等による頻発及び激甚化する災害に対して、地域及び地区単位で、最悪の事態を視野に入れた対策や整備を早急に進めるべきと考えますが、どうでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

本年度、土砂災害警戒区域のレッドゾーンが公表されることから、ハザードマップの更新については、これまで見送ってきておりましたが、その情報を含んだハザードマップをできるだけ早い時期に作成してまいりたいというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

そのハザードマップのことについてですが、当市の防災ハザードマップは、現在、印刷して全戸配布されておりますが、今後、1案として、冊子として全戸配布するのではなく、市のホームページに早目の掲載に努め、できることなら、更新や個人で印刷ができるよう

にして、防災ハザードマップが市民にとって身近な最新の手引となるように、今後検討していきたいとも考えますが、どうでしょうか。お尋ねします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

災害警戒区域の見直しや公共施設等の名称変更などに速やかに対応していくためにも、紙媒体ではなく、データで管理する必要性を感じているところでございます。そのような更新を行った情報をホームページで印刷できるような仕組みについて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○2番（佐多申至君）**

恐らく、それに対しては、それ相当の費用が予算がかかると思います。しかし、市民を守るための策とすれば、市民も納得いくと思います。ぜひ、前向きに検討していただきたいです。

私の言いたいことは、本日述べてきました。市民の安全安心を確保するに当たり、地域ごとの避難のあり方について、市民の皆様に向けて、市長の今のお考えをお尋ねして、私の一般質問を終わりたいと思います。

**○市長（宮路高光君）**

この災害、さっきもお話しましたとおり、地震、台風、大雨、いろんな災害が起こり得るというふうな、もう、いろんなデータでもわかっております。私ども1カ月前にそういう大雨に喫しまして、また、先般も台風等によって、関東のほうでも大変大きな被害、そういうことも含めて、私ども危機管理という部分を十分認識しながら、また、議会と一緒に市民の皆様方にお伝えし、また、1番、命は自分で守るんだという意識を高揚させていくような形を今後とも進めていきたいというふうに思っております。

**○議長（漆島政人君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

20日は午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会いたします。

午後3時54分散会



第 3 号 ( 9 月 2 0 日 )





議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（7番、20番、3番、1番）
-------	--------------------

本会議（9月20日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	橋口健一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	長倉浩二君	介護保険課長	福山祥子さん
農林水産課長	城ヶ崎正吾君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

○7番（山口政夫君）

おはようございます。

本日、1番目の一般質問をさせていただきます。

まず、さきの7月豪雨災害から先日の台風15号による被害を受けられた皆さんへお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、次の質問を行います。

7月豪雨時には、東市来で連続雨量833mm、時間最大雨量74mmの雨量で多大な被害が発生しました。

避難所への避難者も、日置市政最大の726人が、各避難所へ避難されました。

そこで、質問、災害時の避難所及び避難所の指定、開設、備蓄品、運営について、避難所に関連した次の4項目について質問いたします。

まず、1項目め、東市来町湯田地区の指定避難所は、東市来総合福祉センターとなっているが、湯田地区公民館を指定避難所とし、東市来総合福祉センターは福祉避難所と変えるべきではないか伺います。

2項目め、現在の日置市ハザードマップの津波避難場所は、市内に67カ所設置されているが、指定避難場所の速やかな指定、見直しが求められ、指定緊急避難場所、津波・高

潮対象が32カ所、全災害を対象に指定緊急避難場所及び指定避難所を46カ所に指定している。

災害の種類で避難場所を指定していることの周知、説明をどのように行ったか、また、津波、高潮を対象の避難場所を67カ所から32カ所へ減ったが、大丈夫か伺います。

3項目め、鹿児島県津波避難計画策定指針に、大津波警報、津波高は10m超、津波到達予想時間10分と想定し避難所を指定しているが、本市は津波高6.58mの想定で避難場所指定がしているが大丈夫か。

また、津波・高潮対象の指定避難場所32カ所の表示板は、昨年度設置しているが、地域住民への周知はどのように行い、避難訓練等が実施されているか伺います。

4項目め、身近にある自治公民館や集会所等を、自主防災会、自治会等が自主的に開設、運営を行う届出避難所、または自主避難所とする登録制度の導入を行わないか、提案を行いまして、4項目の答弁を市長に求め、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の災害時の避難及び避難所の指定、開設、備蓄品、運営について、その1でございます。

湯田地区公民館前の用水路の一部を暗渠化し、道路の幅員が広がる見込みであることから、地元住民の皆様方のご意見を伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

また、変更された場合には、東市来総合福祉センターの指定管理者である、日置市社会福祉協議会とも協議を行いたいと考えております。

2番目でございます。

平成25年度の災害対策基本法の一部改正により、指定緊急避難所の指定が規定されたこと、また、鹿児島県が鹿児島県地震等災害

被害等予測調査を行い、その調査結果が公表されたことから、津波浸水想定図に基づき、標高10m以下の地域が存在する地元自治会の意見を伺った上で、津波避難場所を見直しました。

周知については、防災会議に諮った上で、県に報告し、公告や津波、高潮の指定緊急避難場所に看板の設置を行っていますが、津波ハザードマップや防災ハザードマップの情報が更新されていないなど、課題があると考えております。

3番目でございます。

地震や津波は自然現象であり、不確実性を伴うものであることや、現実の科学的知見には、限界があることから、大丈夫とは言い切れませんが、津波警報がJアラートを通じて、防災行政無線等で伝えれば、最寄りの指定避難場所や10mを超えの場所への避難は可能であると考えております。

また、指定緊急避難場所の周知については、先ほども答弁しましたように、課題があると考えています。なお、日置市総合防災訓練においても、津波を想定した避難訓練を実施しているところでございます。

4番目でございます。

避難したいけど開設する避難所まで遠いなど、市民の声を伺っております。そこで、市が指定する避難所とは別に、設置者が自主的に開設し、災害の発生前に自主的に避難する場所の確保を目的とした、届出避難所を設けられないか研究しているところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（山口政夫君）

ただいま答弁いただきました。

まず、1項目めから再質問させていただきます。

答弁のとおり、自治公民館の農業用水路を暗渠化するという構図は決定をみていただいているというふうに理解しております。

その上で、地域住民のご意見も伺いながらということは、前向きな検討されているのかなと理解いたします。

なぜかといいますと、福祉センターが避難所として指定された理由は、今までに行政の施設がなかったというふうに理解しております。

今の地区公民館が商工会の所有でしたが、商工会の皆さんから市にご寄附をいただいて、今現在、市の所有となり、地区公民館を移転した経緯がございます。

それと、今度の災害で福祉センターに避難されている方にもいろいろ、私も避難所にお伺いしまして話を聞きました。やはり、今後は地区公民館を避難所として、それから福祉センターは福祉避難所という形での開設を依頼して、同意をいただければ、福祉避難所のほうがいいのかと思っております。

これはぜひ前向きに進めていただきたいと思っております。

これも、ちょっと2項目め、3項目めに絡みがありますので、また後ほど説明を求めます。

それでは、次の2項目、3項目、共通したテーマですので、一緒に質問させていただきます。

まず、ハザードマップです。実は、これを再質問する前に、本市の災害に対する危機感というのがいかほど、ちょっとどうでしょうという認識がありました。

実は、これ議長に許可をもらって資料を持ち込んでおります。

これは、実は高知県の安芸市、今年の7月に政務調査で高知県の室戸市に行っていました。国道を走っているときに、安芸市の海岸沿いに、突如こういう避難タワーですね、こういうのが、50m置きぐらいに四、五カ所設置されていて、びっくりしたんです。

そして、それを見て帰ってきて、つい先月

ですか、これは南日本新聞に出たんですが、肝付町の内之浦でしたかね、避難タワーが完成して避難訓練をしたと、地域住民を巻き込んだ避難訓練をしたと。

1 基当たり 1 億 5,000 万円から 2 億円かかるというような記載がありました。

こういうのを見まして、本市がどれほど防災に取り組む認識というのが、違いがあるかというのを思いましたので、質問にいたします。

なぜかといいますと、2 項目で申しましたとおり、津波避難場所が 67 カ所から 32 カ所に減っております。これは確認したところ、平成 28 年度にこのように減りましたという回答でございます。

これも議長に許可をもらっておりますので、お願いいたします。

こちらが津波ハザードマップです。先ほど市長が答弁でも申されましたとおり、鹿児島県が 10m 以内の浸水区域をしております。これも残念ながら、27 年なんです。先ほどの 32 カ所に変えましたと、見直しを行いましたというのが、28 年ですから、当然これには反映しておりません。それは理解できません。

ただし、一つ注意していただきたいのが、全く違う自治会名の表示がございます。これも私、今度調べてびっくりしたんですけども、こういう記載ミスもあるということは、お伝えしておきたいと思います。

それと、こちらが各地区のハザードマップ、15 カ所に分けて、日置市のホームページでも公開されております。

これが、平成 28 年に指定緊急避難所、津波、高潮に限定した避難場所を制定しましたといいながら、今現在、まだ変わっておりません。

実は、今朝も市のホームページから、すばらしい資料を掲載しているなど、ハザードマ

ップの見方、使い方、気象情報、さまざまな情報の見方が、同じ防災のページで、ハザードマップの見方という掲載されている。

これで残念ながら思ったのが、避難所一覧というのが一番最後のページにあります。これで今現在は 46 カ所となっております。ところが、この資料でも 47 カ所あるわけです。

どこが 1 カ所多いのかなと思って見ましたら、平成 27 年度に解体しました東市来の体育館がいまだに消えずに残っております。

これは、やはり住民に、先ほどのこの 32 カ所、これも変わりました。周知をどうしましたかっていう質問をしたのが、吉利の地区公民館に参りまして、ちょうど館長がおられて、津波避難場所の表示板などがあるか、何度かきて尋ねたら、いやいや、こけあっどちて、連れていってもらいました。

そのとき、初めて指定緊急避難場所という表示があるということが気がつきまして、いつ設置しましたかって確認したら、去年設置しましたと、ほんで東市来の避難所が 10 カ所指定してあるんですが、そのうちの五、六カ所確認に回りましたら、確かに設置しております。

そこで、自治会長なんかに聞いても、こういうふうに変ったというのの周知がありましたかということ、知らんど、行政は周知をされたと思います。確かに、資料でいただきました。平成 27 年 8 月 13 日、日置総 728 号でハザードマップを自治会長さんなんか配布しましたという資料はいただきました。

だから、先ほど例示しました、この津波ハザードマップのことではないかと思えます。

これでは、先ほど、私が質問しました、32 カ所に設置しましたねという通知は、果たしていつているのかどうかという、まずそこを確認させてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

指定緊急避難場所の周知につきましては、28年1月に各関係自治会長さんに、場所の検討を依頼しまして、自治会長から回答を受けまして、28年の4月に32カ所を指定したところでございます。

当時の状況はそういう状況になっておりません。

○7番（山口政夫君）

自治会長なんかからの聞き取り、そういうのをもとに設定したというのはわかりました。

それと、まずこのハザードマップの情報が更新されていないなど課題がありますという答弁ですが、今後どのような対処をされるか、ご回答、市長のほうから答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

改正されていないことにつきましては、早急に、また担当のほうで、それを改正して新しいものにつくりかえていきたいと思っております。

○7番（山口政夫君）

ぜひそうしていただきたいと。

それと、先ほどの1項目と重複するんですが、これも湯田地区公民館に避難所が変われば、当然ハザードマップも更新しないといけないと、そういうのを含めて、新たに32カ所の、これも早急にしてもらわないと困ります。

もう廃止した津波避難所というのを、いまだに市民に公開しているわけです。これ間違っただ情報だと、私は認識します。これはいかなもんかと、非常に私の中で怒り心頭です。

ですから、これは早急にしていきたい。

それと、湯田地区公民館を避難所にするというのも、もう工事をして拡張をしますよというのは決定しておりますので、それを踏まえて、前倒しで協議を進めていただきまして、新たなハザードマップに更新できるような取り組みは、市長、できないものでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

おっしゃいますように、柔軟に対応して、市民の皆様にご公表する必要がございますので、災害区域の見直しや公共施設の名称変更等に速やかに対応していくためにも、現在の紙媒体ではなくて、データの管理の必要性を感じているところでございます。

そのような更新した情報を、現在のホームページで更新したものを表示できるように、速やかに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

先日の同僚議員からも、ぜひこういうハザードマップをウェブ上に、市のホームページ等で公開してほしいという質問もございましたとおり、できるだけ、情報が変更された場合は、速やかな変更をお願いしたい。

このことも事前に、相当前にお話はしております。

ですから、ホームページ上の中で、今、更新作業をしておりますとか、書いたほうがいいんじゃないのっていうことも指摘をしております。

ですけど、けさ、来る前に、家を出る前にホームページで確認しました。今現在、記載されておられません。

先ほど、言いましたように、いまだにこういう間違っただ情報が公開されているということです、そこらはしっかりと、今後の取り組みとして、恐らく数年前、4年から5年前、手続をなされていなかったということです、今の総括監は大変でしょうけど、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

大体、新たな情報の更新というのを、いつごろをめぐりにされるのか、再度お伺いします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

具体的なスケジュールについては、予算の関係もございまして、できるだけ速やかな

対応をしまいたいというふうに考えております。

○7番（山口政夫君）

予算の関係もありましょうけども、こういう間違った情報が現在流れているわけですので、速やかに、それは予算は専決処分でも結構だと思います。

これ、財政課のほうに確認、議長、よろしいですか。予算的な方面を確認して、今、答弁で予算がどうこうという話ですので、関連ですが、だめですか。

○議長（漆島政人君）

市長のほうに質問していただければ。

○7番（山口政夫君）

市長、答弁をお願いします。

○市長（宮路高光君）

その予算という部分もですけど、いろいろとデータを整理し直し、それにちょっと時間がかかります。予算は別にして、そのデータがきちっと整理できた段階において予算化するという部分も出てきますので、今言いましたとおり、4、5年、このデータをいろいろと検分しなきゃなりませんので、それにちょっと時間をかかるといことで、今、担当が申しとおるとおりでございますので、やはりきちっとデータが整理ができましたら、予算化してやっていきたいというふうに思っています。

○7番（山口政夫君）

市長のご答弁のとおり、予算だけじゃないと思います。しっかりデータの整理と確認を早急にしていただいて、速やかな対処をお願いしたいと思います。

それでは、次の届出避難所について質問を移らせていただきます。

自主避難する場所の確保を目的とした施設を設けられないかと研究しているところという市長の答弁でございます。

先日、同僚議員の質問の中で、私もあちこ

ち全国の自治体の条例、規約、それから実施要綱等を引っ張り出して、プリントしているんですが、大体まとめてみますと、目的で、市民が自主的に開設し、災害の発生前に、自主的に避難する。市民の安全な避難場所を確保すると。

目的や定義、今、届け出避難制度を実施しているところは、大体このような目的でやっているようです。対象となる災害としては、土砂災害、突発的・局地的豪雨、あるいは台風等と、災害の対象も特定しているようです。

それから、運営に及ぶ費用、これは自主的なと申しとおりますとおり、設置者、要は自治会等が自主的に開設、自治会の判断で開設をする。それで、市の職員は派遣しません。自治会で責任を持って開設をしてください。

それから、これも自治体で多少違うんですが、市のほうで保存物資等も供用しております。ただし、これは日置市の場合は、市長が答弁でも述べられたように、今、自主防災組織というのが90%に近い感じで設置されていると思います。そこへの活動補助金やら出ていると思いますので、それが設置に当たって今後の検討課題かなと思っております。

それと、開設に関する費用は、開設者の負担、要するに自治会サイドだと思っております。それから、開設、閉館、避難者数は市長へ報告をする。

大体、このようなどこも共通しているところは、こういうところかなと思っております。

なぜ、私のこの届出避難制度を導入しませんかと提案するかといいますと、今度の災害のときに、私も自治会を何カ所か回る中で、うちは常に台風とか、公民館はあけてるがよと、自治会でも寝袋を五、六組、それから非常食も準備していると。だけど、日置市ではまだそういうのやってないよねといったら、我が住民のことを考えればやっぱりいいでな



かやなど、じゃっとな責任は持たんどいう形で、もう長年も私が自治会長になったときから、僕はしてますがよというご意見もいただきました。

私、それ目からうろこやった。なぜかいいますと、私の所属する自治会も建設して10年目になります、開放していません。私も反省しました。今現在、自治会長とも協議して、届出避難所を提案するけど、自治会独自にやっぱり取り組みましようということ、実は話をしています。

ここだけではなくて、ほかの方々にもお伺いすると、住民の方も危ないところを歩いていくよりも、ちょっとでん安全などこいでそばで、顔見知りの方です、自治会の中の避難所といえば、そうすると、市が指定した避難所に行きますと、あまり知らない人がおる、それと不安でみんな避難するところに、知らない人たちだとまた不安があるよねということで、できればやっぱりそういうのを設置していただいたほうがいいですよということで、私もずっと調べて、本日提案しているわけです。

今後、研究をしているということですが、設置に向けての最後に市長のご決心といひますか、思いをお伝えいただければと。

#### ○市長（宮路高光君）

きのうから答弁しているとおりでございまして、今回の災害におきまして、やはり身近なところに行きたいと。先般自治会長とも、こういう交流会の中でも話しをさせていただき、届け出の避難所の対応をどうするのか、規則的に、ほかの自治体にいろんな事例等もございまして、どういう形の中で運営していくのか、ここあたりも十分協議もさせていただき、また自治会とも協議をしなければならぬというふうにご考えておりますので、基本的には、届出避難所というのは、やっていきたいという考え方持っています。

#### ○7番（山口政夫君）

心強い答弁をいただきました。

時間はまだたっぷりありますけども、1項目から4項目まで、前向きな市長のご答弁をいただいたと理解をしております。

全てにおいて、早急に、速やかに対処いただきたいということを述べて、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

#### ○20番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして3項目一般質問をいたします。

第1の問題、本市の長寿命化による、人生100年時代に向けての対応についてであります。

1番目、世界に先駆けて超高齢化社会に突入した我が国日本は、人生100年時代を迎えております。

日本全国の自治体でも、人生100年時代に向けた福祉の充実、市民に負担を求めたり、民間と連携したりしながら、人に優しいまちづくりを目指すところがふえております。

このような事業化でまず質問いたします。

本市では、人生100年時代に向けて、どんな政策をどのように充実、強化し、また新設していくつもりですか、具体的に明確に答えてください。

2番目、我々日置市民全員が日置市の高齢者の現況、実態を正確に把握し、老後の安心をどう支えていくか、また、年金制度のあり方など、真剣に考えていく必要がありますので、次の点に答えてください。

本市では、65歳以上の高齢者、65歳から70歳、70歳から80歳、80歳から90歳、90歳以上はおのおの何人ぐらいであり、最近の増加傾向はどうかなど、近年の

数字と将来予測をお示してください。

3番目、安倍首相は、社会保障について、去る6月の記者会見で、次のように述べられました。

すなわち、年金は老後の生活の柱だ、だが、財源は現役世代の保険料負担や税金で負担をふやすことなく給付だけをふやすことなどにはできない。現行制度を批判することは簡単だが、年金をふやす打ち出の小づちなど存在しない。年金を充実する唯一の道は、年金の原資を確かなものとする、経済を強くすることだ。少子高齢化の克服に向け、我が国の社会保障制度を次の世代が安心できるものへ大きく変革する、このように述べておられますが、市長は、これをどう受けとめ、日置市行政の中にどう生かしていきますか。

そして、本市の福祉の充実のために医療や介護、年金などにかかる社会保障給付費などの扶助費や年金額などを、どんな方法、政策、骨子政策で、どうふやしていくつもりでしょうか。

市長の見解と方針の具体的実行案をお聞かせください。

4番目、日本の認知症の高齢者は、2015年時点での約520万人から、2025年には約700万人に膨れ上がると推定されます。65歳以上の5人に1人に当たり、早急な対策の強化が必要です。

このような状況下で、市長にお尋ねいたします。

本市での高齢者の認知症の予防や、健康寿命延伸、サポーター養成等の現状と課題、そして今後、どんな方法でどう強化対処していくか、市長の具体的、明確なる答弁を求めます。

5番目、福祉の充実のための将来を見据えて、社会保障の給付と負担のバランスをどうとるかは、日本全体の喫緊の課題であり、社会保障安定は給付と負担のバランスをとりつ

つ、財政基盤を強化することでしかあり得ないとも考えられます。

本市では、限られた財源と人手不足の中で、福祉の充実のために、市民に負担を求めることをどう考え、どう対処していくつもりか、市長の見解と、今後の方針、方策をはっきりとお示してください。

6番目、人口や経済社会が縮小し、限られた財源と人手で、本市は民間と連携したりしながら、住民の暮らしを守るセーフティネットを充実させ、人に優しいまちづくりをいかにして実現させていくつもりですか。市長の見解、方針と具体的実行案をお聞かせください。

第2点、本市の農業、林業、水産業振興策のより一層の進め方についてであります。

1番目、政府は去る6月4日、農林水産物の輸出拡大策をまとめました。ここでは政策は申し上げる時間はありませんので言いませんですけども、鹿児島県でも8月28日、町村会主催で知事と町村長らが、農林水産物の輸出など、1次産業振興で意見交換しました。

本市では、農林水産物の輸出拡大策にどう対応し、本市の農林水産物の輸出をどんな方法で、どう拡大していくつもりか、市長の見解と今後の方針、方策をはっきりとお示してください。

2番目、本市での農業の強化のための、ここ数年の農地中間管理機構、農地バンクを通じての農地集積の実績と課題、それらへの対応策はどうなっているのでしょうか。具体的、明確でわかりやすい答弁を求めます。

3番目、市町村が仲介役となって、手入れが行き届かない私有林を森林バンクとして集約し、有効活用する国の森林経営管理制度が4月よりスタートしております。本市での私有林、公有林、全ての管理状況と課題問題点と、それらへの対応策はどうなっておりますか、具体的にはっきりと明確に答えてくださ

い。

4番目、近年、日本全国のあちこちで、農業サイドと福祉サイドが連携し、農業で障がい者の働く場をつくる取り組みが、農福連携と呼ばれる取り組みがふえております。

障がい者の自信や生きがいを創出することができる農福連携を本市ではどう考え、本市行政の中で、今後どのように進めていくつもりでしょうか。市長の見解と今後の具体的でわかりやすい方針、施策をお示してください。

5番目、漁業は、家族経営が一般的ですが、最近では少子化の影響もあり、後継者がいないまま高齢化して、廃業するケースがふえていると考えられます。本市の漁業事業の現状と問題点と課題、それらへの対策はどうしておりますか、市長の見解と今後の方針、方策を明確に具体的に示してください。

第3点、最後であります、本市の道路や橋梁、また上下水道施設など、インフラの施設整備の状況についてであります。

インフラ整備は経済、防災でも重要ですが、本市の住環境をより整え、市民の安全安心のため、インフラ施設の整備施策とその現状、課題への解決方針はどうなっているのでしょうか。

市長は高速道路の東市来美山インターチェンジや吹上地域についても伊作峠トンネル計画も含めた、本市のインフラ整備の現状をどう評価し、さらに今後どこをどう強化し進めていくつもりでしょうか。それらへの対策策を具体的にどのように考えているか、具体的にはっきりと明確に答えてください。

以上申し上げ、おのおの明確で内容のある誠意あふれる市長の答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の本市の長寿命化による、人生100年時代に向けての対応について、その

1でございます。

人生100年時代の呼応して、全ての市民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられ、安心して暮らしていける地域社会づくりを目指して、市民の主体性を醸成しつつ、子育てから高齢者雇用、リカレント教育による人材開発など、世代と時代に即した施策への転換が必要だと考えております。

2番目でございます。今年度9月1日現在で、65歳以上は1万6,436人であり、そのうち、65歳から69歳までは4,229人、70から79歳までは6,277人、80から90歳が4,448人、90歳以上は1,482人で、高齢化率は34%となっております。

5年前と比べますと、65歳以上の人数は約1,000人、高齢化率は4ポイント増加しております。国立社会保障・人口問題研究所では、10年後の2030年で65歳以上は1万6,816人で、高齢化率は39%と推定をしております。

3番目でございます。

高齢化と社会経済情勢の変化に伴う基準額改正等によって、扶助費等の社会保障費は上昇を続けており、市の負担も右肩上がり、その財源確保は喫緊の課題でございます。応分の受益者負担の検討を初め、国県補助金等の確保のほか、重点的な予防施策で歳出の抑制に努めることも有効と考えております。

4番目でございます。

認知症予防につきましては、認知症予防教室や認知症カフェ、筋ちゃん広場等を展開し、ある程度の効果が出ていると認識しており、さらに啓発や相談等に努め、積極的に推進してまいります。

健康寿命に関しては、平均寿命との差を縮めることが課題であり、今後は高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みを進めてまいります。

認知症サポーター養成講座につきましては、

平成30年度には約1,300人、これまで総勢約9,000人の方が受講されており、県内でも受講率が高いほうであります。今後も子どもや若い世代を対象を広げ、地域全体で認知症を理解し、安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

5番目でございます。

ご指摘のとおり、給付と負担のバランスは社会保障の原則であり、人口減少社会の中で、福祉人材と財源の確保は急務だと認識しております。そのような中、地域共生社会の実現に努めながら、公的サービスの維持を図らなければならないと考えております。

6番目でございます。

日置市地域福祉計画では、「市民参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり」を基本目標に掲げ、相互の支え合いや、ボランティア、NPO、企業など多様な団体との連携、福祉サービス事業者の協力、地域総合力による取り組みで、地域共生社会の構築を図ることとしております。

2番目の本市の農業、林業、水産業振興のより一層の進め方について、その1でございます。

本市において、輸出に係る農林水産物としては、お茶と牛肉、丸太木材が候補であると思っております。輸出拡大に向けては、相手国の規制や基準に適合した生産体制の整備が重要であり、今後も県や各関係機関との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番目でございます。

農地中間管理機構による実績は、平成30年度までの累計で、152.3haとなっております。課題といたしまして、未相続農地における相続人の同意などがありますが、各地域ごとでの人、農地プランの話し合いにより、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。

市内の森林の管理状況としましては、森林所有者の経営意欲の低下や不在村化による間伐の遅れ及び林業就労者不足などが課題となっております。今後は、県や森林組合など、関係機関との連携を図りながら、新たな森林管理制度による所有者への意向調査や、意欲ある林業経営体への省力化機械の導入などを促進してまいりたいと考えております。

4番目でございます。

農福連携につきましては、障がいを持つ方々が地域農業で活躍することにより、社会参画と就労支援の場として重要な取り組みであると認識しております。なお、オリーブ収穫作業においても、賛同された市内の福祉施設と連携した取り組みを進めることとしております。

5番目でございます。

本市の水産業につきましては、江口漁協と吹上町漁協の准組合員を含めた、約290名の方々が担っておられます。課題といたしましては、漁獲高の主体となっておりますシラスの水揚げ量が不安定であること、高齢化に伴う労力不足が上げられます。

対応策といたしまして、農林漁業新規就業・後継者支援事業による、漁業就業者の確保と蓬莱館やふるさと納税返礼品の活用による、魚価の買い支えなどを今後も継続して、支援してまいりたいと考えております。

3番目の本市の道路や橋梁、また上下水道施設などインフラ施設整備の状況についてということでございます。

安全で快適な住環境を実現するため、国や県など関係機関とも連携しながら、社会基盤や生活環境の整備を進めているところでございます。

今後とも厳しい財政状況ではありますが、美山インターや伊作トンネルの整備による広域的な道路ネットワークの強化を図るとも

に、老朽化が進む生活道路や上下水道施設など、ライフラインの更新や長寿命化対策を推進し、安全で快適な暮らしの確保や産業、観光の振興、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○20番（田畑純二君）

ただいま市長より答弁いただきましたですが、まず、1番目の本市の長寿命の人生100年時代に向けての対応についての政策、どのように充実強化し、新設していくつもりかという質問に対して、今、回答がありましたように、一応、考え方とか、方向性はわかりましたですが、具体的にどんな政策、やり方を考えているのか、今の時点、現段階で考えている具体案をお示してください。今、考えられる範囲で結構ですんで、市長の見解を求めます。

#### ○市長（宮路高光君）

人生100年ということをごさいますて、基本的には社会保障制度の維持をどうしていくのか、これが一番大きな課題であるというふうに思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

2番目の本市の65歳以上の高齢者、今の実態と、それから今後の予想は、先ほど答弁いただいたんですけど、これをもとにして、市長は今後高齢化の実態の数字を踏まえて、市長は日置市内では老後の安心をどう支え、年金制度のあり方をどうあるべきと考えておるのか、具体的にもうちょっと市長の見解をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

社会保障の問題については、市独自でできる問題じゃないというふうに認識しております。国策を含めた中におきまして、そのことは政策的にきちっとやっていかなければならない。

今、年金も65からということをごさいます

すけれども、恐らく将来的には70になって、また、生涯70まで働いていかなきゃならない。人手不足も含めて。

そういう大きな改革が今後考えていかなければならないというふうには思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

今、言いましたように、答弁にありましたように、私の一般質問に対する一応答弁はいただいたんですけど、さらに突っ込んで、別の角度、視点からも含めて、いろんな重点項目、私がこうあるべきだ、こう考えるべきだという点について、ちょっと再質問していきますんで、市長の答弁を求めます。

まず、6月14日の日本経済新聞のほうに、長寿命化人生100年時代に向けての記事がありまして、このように書かれております。

人口が減る中で、国内にいかにか投資機会を生み出すか、金融財政政策による一時的な刺激策では十分ではない。潜在成長力を引き上げる規制緩和など、構造改革は避けて通れない。改革と成長なくして豊かな人生100年なしである。

ほかにもいろいろ書いてあるんですけど、こういうふうに書いてあるんですけども、このような記載に対して、市長の感想、考え方と、このような見方を、今後の日置市政にどのようにされていくつもりか、市長の考え方、見解をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今後、やはり規制緩和等、こういう問題につきましては、やはり今の現在にとらわれないでやっていかなければ、やはり社会保障維持というのが、大変難しいと思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

さらに、また申しますけど、6月17日付の南日本新聞の社説ですと、70歳現役社会ということで、次のような記事がありました。

すなわち、政府は、新たな成長戦略として、希望する人は70歳まで働き続けられるよう

就業機会の確保を企業の努力義務とする方針を示した。来年の通常国会に高齢者雇用安定法案を提出する。日本はこれから少子高齢化の振興で働き手が激減する。2040年度には、医療や介護年金などにかかわる社会保障給付費が、18年度の1.6倍に膨れると推測されている。法律改正によって、高齢者の就業機会を増やし、こうした課題を解消するのが、政府の狙いである。だが、人件費の負担を懸念する企業側の反発が予想されるほか、高齢者の仕事感はさまざまで、十分な選択肢が必要である。平均寿命は80歳超え、70歳現役社会が現実味を帯びつつある。政府は多様なニーズに応えられるよう支援していかねばならない。

安倍政権は、生涯現役社会を掲げている。だが、人生設計は十人十色である。現在の健康上の問題で働けない人も少なくないだろう。政府はそれぞれが将来の生き方を明確に描けるよう、年金制度とあわせて議論を深めていかなければならない。

このように述べておりますけれども、市長はこのような記事と、70歳現役社会と生涯現役社会の実現はどのように評価し、本市でも、このような社会を具体的にどのように実現していくつもりですか。市長の見解と今後の具体的方針をお聞かせください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に年金とバランスがアンバランスになってきているのは事実でございます。基本的に私も70歳までは、それぞれ働ける方は働いて、現役として頑張っていたきたい。

そういう分で恐らく年金の支給幅も今後上がってくるというふうに推測しています。

#### ○20番（田畑純二君）

今度、日置市シルバー人材センターのことについて、関連がございますのでお伺いしますが、8月5日付で日置市シルバー人材センターのほうから、日置市の議会議長宛てに、

生涯現役社会を実現するシルバー人材センターの決意と支援の要望書が出されております。そして、一番最後に、次のように述べています。

つきましては、令和2年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。特に、国においては、一般会計を財源とする補助金の確保。また、都道府県市区町村においては、国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらにセンターに対する市区町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

このように記載されておりますけれども、日置市議会としても、日置市シルバー人材センターのいろんな支援をできるだけ多くできるように考慮していき、行政にも、それを働きかけていく必要があると、私は個人的には思っています。

市長は、日置市シルバー人材センターに対する補助金や、センターに対する日置市からの事業発注などを、具体的にどのように考えておられますか、支援策を具体的にはっきりと明確にわかりやすく述べてください。

#### ○市長（宮路高光君）

シルバー人材センターの、私は会長をしております。市長と会長の両面を持っております。今、多くの高齢者の皆様が働いておりますので、運営補助もやっておりますし、また公共施設のお仕事もしてもらっておりますので、これを継続、今後していきたいというふうに思っています。

#### ○20番（田畑純二君）

今、市長が答弁されたように、市長が兼ねておるということは、十分私も承知はしております。この場で、皆さんにも知ってほしいという意味もあって、あえてお聞きをしました。

それから、これ市長にお伺いするんですけ

れども、市長に要望なっていくんですけども、6月27日付の日本経済新聞に次のような、本の広告が載っております。田原総一朗著「令和の日本革命2030年の日本はこうなる」本体1,200円税別。

田原総一朗は、小泉進次郎ほか4人の気鋭なる政治家と日本の未来を縦横に語り尽くす。人生100年時代の日本は、AIと高齢者と地方が豊かな未来をつくる。超高齢化社会に真っ先に突入した日本だからこそ示せる理想社会、成長戦略だということを、主なポイントを何点か上げていますが、市長はこの本を購入して読み、今後の日置市政の運営、諸政策に役立てていくと、こういう広範囲にわたる気持ちはないか、市長のやり方をお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

まだ、この本は読んでおりません。まだわかりませんので、今後いろいろ検討していくと思います。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。

次の会議を11時10分といたします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○20番（田畑純二君）**

また、市長に、市長の見解をお伺いしますが、東京五輪が前回開かれた半世紀前の人生70年時代と異なり、60歳からの人生がとても長くなりました。

預金に金利がつかない時代にもなり、足りないお金は運用で稼ぎ、老後の設計をしようとリスクと向かい始めた高齢者も増えつつあります。

市長は、このような高齢者を日置市政運営の中でどう評価し、どう接して、どうつき合

っていくつもりでしょうか。市長の考え方、見解と今後の方針、方策をお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

今、預金にしても金利がつかない、これはそれぞれの金融政策で承知のとおりだというふうに思っております。

そういうこともお互い認識しながら、今後の政策を進めていくべきだと思っています。

**○20番（田畑純二君）**

そういう時代になっておりますので、市長としても、こういう年配の方を大事にしながら、そのことも考えながら、日置市政を運営していただきたいと私は思うものですから、あえて聞いております。

それで、日本政府も年齢、性別にかかわらず、誰もがその能力を発揮でき、誰もが安心活躍できる人生100年社会をつくろうとしております。その具体例はここでは申しませんが、本市でも、誰もが安心活躍できる人生100年社会をつくるためにどのような政策をどう進めようとしているか、先ほど一応の答弁はいただいたんですけども、さらに突っ込んで具体的にもっと詳しく、市長の見解と今後の方針をお示しください。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のとおり、大変難しい問題でございます。人生100年という中において、どう自分のライフスタイルをつくるのか、私も市がそれに率先していくわけではございませんので、今後やはり国、県、いろんな動向を見ながら進めていかなきゃならないというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

それでは、今度は認知症対策についてさらに突っ込んで質問します。

加齢による認知症は、根本的な原因や治療法がわからない以上、誰にでも起こり得ます。まずは、認知症になっても暮らしやすい共生社会の実現や有効な政策を打ち出すべきだと

思われます。

当事者の生活の障壁を知り、一つ一つ取り除いていくことが、超高齢化社会に向けた何よりの備えとなると考えられます。

市長はこのような考え方、やり方をどう認識、評価され、今後の日置市政の中でどう有効な施策を実行していかれるのでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

認知症対策、大変大きな課題でございまして、みんながこのことについては、共生協働の中で解決していかなきゃならないというふうに思っています。

#### ○20番（田畑純二君）

認知症対策は、今、市長も言われたように、今後の、我々も含めた誰でもかかりやすい、症状でありますので、今後とも共生社会の中で、唯一の解決方法とか、そういうのありませんですけど、今後の市長も市政を進めていく中で、そういうことは念頭に置いて、進めさせていただきたいと思って質問しました。

それで、本市の農業、林業、水産業振興策のより一層の進め方についての中で、農地の保全と農業の持続性を図るため、遊休農地を解消する簡易な復旧作業を実施する農業者の運営に対し、予算の範囲内において本市は補助金を交付しています。

この補助金の申請者、実際の利用者数の現状と、ここ数年の傾向、将来の予測など、どうなっているのでしょうか。

この補助金を広く市民に知らせるために、広報ひおきなどにも掲載されていますけれども、その他の申請者増加の手段、どう考えているか、どう実行しているのか、聞かせてください。

#### ○農業委員会事務局長（上之原誠君）

遊休農地解消事業補助金についてですけれども、市単独事業で、昨年度から実施しております。まだ申請が少ない状況であると考え

ております。

昨年度の実績についてですが、申請件数8件で、申請者数は4個人と2法人となっております。

遊休農地対象面積は合計で2万1,554m<sup>2</sup>となっております。

今年度について、3件の申請がありまして、3件とも田んぼでございましたけれども、5,468m<sup>2</sup>の遊休農地が解消されている状況でございます。

広報活動といたしまして、毎年4月に発行しています日置市農業委員会だよりや、7月12日発行しましたお知らせ版に掲載するなど、事業の周知を図っているところでございます。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員に日ごろの活動の中で、利用活用についての紹介をお願いするなどの申請増加に努めているところでございます。

#### ○20番（田畑純二君）

次に、農林水産業については、政府としてもいろんな考え方で進めようとしています。具体的にはここでは申しませんが、日本の農林水産業の方向性の中で、現在、本市で特に力を入れ効果が出ている事業にはどんなものがあり、効果は具体的にどうあらわれていますか。

さらに、今後どんな事業をどう強化していくつもりか、本市内で、どんな効果をどう期待するかなどを含めて答えてください。

#### ○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

まず、農林水産業全体的なことですけれども、中山間地域等の直接支払交付金制度によりまして、中山間等の条件不利地の営農支援や災害防止の多面的機能の維持が図られていると思っております。

それから水田等につきましては、転作作物としまして、焼酎麴用米の推進におきまして、市の単独の補助も追加しております。



そのことで、主食用米の生産調整が確実に達成されているというふうに認識しております。

また、林業につきましては、森林環境譲与税を活用しまして、林道や作業道の整備や、高性能林業機械の導入支援を進めてまいりたいと考えております。

水産業につきましては、本市の浜の活力再生プランという計画がございますが、その計画に基づきまして、江口、吹上町の両漁協と連携し、漁業設備の導入支援や新規漁業者の就業の支援を継続してまいりたいと考えております。

#### ○20番（田畑純二君）

市長にお伺いしますけれども、農業というのは、自然と人とのバランスの中で、成り立っている営みですので、植物と人間の両方を見る視点が大切だと、主張する人もおります。

そこでお尋ねしますが、外国人を含めた全ての人に日置市の自然や農業を身近に感じてもらい、日置市の農林水産業をより一層充実強化させるために、本市ではどんな政策をどう実行し、その成果、効果はどんなとこにどう出ていると、市長は思っておられるか、正直に率直に教えてください。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に直売所や観光農園、そういうものにおきまして、体験型のやはり農業のあり方というのを知っていただきたい、そういう中において、稲刈り体験、そういうものもやっておりますし、また、特に、幼稚園等におきましても、芋掘りとか、そういうものをしながら、都市と農村の交流を図っていくべきだというふうに思っています。

#### ○20番（田畑純二君）

今度は、ちょっと具体的にお聞きしますけれども、急激な人口減少が続いている本市内の山間部では、特に、新規就農者受け入れによる移住・定住促進政策が有効となるのは、

今さら申すまでもありません。

そのためには、1番目、農業後継者や新規就農者及び移住者の目標を定める、2番目、新規就農者に対する住宅の確保、3番目、新規就農者が移住後、健全経営できる仕組みづくりが大事だと思われ、それを提言実行しようとする自治体もあります。

本市ではこのような提言をどう思われ、どう実行していきますか、本市の現状と今後の仕組みづくりを、市はどう考えるかお答えください。

また、日置地区新規就農者励ましの会が去る6月4日にあり、新規就農5人が決意を述べましたが、本市がこのような新規就農の就農者を今後どのようにふやしていくつもりでしょうか。

また、若い就農者の経営安定対策をどのように考えておられるのか、市長の方針、方策を示してください。

#### ○市長（宮路高光君）

農林業におきます新規就農者に対します助成金もやっておりますし、担い手の確保、そういうことをしながら、やっぱり農業指導というのは時間もかかりますので、それぞれの試験場、また普及所、こういう方々と連携しながら、努めていかなきゃならないというふうに思っています。

#### ○20番（田畑純二君）

市長に、また市長の考え方をお聞きしますけれども、農山漁村を過疎と区分する過疎法が始まって来年で50年になります。人口増から人口減へ歴史の峠を越えた今、維持可能な社会に向けて、都市にとっての農山漁村、農山漁村にとっての都市の関係を考える時期であると主張する人もおります。

そして、次のように主張する人もおります。虚勢を張った都市にすれば、農山漁村は何もないのかもしれない、しかし、何もないからこそ、本当に大切なものが見えてくる。農

山漁村は都市に比べ、都市にへつらうことなく、自然と歴史と知恵が生んだ生活文化を追及してほしい。必要なのは持続可能な社会に向けて農山漁村と都市との関係を統合した地域論である。新しいこの学に向けて、多くの人々の実践と知恵を集めたい。

市長はこのような考え方をどう思われ、今後の日置市政の運営にどう生かしていきます、市長の考えをお聞きします。

**○市長（宮路高光君）**

今回、過疎法も切れますし、先般過疎法の委員会の皆様方も、私ども本庁においでいただき意見交換させていただきました。これが持続可能な過疎法になっていただきたいし、やはり、過疎地域におきましては、伝統と自然、文化、こういうものが培っておりますので、そういうものを大切にしながら進めていくべきであるというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

それから、次のような考え方もありますので、あえて申しますと、全国それぞれの地域で、地域に合った形で、農地を守り、育て、生かす役割を担い、都市も地方もお互いに補完しながら、連携する仕組みづくりが必要である。農村の課題はイコールビジネスチャンスとして、仕事を創造していく必要がある。地域においては、個を大事にして政策を積み上げると成果が出る。自信と誇りを持つことが大事だ。

こういうふうに主張する方がおられます。私もそのとおりだと思うんですけども、市長はこのような考え方をどう思われ、今後の日置市政運営にどう生かしていかれるのか、市長の考え方をお聞きしたい。

**○市長（宮路高光君）**

都市と農村の交流というのは大事なことでございますので、今後とも進めていきたいというふうに思っています。

**○20番（田畑純二君）**

今度は、農地中間管理機構、農地バンクについてお聞きしますけども、離農者らから、小規模な農地を借り受け、大規模経営を目指す農家や企業に貸し出しています。

6月国会で農地バンクの事業を見直す農地中間管理機構法などの改正法が成立しました。農地集積に取り組む地域に配る協力金の交付要件を中山間地域には、平地よりもゆるくすることができ、体制の柱で政府は農地集落をてこ入れしたい考えです。

先ほど、1回目の答弁いただきましたが、本市では、この改正を契機に先ほど言われた各地域ごとでの人・農地プランの話し合い等を具体的にどう進め、本市の農地集積をいかにふやしていくか、さらに具体的に詳しく答弁してください。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

中山間地域の農地につきましては、農業生産基盤の条件が不利であるということで、なかなか担い手の方々も、耕作、生産されたいかないようなこともございます。

今後につきましては、農地の大区画化などの基盤整備事業と連動した、この取り組みというものを進めていかなければならないというふうに思っておりますし、地権者と、その地域の地権者と近隣の担い手農家によるしっかりと話し合い活動、いわゆる人・農地プランでございますが、そこに行政も入って農業委員会のほうの支援もいただきながら、集積を促進してまいりたいと考えております。

**○20番（田畑純二君）**

森林バンクについて、一応先ほど答弁いただいたんですけども、非常に本市にとっても、今後重要な課題ですんで、あえてまたお聞きしますけれども、植林されたままの杉やヒノキの人工林が本県を含め、全国的に増加していますので、森林の荒廃に歯どめをかけ、林業の再生につなげるのが森林経営管理制度の狙いであります。

毎年のように、大雨による大規模な土砂災害が相次いで、災害防止の観点からも森林保全は重要課題となっております。関係機関は連携して、適切な管理に取り組む必要があります。

先ほど、市長答弁いただいたんですけども、さらにこの関連関係機関と連携して、どのように適切に森林管理に取り組んでいくか、もうちょっと詳細に、具体的に述べてください。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

新たな森林管理制度の取り組みとしましては、杉やヒノキなどの人工林で、間伐などの適切な管理がなされていない森林所有者に、まずはアンケート調査を実施いたします。

そのアンケートの結果の意向を踏まえまして、本市の林業の担い手であるかごしま森林組合等へ施業を集約していくという方向で考えているところでございます。

**○20番（田畑純二君）**

今度は、農福連携についてさらに詳しくお聞きしますけども、人手不足の農家や農業法人の農作業を、障がい者福祉施設が手伝う取り組みも広がり、障がい者を本格的に雇う農業法人もふえています。

企業による農業分野での障がい者雇用も拡大しており、これも農福連携といえます。

これらを聞かれての市長の本市でのもっと具体的な、やる気のある方針、方策をお聞きします。答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に今回オーリーブを収穫するとき、その福祉施設のほうにお願いして、障がい者の皆様方のお力をいただきながら、摘んでいただく、こういうことを実験的にやっていきたいというふうに考えております。

**○議長（漆島政人君）**

田畑さん、あと38秒です。38秒ですから。

**○20番（田畑純二君）**

あと38秒ですんで、最後になると思いますけども、政府は農業後継者確保の対策に取り組んでおり、農業経験のない都市部の住民の就業を後押しするため、移住して、各地の農業学校に入った学生などに生活資金を給付しています。

本市には、このような学生は何人ぐらいいるのでしょうか、またこのような政府の対策を後押し、本市が利用していくために、どのようにしていかれますか、答弁を求めます。

これで、私の質問を終わります。

**○農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

漁業後継者の方のことだというふうにご理解してよろしいでしょうか。

これまで、本市の漁業就業者の中で、かごしま漁業学校の受講生が4名いらっしゃいます。今後の漁業就業者の育成、確保につきましては、県や地元漁業団体との連携を図りながら、また、市独自の就業支援を活用しまして、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

**○議長（漆島政人君）**

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

**○3番（是枝みゆきさん）**

皆さん、こんにちは。残暑厳しい日々が続いております。

7月には我がまちも豪雨に見舞われ、近年にない被害を受けました。今回7人の議員が防災関連の質問をしております。防災はもはや生活の最も重要な課題の一つになってきております。

台風に襲われた千葉県では、停電と断水が続き、耐えがたい生活が続いています。インタービューを受けていた高齢者が、こんな目に遭うなんだったら、早く死んでおけばよかったと言われたときに、心が凍りつく思いがいたしました。

一日でも早く日常が戻ることをお祈りいたします。

さて、9月5日の南日本新聞には、子どもへの虐待事件の記事が2つ並びました。いずれも4歳と5歳と、本当ならば、親からたくさん愛情をもらい、そして人を思いやる気持ちも出てきて、感情を形成していく大切な時期です。

虐待の多くのケースは、保護者が子育てに苦労している現実もあります。

昨日は小学4年生の男の子の殺害ニュースも飛び込んできました。痛ましい限りです。

心の豊かさの栄養源は何なのか、そんなことを、事件が起こるたびに考えてしまいます。

幼いころ、私たちは音楽を聞いたり、絵を描いたり、工作をしたり、いろいろな形で芸術文化に触れて大きくなります。すばらしい作品や映像に触れ、心を大きく揺さぶられることもあります。

芸術文化は人の心を和ませ、癒やし、暮らしに豊かさやゆとり、生きる力を与えてくれます。

21世紀はものから心の時代と言われながら、やっと平成13年に文化芸術振興基本法が成立し、平成29年に一部を改正する法律が、文化芸術基本法として公布、施行されました。

まず、初めに、文化芸術の振興と促進についてお尋ねいたします。

(1) 文化芸術振興基本法の一部改正により、平成29年に文化芸術基本法として施行されたが、本市としてどのように捉えているかお伺いいたします。

(2) 文化活動の拠点として、市民に利用されている文化会館、伊集院文化会館、東市来文化交流センターについて伺います。

ア、利用者数の現状と稼働率、施設面の課題は何か。

イ、伊集院文化会館の老朽化が進んでいる

が、その現状と今後の改修に関する基本的な考えは。

ウ、利便性向上のためのバリアフリーの対応、洋式トイレへの改修または増設、使用の仕方の表示板設置を求めるがどうか。

エ、ホールを使う利用者や観客にとってのロビーやホワイエなどのオープンスペースの空間は日置市の文化を醸し出し、また、PRできる重要な空間だと考えます。地元芸術家の作品の常設や期間限定の設置などの工夫や、舞台鑑賞の合間に飲食する際の憩える空間の充実を求めるがどうか。

質問2、熱中症対策や災害時対応としての指定避難所への自動販売機設置について伺います。

(1) 災害対応型販売機の設置状況と設置の目的は何か。

(2) 他府県では、熱中症に加え災害時用の備蓄として、飲み物の販売機を導入する小中学校がふえ始めています。本市においても検討できないか。

質問3、市職員の安心して働ける環境づくりに向けた取り組みについて伺います。

(1) ことし5月に女性活躍・ハラスメント規制法が成立しました。今後、順次施行されると思われませんが、これまでの全職員へ向けた取り組み状況はどうか。

(2) 早期離職やハラスメントの実態はどうか。

(3) パワハラ、セクハラ、マタハラなどの相談窓口はどのようになっているか、以上を1回目の質問とさせていただきます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の文化芸術の進行と促進について、その1でございます。文化芸術基本法第4条の地方公共団体の責務として規定されています。

本市でも、第2次日置市総合計画の分野別

計画として文化・歴史・芸術を生かした郷土教育の推進を掲げ、これを受け、第2期日置市教育振興基本計画に具体的施策を掲げて取り組んでおります。

2番目でございます。そのアでございます。平成30年度の伊集院文化会館の利用者は4万8,884人、年間延べ利用件数は215件、稼働率として69.8%、東市来文化交流センターの利用者数は1万7,732人、年間延べ利用件数は106件、稼働率34.6%となっております。施設面の課題といたしましては、老朽化に伴う計画的な改修が挙げられます。

イでございます。現状といたしまして、老朽化に伴う改修を年次的に実施し、本年度、空調機の修繕、サスペンションダクト交換工事、リハーサル室空調修繕を計画しております。今後の改修といたしましても、老朽化した部分の改修を予定しております。

ウでございます。現在、ホール及び障がい者用トイレはバリアフリーになっていますが、男子・女子トイレの入り口が階段になっています。洋式トイレへの改修については、男性用、女性用の半分程度を今年度中に改修予定としております。また、使用表示についても、他自治体施設の標示状況を調べ、子ども向けにふりがなを付けたリ英語等での表示も行いたいと思っております。

4番、エです。オープンスペースについては、安全な避難経路の動線確保について消防署からの指導もあり、展示室の中庭を鑑賞できる場所にはテーブル等の設置を行っております。

また、昨年度から少しでも多くの方々に作品展示等が行えるように、空調設備の設置や間仕切りを整備し、展示室としての施設整備を行い、機能充実を図っております。

次に、2番目の熱中症対策、災害時対応としての指定避難所への自販機設置についてというご質問でございます。

その1でございます。災害時において応援物資提供を行う自動販売機は2社と協定を締結し、21台が設置をされています。設置目的は、企業の社会貢献活動の一環として災害時に自動販売機の製品が無償提供されるものでございます。

2については、教育長のほうに答弁をさせていただきます。

3番目の市職員の安心して働ける環境づくりに向けた取り組み、その1でございます。

平成28年度から日置市における特定事業主行動計画に基づき、外部研修への派遣など女性職員の活躍の推進に向け、取り組みを行っているところでございます。

また、ハラスメント防止の取り組みといたしまして、ハラスメント研修を全職員を対象に実施するとともに、相談窓口を複数設置し、相談票の活用とあわせて相談しやすい環境整備に取り組んでいるところでございます。

2番目でございます。早期の離職につきましては、本人の希望により、退職する者がいる年もあります。また、ハラスメントについても相談があったことはありますが、市衛生委員等によるハラスメント調査までは至っておりません。

3番目でございます。ハラスメントに対する相談窓口につきましては、男女共同参画専門員、衛生管理者、総務課人事給与係を窓口として設置しております。

また、外部の相談窓口といたしましても、鹿児島県男女共同参画センター相談室、女性の人権ホットラインなどを掲示板等により案内をしております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の文化芸術の振興、促進については、市長のご答弁のとおりでございます。

2番目の熱中症対策等についてでございます。

まず、災害対応型販売機の設置についてでございますけれども、市内の小中学校22校には販売機は設置をしております。

それから、その2の熱中症対策としてという部分でございますけれども、他府県では災害対応型自動販売機の設置について、市が飲料メーカーと包括協定を結んだ例や導入業者の募集をした例は把握をしておりますけれども、日置市内の小中学校では熱中症対策として水筒対策を促したり、冷水器の設置台数をふやしたりして対応をしております、今のところ自動販売機の設置は考えておりません。

以上でございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは、今1回目のご答弁をいただきました。順を追って2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまの回答の中で、文化歴史芸術を生かした郷土教育の推進というご答弁で、我が市も小中一貫教育の中でふるさと教育として、学校教育の中で郷土教育、一生懸命取り組まれていらっしゃるところでございます。

先ほど申し上げました文化芸術基本法、今度改正がございました。もちろんもう十分何度もお読みになっていらっしゃると思いますが、文化芸術基本法の基本理念の改正内容に4つほどございます。

ちょっと読み上げますと、年齢、障害の有無、または経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光まちづくり国際交流などの各分野における施設との有機的な連携、このようなことが基本理念のところの改正として打ち出されておりますが、こういったところを見据えまして、本市の文

化に対する取り組み、お考え、その辺をお聞かせください。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

ただいまご質問のありました文化芸術振興基本法ですが、新たに29年6月から振興という文字が取れまして文化芸術基本法になったわけですが、今議員のほうから4つの項目について新しい法律のもとで規定をされているということですが、大きくこの法律の改正の趣旨につきましては、文化芸術だけの新興にとどまらず、観光やまちづくり、福祉教育、産業などの幅広い分野で連携して、総合的な文化政策を推進していこうというのが改正の趣旨であるということを理解しております。

先ほど出ました4項目等については、環境整備あるいは児童生徒への文化芸術とのかかわりをどうやっていくかというご質問ですが、現在についても環境整備はもちろんのことですが、児童生徒の芸術鑑賞として、巡回劇場等の実施も行っております。

これらも含めまして、今後の改正の趣旨を踏まえて検証していきまして、今後、第3期の教育振興基本計画が策定されますが、その中でも取り組んでいきたいというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

これからの取り組み、現在の取り組み聞かせていただきました。

それでは市長に伺います。ここ数年で2回、のど自慢大会が開催されました。この開催に当たり本市にどのような潤沢が得られたとお考えでしょうか。

### ○市長（宮路高光君）

おかげさまで3年ぶりだったと思うんですけど、こんなに5年以内に2回もするところはないと思っております。私のほうも毎年NHKの鹿児島放送局のほうに陳情にはまっております。

そういう中におきまして、今回またのど自

慢を開催するに当たって、多くの全国の私ども郷土の出身者からもお電話等をいただき、今回も多く応募があったということで、大変大きな反響があったというふうに感じております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

テレビ放送を通じての全国への情報発信、これは日置市にとって大きなアピールができ、成果が上がった、こういうことは市長の本当に熱いお気持ちがあったからこそ思っております。番組にも市民や市職員の出演もあって、会場には市内外から多くの方々に来ていただいて、客席も満席になったと大変喜ばしいことだと思っております。

さて、文化ホールは人の心を救い、癒し、感動を与える大切な場所です。観賞する場であり、文化芸術活動を行う場でもあります。総合計画に出されている37年度利用者数目標9万人達成のため、施策はどのようにお考えでしょうか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

総合計画が平成28年から平成37年、今でいいますと令和9年度までの計画なんですけど、この計画は平成27年度に策定をしているわけですが、利用者の目標の数値については、施策の影響もですが、南九州自動車道の整備、あるいはJR、特に伊集院につきましては北口の降り口ができたということで地理的な環境が整備されている要因も大きなところにあります。

また、市外からの各種大会等の利用促進による集客、あるいは伊集院文化会館と東市来交流センターの特性を生かした利用促進等を踏まえての目標値でございます。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

伊集院文化会館は本当にアクセスがいいと普段から感じております。そういう意味でもいろんな興行を呼んでいただきたいと思って

いるところです。

東市来の文化交流センターにつきましては、大変会場それから音響もすばらしく、先ほどの稼働率34.6%を見てちょっと驚いたところです。ちょっと何か工夫するところがあるのかななんて思っているところです。大変すばらしいホールだと思っております。

平成18年には指定管理者導入によって、より専門性の向上したサービスも行われてきております。利用者数をふやすには、観賞する側にとって本当に観賞したい公演が行われているかどうかということも大切なことだと思います。

市民アンケートをとったある自治体では、観賞したい公演が行われていないという回答が8割にも達したと述べられてありました。

本市では施設利用者のアンケートをとっていらっしゃいますけれども、その項目の中にぜひホールで見たい、聞きたいという演目——音楽だけではありません——の項目を入れられることをお勧めしたいと思います。

また、近くには高校もあり、若い方々の意見も取り入れることも必要だと感じますが、その辺はいかがでしょうか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

現在、文化会館はご存じのとおり指定管理者制度に基づく株式会社舞研が運営を行っております。この演目については指定管理者であります株式会社舞研が自主事業を実施しているところであります。

以前、実施事業の際にアンケートを実施しまして、希望される演目につきまして日置市も共催して実施したことがあります。

今後も指定管理者の年間1回アンケートを実施しておりますが、その項目に追加しまして、現状把握に努めていけるように指定管理者とも協議していきたいと思っております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

先ほど申しあげましたように、ホールで行われる演目というのも本当にさまざまなジャンルがございますので、できるだけ市民の皆様の希望のかなう、そういった興行を呼べるようにと期待しております。

伊集院文化会館、大変もう老朽化が進んでおりますが、昭和53年開館で40年以上がたって老朽化が進んでおります。劣化の改修、それから機能の更新、安全対策、利便性の向上などさまざまな問題点が出てくるわけですが、今後、問題箇所については年次的にどのような計画を立てられているのでしょうか。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

本年度の改修計画につきましては先ほど市長のほうから答弁がありましたが、今後の大きな改修計画としまして照明機器の取りかえ、つり天井の改修、観覧席の改修等を年次的に計画していく予定でございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

改修箇所は本当にたくさんあると思います。皆さんが本当にゆったりと聞けるすばらしい文化会館に改修していただきたいと思いますが、その中で、今回は多くの方から寄せられる利便性の向上について質問させていただいたところです。

トイレの洋式化の質問をさせていただいております。ホール利用者が全般的に女性が多いということ、それから公演等の休息时间、休憩時間の限られた時間に使用すること、それからさまざまな年齢層の方が利用すること、また日本人だけでなく外国人の使用も今後ふえていくことが考えられることなどから、洋式化の提案、またトイレ使用に当たって多言語化、使用の仕方、大変ウォシュレットがついたりすると、もう私どももどのボタンを押したらいいのかとときどきわからなくなることもあるんですが、外国の方にとってはもっと難しいことなのではないかと思っております。

そういった案内表示の提案に対して取り組んでいきますよというご答弁をいただきました。

洋式化につきましては、具体的に何基改修する予定か質問いたします。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

現在、男性用の便房が4基のうちが1基、女性用の便房が8基のうち2基が洋式となっております。これを男性用1基、女性用2基を和式から洋式、今年度の計画でいいますと3基を洋式化する計画でございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

和式トイレを洋式へ変更することは、かなり使用しやすくなるのかなと思います。

ただ、もともとの数としては変わらないので、今後、増設についてはどうお考えでしょうか。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

増設につきましては、現在のところでは計画は上げてございません。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

宝山ホール、鹿児島市にございますが、平成13年に既存のトイレでは不足のために、子ども用の便器、それからおむつがえのシート台、そういったものを含んだ女性向けのトイレをロビーに増設してございます。混雑を緩和させた、そういった事例もございます。費用の予算のかかることではございますが、1つの事例として紹介させていただきます。

現在トイレの入り口が階段になっています。バリアフリー化されていないところから、その入り口に多目的トイレが1つあるんですが、これは1つしかないと思っております。

もう1つ多目的トイレ増設する必要がある、男性も女性も使えるという意味で増設する必要があるのではないかと考えますが、そこはどうかお考えでしょうか。

**○社会教育課長（梅北浩一君）**

多目的トイレの設置数につきましては、鹿



児島県福祉まちづくり条例の中で規定は満たしているところではございますが、配慮事項として複数設けることが望ましいというふうには記述がございます。

ただし、文化会館は中央公民館と隣接しておりますので、外に出ることなくそのままバリアフリーで中央公民館の1階にあります多目的トイレも使用できますので、表示等により対応していきたいと思っております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

多目的トイレをご使用なさる方々は、できるだけ余り歩かずに近いところに多目的トイレを設置していただきたいんだと思います。ぜひ場所を見つけていただいて、今後、多目的トイレ、本当に高齢者だけでなく、障害を持った方だけでなく、子どもを持つ方とかいろいろの方が使えるトイレの増設をぜひ考えていただきたいと思います。

続いて、ロビーやホワイエについて質問いたします。

2階へ上る階段の手すり、障害を持たれた方、小さな子どもを連れた方、ご高齢の方など、もっと使いやすい手すりにしていただきたいです。私は大変使いにくいです。

パーテーションなど道具類は人目につかない場所に片づける、自動販売機設置場所も変えるべきだなどの意見も聞いております。

大変小さなことではございますが、文化会館の玄関口のロビー、続く大広間のホワイエなど、全てが文化を発信する場所です。日置市PRのための展示など市内外から訪れる方の心に届くおもてなしの空間づくりのために工夫されている。

ぜひほかのホールなども参考になさって、ぜひ職員の方々は研修を重ねて、全ての方がスムーズに気持ちよく利用できる場の向上に努めてもらいたいと思います。そのあたりのロビー、ホワイエ、そのあたりの工夫はどの

ように考えていらっしゃいますか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

ロビー、ホワイエ等だけではなく、施設が53年に建設されたわけですが、そのころはすごいものを旧伊集院町でつくられたんだなということで、ほかの市町村もびっくりされたんじゃないかなというふうに感じております。

この手すりの問題につきましても、手すりがないと2階にいけないということはないわけですし、中通路の利用促進を呼びかけたり掲示をするなどして、階段を使わずにホールの中へ入るというような対応もしていきたいと思っております。

また、自動販売機、つい立て等が若干収納場所が不足するというところでちょっと目につくところがございますが、舞研のほうとも協議をしながら、その辺の景観を損なわない場所に移動ができれば、速やかに移動のほうを図ってまいりたいと考えております。

### ○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

---

午後1時00分開議

### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

文化施設のあり方は、文化そのものの向上につながります。伊集院文化会館、東市来文化交流センターの指定管理者、保守点検業者、施設利用者のヒアリングとともに、利用者の利便性や満足度を高めるために市民ワークショップなども開催し、多く利用される文化施設のあり方をもっと考えるべきだと思いますがどうでしょうか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

両施設は指定管理者による運営が行われて

おります。指定管理制度においてアンケートを実施するなど、利用者の意見を聞き取り、積極的な運営に取り組んでおります。

また、点検委託業者からは報告書が提出されてきます。指摘箇所等につきましては、利用者の安全性を考慮して改修を行っております。

指定管理を行うに当たり、両施設の業務仕様書に管理運営に関する基本的事項として示しております。これらに基づいて運営がなされているところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

ぜひ、また市民ワークショップ、そういったこともされてみたらいかがでしょうかと提案をいたします。

真に豊かな社会を実現するためにも、地域文化の振興は欠くことのできない要素ですが、日置市の学校で行われるアーティストによる公演などは芸術文化の教育面での効果が期待されますし、福祉の分野では高齢者の元気回復や活力維持に芸術分野の効果を有しております。これは先ほど課長からの答弁の中にもございました。

また、デザインやファッション、映像産業などは芸術文化の持つ創造性が産業の振興にとっても重要な役割を果たしていくと考えられます。文化施設の利用それ自体で採算を確保することは難しいですが、外部経済効果まで視野に入れると、文化芸術の発展は地域にも相応の経済効果をもたらすと言われております。

芸術文化をほかの領域ともつないだり、芸術団体やアーティストなどの創造活動や自立を支援することの重要性も指摘されております。そこはどのようにお考えでしょうか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

文化芸術は郷土への愛着や誇りを育み、心豊かな生活と活力ある社会を実現する上で重要で意義あるものと思っております。

これらに係る関係団体については、連携協力をしながら育成支援を通じ、文化振興を図っていきたくと考えております。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

初めに申し上げましたように、文化芸術は行うものでもあります。多くの芸術家は活動資金の捻出に苦しんでおります。地元の芸術活動が活発に行われるために支援は必要です。

財政的支援はもちろんですが、コーディネート業務だとか人材育成プログラムなど、さまざまな支援の形があると思います。調べてみますと、自治体で文化芸術の振興に関する条例をつくっているところもございます。

本市での文化のミッションや目標、施策、事業の体系、文化施設の位置づけと運営管理や事業の方針等を含んだ文化施策を策定し、そのための条例をつくるべきだと考えますが、どうでしょうか。

### ○社会教育課長（梅北浩一君）

現在指定管理であります舞研につきましては、基本的な考え方としまして、地元への還元としまして地域住民参加型のイベントを中心に計画したりしております。本市でも文化振興に関する推進については、総合計画の中での方向性、あるいは第2期の日置市教育振興基本計画、先ほど言いましたが、法の改正によりまして、それらを見据えた第3期への盛り込みも考えておりますので、そのような継続的な取り組みを計画していきたいと思っておりますが、条例の制定につきましては、現時点では考えておりません。

以上です。

### ○3番（是枝みゆきさん）

最後に市長に伺います。全国の公立のホールで稼働率や実施事業数など高い数値を誇るホールには、まず一番目に市長が芸術文化に理解があるということが述べられています。

2番目に職員が文化芸術が好きで真剣に取

り組んでいる、3番目に住民や地域が本気でホールにかかわり合い、支えているなど、市長それから職員、住民の意識が一つになっているという共通点があるそうです。

日置市の市長である宮路市長に日置市の文化芸術の新興についてどのようにお考えかお聞きしまして、1問目最後の質問にいたします。

**○市長（宮路高光君）**

文化芸術というのは人の心を慰めてくれる、また伝統的な文化を保存、保護していく、やはりそういう面を持って地域を活性化していく、やはりその両面がございますので、今までどおり私たちは伝統文化の保護をしたりいろいろなことをしておりますので、特に両会館がそれぞれ活用し、お金にかえられない一つの心の豊かさというのも大事でございますので、そういうことにおきまして、先ほど課長も述べましたとおり、老朽化していきますけど修繕をしながら、それぞれ息の長いことでございますので、みんなと一緒に取り組んでいきたいというふうに思っています。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、続きまして質問2、自動販売機設置について、2回目の質問をいたします。

21台設置の災害対応機のうち、指定避難所に設けられているのは何台ですか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

21カ所の指定避難所、その隣接する施設16カ所に設置されております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、その16カ所以外、避難所以外となりますが、どのような場所にどのような理由で設置されていますか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

災害時に住民等が退避が期待できる広い場所、具体的には、伊集院総合運動公園、東市来総合運動公園、B&G海洋センターについているところでございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

わかりました。7月の豪雨災害では、1日の明け方3時10分に災害警戒本部が設置され、同時間に避難準備、高齢者等の避難開始が発令されています。

急な避難に対して避難者は必要な飲料を持ってこれたのか、現状はどうだったのか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

7月1日の当日は、明け方の切迫した状況での避難でございました。そこで各避難所に水と食料を準備し、水とパンの缶詰が利用されたところでございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

市内の避難所で最多で726人の避難者があったわけですが、災害対応自販機からの飲料は使われておりません。この自販機からの飲料はどのような条件の場合に使われるのでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

県内に震度5弱以上の地震、または同等以上の災害が発生、またはその発生するおそれがある場合に、市の対策本部が設置され、その対策本部から物資提供業者に対して物資の提供要請があったときに飲料が提供されるということになっております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ただいま言われました震度5弱以上、または同等以上とは、具体的にどのような災害を指すのでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

今回の7月の当初の災害においても同等のケースというふうに考えられると思いますが、断水等がなかったために要請していないところでございます。

なお、この同等以上の災害の発生という部分は、端的にわかりやすい表現になっておりませんので、今後、協定者とも協議をしてまいる必要があるというふうに考えております。

### ○3番（是枝みゆきさん）

数日分の飲料は結構な重さになると想像できます。高齢者や体に困難を抱えた方には厳しいことだと感じております。特に地震などの突然の災害や、また道路が寸断され車を出せない、あるいは車がない高齢者など、さまざまなリスクを背負った中での避難は困難を極めることが予想されます。

また、山間部ほどスーパーもなく、孤立するリスクが高くなります。そういう地区ほど、自動販売機が必要なのではないのでしょうか。

先日、伊集院北地区公民館を尋ねましたところ、以前あった災害型対応自動販売機が撤去されておりました。本市と協定を結んでいる2社は利益が上がらなければ設置しないのでしょうか。

分散備蓄が全ての避難所に進まない中、自動販売機からの飲料提供は重要だと考えます。どのように考えていらっしゃいますか。

### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在、物資提供の協定を締結している業者に対しまして、企業の社会的責任の観点から46指定避難所に設置ができないか、再度検討を要請しているところでございます。

また、1日当たり3ℓとされる水についても相当な重量があるというふうに認識しておりますので、避難所に分散備蓄を行っていくことで持参しなくてもよい体制がとれないか検討をしているところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

指定避難所になっている小中学校の体育館もございますが、12校、日置市内の小中学校の中の約半数が指定を受けていることになると思います。

熱中症対策としては、先ほど教育長よりご答弁いただきました熱中症対策の飲み物については同僚議員からも以前質問があり、やはり私もまだ体育館での熱中症対策についても以前お聞きしたところがございます。

しかし、年々気温が上昇し、ふえてきた熱中症の事例や災害対策を考えると、災害対応型自販機の設置は、避難所に指定されている学校に置くことも視野に入れるべきではないかと考えます。

突然の地震などは児童生徒がそのまま待機する場所になります。東北大震災のように、一晩子どもたちが学校で避難することもあり得ることでございます。

また、実際には避難所に指定されていない学校にも帰宅困難者が集まってくるケースがあるほど、避難所としては学校という場はよりどころになる場所であります。

停電をすると冷水器も使用できないのかなとか、ましてや断水となると備蓄されている飲料しか飲むことができないのではないかと思います。

今回調べてみましたら、学校へ熱中症と災害対策でスポーツドリンクの自動販売機を導入する学校がふえてきているということを知りました。地域行事等で学校を利用する住民にも大変好評で、熊本地震で災害の備えに関心が高まる中、校内にも自販機を設置することを認めていなかった自治体も関心を寄せてきているようです。

児童生徒にとって学校現場が避難所であると考えたときに、教育現場としてはどのようにお考えでしょうか。自動販売機が設置されている学校のホームページを見てみますと、利用のルールを決めた上で使用されています。中には、学校の授業がある間は使用できません、部活動の時間になったら使用ができますとか、いろんな生徒会等でルールを決めたりとかしているところもあるようです。

生徒のお金の問題などの懸念材料もありますが、メリットもあると感じております。提案させていただきますが、学校現場としてはいかがでしょうか。

### ○教育長（奥善一君）

学校の子どもたちの熱中症対策としては、先ほどお答えをしたとおりでございます。現時点ではこれで何とかできているのかなと思っておりますけれども、ただご指摘のように災害対応としての観点からいいますと、先ほど今議員がおっしゃったような事態も想定されますので、これは備蓄用の飲料水というような方法もあるわけでございますけれども、避難場所になっている、なっていないにかかわらず、これは今後の取り組み等も研究しながら考えていかなければいけないかなと思っております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ぜひ、これから検討を重ねていただきたいと思っております。

災害時、飲料水は命をつなぐ最も大切なものです。本日提案いたしました山間部や小中学校の災害対応販売機の設置は特に考慮すべきことだと思っております。

設置場所の今後の増設、それから災害時用の提供のあり方、明確な判断基準を再検討する必要があると思っておりますが、そこはどうかお考えでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

先ほど申しましたように曖昧な点があるというふうに認識しておりますので、業者とも打ち合わせて明確になるように努めてまいりたいと考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、大きな3番目の2回目の質問をさせていただきます。

女性活躍とハラスメントの研修行われているようですが、その2つの研修の参加率はどのようになっていますでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

今持ち合わせているのがハラスメント研修の実績でございますけれども、平成29年度は全部で323名が受けております。平成30年度は非常勤職員まで参加を広げまして、

職員が465、非常勤職員が277の合計742人が受けております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ハラスメント研修の実施は、ハラスメントについて正しく理解して、お互い共通理解をして、その発生を防止するために大変重要なことだと思います。

また毎年新しく新規採用される職員の皆さん、それから臨時職員の皆さん、中には新たに責任者となる職員、そういった異動に合わせて続けて研修をされる必要があると思いますが、今後の取り組みはどのようになっていますでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

去年参加者が大きく伸びた要因でございますけれども、昨年度は4日間、午前午後の計8回に分けて、三役を初めとしまして先ほど申しましたように常勤、非常勤にかかわらず、全ての職員が参加できるような体制をとってパワハラやセクハラの防止に向けた研修会を実施しているところでございます。

今年度も来月に実施する予定で今計画をしております。

ハラスメントに対する認識を共有しまして、日ごろから自分の言動を見つめ直す機会としていくために、毎年定期的な研修を継続していく予定にしているところでございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

先ほど、最初の答弁の中で離職者もいらっしゃるという答弁いただきました。決算委員会でも休職中の職員がいらっしゃることを一部お聞きしたわけですが、ちなみに休職中の職員はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

今、病気による休職が3人おります。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ストレスチェックもされているとお聞きしております。全国的な傾向と比較して、本市

の傾向はどのようになっておりますでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

今年はまだ来月実施する予定で計画しておりますけれども、昨年度のストレスチェックの結果でございますけれども、健康問題の危険度、健康リスクの度合いを示す指数が全国平均を100とした場合に、日置市は92で、全国平均よりも低くなっております。

高ストレス者についても、全国平均10%に対して9%となっておりますので、健康保持と働きやすい職場環境の構築に向けまして一定の評価をしているところではございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

そういった中でも休職者が3名いらっしゃると。それから離職された方も実際にいらっしゃるというのは、やはり厳しい職場というのも見え隠れするところではございます。

ハラスメントが職員、そして職場に及ぼす影響をどのように考えていらっしゃいますか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

ハラスメントは深刻な人権問題と捉えているところではございます。職場で行われる以上は、決して個人間の出来事では済まされず、職場の雰囲気にも悪影響を及ぼし、業務にも支障を来すことにつながる可能性が大きいといえるかと思えます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それぞれハラスメントを受けた方々は、やはり職務の能率が下がるとか、精神的、それから身体的、そういった健康を害するだとか、いろいろな影響が出てくると思えます。

そのようなことにならないための環境、職場づくりの努力が求められているのですが、ストレスチェックの分析や問題が出てきたご本人、それからそのご本人を含めた部署への対応や改善に向けた取り組みの流れはどうなっておりますでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

高ストレス者につきましては、衛生管理者である保健師から医師の面接指導の意思確認を行いまして、面接指導を受けた場合は結果等に基づきまして就業上の措置を行う場合もございます。

また、集団分析の結果は、よりよい職場環境をつくるにはどうすればいいかと考えてもらうための一つの材料として生かすために、職場環境を点検するなど職場環境の改善に向けて取り組んでもらうこととしているところです。

**○3番（是枝みゆきさん）**

職員の中から、ストレスチェックはチェック方式なので深いところまで書けないこと、また記名式であるということで本音を伝えにくいという声も上がっております。新たな対応策を考えませんか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

ストレスチェックは職員個々のストレスの気づきであったり、対処法の支援等としまして、メンタルヘルスの不調になることを未然に防ぐことを第一の目的としているものでございます。不調者の発見を目的としているものではございません。

また、記名式でございますけれども、結果は直接本人に通知されまして、本人の同意なく市が結果を入手することはできません。

実施方法につきましては、指針等でストレスの程度を点数化して評価する簡易調査票を用いることが望ましいとされていますので、今後も厚労省等の指針に基づきまして実施していく予定にしているところです。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ぜひ、また続けていただきたいと思えます。相談窓口としまして、先ほどの答弁の中で3つの窓口を設置しておりますという答弁をいただきました。頑張っていると思うのですが、同じ職場内の相談窓口では本音を話しにくいなどの声も上がっておると聞

いております。

第三者の面接式相談窓口、面接式です、窓口を設けて問題に対して具体的な改善が講じられるような方法を取り入れないでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

先ほど市長も答弁しましたように、相談窓口というのはこれまで総務課一本でございました。相談しづらい人もいるとの声もあったことから昨年度から相談体制を見直しまして、男女共同参画専門員、衛生管理者を加えまして、3者を窓口としたところでございます。

また、相談後の具体的な対応の仕方と流れを職員全体にお示ししまして、匿名でのメールや紙ベースでの相談ができるように相談票も準備し、相談しやすい環境を整えたところでございます。外部の相談窓口としまして、鹿児島地方法務局の女性人権ホットラインや男女共同参画センターの相談室なども案内しておりますので、市独自で現在のところ第三者の窓口の設置は考えていないところでございます。

相談をきちんと受けられる担当者の育成やあるいは相談事案が発生しないような、ここが一番だと思いますけれども、職場環境づくりに努めていきたいと考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

いじめが存在すると、同じ職場にいる人も強い心理的ストレスを受け、メンタルヘルスの不調につながるなどの研究結果も出ております。職員が安心して勤務し、その能力を十分に発揮できることは仕事の効率を上げるとともに、市民へよりよいサービスの提供につながると思います。

調べてみましたら、ハラスメント防止指針策を策定している自治体もあります。職場内におけるハラスメントをなくすために、職員が認識すべき事項及びハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応策等について定められています。本市もそのような指針策をつ

くり、素早い対応ができるよう規定を定めることを検討されてみませんか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

ハラスメントの防止に向けましては、職員全員がハラスメント防止を人ごととせず、自分自身の課題としてしっかりと向き合うことが大事になってくるかと思っております。

今年度は研修に加えまして、ハラスメントが発生しやすい事例や対応策等を簡単に解説しまして、日ごろの自分の言動がハラスメントに当たらないか点検できるテキストを職員に配付することとしております。防止に向けた市独自の指針につきましては、厚労省のガイドラインや指針もございますので、今後、先進自治体の事例を見ながら研究していきたいと考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

今ハラスメント防止のための研修等、取り組んでいらっしゃることをお聞きしたところでは。

防止をする研修だけでなく、職員の皆さんがやる気が出てくるような、士気を高めるような、そのような研修も開いて、明るい職場、日置市の明るい窓口をつくっていただきたいと考えますが、そこはどうでしょうか。

**○総務企画部長兼総務課長（堂下 豪君）**

職員研修につきましては、ハラスメントや人権啓発研修などを定期的に開催しているほか、男女共同参画関連や共生協働に係る研修、セミナーなどの開催に合わせまして、職員も積極的に参加しているところでございます。

また、職員が主体的に参加する自治研修センターの研修でも、よりよい人間関係を築くためのコミュニケーションのスキル講座であったり、人材を生かす職場づくり、モチベーションを向上させる研修などに多くの職員が参加しているところでございます。

働きやすい職場環境は全ての職員がお互いを尊重し、生き生きと働ける職場を全体で積

極的につくっていく姿勢が必要になってきますので、今後もこれらの研修を生かして意識を高めていけるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

それでは最後に市長に伺います。

職員がその能力を十分に発揮でき、安心して働ける環境づくりのために、どのような体制づくりが必要か、市長のお考えをお聞きして最後の質問とさせていただきます。

### ○市長（宮路高光君）

特に管理職の中におきましても、風通しのいい職場といえますか、コミュニケーションがいつでもできるそういう環境をつくっていくことがやはり一番大事なことであるというふうに思っております、お互いにストレスがたまるかもわかりませんが、また土日にストレスを発散し、また職場に元気で出てきていただく、そういう環境をつくるべきだというふうに思います。

### ○議長（漆島政人君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

### ○1番（桃北勇一君）

9月議会一般質問、最後になります。日置市における7月の豪雨災害をはじめ、千葉県での台風被害、全国でこの夏被害に遭われた方々へ心からお見舞い申し上げます。

それでは、きょうは3項目の質問をいたします。市民の方々に知っていただきたいことが多くありますが、できるだけ簡潔に質問してまいります。

最初に、食品ロス問題についてお聞きします。28年度、日本における事業系食品ロス、家庭系食品ロス、あわせて643万tあります。これは日本人1人当たり139グラム、毎日お茶碗1杯分のご飯の量を捨てています。

平成27年9月に国連で採択された持続可

能な開発のための2030アジェンダで定められている開発目標のターゲットの1つに、2030年までに小売、消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減させるものが盛り込まれるなど、近年関心が高まっています。

また、家庭系の食品ロスについては、2030年までに2000年度比で半減させる目標が設定され、事業系の食品ロスについても基本方針が食料産業部会において答申されました。

国民や事業者へ削減に対し理解と関心を深めさせ、それぞれの立場において取り組むことを促進するよう、教育、振興、啓発、知識の普及、その他必要な施策を講ずるよう地方公共団体へ求めています。

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中、大量の食品を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本としては真摯に受け取り取り組むべき課題です。

そこで、10月の食品ロス削減推進法における食品ロス削減月間や10月30日食品ロス削減の日に向けて、日置市の特性に応じた推進計画は何であるか、具体的にお示ください。

フードバンクとは、食品関連企業より寄贈された食品等を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとしてさまざまな利用者へ新しい食品の流れを提供していくものです。以前は生活困窮者やその支援団体へ届ける取り組みと私は認識していましたが、食品ロス削減推進法施行に向け、その活動も広範囲に及ぶようです。

今回はそのフードバンクを活用した生活困窮者自立支援事業を日置市も取り組めないか伺います。

2項目め、海洋プラスチックごみについてお聞きします。

2015年、国連総会で採択された持続可



能な開発目標にある目標14のターゲット1において、2025年までに海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減するとあります。

ターゲット2において、2020年度までに海洋及び沿岸の生態系に関する重要な悪影響を回避するために、強靱性のある強化策などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海岸を実現するために、海岸及び沿岸の生態系の回復のための取り組みを行うとあります。

2017年7月のG20ハンブルクサミット、同年12月の国連環境総会、昨年6月のG7シャルルボワサミット、日中韓3カ国環境大臣会議、ことし1月のダボス会議、さまざまな国際会議でこのプラスチックごみ問題は取り上げられています。絵に描いた餅にならないために、自治体ができるだけ積極的にすぐにこの問題に取り組むべきと考えます。それがSDGsのルールであったはずです。

ことし6月末に開催されたG20大阪サミットにおいても主要議題の一つになり、2050年までに汚染をゼロにする目標を決めました。しかし法的拘束力はなく、合意できていない側面もあります。

世界の現状を見た場合、今後具体的速やかに行動目標があらわされるはずです。現に先日、鹿児島大学や九州大学、タイの国立チュラロンコン大学、旭化成が一緒になってこの問題の研究を始めたと新聞に載っていました。

そこでお聞きします。吹上浜クリーン作戦でのプラスチックごみの処分はどのようにされていますか。

次に、海岸線を三十数kmにわたり有する日置市が年1回の吹上浜クリーン作戦だけに取り組んでいてはいけないと思います。他自治体が始めるさまざまな策に対して、よその自治体が始めたから日置市も始めるのではなく、

日置市が始めたからよその自治体も始めると言われたい。

そこで私は、「日置プラごみゼロ宣言」を宣言されることを提案しますが、市長のお考えをお聞きします。

最後に、外国人就労者が住みやすい町について伺います。

近年、外国人が日置市においてもふえてきています。現在、日本にいる在留外国人は195カ国263万人で過去最高、総人口の2%を占めます。

就労外国人は昨年10月で146万人、10年前の3倍になっています。日置市においても昨年10月時点で263名ほどの外国人が居住されています。ここ2年ほどが25%前後でふえてきています。

おそらく就労目的で居住されている外国人がふえてきているとは理解していますが、安心して暮らして働けるように各課の連携も重要になってくるはずです。

研修生が安心して来れる相談窓口の設置を検討されるべきだと私は考えますが、市のお考えをお聞きします。

以上、1回目の質問とします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の10月の食品ロス削減月間に向けての市の対応ということでございます。

食品ロス削減月間につきましては、令和元年5月31日に公布されました食品ロス削減の推進に関する法律第9条において、食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため規定されており、現在は本市での食品ロス削減の取り組みとして、宴会時の食べ残しを減らすため3010運動を推進しているところでございます。

今後におきまして、本法律施行後に国においては、食品ロス削減に関する基本的な方針を定めることとなっておりますので、その方

針を踏まえ鹿児島県や事業所等とも連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を策定、実施する必要があると思っております。

その2でございます。フードバンクとリンクした生活困窮者自立支援事業といたしまして、食糧支援にとどまらず、フードバンク拠点を活用した就労支援や近隣支援ネットワークの構築まで多様な取り組みです。県内でフードバンク事業に取り組むNPO法人との連携について、今後研究してまいります。

2番目の海洋プラスチック削減に向けた取り組み、その1でございます。

吹上浜クリーン作戦で集められたごみは、後日、委託業者が収集し、分別の上、資源としての有効活用を主体として処理されております。

2番目でございます。市民に対して、これまでごみの種類と分別について理解と協力をお願いしてきております。その結果、市民の環境保全に対する意識が高く、中でもプラスチック類の再生利用、再使用、発生抑制の考え方のもと、近隣市に比べましても、より堅実な適正処理がなされているものと考えております。

プラごみゼロ宣言についても、目的は世界海洋環境汚染という重要で広範囲な問題の解決になりますので、県下での広域的な取り組みが必要と考えているところでございます。

3番目の外国人就労者が住みやすいまちづくりについて、その1でございます。

外国人労働者につきましては、県内及びハローワーク伊集院管内でも増加傾向で推移しており、今後さらなる増加を見込まれております。

そのような中、鹿児島県におきましても本年10月から専門の相談員を配置した外国人総合相談窓口を設置する予定となっております、また企業や市町村への出張相談も実施する予定であると伺っております。

本市におきましても、県や関係機関とも連携、情報共有等のうえ、外国人労働者の相談等に対することが必要であるものと考えており、また、その相談内容等に応じて、各課連携して取り組む必要があるものと考えております。

以上で終わります。

#### ○1番（桃北勇一君）

2回目の質問に入ります。先ほど市長も述べたとおり、法第4条の中で施策の策定と実施をうたっております。

市は指導、協力する立場であるわけですが、現在、市内業者の取り組み状況、課題や問題点を伺います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

市内事業者の取り組みにつきましては、詳細について把握できていないところでございますけれども、事業者の中には的確な在庫管理、それから消費期限が近い商品の値引き販売など、独自に食品ロスの問題に取り組んでいる事業者はあるものと思っております。

その中で、課題等といたしましては、この食品ロス削減の取り組みが促進されますよう、事業者だけではなくて、我々消費者等も含めました理解と関心を深めていくことが必要であるものと考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

日置市においては生ごみの回収事業を行っておりますが、他市同様、日置市においても人口が減っているわけなので、理論的には生ごみの発生量は減らないといけないわけです。

SDGsに逆行しているとしたら、何かの手だてを考えていかなければなりません、ここ数年のうちにできれば数字で相対的に判断できる生ごみに対する指標を持つべきだと私は考えます。1人当たりの生ごみ発生量削減への取り組みをいかがお考えになっているでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

市としまして、平成24年に生ごみ回収事業のモデル事業を取り組んでおります。事業開始時期については、6自治会に協力を依頼しまして年間約7tの回収を行っております。平成30年度の実績で申しますと、129自治会の参加をいただきまして約925tの回収を実施しております。

**○1番（桃北勇一君）**

私、指標をお伺いしたんですけれども、今後取り組んでいただければいいので、しっかり今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、1階入り口にも掲示されていますけれども、3010運動のポスターの取り組み状況はいかがでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

3010運動につきましては、市と市の衛生自治団体連合会と協力しまして実施しているところでございます。

今、飲食店業のほうに依頼をして協力をお願いしているところでございます。特に伊集院の飲食店業界のほうについて協力を強く依頼しているような状況でございます。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

先日も衛自連の名前でポスターが飲食店に配られたようですが、3010運動は大体、大人数の食事等で必要な運動かと思えます。

市長は立場上、そのような場へ多く出席されていると思いますが、周囲の参加者の運動への取り組みは高いようでしょうか、低いようでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれの宴会等におきまして、残食が残っているのは事実でございます。それぞれの適量な形の中で推移していかなきゃならないというふうに思っておりますけど、3010運動、こういうものを展開しながら、少しずつつ

でもロスを少なくしていくべきだというふうに思っております。

**○1番（桃北勇一君）**

市長が大変お忙しいのはわかっていますし、食事は自宅でとられているようなので、市長に対して3010をしっかりと取り組んでくださいとは言いません。

ただ、そのような場で一言市長が、「日置市は3010運動を展開をしています」と言ってもらえると、皆さん協力していただけるはずなので、ぜひ市長みずから積極的に取り組みを発信していただきたいと思えます。

ドギーバッグについて伺います。海外では外食の際、当たり前のように持ち帰りをしています。その際も食べ残しを持ち帰るための容器をドギーバックと呼んでいるわけですが、なぜ日本ではドギーバッグは普及しないのでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

外食時の食べ残しを持ち帰るための袋等の容器となっておりますが、日本では、以前から食中毒の関係で、作り手の責任も生じますことから、極力持ち帰らないという考えがあるものと考えております。

**○1番（桃北勇一君）**

今部長が言われたとおり食中毒を心配してということですけど、厚労省の見解としては、持ち帰りを禁止する規定はないが、客の責任で持ち帰って客が体調を崩した場合、飲食店側に一切責任がないとは言えないしつつも、持ち帰りについて食品衛生の観点から注意喚起を行った記録というのはないそうです。

ただ、厚労省としても、魚介類、調理品の取り扱いについては食中毒を防ぐ観点から、調理後は速やかに提供し、冷蔵保存状態から出て消費されるまで2時間以内とすることと記述があり、学校給食のパンなども衛生法上の見地から禁止することが望ましいとされています。しかし、長野県では県として取り組

んでいます。

まずは市民の意識の持ち方ですが、日置市での取り組みは難しいでしょうか。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

この取り組みについてでございますけれども、これも国、地方公共団体、事業者、消費者、食品ロスの削減に関する活動を行う団体などと相互に連携を図りながら、協力しなければならぬ施策であると考えております。

ただいまご紹介をいただいた事例も含めまして、国や県の動向も見ながら対応していきたいと考えているところでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

市内においても持ち帰りの容器を用意してくださるお店はあります。ハードルはそう高くないと思います。

次に移りますが、食品ロスを減らそうとフードバンクに取り組む企業がふえてきています。市内における取り組み状況を伺いますが、フードバンクを利用した食品ロス対策を考えるが、市はフードバンクを活用した食品ロス対策にどのような認識をお持ちかどうか伺います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

フードバンクにつきましては、以前から全国各地で貧困者対策等を中心に、有志の活動として取り組まれてきたものということでございますが、2011年3月に発生いたしました東日本大震災を契機に、被災者支援や困窮者支援の観点から、特定非営利活動法人や社会福祉協議会などを中心に組織的な活動として一気に発展していったものと認識をいたしております。

#### ○1番（桃北勇一君）

このフードバンクは、食品提供者は税制上、輸送コストを含めて全額損金処理が可能になっています。また、提供者には食品関連企業だけでなく現在は農家も入ってきています。畑に埋めて処分していた規格外野菜をフード

バンクを活用すると埋める手間も省け、誰かの役に立っているという充実感もあります。

集められた食品は最終消費されることが条件ですが、提供先には支援施設や福祉施設、児童養護施設や地区公民館も含まれ、炊き出し訓練等にも使えます。しかし可能なら生活困窮者へ、家庭へも届けたいところです。

日置市はかつて厚労省の生活困窮者支援法に基づくモデル自治体になっていたとお聞きしました。すばらしい結果を残されたと評価します。この生活困窮者に届けたいわけですが、ボランティアでは届け先がわかりません。市も個人情報管理の上、簡単には教えられない。

現在、生活困窮者へ届けるために、フードバンクに取り組まれている多くの自治体が社会福祉協議会と一緒に取り組んでいるようです。

社会福祉協議会が取り組む場合でも、配送に係る車や燃料、人件費等、様々な費用が必要になります。市が取り組むことで、多くの市民に利益が生まれると考えますが、費用と効果をどう見込むか伺います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

以前フードバンクに取り組んでおります県内のNPO法人さんに対しまして、閉校施設を活用した備蓄庫を兼ねたサテライトの拠点としてご提案を差し上げたことがございましたが、鹿児島市の法人でございますので、遠距離で管理がなかなか難しいということで実現しなかった経過がございます。

フードバンクには、多様な仕組みで運営ができるということが想定できますけれども、食品とご本人の当事者の自立支援という観点からは、それはセットで提供されるべきものというふうに考えておりますので、フードドライブの取り組みも絡めながら、経験豊富な団体との取り組みを研究をしまいたいと考えております。

### ○1番（桃北勇一君）

災害用備蓄品としてフードバンクと協定を結んでいる自治体もあるようです。最近では大手コンビニも取り組み始めました。

先ほどから聞いた感じでは、いい返事をご答弁いただいていると思っておりますので、フードバンクに対する質問はこれで終わりますが、食品ロスの問題の大きな流れ中、機を逃さずにこの日置市も取り組まれることを期待しております。

次に、海洋プラスチックごみについてお伺いします。

世界中の海に存在しているプラスチックごみは1億5,000万t、そこに毎年800万t、大型旅客機5万機分のプラスチックごみが流出しています。国別でいうと日本は30位ですが、人口1人当たりの発生量は世界第2位となります。一人一人が責任を持たなければならない立場にあります。

産卵に訪れるウミガメたちが餌と間違えて捕食するプラスチックごみの捕食率は52%とされています。豊かな自然をうたう一方、ごみを出し続けているのは我々人間の所業です。ウミガメが産卵に訪れる砂浜を有する日置市は、吹上浜クリーン作戦において美化啓発運動を展開しています。

毎年行っているクリーン作戦への市民の参加状況はどうでしょうか。回収するプラスチックごみの量はふえているかどうかお聞きいたします。

### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

吹上浜クリーン作戦の参加状況でございますが、今年度が1,073人です。昨年度が1,211人、平成29年度が1,704人、平成28年度が2,070人という結果が出ております。本年度と昨年度は天候不良のため順延しました関係で、若干参加人数が減ってきているところでございます。

それから、流れ着くプラスチックごみの量

はふえているかというご質問ですが、回収ボックスの総重量での処理としていただいております。ごみの種類ごとに比較した実績はないところでございます。

受託業者からの聞き取りによりますと、やはり年々プラスチックごみは増加傾向にあるというような経過報告を受けております。

以上です。

### ○1番（桃北勇一君）

やはり続けることが大事ですが、市民の盛り上がりはいまひとつではないかと私は感じているところでした。参加への広報活動に工夫はあるのでしょうか。伺います。

### ○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

毎年同じような広報活動をしておりますけれども、今後また参加人数がますますふえていきますように力を入れていきたいと考えております。

### ○1番（桃北勇一君）

先ほどの答弁のとおり、集められたプラスチックごみは分別されて処置されていることですが、ある環境保全団体によると、そういった5mm以下のマイクロプラスチックとなった有機化合物を捕食した魚を人間が食べている調査結果も出ています。

海外では水道水や食塩にも含まれていると確認され、1年間でおよそ12万粒のマイクロプラスチックを体内に取り込んでいるという調査結果も出ています。日本では、洗顔料や歯磨き粉にも使われてきたと聞けば、少しは納得いただけるのではないのでしょうか。健康被害の話は聞いていませんが、市としては注視していったほしいものです。

今後の課題として、私は今後、河川から海へ流れ出すごみの量を減らす取り組みが必要と考えます。海へ流れたペットボトルが自然に分解されるまで400年かかると言われます。吸い殻のフィルターが10年、レジ袋が20年、ペットボトルはマイクロプラスチッ

クとなり400年海中を漂うわけです。

SDGsの行動目標を達成する上で、どこに市は問題を抱えており、今後どのようなことに取り組まれていくのか、できることをお示しください。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

SDGsの目標14の海の豊かさを守ろうという項目でございますが、そのうちのターゲット1につきまして、2025年度までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に減少させるということで国のほうが定めるところでございます。

現在、日置市におきましては、市の生活学校、それから市衛生自治単体連合会等の方々と連携し、レジ袋を使わずマイバッグで買い物を楽しもうとするマイバッグ運動を展開しております。

今後、市としましても、このマイバッグ運動の普及定着を初めとしまして、ごみの分別の徹底と確実な処理を継続して市民の理解と協力を得ていくとともに、吹上浜クリーン作戦への市民の参加者がさらにふえていくように総合的な周知啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

**○1番（桃北勇一君）**

日本ではペットボトルの回収率が92.2%です。ヨーロッパでのリサイクル率30%を考えると大変高い数字です。クリーンリサイクルセンターで回収されたペットボトルはどのような利用がされていますか。伺います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

クリーンリサイクルセンターにおきます回収されたペットボトルにつきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ売却しております。

同協会は再生利用を目的としておりまして、CDのケース、または卵のパック等の透明なプラスチックに再生されると聞いております。また洋服の材料にも一部利用されているとの

ことでございます。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○1番（桃北勇一君）**

実は先ほどのリサイクル率の数字には問題があつて、日本においてリサイクルには、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルがあります。マテリアルとケミカルは原材料や化学材料として再利用されますが、サーマルは焼却熱を回収利用するリサイクルのことで、海外ではリサイクルとして認められていません。

そして、このサーマルリサイクルが国内リサイクルの57%を占めており、先ほど答弁でもありましたが、鹿児島県下においてもこのサーマルが多いと聞いております。

日置市はマテリアル方式をとっているのが安心していますが、最近、民間事業者によるペットボトルの回収拠点が減ってきているようです。どのような理由からでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

ペットボトルはこれまで海外の輸出が大きなウェイトを占めてきております。中でも7割以上を輸出していた中国でございますが、その中国が輸入禁止措置をとったために、輸出目的で回収していた業者は業務の撤退、または縮小をしていること等が大きな要因と考えるところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

現在、ペットボトルをリサイクルセンターで圧縮処理した後、リサイクル会社へ運び出しているわけですが、この最終処理に係る費用はどのようになっていますか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

圧縮しました後は、先ほど回答しましたように公益財団法人日本容器包装リサイクル協会のほうに売却しておりますが、それ以後の費用は発生しません。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

先日、リサイクルセンターで伺った話ですが、結構な金額が売り上がって日置市のほうに財源として入ってきているようなので、ますます、もう少し頑張ってリサイクルに取り組んでもいいのかなと私は個人的には思っているんですけど。

2030年を目標に大手コンビニエンスストアがレジ袋を廃止します。レジ袋が占めるプラスチックごみの割合が2%であることを考えると抜本的な解決策にはならないわけですが、取り組む量としては少ないが、消費者の意識を高める効果はあると思います。

この身近なレジ袋に対し、課題や問題点、どのような認識をお持ちでしょうか。また、今後どのような取り組みを考えられているのか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

環境省のほうでは、レジ袋やペットボトルなどのプラスチック類の排出量を2030年までに25%の削減をプラスチック資源循環戦略で決定しているところでございます。

また、国は近い時期にレジ袋を有料化するという方針でございます。このことから道路等へのポイ捨ては幾分減ってくることは予想されますが、あくまでも人としてのモラルと考えているところでございます。今後もポイ捨ては法律に違反し、罰則もあることなどを含めまして啓発に取り組んでいきたいと思っております。

○1番（桃北勇一君）

県は来月10月、マイバッグキャンペーンを実施します。市は県とともにどのような取

り組みを考えられているかお示してください。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

例年、県のマイバッグ週間運動のときに市としましても、先ほど申し上げた市の生活学校、それから衛自連と協力しまして、市のマイバッグ運動を市内のグラード、タイヨー、生協等で行っているところでございます。本年度もその計画でおります。

○1番（桃北勇一君）

日置市は空き缶等ポイ捨て防止条例第3条で、各種団体組織へ協力を要請し、市民等へ知識の普及及び意識の向上を促している。

条例施行から14年が経過し、このポイ捨て状況にどのような認識をお持ちでしょうか。この条例の運用がポイ捨て防止にどのような効果があるのかお聞きします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）

これまでも地域の自治会長会で組織します市衛生自治団体連合会と一緒にしまして、看板、のぼり旗等を設置、広報活動を行ってきているところでございます。

また、自治会においては美化活動をそれぞれ積極的に実施していただき、ごみのポイ捨てをしにくい恒常的にきれいな環境を整えていただいていると思っております。

先ほどと重なりますが、あくまでも人のモラルとして考えますので、今後もポイ捨ては法律に違反し、罰則もあることなどを含めて啓発に取り組んでまいります。

○1番（桃北勇一君）

条例に罰則規定は設けられていませんが、悪質な件を除き罰則を設けるようなものではないと思います。市民一人一人の町をきれいにしようとする気持ちが大事だと思います。

6月議会での同僚議員の質問でも出ていましたが、空き缶等ポイ捨て防止条例の効果と検証はどうなっているのか。より効果的な運用ができるよう見直しが必要な時期ではない

でしょうか。

日置市の学校では、給食でプラスチックストローは利用されていないようですが、市内の飲食店ではどうなのか。できるものはできるだけ積極的にすぐにこの問題に取り組むべきではないでしょうか。

日置市の今後の取り組みに期待していますが、プラスチックごみ問題では最後の質問になります。春に啓発を兼ねた4地域での一斉クリーン作戦は考えられないか伺います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

各自治会ごとに市道愛護作業、河川愛護作業等、みずからの地域を自ら守るとの考えから、環境美化の一役を担う活動を実施していただいているところでございます。改めて市街地でのクリーン作戦は考えていないところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

外国人就労者が住みやすくなるまちづくりについて、2回目の質問をいたします。

受け入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能をもって地方自治体と連携を強化するとあり、受け入れ環境の整備を通じ、外国人人権が図られるとともに、円滑に共生できるように取り組むと発表されました。ふえるであろう就労外国人に対し、何かしら対応しなければならない。その必要性は市は認めていると先ほどの答弁でありました。

そこで、最初に、現在、日置市に居住する外国人就労者は、納税義務の発生する日置市民であるかどうか伺います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

外国人であられても、日置市に住民登録を行っていらっしゃる場合につきましては、納税の対象となっております。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

1番。今後、特定技能を持った就労外国人が、家庭を持つ就労者や就学児や未就学児を

連れて来ると考えられます。そのような問題は検討されていくのでしょうか。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

今年度から、新たな残留資格が創設されているところでございます。今後、さまざまな事例が生じることが想定されておりますけれども、そのような中、県が設置予定の外国人総合相談窓口については、子育てや子どもの教育等に係る情報提供や相談等の対応も予定されているところでございます。

本市におきましても、県と協力しながら各課連携して対応していく必要があるものと考えているところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

災害時の情報伝達方法はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

災害時の情報伝達につきましては、訪日外国人向けに観光庁が監修した災害時情報提供アプリ、セーフティティップスと申しますが、今月13日からこれまでの4カ国5言語に加えまして、11カ国12言語に提供するよう、機能を充実したところであります。

このアプリは、国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できるほか、周囲の状況に照らした避難行動を対応フローチャートや周りの人からの情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集を提供する機能がございます。

本市で住民登録の多いベトナム国籍の方に対しても、今回、ベトナム語対応にもなっておりますので、本市におきましては、これらのアプリのほか多様なアプリで情報収集が進むよう公衆無線LANの充実など、情報伝達基盤の整備が必要であるというふうに考えているところでございます。

**○1番（桃北勇一君）**

しっかり考えてくださってるので安心して



ますが、基本的には雇用先企業が実習生の面倒を見ますが、不測の事態。先日も農業実習生による事件が発生しました。報道等によると、相談できる人がいなかったとか、相談できる所がなかったというところでしょうか。

技能実習修了者は、就労地を離れただけで不法滞在者となり、犯罪を犯している状態になります。そうならないように社会のサポートは欠かせないわけですが、就労外国人がどこに住むのか、最初に情報を得る部署はどこですか。市民生活課ですか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

住民登録に来られた場合は、市民生活課となります。

**○1番（桃北勇一君）**

その後、各課の情報共有というのは必要ないでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（満留雅彦君）**

外国人が住民登録に来庁された場合、通常の市民と同じような対応をしているところがございます。

必要な事項が、ほかの部署に該当する場合は連絡しているような状況でございます。特にない場合は、その都度該当部署に連絡するということはしておりません。

以上です。

**○1番（桃北勇一君）**

ということは、住もうとしている自治会長や民生委員へはしっかり伝えているということでしょうか。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

現在のところ、外国人に限らず日置市への転入届があった移動情報につきましては、自治会長へは行政嘱託員という立場で通知をしているところがございます。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

民生委員、児童委員につきましても、同様に例月の民生委員・児童委員協議会で、個別に移動情報を手渡しをいたしております。

**○1番（桃北勇一君）**

6月の補正予算で旧住吉小学校舎2階を棲み分けて貸し出すための用途変更設計料として200万円、工事費として1,500万円予算化されています。外国人技能実習生の研修施設として校舎を活用するもので、地域の活性化へつながると期待しています。

研修の流れは、入国を果たし、配属になる前の1カ月間、住吉地区館で研修機関による研修を受けるものですが、要は、日置市との契約する企業は、人材を育成する学校のようなもので、要は、研修機関です。人材を派遣する会社や雇用先企業ではありません。その日置市と契約する企業のことですけど。

今回は、同時に研修生の宿泊先として、旧校長・教頭住宅を利用するので、合わせて年間107万円の5年契約と伺っております。校舎活用のリノベーションに捉われず、用途変更しながらでもコンバージョンして利用していく方向性は大変評価しております。

施設のあり方を問うわけではないのですが、1,700万円の単独財源で公費を入れて、公共施設に外国人実習生研修所を受け入れるのなら、やはり日置市にとってメリットがある施設であるべきと、私は考えます。

来年4月の開校へ向けて工事も進むようですが、研修生の生活を考えると、地域住民の協力や理解は必要と考えます。なぜなら、それが研修生にとって住みよいまちになるからです。

6月の委員会質疑において「地区民への説明はあったのか」の問いに、「議会の承認をもって説明する」とありました。開校まで残り半年になりますが、その後どうなったでしょうか。

**○地域づくり課長（橋口健一郎君）**

来年度から、旧住吉小学校、現在の住吉地区公民館でございますが、そちらの2階部分の空きスペースを活用しまして、管理団体で

あるアジアアグリ協同組合へ貸し出すため、関係機関と、現在、協議を進めているところでございます。

この件につきましては、これまでも住吉地区公民館におきまして、役員会や地区民が多く集まる講演会などを通じまして、今回の件につきましてはご説明を申し上げてるところでございます。

今後、管理団体であるアジアアグリ協同組合を含めまして、年内にも地区民への細かな説明をしていくということで、来月上旬には担当課とアジアアグリとの協議を行い、地区民への説明会の日程調整をする方向でございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

地区住民が研修生に対し不安を覚えた時、地区住民の相談窓口はどこになりますか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

基本的には、管理団体であるアジアアグリが窓口になると思います。その際に、地域づくり課もしくは地区公民館のほうに、それぞれの地区民の方が不安を感じるということであれば、まずもってご相談をいただくことも可能ですし、緊急を要する場合には、直接アジアアグリのほうへご連絡いただきたいという協同組合のお話もありましたので、そのような対応になるかと思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

研修所に来る研修生は、日置市内の企業に勤めることになるのでしょうか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

技能実習生は、既に日本で勤務する事業所が決定をしてから、母国を離れ日本に入国してくるということになっております。アジアアグリ協同組合による平成30年度までの受け入れ実績につきましては、鹿児島県内を中心に117名。そして、そのうち日置市内につきましては、4事業所で11名の実績があるようでございます。

技能実習生全員が日置市内の企業に勤務するということではございませんので、基本的にベースとしては鹿児島県内一円に散らばっていくという考えでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

1カ月サイクルで最大20名ほどの研修生を定期的に受け入れるようですが、研修生の生活上の相談相手はどなたで、その方はどこに住まわれるのでしょうか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

管理団体であるアジアアグリと、現在、協議を進めているところでもございますが、生活上の指導を行う方を、できれば地元雇用で進めていきたいというご相談も受けているところでございます。

したがって、できれば近くに住んでいただいて、日常の生活も面倒見ていただけるような方が近くにいらっしゃればベストかなというふうにアジアアグリのほうも考えておりますので、そのほか特別な技術を有する指導につきましては、特別講師という形で、例えば鹿児島市内から駆けつけるというふうなことになりますが、日本での生活、それから日本語の研修につきましては、できるだけ地元からの採用を考えているようでございます。

#### ○1番（桃北勇一君）

雇用主と研修生の関係がわからない中、既に雇用先に不満を持った研修生が逃げ出す、研修所等から逃げ出す事例が各地で発生しています。近くに相談できる人がいないとしたら、研修生の相談体制は十分でしょうか伺います。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

まず、誤解を生まないように説明させてもらいたいと思いますが、先ほど議員がおっしゃった、最近報道でなされている研修生が逃げ出すというふうな報道があちこちで耳にするわけですが、このようなケースにつきましては、ほとんどが実際企業に勤めてから企業

の条件がなかなか最初の契約と違うというふうなことで、いろいろトラブルになるケースがあるようにも聞いております。

しかしながら、最初に入ってくる今回の住吉でやるようなケースにつきましては、まず、母国を離れてこれからの日本の生活の中で、どのように自分が磨かれていくのかというように非常に期待をしながら研修に望まれる若者でございますので、その点につきましては、ごくごくまれではございますが、議員がおっしゃるような逃げ出すというケースはほとんどないというふうに聞いております。

また、相談につきましても、地域の方が見守るという体制も必要ですし、日本の環境に合わせて、例えばごみ出しの問題についても、地域の方が温かく見守るという環境は必要だと思いますので、そこは地域としっかりと連携を取りながら、今後も進めていきたいというふうに考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、もし近くに相談できる日本人でお世話をしてくださる方がいないとした場合、災害時避難が、通信手段がなくなった場合、研修生は誰にも連絡取れない状態になると思います。研修生の避難をどのように考えていますか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

基本的に、アジアアグリ協同組合で対応を検討することになってくるかと思えます。技能実習生の研修のカリキュラムの中にも防災に関する案件も入っておりまして、当然ながら防災訓練に関することも実習を学ぶということになってるようでございます。

また、地域との連携した取り組みも可能であることから、普段から意思疎通が図れるように地域との防災の関係も密にしながら、また、アジアアグリとも連携しながら、今後、地区と連携していきたいというふうに考えて

おります。

#### ○1番（桃北勇一君）

研修生は住民票を日置市に大方置かないようですが、地域住民との交流の計画とかはあるのでしょうか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

管理組合といたしましては、ぜひ地区と交流を持ちたいという考えでございます。地区といたしましても、住吉地区では蛍の夕べであったり、十五夜祭りであったり、いろいろ地区での行事をたくさんやっておりますので、そういった事業にも呼びかけをしたいというお話でございます。

そして、地区館を活用した交流を進めていくとの考えておりますので、どのような形で地区との交流が進められるかというものも、今後、関係団体と協議していきたいというふうに思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

そういう関係を築いていってほしいと思いますが、1カ月間の短期研修なので、地域住民との深い交流というのは、なかなかできていかないと。そうであって1階と2階を使うわけですが、同じ敷地内にあるので地域住民と接触する機会は多くあるわけです。

今回の改修工事、改修工事ですけど、薩摩川内市では1億円上限の補助率2分の1のようです。日置市では全額市の負担です。このあたり、なぜ事業者負担がないのか理由をお聞かせください。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

県内では、先進地といたしまして、議員がおっしゃたように、薩摩川内市の取り組みがございまして、先ほど議員がおっしゃったように、薩摩川内市では2分の1の助成額、上限額が1億円という事業費を助成をして、休有施設等の活用を目指して助成を行っております。

本市におきましては、現在、地区公民館と

して使われている2階部分の施設を箱物として、外枠としてはある程度市が整備をして、そして、中に入る管理団体等その他の事業所が、もし借りたい、入りたいということであれば、そのような形で市が整備をして、中のほうに入らせていただくということになります。

今後、今回につきましては、もともとが学校ということでもございましたので、大きな改修は必要ないというふうなことで。ただ、エアコン、それから設備等については、管理会社であるアジアアグリのほうで設備を整えていくという内容になりますので、外枠箱物については、市のほうで責任を持って、あとはまた固有財産の管理の使用料をいただきながら進めていくということになってまいります。

#### ○1番（桃北勇一君）

用途変更について、前、伺ったんですけど、今回、集会所のほうに用途を変更するというのを伺ってます。しかし、今後もし、その2階を宿泊施設や介護施設として利用したいと申し出た場合、新たな費用が発生すると思うのですが、その場合も市が全額負担して改修工事を行うのでしょうか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

現在の集会所としての用途を変更せずに利用の申し出があった場合には、現状で貸し出すことは可能かというふうに思っております。

議員が仮定します介護施設であったり、宿泊施設等の利用の申し出となりますと、建築基準法をクリアするための用途変更をしなければならなくなる場合もあるかと考えています。

そのような貸し出しの申し出につきましては、市として必要性を考慮しながら貸し付けるのか、また、貸し付けを行う際、どこまで市が負担をして改修をする必要があるのか。また、貸し付けに関しまして助成をするのかしないのか。そういった貸し付けの条件等も

含めて、今後、判断をしていくことになるかと思っております。

#### ○1番（桃北勇一君）

今、答弁の中で、今回、1,500万円はオーケーだと。しかし、次くる時は考えないといけないと。その線がはっきりしてないわけで、今後は学校施設を貸すということの取り決めを、しっかり市はつくっておくべきだと思います。

今回、校舎2階と校長・教頭住宅をアジアアグリ協同組合がお借りするわけですが、借りていただくわけですが、その使用料以外に市に納める税金とか市税とか、そのあたり何かありますか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

先ほども申しましたけども、今回、地区公民館の2階部分の使用料。それから教頭住宅、校長住宅を宿舎として使用する関係の使用料。それから光熱水費につきましては全てアジアアグリのほうが負担するという事になっております。

ただ、市税等の収入につきましては、特別入ってくる予定はないということになっております。

#### ○1番（桃北勇一君）

もし5年後、研修機関が住吉での事業を撤退したいと申し出た場合、その後の活用はどう考えてますか。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

今回、整備をする用途につきましては、集会施設に向けての用途変更の目的に合致する改修工事を行っております。

今後、もし同様の業種が、この住吉地区館の2階に入りたいということであれば、現状貸しのままで大丈夫だというふうに思っております。

もしアジアアグリのほうが撤退をして、ほかの業種が入ってくる場合にも、先ほど申しましたように、実際貸し出す内容に基づいて

審査をする必要もありますし、私どもといたしましては、普通財産の貸し付け条件が5年間スパンになっておりますので、5年後更新をかけていただきながら、長く活用していただくことが最良かなというふうにも思っておりますので、そこはしっかりとアジアアグリの中で、今後、経営の計画の中でも協議を進めていきたいというふうに考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

今までの答弁をお聞きしました。しかし、この事業が実施されていった場合、地区住民が研修生とうまくやっていけるのかどうか。住みやすいまちには、ちょっと遠いのかなと思います。

委員会質疑では、閉校校舎を利用した住吉地区の活性化につながることでと理解しました。しかし、私の委員会審査での態度は認めても聞かざるを得ない。公費1,700万円を使って集会所として改修した施設で学んだ研修生のほとんどは、研修中も研修後も日置市には居住しないか、いたとしても少数。

1カ月では市民との交流は期待が薄い。となると日置市にとってこの事業の効果は何でしょうか。家賃だけですか。

地区住民には心配や不安が残るのではないのでしょうか。この予算の執行は妥当であると言えるか。市にとって施設利用料は得られると思います。1,700万円を使って、5年間で500万円です。5年後は全て不確定です。なぜ日置市が単独予算1,700万円を使って校舎を改修するのか。事業効果と改修理由を聞かせてください。

#### ○地域づくり課長（橋口健一郎君）

事業効果と改修の理由が連動するとも思います。その理由は、議員も申しましたような内容ではございますが、まず1点目は、閉校校舎空き教室を有効活用するというのが第一義的でございます。その裏には、貸付料が当然入ってくるということをご承知おきのこと

かと思えます。

その次に、外国人研修施設として、地区公民館と共生しながら空き教室を貸し付けることでの話題性という部分は大いにあるのかなと思っております。地区公民館と共生する取り組みにつきましては、鹿児島県内でもめずらしいというふうにも思っておりますので、その点では関係自治体もこういった先進地的な事例をもとに、住吉地区公民館のほうに研修視察として受け入れることも出てくるのかなというふうな思いもございます。

3点目には、地区住民との交流や地区のにぎわいづくりができるということ。これは住吉地区がアジアアグリとの相談があったり時に、最初に説明をし、ぜひにぎわいをもってつくりたいというふうなことでありましたので、その点は地区も了解いただていることと思えます。

それと4点目が、価値観とか文化観の違いを認めあう多文化協働を目指した地域づくりや人材育成が見込まれるということ。

5点目には、市内の企業が外国人労働者の受け入れを考える際に、より近くでの場所で研修が可能となり、相談しやすい環境が整えられるという利点もございます。

6点目は、少なくとも地元より生活指導員、先ほど申しましたように地元雇用の生活指導員が求められるということで、雇用に対しても若干見込まれ、地元の指導員を雇用することで、地区との良好な関係も築けていくというふうにも考えます。

最後に、その先になりますが、近くにお店がないということもございまして、お昼の昼食の準備、弁当等を地区でつくって研修生に食べていただくような、二次的な効果も出てくるかなと思っております。

いずれにいたしましても、市内においても初めてとなる取り組みでございまして、市として、有益性となるようなものは大いに取り

入れて活用し、課題や問題点になるようなことについては、関係者で協議をし、解決していくことが必要というふうに考えております。

#### ○1番（桃北勇一君）

恐らく市長は先賢の明を持って決断し、住吉地区が活性化する事業になるはずなんです。私も、今後の展開を大変期待しています。

それなら、ふえる就労外国人の相談窓口や、地元企業が外国人就労者を雇う場合の相談窓口を住吉地区館に設けたり、さまざまな就労外国人の問題を話し合える拠点づくりというものもできるのではないかと思います。

この日置市の研修施設を研修先として選びたくなる企業は、日置市の誘致企業になる可能性もあるわけです。

就労外国人問題は劇的に変化していきます。5年間の就労の後、永住許可を申請できるようにもなるでしょう。技能実習生として迎え入れる制度もその間口は広がりを見せ、今は労働力不足を補うために日本に来る外国人も、数年後には余りだすという試算する経済研究所のあるようです。

そうなれば、今より深刻な問題が起こるかもしれない。気持ちよく実習を積んでもらいたいと考える中、研修生が雇用先企業以外で接する日本人は、自治会、地元住民であり、信頼できる窓口は市役所であるはずで、そのあたり、市はしっかり対応すべきです。

県も外国人総合相談窓口をつくるようですが、地域の外国人が県庁まで行って相談するのでしょうか。相談窓口を、まずは日置市内に1カ所、本庁に設置すべきであると、私は考えます。

最後になりますが、SDGsはできる自治体が、できる所から、できるだけ早く取り組む目標です。世界的規模の内容が大変多く盛り込まれていますが、市長のSDGsに対する思いやお考え、今までの質問を総括をまとめてお聞きして、最後の質問といたします。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろとご指摘いただきまして不安する部分もたくさんあるというふうには思っております。特に、統合しました跡地の利用、これが一番大きな課題でございまして、今回も住吉地区の方に事前にお話をしたら、受け入れるということでございました。このことが、私の心を動かした原因の一つでございまして。

今、お話がございましたとおり、そういう窓口、そういうものも設けながら、今後、就労していただける雇用の問題も含めて、いろんな課題は残っておりますけど、今後、一つずつ解決をしていきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

#### ○議長（漆島政人君）

以上で本日の日程は終了しました。

10月2日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

午後2時45分散会

第 4 号 ( 1 0 月 2 日 )





## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第51号 市有財産の譲与について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 2	議案第52号 日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について（総務企画常任委員長報告）
日程第 3	議案第58号 日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第64号 令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）
日程第 5	議案第65号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第70号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第71号 令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第72号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第66号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第10	議案第67号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（産業建設常任委員長報告）
日程第11	議案第73号 令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）（産業建設常任委員長報告）
日程第12	議案第68号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第13	議案第69号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）（総務企画常任委員長報告）
日程第14	認定第 1号 平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について（各常任委員長報告）
日程第15	認定第 2号 平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第16	認定第 7号 平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
日程第17	認定第 8号 平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）

- 日程第18 認定第 9号 平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第19 認定第 3号 平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第20 認定第 4号 平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第21 認定第10号 平成30年度日置市水道事業会計決算認定について（産業建設常任委員長報告）
- 日程第22 認定第 5号 平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第23 認定第 6号 平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について（総務企画常任委員長報告）
- 日程第24 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第25 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第26 議員派遣の件について
- 日程第27 所管事務調査結果報告について
- 日程第28 行政視察結果報告について

本会議（10月2日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	馬場口一幸君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	堂下豪君
市民福祉部長兼市民生活課長	満留雅彦君	産業建設部長兼建設課長	宮下章一君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	松田龍次君	消防本部消防長	上原孝一君
東市来支所長	銚之原政実君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	地域づくり課長	橋口健一郎君
税務課長	松元基浩君	商工観光課長	久木崎勇君
福祉課長	有村弘貴君	健康保険課長	長倉浩二君
介護保険課長	福山祥子さん	農林水産課長	城ヶ崎正吾君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	新川光郎君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 地頭所浩君  
農業委員会事務局長 上之原誠君

社会教育課長 梅北浩一君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第51号市有財産の譲与について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第51号市有財産の譲与について、を議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第51号市有財産の譲与についての、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議において当委員会に付託され、9月3日に、委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長及び福祉課長などの説明を求め、その後に質疑、討論を行い、採決を行ないました。今回、議案として提出された市有財産は、日吉町日置1193番地1に設置されている、日置市特別養護老人ホーム青松園の建物であります。当施設の経緯については、指定管理期間の満了を控えた平成28年度に、日置市診療所及び日置市特別養護老人ホーム青松園あり方検討委員会において、地域からの存続意向と両者の連携、さらには安定的運営のために、建物の無償譲渡での民間移管が望ましいとの提言がなされました。

この提言を受け、診療所は平成29年度に民間へ移管しましたが、青松園については同時譲与に検討の余地があるとの意見で、3年間、指定管理期間が延長されました。そして昨年10月に、日置市特別養護老人ホーム青

松園移管選定委員会を設置し、外部委員7人によって移管の条件や、募集要項などの協議を行いました。そして公募を行い、同委員会の審査を経て5月、移管先として、社会福祉法人恵里会に決定しています。また先の6月議会において、日置市特別養護老人ホーム青松園条例の廃止の議案を可決したところでもあります。

今回の譲渡において、さまざまな点からの試算もなされており、昭和61年に建築された当施設の建てかえも予測され、独立行政法人福祉医療機構が公表している建設費用に基づいた同等規模の建設となると、11億5,828万円ほどが見込まれ、補助金を受けても8億2,708万円の自主財源となります。また現在の評価額、約1億2,608万7,000円で譲渡した場合、補助金適正化法が適用され、国への返納金が発生し、約2,463万円の損益が生じることとなります。

以上のことを踏まえ、市有財産を社会福祉法人恵里会に譲与しようとするもので、移管にあたっては地域の医療機関と連携し、多職種協働により最適な医療と介護サービスを提供できる体制であること、協力医療機関、歯科医療機関が確保できることが確実であることを附帯して決定されました。なお、駐車場を含む土地については、有償貸与となります。日置市関連条例に基づいて、現行で試算すると、年額110万円ほどが見込まれます。

次に、委員会での質疑の主なものを御報告申し上げます。

委員より、移管選定委員会はどのような構成で、どういったことが議論されたのかの問いに、委員会のメンバーは医師会の代表、伊集院保健所長、公認会計士、地域代表、社会福祉協議会代表、関係機関の代表で、特別養護老人ホームの性質などの理解を図り、まず募集要項の検討に取り組んだ。募集要項が定

まった後は、複数の公募を仮定し、社会福祉法人として運営する上で、最低限必要な資質を持ち合わせているのかを中心に採点を定めて、その上で公募に対して、委員会で評価して決めていこうという話等がなされたと答弁。

ほか委員より、公募の結果、応募した数は、また恵里会に決めた判断資料の採点方法は示せるかとの問いに、応募数は1法人のみであったが、委員会としてしっかりと採点審査し、決定した。その採点方法は資料として出せると答弁。また、ほか委員より、無償譲渡するが、向こう何年間は責任をもって恵里会が青松園を運営していくとはっきりと手続上交わされるのかとの問いに、募集要項の中に条件として15年を明記して公募したので、今後約定にも明記されることになると答弁。

ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、特別養護老人ホーム青松園は、市民共有の財産であった。公的に責任をもって管理すべきであり、続けるべきだと考えるので反対であるとの反対討論と、これまでの施設の地域貢献には敬意を表した上で、地方財政が厳しい中、本来行政がやるべきことに力を注ぐ方向性にするために、民間の力を借りるべきである。運営においては、市や県の定例監査などもあり、これまでの運営状況からしても、移管されサービスが悪くなることはないと考えるので賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、採決の結果、議案第51号市有財産の譲与については、賛成多数で、可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第51号について、討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、議案第51号市有財産の譲与について、反対討論を行います。

この議案は、日置市特別養護老人ホーム青松園を民間に移管するに当たり、この建物を無償譲与する議案です。既に、6月議会で青松園を廃止することは可決されております。私はそのときも反対をいたしました。また、平成24年に指定管理者への移行のときも反対をしております。市が責任をもって、この特別養護老人ホームは管理・運営すべきだという考えは変わりません。本来、市が公的に、責任をもって、これからも継続してやるべき仕事だと考えます。この施設は、市民共有の財産であり、住民の福祉のための、この施設を無償で譲与することを、私は認めることはできません。これまで、市民の働く場としても貴重な役割を果たしてきたことを考えますと、なおさら、とても残念に思います。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○21番（池満 渉君）

私は、委員長の報告に賛成であります。

昭和61年に、公設公営として青松園を設置された当時の旧日吉町の方々の英断には、心から敬意を表しますが、私どもは、さきの議会で青松園条例の廃止を決定いたしました。今や、特老施設等は民間による運営が主流であることも条例廃止の要因であったと思います。これら一連の経緯も含めて、賛成の理由

を述べます。

まず、目まぐるしい社会情勢の変化ということが一番に上げたいと思います。我が国の人口は急激に減少し、しかも少子高齢化といういびつな人口動態は、将来の国や地方自治体の財政状況を初め、さまざまな分野に影響を及ぼします。財政状況一つをとっても、委員長報告にありましたが、厳しい将来が予想されます。いまだ、復興がままならない千葉県、台風被災、たび重なる豪雨や震災への対応、過去の経験が生かせない事態が多発し、行政への依存度は、ますます高くなっています。そのためには、地方自治体、行政は両手いっぱい仕事を抱えるということではなく、民間にできることは民間に任せて、少し余裕をもって、予測不能な将来への備えをしておかなければならないと考えます。

次に、譲与先の選定についてであります。公募の結果、恵里会のみでありましたが、選定委員7名の得点合計が規定以下であれば、譲与そのものを見送るという厳しいものであったと聞いております。御承知のように、青松園は介護保険法及び老人福祉法にのっとり運営をされ、これまで同様、鹿児島県の指導監査、毎年、社会福祉法人の各種の研修会を初め、本市の関係部署もかわりながら、従前と変わりなく、民間への譲与による懸念は何一つありません。介護現場の人材不足など、将来の厳しい経営環境を考えると、指定管理者としての経験もある恵里会への譲与に賛成し、討論いたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで、討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

この採決は、起立採決にかわり、電子表決により行います。本案について、委員長報告

のとおり決定することに賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。

したがって、議案第51号市有財産の譲与については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定について

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定についてを、議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております、議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場の指定管理者の指定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、財政管財課長など当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。これから本案について、委員会における審査の経過と結果を御

報告申し上げます。まず、この議案の内容を申し上げます。

管理を行わせる公の施設の名称は、日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場であります。指定管理者となる団体の名称は、JR九州レンタカー&パーキング株式会社であり、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までであります。納付金の額は、毎年度西側駐車場の決算益金の64%に相当する額に、北口駐車場の決算損益金に相当する額を加算した額であります。

次に質疑の主なものを御報告申し上げます。事業計画書の中に、市民サービス向上や施設利用促進への対応策とあるが、身障者駐車場に屋根がついているかとの問いに、さきの条例改正の委員会審議で、身障者駐車場の確保の指摘があり、5台分の駐車スペースを確保した。しかし屋根は設置の計画はない。今後検討していきたいと答弁。

北口駐車場は、フラップ式のコイン駐車場で、現在、建設課で管理されているが、今まで故障などのトラブルはなかったか。また、トラブルの際、指定管理者が迅速に対応できるかとの問いに、一般的にフラップ式駐車場では、機器に車がぶつかって壊れるケースがあるとのことであるが、今まで北口駐車場において、そのようなトラブルはない。もし今後トラブルがあった場合、24時間体制で電話受付を行い、遠隔操作で対応する。鹿児島中央駅の総合案内所内に指定管理者となる会社があるので、そこを拠点に速やかに対応されると答弁。

西側駐車場は毎年決算益金64%の納付金で、北口駐車場と合計して389万円の納付金として積算されているが、この389万円という金額は変動するのか。今まで整備してきた経費を何年間で取り戻せるのかとの問いに、これまでの経費は建設課で整備してきた

ので手元に資料はないが、今後、改修に400万円ほど必要である。また、389万円という数字はあくまでも想定であり、金額の上下動はあると答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定については、全会一致で可決するものと決定いたしました。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員会報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第52号日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一



部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第3、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は9月2日の本会議において当委員会に付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長及び福祉課長などの説明を求め、その後に質疑、討論を行い、採決を行いました。

今回の条例の一部改正につきましては、ゆすいんと日吉老人福祉センターの高齢者の浴場使用に係る使用料の額等を見直すためのものです。公営の公衆浴場に係る高齢者の入浴料の平準化については、これまでも協議・検討してきており、ゆすいん、日吉老人福祉センター、ゆーぷる吹上の3カ所で、東市来の民間浴場並みの料金150円に調整を図ろうとしたものであります。

しかし、ゆーぷる吹上については、国民宿舎吹上砂丘荘建設時からの経緯もあり、地元の吹上温泉旅館組合との協議が整わず、今回、ゆすいんと日吉老人福祉センターについて、令和2年4月1日から行うものであります。

ゆすいんは、現行100円を令和2年4月から130円、令和3年4月から150円と段階的に引き上げ、日吉老人福祉センターは現行180円を令和2年4月から150円に

引き下げるものです。

次に、委員会の質疑の主なものをご報告申し上げます。

委員より、今回の改正は高齢者の利用料金が対象で、一般の料金は変わらないという理解でよいかとの問いに、一般の入浴料は先般、消費税を見込んで値上げした分でそのままになるとの答弁。ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたところ、ゆすいんが値上げすると利用者が減るのでは。また、利用者の経済的負担になると考えるので反対であるとの反対討論と、施設の利用についてはそれぞれの意見があり、行政として広い視野で客観的な視点で物事を見て進めていくことは大事と考える。今回の平準化の考えに賛成であるという賛成討論がありました。

その後、採決の結果、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第58号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について、反対討論を行います。

この条例改正は浴場使用に係る高齢者の使用料の額を見直すためのもので、両施設の浴場使用料の平準化を図ることを目的とするものですが、日吉老人福祉センターの分は引き下げになるものの、ゆすいんにつきましては値上げになりますので、私はこの値上げになる点を認めることができないので反対をいたします。

9月の末まで、ついおとといまでは100円で利用できたものですが、これを段階的に150円にまで値上げされます。これまで喜んで利用していた高齢者の方々が利用回数を減らされることになるだろうと思うと、とても残念です。平準化するなら安いほうに合わせればいいのという複数の市民の方々の声がありました。

以上、簡単ですが、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

○21番（池満 渉君）

議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正について、賛成討論を行います。

委員長から詳しく報告がありましたけれども、公営の公衆浴場に係る高齢者の入浴料の平準化を図る改正であり、あわせて地域によってばらばらであった入浴料に係る高齢者の範囲が65歳以上に統一されるものであります。

合併して既に14年、むしろ遅過ぎた感もありますが、反対する理由は何一つ見つからず、積極的に賛成するものであります。討論を終わります。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数です。したがって、議案第58号日置市伊集院健康づくり複合施設「ゆすいん」条例及び日置市日吉老人福祉センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）

○議長（漆島政人君）

日程第4、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は9月2日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、消防本部消防長、各事務局長、各

担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

市税は、令和元年10月からの軽自動車税の環境性能割導入により、147万4,000円増で46億3,311万円、自動車取得税交付金が同じく令和元年10月からの廃止に伴い、1,841万5,000円減額され2,158万5,000円、環境性能割交付金が新設され、585万3,000円の増。地方特例交付金が自動車税減収補填、子ども・子育て支援臨時交付金など4,575万円増で7,775万円。

地方交付税は、普通交付税の決定で3億7,386万2,000円を増額して81億7,386万2,000円。国庫支出金は、児童扶養手当、子ども子育て支援、現年補助公共土木施設災害復旧費など3億4,039万5,000円を増額して49億3,932万2,000円。繰越金は、前年度繰越金確定により、2億2,856万3,000円増額して3億7,856万3,000円。令和元年度臨時財政対策債は、発行可能額は5億445万2,000円になり2,960万円の減額です。市債は、現年度災害復旧費事業債など2億610万円増の37億4,460万円となりました。

次に、補正予算の歳出の主なものを申し上げます。

財政管財課では、施設整備基金積立金2億円、伊集院駅西側駐車場管理費398万9,000円、指定寄附金で吹上支所・庁舎備品購入費で150万円など。

企画費では、企業誘致整備に係る負担金補助及び交付金を、セイカ食品株式会社日置工場操業に係る井戸水処理の脱気装置設備工事費負担金で711万7,000円計上。

地域づくり推進費で、地域おこし協力隊設

置事業費の負担金補助及び交付金で100万円。

どんだんかごしま移住就業・起業支援事業費の負担金補助及び交付金100万円など。

商工業振興費では、消費税引き上げによる反動減対策としての消費生活活性化策の実施に向けた環境整備に伴う事業者説明会及びECサイト構築支援業務による委託料として80万3,000円。

観光費では、戦国島津PR拠点施設に係る工事請負費や操出金など163万6,000円。

常備消防費では、備品購入など104万4,000円。

非常備消防費では、消防雑入の消防団員安全装備品整備事業補助金を活用して、ヘッドライト購入に100万円など。

また、今回それぞれの費目で必要な人件費補正を行っております。退職、育休などの要因もあり、給料で796万5,000円の減、共済費で197万円の減、職員手当は災害復旧に伴う時間外勤務手当の増などで224万円の増、合計769万5,000円の減額補正となりました。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課所管では、委員より、吹上支所の備品購入は指定寄附金が充てられているのかとの問いに、吹上地域で使ってくれというふるさと納税の指定寄附金であり、まちづくり応援基金条例の5本柱に伴う趣旨であるとの答弁。

企画課所管では、委員より、セイカ食品日置工場に係る井戸水処理装置は脱気だけのものか。水質に問題はないのか。水量は確保できているのか。周辺の井戸枯れなどは行っていないかとの問いに、脱気・臭気だけの問題で、ほかは特に問題はない。セイカ食品も別に井戸を2本掘っており、水が不足しているとは聞いていない。また、周辺の井戸枯れも聞いていないと答弁。

地域づくり課所管では、地域おこし協力隊設置事業費の補助金の使い方はとの問いに、国が定める地域おこし協力隊の推進要綱で任期の終了前後1年以内に起業もしくは事業継承する経費に対して100万円を特別交付税措置で交付できるとなっている。新たな事業展開に必要な備品、消耗品費、工事費などの経費が対象となるとの答弁。

どんだんかごしま移住就業・起業支援事業費の100万円の補助金は、今までの定住促進の補助金と違うのか。また、対象者がいるのかとの問いに、定住促進の補助金とは全く別物である。国が東京都から6年間で6万人を地方に移住させようという施策で、東京で5年以上在住していた人が、県に登録されている企業に就職して移り住んで3カ月経過後、補助金を受ける権利が発生し、申請すれば補助金を受けることができる制度である。また、移住した際に日置市の物件を購入すれば、既存の定住促進の補助金も受け取れるとのこと。対象者はまだいない。日置市も企業の登録をお願いしたところ、1件登録されているとの答弁。

税務課所管では、自動車取得税交付金が廃止され、環境性能割交付金が新たに導入されたが、減収分の補償はあるのかとの問いに、減収分については、おおむね地方特例交付金などで補填されるが、今後の動向に注視していきたいとの答弁。

商工観光課所管では、商工業振興費委託料の個人番号カード利用環境整備事業費80万3,000円は、事業者説明会ということであるが、どのような説明会を行うのか。キャッシュレスの推進について、小規模事業者は参入できず廃業のおそれが想定されないかとの問いに、今回の説明会はこの制度がネット購入も対象としているので、事業者を集めて制度の中身を含めた説明会を予定している。また、キャッシュレス関係についても説明会

などを予定している。小規模事業者でもキャッシュレス決済の波及効果はあると市としては把握している。廃業の問題はないのではないかと答弁。

島津義弘公没後400年記念事業「甦る戦国」など、イベント参加料が計上されているが、どのようなイベントかとの問いに、10月26日に「甦る戦国」という市主催事業に係る参加料で、チャンバラ合戦と島津の大行列の参加料であるとの答弁。戦国島津PR拠点施設が吉利にできるが、ここを拠点として、どのようにして他の3地域とつなげて広げていくのかとの問いに、撮影スタジオや着つけ体験ができる施設として整備していくが、今後は、伊集院駅からの観光ルートや他の地域への広域的な周遊ルートを構築して広げていきたいとの答弁。

消防本部所管では、非常備消防費のヘッドライトは消防団員全て賄えるのかとの問いに、100万円上限の補助金なので、購入できる分を計上しているが、入札などで金額が下がれば、100万円を超える部分を購入して活動隊員分をそろえるとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）の総務企画常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

専門事業費、数字等が多いので、ゆっくりと読んでまいります。

ただいま議題となっております議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算(第4号)について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして当委員会に係る部分を分割付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長などの当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

それでは、今回の補正予算において文教厚生常任委員会所管に係る主なものについて、ご説明を申し上げます。

市民福祉部関係の歳入の主なものは、福祉課所管分では、子育て支援臨時交付金3,312万7,000円、これは幼児教育保育無償化に伴う事業費で、今年度は国が全額を賄うために交付されるものです。一部、教育委員会が所管する幼稚園に係るものも含まれており、福祉課所管分は、3,138万円でございます。

次に、民生費国庫負担金の児童福祉費国庫負担金2,160万6,000円。これは、児童扶養手当給付月数調整等による増額給付に伴う負担金で、補助率は3分の1です。

また、児童措置費国庫負担金の3,138万円、これは子育てのための施設等利用給付金で、幼児教育保育無償化に伴う事業のうち認可外保育や預かり保育などに係る経費で補助率は2分の1ですが、子ども子育て臨時交付金からの交付金も含めて100%になります。

次に、民生費国庫補助金の児童福祉費国庫補助金143万3,000円、これは子ども子育て支援交付金で、10月から開始される子育て世代包括支援センターへの社会福祉士配置及び病後児保育等基準額改正による増額補正に伴うもので、補助率は3分の1です。

また、児童扶養手当システム改修事業費国

庫補助金は64万4,000円を減額し、国が新たに要綱を定めた母子家庭等対策総合支援事業費へ移管し、補助率100%の未婚のひとり親に対する臨時給付金87万5,000円を追加して、151万9,000円を計上したものです。

健康保険課所管分では、保健指導費国庫補助金80万6,000円、これは母子保健情報連携システム改修に伴う増額補正で、事業費の3分の2が補助金です。

市民福祉部関係の歳出の主なものは、福祉課所管分について、児童措置費として子育て世代包括支援センター事業費に係るものが78万9,000円で、10月に開設される子育て世代包括支援センターに配置する社会福祉士の確保が見込まれるための増額計上であります。

また、国の補助基準額改正に伴う増額補正として、2つの事業があります。

1つは、乳幼児健康支援一時預かり事業の病中病後児保育に係るものが254万1,000円で、現在は、病中児をかごしま子ども病院、病後児をあづま保育園、厳浄寺保育園に委託しています。

もう一つは、地域子育て支援センター事業費に係るものが83万7,000円で、地域ごとに設置しており、美山保育園、あづま保育園、吉利保育園、厳浄寺保育園に委託しています。

消費税増税に伴う子どもの貧困対策の一環として、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金として87万5,000円で、1人当たり1万7,500円、50人分の計上であります。

児童扶養手当支給事業に係るものが6,481万6,000円で、これまで児童扶養手当の支給は4カ月分ずつを年3回支給していましたが、令和2年度から奇数月に2カ月分を給付することとなり、今年度はその過

渡期となり、その不足見込み分及び単価改定を想定しての計上であります。

子育てのための施設等利用給付事業では、6,276万円、幼児教育保育無償化に伴うもので、3歳から5歳等の一般的な保育給付サービス以外の対象サービスに係る利用料等の無償化対応の計上です。内容は、幼稚園などにおける教育時間後や長期休業中の預かり保育、専業主婦家庭の育児疲れ解消などに利用する一時預かり事業、病児保育、認可外保育施設の利用児童分で、期間は10月から半年分です。

次に、教育委員会関係の歳入の主なものは、教育総務課、学校教育課所管分で教育使用料の190万4,000円と、教育費国庫補助金、私立幼稚園就園奨励費15万9,000円の減額補正です。いずれも幼児教育無償化に伴うものであります。また、教育費国庫負担金24万円、これは私立幼稚園就園奨励費にかわる後継事業分としての増額補正です。

教育委員会関係の歳出の主なものは、教育総務課、学校教育課所管では、工事請負費262万6,000円で、令和2年度に伊集院中学校の学級がふえることによる本年度改修工事を行い、来年度に備えるための補正予算の計上です。平成30年度にも教室をふやす工事をしましたが、令和元年度に特別支援学級入級生徒が8人を超え、9人となったため教室が不足する事態となり、来年度入学する1年生の学級を準備するものであります。

それでは、質疑の主なものをご報告いたします。

市民福祉部市民生活課分では、委員より、福岡での年金生活支援給付金事務説明会には、いつ誰が行くのかとの問いに、制度が10月から始まり、実際に年金に上乘せされるのが12月からとなるので、10月に年金係長が1人出席すると答弁。

次に、福祉課分では、委員より、未婚の児

童扶養手当の臨時特別給付金が50人に対しての給付とのことだが、今回限りなのかとの問いに、対象となる手当受給者のみに1万7,500円給付されるが、現在行われているプレミアム商品券と同じで、消費税の増税に伴う生活への負担軽減を図る目的で、今回限りの給付となると答弁。また、ほかの委員より、未婚の児童扶養手当の臨時特別給付金の市民への周知、発信はできているのかとの問いに、8月が児童扶養手当の現況届の時期だったので、受給者には説明する機会がとれ、周知を図っている。新規対象者も含めて50件計上しているが、50件を上回ることはないと考えていると答弁。

次に、健康保険課分では、委員より、育休されている3人は専門職の方か。であれば、代替職員の方も同じ専門職になるのかとの問いに、育休の3人の職員は全て保健師で、代替職員の方も保健師、看護師、助産師であると答弁。また、ほかの委員より、母子保健情報連携システム改修でマイナンバーカードにより、住所異動時に、異動のあった自治体間でその情報がわかるとのことだが、全国どこでもかとの問いに、来年の4月1日から整備されたところから情報を順次入力することになっており、今後、マイナンバーカードの普及と合わせ、全国的に展開されることとなるとの答弁。

次に、教育委員会教育総務課、学校教育課関係では、委員より、給食センターにおいて、冷蔵庫室外機コンプレッサー修繕費があるが、給食への影響はなかったかとの問いに、7月の夏休み中だったので、影響はなかったとの答弁。ほかの委員より、幼稚園の無償化と給食費の負担は、保護者への周知を含め混乱の予測はないかとの問いに、周知としては、本会議で保育料徴収条例の廃止が議決されたので、現在、在園児の保護者には園を通じてお知らせしている。また、来年度募集の園児の

保護者へは、募集要項の中で周知していく。  
市のホームページにも掲載予定であるとの答  
弁。

次に、社会教育課分では、国体リハーサル  
大会の予算が計上されているが、伊集院球場  
での軟式野球大会時に指摘された障がい者用  
トイレの鍵の問題は対処したのかとの問いに、  
障がい者用トイレについては、内側から鍵が  
できるように修理した。また、リハーサル大  
会は本番に向けた大会なので、気づいた点は  
対処して万全にしているとの答弁がありまし  
た。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明  
で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、  
討論はなく、採決の結果、議案第64号令和  
元年度日置市一般会計補正予算（第4号）に  
おいて文教厚生常任委員会に係る予算につ  
きましては、全会一致で原案のとおり可決す  
べきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わ  
ります。

#### ○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を  
11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

#### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めま  
す。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第  
64号令和元年度日置市一般会計補正予算  
（第4号）につきまして、産業建設常任委員  
会における審査の経過と結果をご報告申し上  
げます。

本案は、9月2日の本会議において、当委

員会に係る部分が分割付託され、9月3日、  
4日に委員全員出席のもと委員会を開催し、  
産業建設部長、各担当課長など当局の説明を  
求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要ですが、6款農林水  
産業費は、1,739万1,000円の増額で、  
総額16億9,296万3,000円となって  
おります。

歳出の主なものは、農林水産課関係の農業  
振興費で、負担金及び交付金の新産業創出支  
援事業費100万円の増額は、2020オ  
リーブサミット・プレイベントの開催等に、  
150万円の増額補正。オリーブの苗木補助  
については、挿木での苗木育成が順調に成長  
し、配布できるようになったため、約  
250本分、50万円の減額補正であります。  
また、経営体育成支援事業費では、426万  
1,000円の内示に伴う増額補正で、吹上  
地域、株式会社国土愛物産のビニールハウス  
4棟や、個人、法人におけるネギ調整機や堆  
肥散布機等の機器購入30%以内の補助とな  
っております。

農地整備課関係の農地費では、県単農用水  
資源開発調査事業費で、東市来地域伊作田地  
区のボーリング調査に600万円、吹上地域  
小保下地区の地下水の物理調査に150万円、  
総額750万円の増額補正であります。

次に、8款土木費は、2,375万9,000円  
の減額計上で、総額を39億382万4,000円  
とするものであります。

歳出の主なものは、建設課関係の都市計画  
総務費の操出金で、公共下水道事業操出金は、  
社会資本整備総合交付金の内示等に伴い、  
2,396万9,000円の減額補正となって  
おります。

次に、11款災害復旧費は、7億475万  
4,000円の増額で、総額を10億  
7,845万4,000円とするものでありま  
す。

歳出の主なものは、農地農業用施設災害復旧費で、6月、7月の豪雨災害による農地災害で、畑60件、水田84件の1億6,170万円、施設災害で、農道39件、水路33件など、1億780万円、全体合計219件、2億6,950万円の増額補正となっております。また、林道災害復旧費の工事請負費では、豪雨災害による林道矢筈線災害復旧費で4,500万円。公共土木施設災害復旧費の工事請負費では、豪雨災害に伴い、河川24件、道路19件ほか、3億8,620万円の増額補正となっております。

一方、歳入につきましては、国庫補助金や県補助金などが主なものとなっております。

歳入の主なものは、農林水産業費分担金の農地災害復旧に伴う受益者分担金で、畑60件、水田84件、負担金は補助率の10%で、808万5,000円の増額計上。災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧費では、豪雨災害復旧に伴う事業費の補助率66.7%、2億5,759万5,000円の増額計上。災害復旧費国庫補助金の農林水産施設災害復旧費では、林道矢筈線災害復旧に伴う事業費の半額補助の2,250万円の増額計上。農林水産業費県補助金では、人・農地プラン推進支援事業費の100%を補助など、3件で855万1,000円。災害復旧費県補助金では、農林水産施設災害復旧に伴う現年度、過年度分の県補助金として、農地災害50%、施設災害65%補助で、1億5,390万9,000円。災害復旧債として、現年度分の農地・施設災害復旧に伴う事業債、充当率90%により、1億670万円をそれぞれ増額計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

初めに、農林水産課の関係では、委員より、農地集積協力金の地域格差はどうなっているのかとの問いに、日吉・吹上地域はこれまでに進めてきて実施されているので、今年は東

市来地域を中心に進めている。中間管理機構は担い手の集積率向上のため、集積した中の4%が担い手であることが条件となり進めているとの答弁。

委員より、オリーブの苗木の購入予算が50万円減額されたのはなぜかとの問いに、これまでに久留米市から3,800円で購入し取り寄せ、半額助成で市民に提供していたが、市で2年前に植栽した挿木の苗木が順調に生育しており、それを活用するため減額したものであり、今後も挿木による苗木の活用が期待できるとの答弁。

また、委員より、来年、本市で開催予定のオリーブサミットに向けたイベント、OLIVER LANDについて、設置の目的、実行委員会の構成員はどのようなものか、また、昨年度商工観光課から20万円の補助金が出され実施されているが、今年度所管課が農林水産課にかわり、補助金額が150万円と大きくなっているが、その理由はとの問いに、OLIVER LANDは、昨年、日置市内の若手飲食店の有志が集まり結成した民間団体が、日置市で栽培に取り組んでいるオリーブを広く知ってもらうために、オリーブをテーマにして開催したイベントであり、約8,000人の集客があった。昨年は、新商品開発の補助金を活用し、8事業者がオリーブオイルを使用した新商品開発を行い、主力メニューとして販売した。今年は、市の活性化にも貢献したいとの思いもあり、ホームページのフォロワー数も1万人を超え、出店申し出も100件以上あり、すでに応募を終了している現状である。今回、補助金額が大きくなったのは、昨年の実績をもとに広い会場が必要となるため、約1万人以上の集客を目標に、10月20日に伊集院総合運動公園で開催予定であるため、イベントへの補助金として計上している。昨年から3年間の期限で支援していく予定であるとの答弁。



農地整備課の関係では、委員より、県単農用水資源開発調査事業の伊作田地区、小保下地区の事業の詳細内容はとの問いに、昨年度の物理調査の結果、水脈が確認されている伊作田地区の山側に1カ所、200mm経口管で150mボーリングをする。小保下地区は、今年、電気探索機で水脈を探す物理検査を行い、水脈が見つかった場合、来年度以降にボーリングを実施予定であるとの答弁。

また、委員より、災害調査は日置市測量協会にも協力いただいたようだが、報酬費用等の発生はなかったのかとの問いに、今回は災害箇所が多かったため、日置市測量協会との災害協定に基づき協力をいただき、災害現場の測量延長と規模の報告をいただいた。協定により費用は無償となっているため、報酬等は発生していないとの答弁。

建設課の関係では、委員より、今回の豪雨災害の復旧は今年度中に終わる予定かとの問いに、できるだけ今年度内の復旧を目指す考えであるが、件数が多いため、年度繰越による復旧が多く発生することになりそうであるとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。その後、討論に付する前に、自由討議を行いました。自由討議では、オリーブ関連のPRイベントOLIVER LANDの開催について意見が出され、昨年度の収支報告書と今年度の予算書の提出を求め、内容を審査した結果、事業区分や金額の記載方法について、予算書と照らし合わせて、昨年度の収支報告書に整合性がとれない部分があるとして、委員会からの指摘を行い、会議を翌日に延長し、再度、審査することとしました。

翌日、昨年度所管課の商工観光課にも説明を求め、今年度所管課の農林水産課にも再度説明を求めました。委員会としては、今年度の補助額は昨年度を大きく上回る金額でもあ

り、所管課は補助金を支出している団体の収支報告書の点検や指導を確実に行うこと、今後は、OLIVER LAND実行委員会、農林水産課、商工観光課の3者でしっかりと情報共有を図り、適切な支援をすべきであることなど、委員総意の意見として申し添えておきます。

しかしながら、市内の若手飲食店有志で頑張っておられる団体のOLIVER LAND開催成功は、今後の日置市の活性化に大きく貢献するものであると認識しており、大いに期待するものであります。

自由討議を終了し、その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算(第4号)の産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長(漆島政人君)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

質疑なしと認めます。

これから、議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(漆島政人君)

異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和元年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第5 議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第70号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第7 議案第71号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

△日程第8 議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

#### ○議長（漆島政人君）

日程第5、議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第8、議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっております議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から、議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は9月2日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長など当局の説明を求め、討論、採決を行いました。

まず、議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

歳入の主なものは、繰越金1億6,420万6,000円で、平成30年度繰越金確定によるものです。また、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金610万5,000円は、システム改修に伴う増額補正で、補助率100%です。

続きまして、歳出の主なものは、基金積立金1億5,419万3,000円で、平成30年度繰越金確定に伴うものです。また、委託料610万5,000円は、オンライン資格確認、いわゆるマイナンバーカードを国民健康保険証として利用できるようにするための市のシステム改修に伴う増額補正です。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、オンライン資格確認対応システム改修で、マイナンバーカードで保険証の資格が確認できるとのことだが、その詳細はどの問いに、マイナンバーカードを保険証化するシステム改修で、国が示している案では、令和3年3月が目標となっている。滞納などの情報は載せないと聞いているが、制度のガイドラインは今年の秋に示されることになっている。マイナンバー化されることにより、社会保険と国保の資格状況が即座にわかること、薬の服薬情報がわかることなどが期待されているとの答弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入の主なものは、繰越金の前年度繰越金

86万6,000円で、平成30年度繰越金確定に伴うものであります。

歳出の主なものは、基金積立金86万6,000円、平成30年度繰越金確定に伴うものであります。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第70号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

歳入の主なものでは、介護給付費繰越金1億9,592万7,000円で、平成30年度精算に伴う介護給付の繰越金です。地域支援事業繰越金124万3,000円は、包括的支援任意事業に係る繰越金、また同じく地域支援事業繰越金194万3,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る繰越金です。

歳出の主なものでは、基金積立金8,940万1,000円で、平成30年度介護給付費に係る精算に伴う補正です。ほかに、国庫支出金精算返納金として7,373万5,000円、また、県支出金精算返納金として1,046万1,000円です。そして、一般会計への繰出金として2,920万4,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、介護認定者は現在何人かとの問いに、昨年の9月時点では3,058人で、近年は横ばいであるとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第71号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第

2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入の主なものは、普通徴収保険料滞納繰越分43万2,000円の減額補正、また平成30年度保険料収納確定に伴い27万8,000円の減額補正です。

歳出の主なものは、令和元年度保険料見込み額変更に伴う71万円の減額補正です。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、後期高齢者医療保険者数と滞納の状況はとの問いに、8月1日現在で、8,757人である。滞納は平成30年度が118万2,500円、滞納繰越75万1,780円であり、滞納者数は現年度分で44人、繰越分で12人であるとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第65号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号令和元年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第71号令和元年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第9 議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第10 議案第67号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第11 議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（漆島政人君）

日程第9、議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第11、議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）までの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、議案第73号日置市水道事業会計補正予算（第2号）の3件について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は9月2日の本会議において当委員会に付託され、9月3日、4日に委員全員出席のもと委員会を開催し、産業建設部長、上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ147万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5億8,448万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、下水道整備費の工事請負費で、社会資本整備総合交付金内示に伴い400万円の増額補正となっております。また、償還金、利子及び割引料で、長期償還利子確定に伴い起債利子255万3,000円の減額補正となっております。

歳入の主なものは、公共下水道事業費国庫補助金は、社会資本総合整備交付金の内示に伴い488万円の増額補正。一般会計繰入金では、起債償還利子が予定より少なかったことや前年度からの繰越金が予定より多かったことによる2,396万9,000円の減額補正。また、前年度繰越金の確定額が予算額を上回ったため、1,576万2,000円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、繰越金が前年度よりも多かった理由は何かとの問いに、前年度の使用料収入

が多かったことと、工事費の入札執行残によるものであるとの答弁。

委員より、下水道整備費の工事請負費の488万円は社会資本整備総合交付金のマンホールふた取替工事の他に、何かあるのかとの問いに、マンホールふたの取り替えのほかには水道管等の長寿命化のための補修を行う予定であるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ158万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ3,868万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、維持管理費の工事請負費で、吹上地域永吉地区の農業集落排水処理施設内の攪拌機モーターの取替工事を行うため、158万円の増額補正であります。

これは、攪拌機2台のうち1台が故障のため、モーターの交換を行い、その修理完了後に現在稼働しているもう1台についても分解・点検を行うものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金として、前年度繰越金の確定及び吹上地域永吉地区の農業集落排水処理施設内の攪拌機モーター故障に伴い、繰入金124万7,000円を増額補正するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、攪拌機2台あるうちの故障していないものも、今回、分解・点検することだが、これまでの修理状況はどうかとの問いに、2台で稼働しているが、2台とも同時

期に設置し、これまでメンテナンス歴はなく、今回、1台が故障したことにより、もう1台も初めて分解・点検を行うものであるとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第67号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

初めに、収益的収支とは、その年度に生じた料金収入と、その料金を得るために役だった経費等であり、資本的収支とは、配水管や施設の更新等、資産やその資産の価値を高めたり、耐用年数を延長させるための経費であります。

今回の補正予算は、収益的収支についての補正はなく、8億6,814万4,000円のまま、収益的支出を218万円増額し、総額を8億6,377万4,000円とするものであります。

また、資本的収入も補正はなく、1億9,400万円のまま資本的支出を313万円増額し、5億1,494万9,000円とするものであります。

収益的支出では、水道事業用、営業費用、配水及び給水費、備消耗品の水道メーター検針員携帯用の端末とバッテリー各5台等の購入に121万円の増額補正。

委託料では、検定満期メーター取替箇所の増に伴い、900個追加交換分の委託料300万2,000円の増額補正であります。

今回の検針用端末の購入は、1人で1,000件程度の件数を抱える検針員2人がやめられることに伴い、検針業務の平準化を検討し、今までやめられる2人が担当して

いた2区域の検針を4人で4区域に改めるとともに、本庁・各支所の予備端末等の保有のための予算化であります。

資本的支出では、人事異動に伴う人件費の減額補正、委託料の企業会計システム更新業務委託652万3,000円の増額補正であります。

現在使用している「行政システム九州株式会社」から「株式会社ぎょうせい」に変更・更新するものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、検針機器の購入は当初予算に組み込むべきではなかったのかとの問いに、やめられる人の想定は当初ではできなかった。また、検針の多い地域を2分割し、2人で回るため2台必要となるとの答弁。

この他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終了いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、産建の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第66号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第67号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第73号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号令和元年度日置市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第12 議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別

会計補正予算（第1号）

△日程第13 議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（漆島政人君）

日程第12、議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第13、議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。西園典子総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）の2件について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして、当委員会にかかわる部分を付託され、9月3日に委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長など当局の説明を求めて、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ71万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,505万3,000円とするものであります。

歳入は、繰越金が前年度繰越金の確定による1万円増で2万円、一般会計からの繰入金70万8,000円で、71万8,000円の増額であります。

歳出は、厨房改修設計業務委託料に伴う71万8,000円の増額をするものであり

ます。

当局の説明の後、質疑を行いました。質疑はなく、質疑は終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ40万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億3,942万7,000円とするものであります。

歳入は、前年度繰越金の確定により4万6,000円の増、一般会計繰入金35万4,000円の増であります。

歳出は、浴場ポンプのモーター等、修繕に伴う40万円の増額であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、修繕の補正の出し方はどのようにしているのか、突発的な故障の備品の確保はすぐに業者が対応できるのかとの問いに、今年度も相当数の機器の突発的修繕があり、今後予測される必要最低限の修繕料を計上している。今年度も部品調達等のため何日間か一部の施設営業を休止したとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第68号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第69号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第14 認定第1号平成30年度  
日置市一般会計歳入歳出  
決算認定について

#### ○議長（漆島政人君）

日程第14、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。



本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。西園典子総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長西園典子さん登壇〕

#### ○総務企画常任委員長（西園典子さん）

ただいま議題となっております認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、9月6日と9日、委員全員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、消防本部消防長、各事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

平成30年度におきましては、国はデフレからの脱却と経済の再生を目指し、地方においても国の取り組みと歩調を合わせることを求め、県は一層の高齢化の進行で、扶助費増、公債費も高水準でいく中で、本市においては第2次日置市総合計画の前期基本計画の中間、また、日置市まち、ひと、しごと創生総合戦略の4年目に当たる年でありました。

本市が掲げる将来都市像「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまち、ひおき」の実現のため、厳しい財政状況の中、将来的に足腰の強い持続可能な財政構造を構築するため、日置市財政健全化計画に基づき、限られた財源を有効活用、費用対効果を念頭に置き、市民に対する説明責任を十分確保した上で、平成30年度の予算編成に取り組み実行されてきたところです。

以上のことを前提として当委員会の審査におきましては、まず、議決した予算は、当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また、今後の行財政運営にどのような改善工夫がなされるべきかということも含め審査いたしました。

歳入については、対前年度比4億9,914万1,000円増の280億4,488万

3,000円、自主財源比率は29.5%で、依然として自主財源の乏しい財政状況であります。

歳出については、対前年度比3億9,514万円増の270億5,238万7,000円、その内訳は、義務的経費48.7%、対前年度比2,013万9,000円増の131億6,503万2,000円、投資的経費19.6%、対前年度比9,511万5,000円増の53億1,131万7,000円、その他の経費31.7%、対前年度比2億7,988万6,000円増の85億7,603万8,000円であります。

また、歳出決算統計で、翌年度繰越控除後の予算執行率は97.86%でありました。

地方債現在高は306億3,556万3,000円と、前年度比より6億7,582万2,000円増となりました。

結果として、経常収支比率89.6%、対前年度比0.3ポイント増です。実質収支は7億5,756万4,000円と黒字ですが、実質単年度収支の赤字2億7,870万円は、数年続く赤字状態で、財政の硬直化が進む状況が見られ、引き続き歳出削減と歳入確保の努力が必要とされます。

議会費は、支出済額2億1,116万円、執行率93.48%、総務費は44億7,124万8,000円、執行率96.26%、労働費は1,305万円、100%、商工費は2億393万3,000円で94.07%、消防費は9億9,454万4,000円で98.2%の執行率であります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

まず、総務課所管では、委員より、選挙啓発費に伊集院高校での出前講座の実施があるが、状況はどうだったか。夏の参議院議員選挙に講座を開いて効果があったか。日置市他の高校の出前講座の要請はとの問いに、伊集院高校3年生、258名を対象に実施。ア

ンケートでは85%が満足したとの回答。日置市は18歳投票率が30.14%、19歳投票率が34.8%で、18歳と19歳の投票率平均が32.47%であった。県平均が25.4%であったので、県内19市の中で一番投票率が高かった。一定の効果があつたのではないかと。他の高校の出前講座の要請はなかったが、2、3年に一度は各学校で行っている。若年層の投票率は全体平均の49%にはほど遠いので、引き続き啓発に努めると答弁。

自主防災組織率100%を目指す、平成29年度と比較して87.9%と増減なしである。何が原因と捉えているかとの問いに、未組織自治会にアンケートを実施したら、必要がないとか、必要だけど人材がないという答えがあつた。丁寧な説明が必要であり、日置防災リーダーネットを立ち上げているので、連携して、一つでも多くつくってもらいたいと考えていると答弁。

次に、財政管財課所管では、契約管理費で契約の平準化とあるが、平準化への改善の取り組みは何か。総合評価方式を含めた入札制度の検討とあるが、結果はどうか。総合評価方式入札は全クラスの業者が対象かとの問いに、発注見通しを4月と10月に示し、繰越事業の発注で上半期分は十分改善されている。入札は価格面だけでなく、技術力や地域への貢献度の評点も入れて落札業者を決めるという低入札価格調査制度を導入している。これは県に準じた運用である。全ての格付には、この入札方法を採用はしていないとの答弁。

次に、企画課所管では、市総合計画実施計画は経営視点に立ち、投資効果の見込めない事業は見直しなどを図る仕組みづくりが必要とされているが、どのような視点から課題に上げたのかとの問いに、財政状況は非常に厳しい状況である。その中で、総合計画実施計画を毎年度作成し、それに基づいて各課が当

初予算要求書を作成している。まずは、各課で実施計画の各事業の見直しをしてもらって、当初予算を作成する仕組みづくりを検討している。厳しい財政状況を職員間で共有するために、各係長を対象に説明会を実施したと答弁。

企業誘致対策費の立地協定に調印した4社について、新規雇用者の状況はどうか。また、企業安定雇用創出事業補助金との関連はどの問いに、4社のうち1社は新規雇用予定を超えて採用しているが、その他の3社については、新規雇用人数はまだ達していない状況である。企業安定雇用創出事業補助金は、工場等立地促進補助金に該当しない企業が、工場等の新・増設に当たり新規雇用をした際の補助制度であり、これについては日置市独自の補助金であるとの答弁。

次に、税務課所管におきましては、債権管理の戸別訪問は何人で回るのかとの問いに、特別滞納整理係の職員だけでなく、債権を持っている担当職員と一緒に回るとの答弁。

次に、消防本部所管では、女性職員の採用は、また、女性職員を採用した際の業務内容はどの問いに、過去3年間、2名ずつ受験者がいたが、採用に至っていない。令和8年4月までに複数人女性職員を採用しないといけなないので、次回の庁舎改修で女性職員を受け入れる体制を整え、採用も考えていきたい。業務は救急隊、消防隊、予防業務などがあるが、採用された際、検討していきたいとの答弁。

消防団員定数613人に対し、現在546人在籍であり、充足に向けた団員確保が課題だと考えるが、全国的には学生団員というものもある。日置市ではそのような団員は在籍しているのかとの問いに、学生の身分で消防団員として活動している方は今はいない。消防団員は、18歳以上の堅固な者で、区域内に居住しまたは勤務する者と規則で定めている

ために、学生であるから入団できないとはなっていない。全国的に言われている学生団員は機能別消防団員という管内で大学などがある場合、災害のときだけ活動するという消防団員も全国で多く存在する。今のところ、県内の状況を注視して検討している状況である。

また、会計課所管では、コンビニ収納の金額が高いが、市民にとっては納付しやすいという分析かとの問いに、昼の窓口業務中に、納付期限が過ぎた方がコンビニで支払えなかったので窓口に来たという例もあり、夜間も支払えるので納税者には便利な取り組みであるとの答弁。

次に、監査委員事務局、公平委員会事務局、議会事務局所管では、委員からの質疑は特にありませんでした。

次に、商工観光課所管では、イベントについては、参加者が少なくても続いているイベントがあるようだが、イベント自体が多過ぎるのではないかとの問いに、イベント自体は実行委員会の運営であるが、スタッフに職員が多く配置されるイベントも多い。令和元年度からイベントが商工観光課に集約されたので、イベントを分析や数値化して、同じ基準、同じ目線で見直す必要があるとの答弁。

次に、地域づくり課所管では、委員より、地区館のハード事業は全体のバランスがとれているかとの問いに、地区民に直結したインフラ整備については終わりつつあるが、地区館ごとにばらつきがある。第5次総合振興計画策定に当たり、支所ごとに予算を配分して、その中で優先順位を行政が判断して整備していく予定であるとの答弁。

地域おこし協力隊が現在、美山地区で活動しているが、今後も地区館に限るのかとの問いに、これまでは地区館での配置だったので、地域づくり課が対応していたが、今年度からの地域おこし協力隊は商工観光分野での配置である。平成30年度から企画課を調整窓口

として位置づけており、活動は多岐にわたることができることを各担当課に周知している。漠然としたビジョンではなく、しっかりとしたビジョンを定め、例えば何かの商品開発をしたいということであれば、全国からそのスペシャリストを募って、地域おこし協力隊として商工観光課や観光協会に配属したり、プロジェクトに携わるといった手法をとっている自治体もある。本市においても、プロジェクト的なものがあれば、それに合致した地域おこし協力隊が配置される可能性があるとの答弁。

そのほか多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、討論、採決に入る前に、自由討議を行いました。

その中で集約された附帯意見について申し上げます。

1点目、地区公民館主体の地域づくり事業については、地区振興計画に基づくハード・ソフト事業の所期の目的は果たされたと評価する。人材、財源確保を含めた将来予測するとき、5期計画においては、地区公民館単位に限らず、支所単位で持続可能な地域づくりを推進していくことも重要であり、予算配分も含めた制度の検討が必要である。

2点目、商工業及び観光の振興を目的に多くのイベントが実施されている。しかし、運営面において市職員が大半になっているものや、事業成果を問われるものもある。今後は、働き方改革も含め、住民の自立運営で効果的な実施を求めるため、イベントの廃止も含めた事業評価が必要である。

3点目、財政状況は依存財源に頼る部分も多い中、交付税一本算定移行で、より一層厳しい状況が見込まれる。しかし、扶助費増、施設の老朽化など課題が多い中、経費拡大が続いている。将来にわたって持続可能な行財政構造を構築するために、歳入歳出改革の一層の努力を求めるというものであります。

自由討議の後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、総務企画常任委員会にかかわる部分につきましては、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の御報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時12分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

**○文教厚生常任委員長（佐多申至君）**

ただいま議題となっております、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、文教厚生常任委員会における決算審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、9月2日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、9月6日、9日に、全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、教育委員会事務局長、各担当課長など当局の説明を求め、9月9日に、討論、採決を行いました。

当委員会におきましては、議決した予算が当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また、次年度に向けた課題について審査をいたしました。

歳出の市民福祉部所管では、総務費戸籍住民基本台帳費に係るもので、予算額1億5,856万8,000円に対して、支出済額1億5,518万5,000円で、執行率97.87%、民生費は社会福祉に係るもの

で、予算額78億5,061万5,000円に対して、支出済額が76億4,137万7,000円で、執行率97.33%となっております。

民生費の主な歳出を申しますと、老人福祉費11億8,114万5,000円は、介護予防、生きがい活動支援事業、高齢者クラブ助成事業費、在宅支援経費のほか、老人福祉施設入所措置費などであります。

児童福祉総務費1億9,201万5,000円は、放課後児童健全育成事業費やひとり親家庭医療費助成事業費などであります。

児童措置費28億6,306万8,000円は、保育所運営費、児童手当支給事業費などであります。

生活保護総務費8億52万6,000円は、生活保護費や生活困窮者自立支援事業費などであります。

衛生費は、保健・予防、環境に係るもので、予算額34億4,956万7,000円に対して、支出済額が33億4,857万7,000円で、執行率97.07%となっております。

衛生費の主なものを申しますと、市民生活課に係るものでは、生ごみたい肥化容器設置補助金が今年度で終了することが報告されました。これは、現在推進している生ごみ回収事業に取り組む自治会が着実に増加傾向にある理由からです。

健康保険課に係るものでは、健康教育面で、地方創生事業として体験型健康医学教室を4地域で実施し、一般受講者116人、企業関係者23人、フォローアップ教室に174人が参加。また、市内飲食店業者の方々の協力をいただき、Tバランス健康食認定事業に取り組み、13店舗、16メニューも開発、そのほか、不妊治療においては、一般不妊治療及び特定不妊治療への助成を実施し、68人の治療者のうち30人の方が妊娠される成果

となっております。

出生された赤ちゃんやその家族にプレゼントする子育てグッズや、お祝いの気持ちを込めたマタニティボックス、ひおきコウノトリ便も94%という高い満足度であります。

また、自殺対策事業においては、自殺対策基本法に基づき、日置市いのち支える自殺対策推進計画の策定がなされております。

本市における自殺者数の動向は、平成28年度及び平成29年度は5人以下と少ない数で推移していましたが、平成30年度は9人となり、深刻な状況にあります。

介護保険課に係るものでは、要支援1・2の認定者に対して、介護予防ケアプランを作成しているが、処理件数が多く、地域包括支援センターのみでは対応が困難なため、市内17カ所、市外1カ所、計18カ所の居宅介護支援事業所に委託し、地域包括支援センター分2,615件と委託分1,126件の合計で3,741件を作成しています。

次に、教育委員会所管分では、教育費で予算額37億9,206万4,000円に対して、支出済額30億1,818万4,000円で、執行率は79.59%であります。繰越明許費は小中学校空調設備整備工事、伊集院中学校教室改修工事、伊集院総合運動公園照明制御システム改修工事、日吉運動公園グラウンド防球ネット修繕、吹上浜公園サッカー場整備工事によるもので7億2,830万2,000円を令和元年度に繰り越したものであります。

教育総務課の主なものを申しますと、耐震基準に満たない伊集院北小学校の改築工事を継続して実施し、校舎完成後に引っ越しを行い、その後旧校舎の解体を行っています。

また、日吉学園増築のための基本設計、実施設計を行っています。

学校教育課では、学習指導アシスタントの派遣、特別支援教育支援員の配置拡大、各中

学校校区における小・中一貫教育を計画したことや、ひおきふるさと教育やひおき検定などを実施しています。

相談件数が増加傾向にある子ども支援センターの相談体制の充実のため、人員体制の検討や就学援助における要保護・準要保護児童援助給付については、非課税世帯ではない部分まで一歩踏み込んで、経済的に就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図っています。

社会教育課では、4地域の図書館において、年間を通じ図書資料の収集に努め、年度末の蔵書冊数は21万3,631冊となり、入館者も8万1,177人、貸し出し冊数が23万4,091冊で、市民1人当たり換算すると4.86冊となっており、かごしま連携中枢都市圏事業により、市外からの利用者也増加しております。

次に、質疑の主なものを御報告いたします。

まず、市民福祉部市民生活課関係では、委員より、狂犬病予防注射が80.61%の注射率となっている。環境省より災害に備えたペットへの心得などガイドラインが示されているが、室内で飼っている犬なども含め、未登録の動物の確認はできているのかとの問いに、犬は狂犬病予防で登録するよう決まっている。狂犬病予防注射時に登録のない犬は、登録していただくようお願いしているが、予防注射をせず、登録せずに家の中で飼っている方は把握できていない。狂犬病予防注射及び登録については、自治会文書やポスターでの啓発を行っているが、災害に備えたペット問題は今後検討するとの答弁。

次に、福祉課関係では、委員より、放課後児童クラブの利用者は年々ふえていると思うが、定員に対してどのような状況かとの問いに、平成29年度末に伊集院小学校と妙円寺小学校にアンケート調査を実施し、伊集院小学校区、妙円寺小学校区ともに60人ほどの児童のニーズがあると把握している。両校区

で保育所・幼稚園等にクラブ開設の希望を募り、妙円寺小校区では、今年度1カ所新設されることとなったが、伊集院小校区では空き店舗などを利用した提案もしたが、駐車場の確保等の課題があり進んでいないと答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より母子保健事業において家庭や生活状況の多様化、複雑化により、支援の必要な家庭がふえており、発達障害児の早期発見、支援においても、個別の丁寧な支援が必要とあるが、具体的な対策をとったのかとの問いに、行政内での課を超えて連携しなければならないケースがふえており、31年度10月から開設する子育て世代包括支援センターを中心に各課連携して支援できる体制づくりを整えているところであるとの答弁。

介護保険関係では、委員より日置市内17カ所において、居宅介護のケアプランを作成する体制は把握しているのかとの問いに、要支援の方のケアプラン作成は、基本的には包括支援センターが行うが、件数が多いため居宅介護支援事業所に委託している。要支援者の分は、包括支援センターの主任介護支援専門員がすべてコーディネートしており、割り振りやケアプランチェックなど、ケアマネジメントに係る体制は整っているとの答弁。

続きまして、教育委員会所管の教育総務課、学校教育課関係では、委員より教育指導費の平成29年度から実施している小中一環教育において、小中の兼務申請が平成29年度の27件から平成30年度は75件と高くなっているが、小中一貫教育に対する教職員の理解度またはその浸透度のバロメーターと判断すればよいのかとの問いに、兼務申請は教職員の学校間の乗り入れ授業の回数であり、数の分だけ成果が出ているとはまだ言えない。現在はその過程であり、乗り入れ授業が各教科で実施されるように指導し、その状況を見て成果と課題を今後は明確にして積み上げて

いきたいと答弁。

次に、社会教育課関係では、委員より、図書館管理運営費で移動図書館車ひよしまるについて、子どもたち向けだけではなく、高齢者、特に運転免許証を返上し、図書館へ行けなくなった方々等への巡回など活用はしているのかとの問いに、現在、日吉地域のデイサービス事業所に年9回、障害者支援事業所に月1回巡回している。今後は学校や地区公民館への巡回を利用して高齢者にも配慮していきたいとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、人権事業費において、人権啓発研修費は特定団体への支出である。個人番号カード事業費及びコンビニ交付サービス事業は、個人情報漏えいが懸念される。小・中学校費教育振興費における就学援助金は、申請者全員が受けられるべきとの考えで、平成30年度の一般会計決算認定に反対であるとの反対討論があり、採決の結果、認認定1第号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

今回、平成30年度決算の結果を十分に生かし、本市を取り巻く社会情勢が変化していく中、生活環境や保健医療福祉、教育文化などの各種の施策が改善され反映されることを求め、市の発展・市民の幸福度を上げるためのまちづくりが進められていく事を切に願い、報告いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。黒田澄子産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、産業建設常任委員会におけ

る審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、令和元年第4回9月定例議会におきまして当委員会に付託され、去る9月9日・10日の2日間の日程で、産業建設部長及び各関係課長、農業委員会事務局長、上下水道課長ならびに職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて審査いたしました。

当委員会の審査においては、まず議決した予算は、当初の趣旨と目的に沿って適正に、かつ効率的に執行されたのか。それにより、どのような費用対効果、行政効果が得られたか。また、次年度に向けた工夫・課題についても着眼し、審査を行いました。

それでは、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、当委員会に係る部分についての決算審査の概要をご報告いたします。

6款、農林水産業費に係る決算額では、活火山周辺地域防災営農対策事業費や県営中山間地域総合整備事業費、農村環境施設保全事業費、情報通信技術利活用事業費などの増加。オリーブによる新産業創出支援事業費、産地パワーアップ事業費、農業基盤整備促進事業費、農地耕作条件改善事業費などが減少。

全体として、対前年度比6,213万8,000円、3.9%減の15億1,853万6,000円となっております。

8款、土木費に係る決算額では、湯之元第1地区土地区画整理事業費や河川等災害関連事業費、通学路交通安全事業費の市道整備費などの増加。公営住宅建設事業費や活力創出基盤整備事業費の街路や市道整備、道整備交付金事業費などが減少。

全体として、対前年度比4億6,400万8,000円、16.1%減の24億2,228万円となっております。

11款、所管に係る部分の災害復旧費決算

額では、現年単独公共土木施設災害復旧費や過年補助公共土木施設復旧費、林道等の災害復旧費が増加。現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費などが減少。

全体として、対前年度比3,131万7,000円、14.8%減の1億8,081万7,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農業委員会所管に係る主な質疑は、委員より、農業者年金基金、新規加入が7人とあるが、女性の加入者はいたのか。また、新規で7人は多いのか、少ないのか。未加入の理由はどのようなものがあるのかとの問いに、7人中2人が女性の加入である。平成30年度の新規加入目標が2人であるため、7人の加入は多い方で、県から鹿児島県農業者年金加入推進活動表彰を受けた。農業者年金は、60歳までの加入であり、国民年金等の加入の他に、2万円から6万7,000円での加入負担のため、なかなか加入に至らないとの答弁。

委員より、担い手農家結婚モデル事業での実績がないが、どのような方に通知しているのか。また、参加状況の把握をしているのかとの問いに、50歳未満の方27人にお知らせしており、内訳は30代に8人、40代に19人である。その方が、参加されたかどうかは、把握をしていないとの答弁。

委員より、平成30年度新規事業の遊休農地等整備事業の周知はどうだったかとの問いに、平成30年度から市単独事業で取り組んだものだが、今年度は7月に、市のお知らせ版への掲載、また、ホームページや農業委員会だより等でも周知を行っているとの答弁。

次に、農林水産課所管に係る主な質疑は、委員より、新産業創出支援事業の商品開発で、新たな商品化はできているのかとの問いに、新産業創出支援事業は、オリーブによる地域

活性化や産業化による雇用創出に向けて、オリーブ事業推進体制を強化するものである。

事業効果を高めるために、オリーブを利用した商品開発を図るといった目的のもと、1、搾り残渣再利用、2、オリーブオイル小袋パック、3、日置産オリーブの新漬け、4、日置産ブレンドオイル、5、日置産オイル入り化粧品などの商品開発を行なった。

その中で、オリーブオイル小袋パック・新漬け・ブレンドオイルは商品化されている。搾り残渣は、乾燥させてニワトリの飼料化にできないか検討中であるとの答弁。

委員より、情報通信技術利活用事業費、1,496万3,400円の内訳はどのようなものかとの問いに、農業ICTツールによる農業情報プラットフォームを構築し、ベテランイチゴ農家へのヒアリングにより開発された日置市イチゴ栽培マニュアルをプラットフォーム上に反映させることで、ベテラン農家と若手農家の生育環境データ等をいつでもどこでも比較できる仕組み作りを行なった事業である。

イチゴ部会全体32人に声をかけて、13人・14ハウスで、気温・土壌水分・湿度・空気中の二酸化炭素濃度などを測定し、イチゴに最も適した環境データを収集して、今後に生かしていくものであるとの答弁。

委員より、スクリーミングゴカイ、いわゆるジャンボタニシの事業は今後も続けるのかとの問いに、ある程度、実証効果も得られ、農家の意識も深まったので、平成31年度までの3年間事業として終了の予定であるとの答弁。

次に、建設課所管に係る質疑は、委員より、公営住宅共益金を市の負担としているが、どのような場合かとの問いに、各住宅の空き家がある場合、空き家分を平準化の考えで、空き家が1割以上の場合、市が負担しているとの答弁。

委員より、土地区画整理事業で、平成35年度までの計画だが、現在の工事進捗率は50.54%である。このことをどう捉えるのかとの問いに、当初は、平成35年度を目標にしていた。平成30年度の実績を捉えて、今後も移転補償費等、国の補助金の確保に取り組み、継続的に事業の推進を図っていききたいとの答弁。

次に、農地整備課所管に係る主な質疑は、委員より、多面的機能支払交付金事業の共同活動とは、どのようなものかとの問いに、共同活動とは、農地や農業用施設の補修、自治会での草払い清掃活動や水路の泥あげ、鬼火焚きなど環境維持や保全活動などの組織活動であるとの答弁。

委員より、多面的機能支払交付金事業において、懸案事項として、地域活性化のために活動できる意欲あるリーダー育成の必要性が掲げられているが、どのような状況か。また、どの年代を想定しているのかとの問いに、シンポジウム等を開いてリーダー養成をしたいため、県のリーダー育成事業の案内をしているが、参加がない状況である。50歳代がいいが、まだ働いておられるために、60歳代と考えているとの答弁。

委員より、昭和54年建設の永吉ダムの計画的改修をどう考えているのかとの問いに、施設について診断を行い、ダムや橋の塗装などは、ストックマネジメント事業で実施予定。今後は、パソコン機器等の更新を計画していく予定であるとの答弁。

そのほか、多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についての、産業建設常任委員会に係る部分につきましては、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わ



ります。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

平成30年度の一般会計の決算の中で、問題だと思おう点や税金の集め方、使い方について、認めることができない点などを申し上げます、反対討論とさせていただきます。

まず、1番目に申し上げたいのが、自衛官募集事務費の中の防衛省に対する若者の名簿提供のことでございます。

県内では、鹿児島市を除く各市町村が同様のことを行っており、日置市だけが問題だというわけではないのですが、本人や家族、保護者の了解を得ずに高校などの卒業予定者の名簿を防衛省の要請を受け名簿を作成し、提供しているのを私は認めることはできません。

募集対象情報とは、主に高卒想定者など18歳の住所、氏名、生年月日、性別の4つの情報でございます。それを日置市は名簿にして提供しています。このことを知った市民の方からは、「まるで兵事係のようだね」という声がありました。

自治体が自衛隊からの名簿提供の求めに応じるかどうかは任意であり、自治体側に名簿提供の法的義務はありません。そればかりか、住民基本台帳法は、個人情報保護の観点から、台帳の原則非公開を定めています。

自衛隊法97条と施行令120条は、自治体に対し名簿の提供を義務づけていません。必要があると認めるときは、求めることができるのであって、応じるかどうかは自治体の判断です。自治体が本人の同意なしに情報提供に応じることは、プライバシー侵害の疑いがあるのではないのでしょうか。

次に、毎年指摘させていただいておりますが、人権事業費です。市民生活課の人権啓発研修補助金37万8,000円ですが、部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、これは逆差別というべきものと考えます。どうしてこの団体にだけ人権啓発のための補助金が必要なのでしょう。

国においては、同和対策事業は終了しておりますし、税金の使い道としてふさわしくないと私は考えますので、反対の理由の一つとして今回も指摘させていただきます。

次に、同じく市民生活課、市民戸籍係、個人番号カード事業費、マイナンバーカードに関するコンビニ交付サービス事業だけでも、約1,700万円を執行されています。このマイナンバーカードがコンビニでも扱われるようになり、便利になりましたと、サービス向上を図りましたと言いたいのですが、私は大変危険だと考えます。

マイナンバーカードで全ての情報がつながりますので、情報漏れのリスクは高くなります。このカードの狙いは、国が国民の情報を一括管理し、国民を統制しようとするもので、徴税の強化などにつながるものと考えます。マイナンバーカードの普及率は13.9%、約14%に過ぎません。交付から3年半もたつのに、ほとんど広がりません。個人情報の漏洩やプライバシーを侵害する危険を抱えている一方で、国民にとっては必要性が感じられないからです。

しかし、政府はマイナンバーカードの普及に熱心です。それは、IT企業にお金を流す

意味もありますが、治安維持や政権維持にマイナンバーカードを身分証として活用したいと考えていると見られます。マイナンバーカードの取得だけでなく、常時形態が当たり前、持たない者は不審者だとする世論が今後つくられていくかもしれません。そんな社会にしていいいのか問われています。

この問題だらけのマイナンバーカードの普及のために、いくら国からのお金だといっても、30年度も日置市で多額なお金が使われたことを私は認めることはできません。

次に、義務教育を受ける権利を保障する就学援助制度については、全児童生徒に申請書が配られるなどの周知の徹底が行われ、また入学準備金が入学準備に間に合うように支給されるようになって、改善された点などは高く評価しております。

また、受けられる基準の所得によって一律に選別せず、学校納付金の滞納などで学校からの申し出のあった児童生徒へは、特別の配慮が行われている点などは評価しております。しかし、30年度についての就学援助の申し込みが、小学生478人、中学生231人、計709人の申し込みに対し、小学校要保護世帯38人、準要保護322人、中学校が要保護23人、準要保護160人が就学援助を受けました。小学校118人、中学校48人は受けられなかったということです。私は申請者全員が受けられるようにすべきだと考えます。

また、所得基準の見直しも必要だと申し上げておきます。子どもの貧困が大きな社会問題となる今、義務教育は無償とすると定めた憲法を生かした教育行政が求められています。

次に、日置市役所で働く人たちの非正規がふえ、正規よりも非正規の職員のほうが多くなっている点は、大変問題だと私は考えます。公務公共の場で働くのは、正職員が当たり前でなくてははいけません。身分がちゃんと保証

され、安定した待遇で安心して働いていただいているこそ住民の福祉も向上していくと私は考えます。専門的な知識やさまざまな経験を積み重ね、それを生かし、やりがいを感じながら誇りを持って働く、そういう人材を日置市も育てていかななくてはなりません。今正職員の採用試験を受けて落ちた人なども非正規職員として働いている人が何人もいるようですが、そういう方には、正職員採用への道もあるという展望もしっかりと示していただいて、働いていただくことが大切だと思っております。

さて、今私たちの国は社会保障は削る一方で、軍事費だけはアメリカ言いなりにふやし、国民にはどんどん負担を押しつけるという国民いじめの間違った政治を行っています。医療や介護、年金は改悪続き、社会に貧しさと格差が広がっています。そのような国の悪政から住民の命や暮らし、福祉、教育、雇用を守り、地域経済を守り、安心、安全を守ることが今、地方自治体に求められています。

一般会計の平成30年の決算について、ただいま幾つか問題だと思う点を私なりの考え方、視点から述べさせていただきました。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、並松安文君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○18番（並松安文君）

私は、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定の文教厚生常任委員会に係る所管に賛成の立場で討論いたします。

まず、民生費では、障害者医療給付費やはりきゅう等施術費助成事業など、また衛生費では、浄化槽設置整備事業費、感染症予防接種事務費など、教育費では、伊集院北小学校校舎改築等に係る小学校建設事業費や吹上浜公園サッカー場整備事業費など、その他多くの事業を積極的に推進され、成果も確認でき

ます。また、予算で計上されて委員会で慎重に審議し、議会で可決されたものが確実に執行されたことも、審議の中で確認いたしました。

したがって、私は認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定の文教厚生常任委員会に係るものは、委員長の報告のとおり認定すべきものと考え、簡単であります。賛成討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第1号平成30年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第15 認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第7号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第17 認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第18 認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

**○議長（漆島政人君）**

日程第15、認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第18、認定9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

**○文教厚生常任委員長（佐多申至君）**

ただいま議題となっております認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての4件の文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、9月2日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月6日に全委員出席のもと委員会を開催し、市民福祉部長、各担当課長など当局の説明を求め、9月9日に討論、採決を行いました。

まず初めに、認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額63億487万3,000円に対して支出済額61億4,066万6,000円で、歳入歳出差し引き残額は1億6,420万7,000円であります。

特定健康診査等事業費では40歳から74歳までの被保険者を対象とした特定健康診査を集団と個別に積極的に行い、対象者の皆さんの心がけとご理解、ご協力により高い受診率となっております。

6月30日のNHKのど自慢で、健康保険課・介護保険課の職員の方々がチームで出場して全国へ発信したように、特定健診受診率が全国で第2位となりました。それを継続していくことも課題となりますが、日置市は高医療費市町村として厚生労働省から指定を受けていたため、訪問看護師による重複・頻回受診者への訪問指導、レセプト点検員による診療報酬明細書の審査、国保だよりなどの適正受診の呼びかけも行い、医療費の適正化にも努めています。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、医療費適正化特別対策費で訪問看護師が頻回受診者64人、重複受診者142人へ指導とあるが、反応はどうだったのかとの問いに、人数は延べ人数であり、重複頻回は整形外科であったり、柔道整体などさまざまなケースがあるのですべてが減るものではないが、看護師等による適正受診につなげるということで、制度等の趣旨を説明して、その後の改善に努めているとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、高すぎる国保税は下げるべきだとの考えで平成30年度国民健康保険特別会計決算認定について反対であるとの反対討論があり、採決の結果、認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額619万5,000円に対して支出済額532万8,000円で、歳入歳出差引残額は86万7,000円であります。

吹上温泉施設整備計画では、今後配湯管布設がえなどにより約2億円の経費が見込まれ

ることに加え、平成29年度実施設計した東泉源からの敷設替並びにB泉源にある混合槽及びポンプ室周辺の改修の経費が見込まれます。

国民宿舎吹上砂丘荘あり方検討委員会の答申後の事業計画とさきの一般質問で市長が答弁したようにゆ〜ぷる吹上との統一経営なども含め、市の運営管理として広い視野で客観的な視点で、物事を見て進めていくべきと考えます。

それでは、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、現在、配湯する際に問題があるかとの問いに、平成27年度及び28年度に貯湯槽そして配湯管を新しくしているので改善はされているが、ポンプにスケールがどうしても溜まるため、3カ月に1回はメンテナンス作業を行っている。スケールが溜まるとポンプの出力が落ちるので、安定した量を配湯するためには日々の調整及び維持管理が必要であるとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第7号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額57億1,073万8,000円に対して支出済額55億392万7,000円で、歳入歳出差引残額は2億681万1,000円であります。

権利擁護事業費は、専門的・継続的な視点から高齢者の成年後見制度の活用や虐待及び困難事例等への対応を行い、適切なサービスや機関につなぎ、支援するためのものです。

権利擁護に関する相談は高齢者虐待が8件、

成年後見18件、消費者被害が2件、虐待については延べ195回ほど対応しております。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、在宅医療介護連携推進事業において、中核会議、作業部会と29年度から定期的に行われているが、課題としてネットワークの体制整備とあるが、今後の取り組み状況はどうかとの問いに、中核会議は医師会代表、歯科医師会代表、薬剤師会代表とその他関係者代表が集まり、地域医療の課題や在宅介護の課題等を多職種・専門職で組織する部会を通じて協議を行っている。在宅を支える医療機関との連携、切れ目のない24時間体制の構築など、講演や事例検討、研修会を通じて専門職の顔が見える関係強化を図っている現状にあるとの答弁がありました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、介護保険料や利用料の負担が大きくて市民が安心してサービスを受けられない現状があり、制度を見直すべきと考えるので平成30年度介護保険特別会計決算認定について反対であるとの反対討論があり、採決の結果、認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額6億7,193万1,000円に対して支出済額6億7,055万6,000円で、差引残額は137万5,000円であります。

疾病予防費においては被保険者の健康の保持増進のため、人間ドックを受診した方に対して費用の約7割を助成しています。

ドック受診者は前年度より28人ふえ、179人、指定医療機関への委託料として

146人分454万9,000円、個人への助成金として33人分85万5,000円を支出しています。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、健康診査の受診者をふやす対策はどう考えているのかとの問いに、75歳になると国保からスライドしてくるので、しばらくは受診者もふえてくるが、高齢者のデータが国による制度化によって国保と後期高齢者のつなぎで、情報が途切れないような手立てを考えていくことにしているとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了、討論に付しましたところ、75歳以上の高齢者を家族から切り離す、この制度自体に反対であるとの反対討論があり、採決の結果、認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

これで、認定第2号、第7号、第8号、第9号、特別会計歳入歳出決算認定について、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから、4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○14番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対討論を行います。

国民健康保険の財源は、市民が納める国税と国からの公費、県からの交付金、そして

日置市は一般会計からの法定外の1億円の繰り入れを行っております。この一般会計からの1億円の繰り入れを行っている点は、私も要求してきたことが実現いたしましたし、大変高く評価しております。しかし、1億円の繰り入れをしてもなお高い国保税です。ほとんどの国保世帯は所得の1割から2割程度の重い国保税の負担となっております。住民は本当にこれを払うのに苦労しております。国保税は高過ぎるので引き下げが必要だと考えます。現年分の徴収率は92.90%、滞納分の徴収率は26.20%となっており、滞納者へは医療費10割負担となる資格証明書が発行されております。そして、分納相談に来られた方には、期限の短い短期保険証が発行されております。私は、社会保障制度として、まずは医療を受ける権利を全ての市民に保証すべきであると考えます。国保世帯の全てに正規の保険証を発行すべきだと考えます。また、多子世帯などへの負担軽減などを図るべきと考えます。そして、この高過ぎる国保税によって、国保への加入手続きをしない、無保険の人たちが存在しているということは大きな問題だというふうに考えています。この点についても対策が必要だと考えています。この国民健康保険は国の財政支援がなければ成り立ちません。これまで削られてきた国の財政負担をふやすように全国の市長会も求めています。国に元に戻すように求めています。私も国がきちんと責任を果たすべきだと考えております。

私は、この平成30年度の国保会計の特別会計の決算は、例年と同じく高過ぎる国保税で市民を苦しめた決算だと考えます。この決算を私は認めることはできませんので、反対をいたします。

以上です。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を

許可します。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な医療を受けることができるよう地域住民が支える公的医療制度です。平成30年度制度改正により、県が財政運営主体となりました。このことにより、県が医療費水準や所得水準に応じて納付金を決定し、本市はその額に応じた国保税率を算定しています。社会保険制度や共済制度と異なり、高齢者や無職、自営業の被保険者など、構造的に低所得者の割合が高く、中間所得者層の保険負担が重いものとなるため、低所得者による保険税軽減相当額を公費で補填する保険基盤安定制度が導入され、また、法定外繰入金として一般会計から1億円が拠出されています。それでも困難な場合は分割納付などの納税相談も行うことなどを評価いたします。

30年度事業におきましては、1人当たりの医療費が増加傾向にあるために、訪問指導等により受診の適正化に努めるとともに、レセプト点検員による診療報酬明細書の審査、国保だよりなどの適正受診の呼びかけなど評価される所です。特定健康診査等事業では、健康診査を集団と個別で行い、受診率も増加しており、保健指導の効果として、当該者の数値が全体的に改善しております。

疾病予防では、各種がん検診、人間ドックの助成などによる健康の保持推進、ヘルスアップ事業では、人工透析への移行を阻止するための糖尿病性腎症重症化予防対策に取り組むなど、医療費の削減と被保険者の負担増抑制につながる取り組みの努力を行っております。

今後とも、適正化につながる実効性の伴う保健指導、訪問指導の方法の確立や、各種健

診の受診率の向上に取り組んでいきたいと考えます。

今回の平成30年度日置市国民健康保険特別会計について、賛成といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数です。したがって、認定第2号平成30年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次の開議を2時10分とします。

午後1時57分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認

定第7号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号平成30年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

まず、平成30年度、本市で取り組まれました、市民と一体となった介護予防の取り組みなどは、大変評価したいと思います。

しかし、制度の始まったころと比べても、保険料の負担が倍以上になるなど、負担がふえているのは問題です。また、サービスを受けるためには、介護の認定を受け、その認定された介護度により受けられるサービスは異なりますが、サービスは全て商品であり、サービスを受けるには、お金が必要です。

3,058人の要支援・要介護認定者に対し、サービス受給者数は2,735人で、利用率89.4%でした。平成30年度は、利用料の年収383万円以上は3割負担が導入され、福祉用具のレンタル制度導入による毎年の上限価格の設定、また介護保険と障がい者福祉の事業所による共生型サービスの創設などが始まりました。介護認定を受けてもサービスを全て受けられるわけではなく、それぞれの財政状況でサービスを削っている実態があります。本市でも、利用料の負担ができないからと、入所施設から自宅に戻られたケースもあるようです。

介護保険制度は3年ごとに見直されてきましたが、見直しのたびに負担はふえるばかりで、そして見直しのたびに制度は複雑になり、サービスは利用しにくくなっています。保険料の負担だけを見ても、制度開始時は3,000円だったのが6,000円を超え、倍以上になっており、住民を苦しめています。

さて、国はさらに、介護度の軽い人、軽度者の要介護1・2の人の生活援助サービスを市区町村が裁量で行う総合事業に移す介護外しを狙っています。さらに、ケアプラン作成の有料化なども計画しています。このような改悪を許さず、誰もが安心して介護を受けられ、介護する人も安心して介護できるようにしなければなりません。

そして、介護従事者の大幅な処遇改善が求められています。介護の現場は、常に人手不足で、働く人は疲れ切っています。賃金の大幅な引き上げなどの早急な処遇改善が必要です。

この決算は、介護する人と介護される人の安心の制度とはほど遠いと考え、以上、この決算を私は反対させていただきます。

以上です。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、下御領昭博君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○13番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、急速に高齢社会が進み、少子化や核家族化も進んで、家族で介護者を支えることができない状態がある中で、これらに対応するため、2000年（平成12年）4月1日に創設され、今回で19年目となります。

第1号被保険者数は、平成30年9月末現

在で1万6,163人で、前年と比較すると前期高齢者65歳から74歳が大きく伸びています。要支援・要介護認定者については、平成30年9月現在で3,058人で、前年度より大きな変動はなく、介護サービス受給者数は2,735人で、利用率は89.4%であります。

平成30年度は、3年前に算定される第7期計画の当初の年で、今回保険料の見直しがあり、240円の上げ幅となっています。

第1号被保険者の保険料は、所得水準に応じて細かく9段階に分類されており、基準月額で6,100円で、最小では2,750円、最大で1万370円であります。全国平均月額は5,869円、鹿児島県平均月額は6,138円で、本市は、県内43市町村では高いほうから21番目になります。介護サービスに係る給付総額は、平成30年度は約51億円で、平成29年度と比較して約700万円減となっています。また、第1号被保険者1人当たりに換算すると、約31万4,000円の給付額で、前年度より4,000円減額となっております。これは努力の成果であり、評価すべきことであります。

介護予防日常生活支援サービス事業にも積極的に取り組み、平成29年度に比較して大きく伸びています。また、一般介護予防事業でも、全ての高齢者を対象に、介護予防に向けた体操を住民主体で実施する「筋ちゃん広場」を市内全域に普及する努力を行っております。このように、元気な高齢者をつくり、介護サービスの充実に努めていることは、評価できることであります。

介護に頼らない生活を維持できるよう、各自が健康管理に十分配慮すべきであります。しかし、介護が必要になったとき、介護の必要度合いに応じて介護サービスが受けられます。まさに助け合いの介護保険制度で、大変



大事な事業であります。今後も市民と行政が一体となって、取り組んでいかなければならないと思います。こういったことから、介護保険課の努力の成果が見られ、今後も引き続き努力されることを要望して、平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数です。したがって、認定第8号平成30年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を、「75歳」という年齢で区切って、家族からも切り離し、別枠の保険制度をつく

ったもので、制度そのものが差別であり、問題だと考えます。

後期高齢者医療の保険料は、約8割の人が年金から天引きされる特別徴収です。年金が年額18万円未満の場合や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超える場合は、被保険者が保険者に直接支払う普通徴収になります。保険料が払えずに滞納になるのは、この普通徴収の人たちです。月に1万5,000円程度の年金か無年金などの低所得者が多く、後期高齢者医療だけでなく、介護保険料や消費税などで生活自体が大変、厳しい実態があります。

平成30年度後期高齢者医療保険料現年分の徴収率は99.72%、滞納分59.37%となっており、この生活自体が大変厳しい方たちが保険料の負担に苦しんでおられることが、よくあらわれていると思います。私は、この決算を認めることはできませんので、反対をいたします。

以上です。

○議長（漆島政人君）

次に、田畑純二君の賛成討論の発言を許可します。

○20番（田畑純二君）

私は、ただいま議題となっている認定第9号について賛成の立場で討論いたします。

先ほど委員長報告でもありましたように、この件は、去る9月6日の、私も所属する文教厚生常任委員会の決算審査委員会にて、慎重に、十分、審議しました。その場で、決算審査資料の主要施策説明及び懸案事項調査調書での担当者の説明を受け、質疑、討論、採決を行いました。その結果、文教厚生常任委員会では、賛成多数で、賛成することになりました。その理由は、各予算額の執行率は高く、大きな問題点はなく執行され、認定に反対する具体的な大きな根拠となる問題点・課題は見出されないからでありました。したが

いまして、この常任委員会に属している私も、この特別会計歳入歳出決算認定については賛成の立場であります。

以上、簡単ですが、私の賛成討論とします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数です。したがって、認定第9号平成30年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第19 認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第20 認定第4号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第21 認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（漆島政人君）

日程第19、認定第3号平成30年度日置

市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの3議案について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この3議案は、令和元年度第4回9月定例議会において当委員会に付託され、9月10日に委員全員出席のもと、産業建設部長および上下水道課長をはじめ職員の出席を求め、慎重かつ効率的な審査になるよう努めて審査いたしました。

それでは、まず、認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入歳出の総額につきましては、歳入総額5億5,031万7,000円、歳出総額5億3,155万6,000円、歳入歳出の差引額は1,876万1,000円でありました。

質疑の主な内容についてご報告いたします。

委員より、平成30年度末の汚水処理整備事業は、事業計画577haに対して整備面積502haで75haが残っているが、これが下水道につながると金額でどれくらいになるのかとの問いに、負担金額は1m<sup>2</sup>当たり420円であるため、残り75haでは3億1,500万円と推定される。しかし、区域内には未整備の山林なども含まれ、下水道につないで供用開始にならない限り、負担金は発生しないとの答弁。

委員より、下水道の供用開始時期について、新しく開発された団地等では、団地内の住宅建築がほぼ進んでからでない負担金の徴収がなされず、建築から何年も経過してからの徴収に困っているとの市民の声があったが、現状はどうかとの問いに、現在、下水道区域内で開発造成され賦課される受益者負担金については、開発造成時の土地利用協議等の際に、受益者負担金を開発業者に支払ってもらうことを条件にしており、トラブル等は発生しないように努めているとの答弁。

委員より、不納欠損の理由は何か。また、何年に1回の実施になっているのかとの問いに、不納欠損になる理由は、受益者の死亡や住所不明などの場合であり、毎年、数件出ている。下水道料金は、強制徴収公債権で、5年を経過すると時効になる現状であるとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

農業集落排水事業は、平成30年度末の接続人口が484人と、供用開始時の648人に比べ約25%の減となっており、今後一層の経営状況の悪化が懸念されます。今後、ストックマネジメント計画等により、効率的に業務運営に取り組んでいく必要があると思われます。

歳入歳出の総額につきましては、歳入総額3,651万7,000円、歳出総額3,558万4,000円、歳入歳出の差し引き額は93万3,000円となりました。

質疑の主な内容についてご報告いたします。

委員より、県農業集落排水事業連絡協議会への負担金が支払われているが、県内のどれくらいの自治体が、協議会に加入しているのかとの問いに、県内23自治体、61施設で加入があるとの答弁。

委員より、緊急時対応業務の項目があり、警報発生時の対応とあるが、どのような事態で警報が発令されるのかとの問いに、平成30年度は緊急出動件数はなかった。警報が発令される想定は、電気設備や機械設備の異常が発生した場合等である。現在、点検業務委託業者が週に2回、点検業務を行っており、何か不具合があれば市に報告が来るようになっているとの答弁。

他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

平成30年度の水道事業につきましては、老朽管の漏水が多く発生するなか、市民の皆さんの日常生活への影響を最小限に食いとめるため、水道指定工事業業者等の協力を得ながら、24時間体制での業務に従事し、安全で安心して飲める水道水の安定供給に努めている現状であります。

また、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、日本水道協会による相互応援体制のもと、広島県江田島市に職員と給水車を派遣し、応援給水活動を実施しております。

それでは、経理の状況としまして、水道事業の収益的収支の税込金額では、収入8億5,851万9,000円、支出7億7,030万3,000円で、8,821万6,000円が当年度の純利益であります。

資本的収支の税込金額では、収入1億5,533万1,000円、支出5億1,049万9,000円で、差し引き3億5,516万8,000円の不足額となり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填されました。

質疑の主な内容についてご報告いたします。

委員より、緊急な漏水等で昼夜を問わず補修等に対応してくださる管工事組合の業者数はどのくらいか。また、協力対応くださる事業者へ入札等での優遇措置などはないのかとの問いに、現在、管工事組合を中心とする入札参加事業者数は37事業者である。そのうち協力店として、漏水の対応等に当たってもらっている事業者の内訳は、東市来5社、伊集院8社、日吉3社、吹上8社の24事業者である。この事業者においては、申し合わせ事項に基づき、600万円未満の水道事業の入札においては、優遇して指名しているとの答弁。

委員より、滞納内容について、過年度分では多額な方はどれくらいあるのかとの問いに、多い方は2年分であり、2カ月に1回の徴収になるため12回分となる。一度に支払いが困難な場合は分納相談にも応じている。滞納には気をつけているが、病気やケガ等で入院の方もおり、簡単に水道はとめることはできない。納付期限から4カ月ほどの間に督促、催告、最終警告の順で通知するが、それでも納付がない場合は自宅訪問し本人と面会し、そこで納付できる人は2カ月分を納付するようお願いしている。平成30年度は、131件の給水停止に至っており、停止されるとほとんどが一部納付をされる現状であるとの答弁。

他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定いた

しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから3件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第3号平成30年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第4号平成30年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第10号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号平成30年度日置市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第22 認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第23 認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（漆島政人君）

日程第22、認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第23、認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題とします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

ただいま議題となっております認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算

認定の2件につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月9日に全委員出席のもと委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長、吹上砂丘荘支配人、ゆーぶる吹上支配人など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

まず初めに、認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入1億9,207万2,000円、歳出1億9,205万2,000円で歳入歳出差引2万円であります。事業収入のうち料金収入は、前年度に対しまして215万4,000円の減収でした。

次に、主な質疑をご報告いたします。

委員より、オリーブに特化したメニューはないのか。また今後検討しないのかとの問いに、来年オリーブサミットが日置市で開催され、その中で生産者がオリーブを使った料理を会場内で提案するので、それを見て検討するとの答弁。

今後、大きな修繕、備品を購入する予定はあるのかとの問いに、厨房備品が10年以上経過したものがふえており、修繕回数が年々ふえている状況である。修繕も1万円、2万円ですむものはいいが、10万円単位での修繕が続くようであれば新しく購入したほうが良いと考える。今年度の購入予定はないが、来年度は大きな厨房備品の購入を考えている。また、クーラーの故障も多いので、計画的な交換を考えているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承、質疑を終了いたしました。

国民宿舎事業と健康交流館事業については関連性がありますので、引き続き、認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別

会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

歳入1億2,900万9,000円に対し、歳出1億2,896万2,000円、料金収入は9,061万9,000円で、前年に対し、308万2,000円の減収でした。収入項目は、プール利用料だけが増加し、前年度比274万1,000円の増であります。

主な質疑をご報告いたします。

委員より、砂丘荘も含め、両方とも経営が厳しいが、今後2つの施設を市としてどう運営していくのかとの問いに、3月議会でも市長が話したとおり、両施設の経営統合を行っていききたい。経営統合で人件費や重複している業務の経営改善を行い、運営していききたいとの答弁。

人件費が高い要因は単に人が多いのか、単価が上がって高いのかとの問いに、従事者の拘束時間が長いのも一つの増の要因である。平日のレストラン営業をやめ、月曜日を定休日にする等、人件費の抑制に努めているとの答弁。

唯一プール利用が伸びているが要因は何かとの問いに、平成29年度に開催しなかった夏休み短期教室を開催した。近辺に類似施設がなく、口コミで利用者がふえた。シニア会員について会員の減少がないのも要因であるとの答弁。

公費をかなり投入している。収入に対して経費がどれだけか。その中の人件費比率はどれだけかなどの個別の経営分析は行っているのかとの問いに、平成29年度決算で一番赤字が大きいのは宿泊、部屋、売店の1,600万円、その他の温泉、プール、食堂部門も各々700万円から900万円の赤字であり、合計4,000万円の赤字であるとの答弁。

有名な実業団陸上部が54泊、259名となっており、吹上浜公園のクロスカントリーを利用しているが、管理状況を把握している

かとの問いに、クロスカントリーコースについては、合宿前にスタッフが現地確認を行っており、今後の管理については教育委員会とも協議していききたいとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、質疑を終了。討論採決に入る前に、自由討議を行いました。その内容を申し上げます。

両施設は、本来は独立採算で住民福祉に寄与するのが基本であるが、難しい状況である中で、今後両施設の統合も検討していく旨の説明がなされた。しかし、統合だけでなく、事業の個別分析や、選別も含めた経営改革も必要である。今後、スポーツ合宿やビジネス泊型のニーズも高いことも考慮した施設改修、統合も検討すべきであるとした一致した意見もありました。

その後、それぞれ討論採決に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上2件、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は、委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第5号平成30年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第6号平成30年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

△日程第24 意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書

**○議長（漆島政人君）**

日程第24、意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長並松安文君登壇〕

**○議会運営委員長（並松安文君）**

ただいま議題となっております意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事

業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、過疎地域自立促進特別法の期限切れを令和3年3月末に控え、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしております。

過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。

よって、引き続き、総合的な過疎対策の充実強化が図れるよう、新たな過疎対策法制定を強く要望するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますとおり、朗読は省略いたしますが、送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

**○議長（漆島政人君）**

これから、意見書案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。

失礼しました。これから意見書案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、意見書案第1号を採決します。

お諮りします。意見書案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第25 閉会中の継続審査申し出について

○議長（漆島政人君）

日程第25、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査にしたいとの申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第26 議員派遣の件について

○議長（漆島政人君）

日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

△日程第27 所管事務調査結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

文教厚生委員長、産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は市長に送付いたします。

---

△日程第28 行政視察結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第28、行政視察結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長から議長へ行政視察結果報告がありました。

総務企画常任委員長からの報告書は市長へ送付いたします。

---

△閉 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げ



げます。

さて、今期定例会は、9月2日の招集から本日の最終本会議までの31日間にわたり、令和元年一般会計補正予算を初め特別会計補正予算、市有財産の譲与、日置市営伊集院駅西側駐車場及び日置市営伊集院駅北口駐車場に係る指定管理者の指定、日置市立幼稚園保育料徴収条例の廃止、平成30年度の日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からのご指摘のありました点につきましても真摯に受けとめ、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になります。議員各位におかれましても健康に十分留意され、市政運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

**○議長（漆島政人君）**

これで、令和元年第4回日置市議会定例会を閉会します。皆様、大変ご苦労さまでした。

午後2時56分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 漆島政人

日置市議会議員 重留健朗

日置市議会議員 福元 悟